

平成 23 年

第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 23 年 3 月 9 日

閉 会 平成 23 年 3 月 24 日

大 津 町 議 会

平成 23 年第 1 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 9 日	水	午前 10 時	本会議	開会、提案理由説明	
3 月 10 日	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・先議議案第 1 号から議案第 12 号まで質疑、討論、表決 ・議案第 13 号から議案第 28 号まで質疑、委員会付託 	本会議終了後 ・全員協議会 ・議員研修会
3 月 11 日	金		休 会	議案等検討	各中学校卒業式
3 月 12 日	土		休 会	議案等検討	一般質問締切日 午後 5 時まで
3 月 13 日	日		休 会	議案等検討	
3 月 14 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	午前 9 時議運 一般質問順番等
3 月 15 日	火	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 16 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 17 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 18 日	金		休 会	議案等整理	
3 月 19 日	土		休 会	議案等整理	
3 月 20 日	日		休 会	議案等整理	
3 月 21 日	月		休 会	議案等整理	春分の日
3 月 22 日	火	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 23 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 24 日	木	午後 1 時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	各小学校卒業式
会 期				16 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成22年12月例月出納検査の結果について
- 平成23年1月例月出納検査の結果について
- 平成23年2月例月出納検査の結果について

平成23年第1回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成23年3月9日(水曜日)

出席議員	1番 金田 俊二	2番 府内 隆博	3番 吉永 弘則
	4番 源川 貞夫	5番 鈴木 ムツヨ	6番 大塚 龍一郎
	7番 新開 則明	8番 月尾 純一朗	9番 坂本 典光
	10番 石原 大成	11番 手嶋 靖隆	12番 永田 和彦
	13番 松永 幸久	14番 宇野 光廣	15番 荒木 俊彦
	16番 大田 黒英生		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次		
	書記 掘川 美紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲	総務部総務課長 桐原 則雄	
	副町長 上田 英典	企画部企画課長 杉水 辰則	
	総務部長 徳永 保則	総務部税務課長 田中 令児	
	企画部長 木村 誠	福祉医療課長 大塚 義郎	
	会計管理者兼 西村 和正	総務課行政係長 藤本 聖二	
	福祉部長 岩尾 昭徳	企画部企画課 白石 浩範	
	土木部長 中山 誠也	財政係長兼 地域づくり推進係長	
	併任工業用水道課長		
	経済部長 西本 昇二	教育長 那須 雪子	
	子育て支援課長 松永 高春	教育部長 松永 高春	
		農業委員会事務局長 服部 次子	

会 議 に 付 し た 事 件

選任第 1号	常任委員会委員の選任について
選任第 2号	議会運営委員会委員の選任について 議長の常任委員辞任について
議案第 1号	大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定について
議案第 2号	矢護川地区簡易水道組合の解散について
議案第 3号	矢護川地区簡易水道組合の解散に伴う財産処分について
議案第 4号	平成22年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第 5号	平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 6号	平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
議案第 7号	平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8号	平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第 9号	平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
議案第10号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）について
議案第11号	平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
議案第12号	平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第13号	大津町振興総合計画基本計画の策定について
議案第14号	大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大津菊陽水道企業団規約の一部変更について
議案第20号	菊池広域連合規約の一部変更について
議案第21号	平成23年度大津町一般会計予算について
議案第22号	平成23年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第23号	平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第24号	平成23年度大津町公共下水道特別会計予算について

議案第25号	平成23年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第26号	平成23年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第27号	平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第28号	平成23年度大津町工業用水道事業会計予算について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 23 年 3 月 9 日 (水) 午前 10 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議長の常任委員辞任について
- 日程第 7 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 8 議案第 1 号 大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2 号 矢護川地区簡易水道組合の解散について
- 日程第 10 議案第 3 号 矢護川地区簡易水道組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 11 議案第 4 号 平成 22 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 12 議案第 5 号 平成 22 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 13 議案第 6 号 平成 22 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 日程第 14 議案第 7 号 平成 22 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託
特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 15 議案第 8 号 平成 22 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
について
- 日程第 16 議案第 9 号 平成 22 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) に
ついて
- 日程第 17 議案第 10 号 平成 22 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 5 号)
について
- 日程第 18 議案第 11 号 平成 22 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号) について
- 日程第 19 議案第 12 号 平成 22 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 20 議案第 13 号 大津町振興総合計画基本計画の策定について
- 日程第 21 議案第 14 号 大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 15 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第16号 大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 大津菊陽水道企業団規約の一部変更について
- 日程第27 議案第20号 菊池広域連合規約の一部変更について
- 日程第28 議案第21号 平成23年度大津町一般会計予算について
- 日程第29 議案第22号 平成23年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第23号 平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
- 日程第31 議案第24号 平成23年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第32 議案第25号 平成23年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第26号 平成23年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第34 議案第27号 平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第28号 平成23年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 一括上程、提案理由の説明

午前9時59分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） おはようございます。ただいまから、平成23年第1回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永田和彦君、松永幸久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月1日の午前10時から委員会A室において議会運営委員全員出席の下、また大田黒議長に出席を願い、平成23年第1回大津町定例議会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案について執行部から説明があり、内容等について協議をいたしました。請願・陳情は、提出はありませんでした。また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議をいたしました。なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第12号までの12議案については、先に専決すべき案件でありますので、10日の本会議において質疑討論のあと、表決することに決しました。一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、12日の午後5時までの提出といたしました。したがって、14日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。会期日程については、議席に配付のとおり本日から3月24日までの16日間に決しました。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月24日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの16日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大田黒英生君） お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会を開いて正副委員長の互選をお願い

いたします。各常任委員会の会議室をご案内します。総務常任委員会はA室です。文教厚生常任委員会はC室です。経済建設常任委員会はB室です。念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっていますので、よろしくお願ひいたします。

正副委員長が決定しましたら、議長まで報告をお願ひいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時04分 休憩

△

午前10時25分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（大田黒英生君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡します。委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会を開いて正副委員長の互選をお願ひいたします。委員会の会議室をご案内します。A室でお願ひいたします。念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっていますので、よろしくお願ひいたします。

正副委員長が決定しましたら、議長まで報告をお願ひいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

△

午前10時34分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代いたします。

〔議長 交代〕

日程第6 議長の常任委員辞任について

○副議長（月尾純一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議長の常任委員辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、大田黒議長の除斥を求めます。

〔大田黒議長 除斥〕

○副議長（月尾純一郎君） 大田黒英生議長から常任委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（月尾純一郎君） 異議なしと認めます。したがって、大田黒英生議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

大田黒議長の除斥を解きます。

〔大田議長 入場〕

○副議長（月尾純一郎君） 大田黒議長に告知いたします。ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたのでお知らせし、議長を交代します。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

〔議長 交代〕

午前10時36分 休憩

△

午前10時37分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

総務常任委員長大塚龍一郎君、総務常任副委員長石原大成君。文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん、文教厚生常任副委員長源川貞夫君。経済建設常任委員長坂本典光君、経済建設常任副委員長荒木俊彦君、議会運営委員長松永幸久君、議会運営副委員長荒木俊彦君。

報告を終わります。

日程第7 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第7、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会広報編集特別委員長、荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） 議会広報編集特別委員会先進地研修についてご報告を申し上げます。当委員会は、2月8日、9日の2日間、球磨郡多良木町並びに宮崎県のえびの市、2つの

自治体に委員5人、議会事務局長、6名で研修を行いました。球磨郡多良木町であります。人口が約1万1千人で、議会定数が16人、広報委員会は6人体制で副議長が委員長を務めているところです。発行歴が81号で、大分発行歴では先輩にあたります。県内の広報コンクールで3年連続入選をいたしております。こちらの議会だよりは、平均ページ数が大体14ページで、表紙裏表がフルカラー、中の方は一色刷となっております。予算が4千部弱発行で130万円、当大津町は165万円です。我が町の議会だよりの費用は、それなりにあまり高い方ではないということが判断できるかと思えます。広報の中身のレイアウトの状況ですが、字数が当町の70%ほどになっておりまして、字が大きくなっていると。そういう点では非常に読みやすいかと思えます。一般質問の広報が一人4分の3ページということで、質問並びに答弁は行数が指定をされていて、本人が原稿を書くということですが、予算が許せば一人1ページにしたいというご意見でした。こちらの町議会では、近年子ども議会の開催、また議会報告会を初めて開催をしたそうです。町民の皆さんに町政の情報を提供し、行政への関心を持って、また議会への関心を持っていただきたいということで開いたそうですが、2回開催して参加者は20名ほどだったそうで、ほかのところも最初は少なかったということで、今後も続けていきたいというお話でした。広報は、自治体の広報と違いを出さなくちゃいかんということで、表紙のダブリがないような、また人物を中心とした写真が使われておりまして、広報委員が手分けをして、かなり手間暇掛かるそういう編集をやっているようでありました。また、一般質問の記事ですが、全議員の、誰がどういう質問をしたかという質問項目を最初に一覧表として掲載してあって、読者が自分の関心があるところを選びやすい、読みやすく、そういう工夫がなされているところでした。特に大津町では、議会だよりはちょっと文字が小さすぎるのではないかということもありますので、検討の参考にしたいと思ったところです。

次に、宮崎県えびの市ですが2万3千人に、議員定数が15人、こちら副議長が委員長として6人体制です。発行歴も非常に長くて87号を数えております。市議会の議会だよりは、一般的に議会事務局が作成するのが多いんですが、このえびの市では任意の委員会として議員がすべて編集作業にあっているということでは、非常に珍しいところということで出掛けたところです。このえびの市は、平成21年6月に競争入札妨害容疑で市長と議員が一人逮捕され、ちょうどそのときに議会基本条例の検討を始めていたところだということで、その事件をきっかけに議会が解散されて現在の体制になっているそうであります。編集の特徴としては、表紙、裏表紙がフルカラー、中は二色刷ということであります。一般質問の広報が一人当たり4分の1ページということで、非常にスペースが少ないので顔写真も掲載がありません。また、一方で質問人数が15人のうち12人から13人毎回一般質問を行うということで、予算が許せばページ数を増やしたい、そういうことでありました。また、質問・答弁の原稿ですが、議会最終日には本人が書き上げて提出をするということになっているそうですが、テープを聞きながら原稿を起こすということで、果たして正確な原稿になっているかどうかどうも心配であるというお話でした。当大津町では、速記録を基に原稿を書いているということをお話ししたところ、それはぜひ参考にしたいというお話でした。こちらでも昨年7月に議会基本条例が制定をされております。併せて11月には2日間4会場にわたって議会報告会を開き、夜の7時か

ら9時まで、4会場で参加者は42名、議会基本条例の説明、また各常任委員会での審査内容を手分けして説明したそうです。その後のアンケートでは、好意的な意見が多かったようでありますが、議会だよりをもっとわかりやすく改善してほしいという意見がいくつかあったそうです。参考になった点として、議会解散もあって、その後議会基本条例の制定、議会報告会の開催、こうした議会の改革の努力が見られていると。また、インターネットのホームページで議事録が全部公開をされておりまして、議員別、あるいは質問項目別で検索をすると、それがホームページで簡単に検索できると。費用もそんなにたくさんかからないというお話でしたので、我が町にも多に参考になることではなかろうかと思ったところです。こうした研修を参考にしながら、さらなる議会広報の前進のために今後も努力を重ねたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第8 議案第1号から日程第35、議案第28号まで

一括上程、提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第8、議案第1号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定についてから、日程第35、議案第28号、平成23年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの28件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について所信の一端を述べさせていただきたいと思います。

私は、議会をはじめ町民の皆様方の支援を受け、大津町長に再選させていただき、町長として2期日、2年間が経過いたしました。その間、町民主体のまちづくりの理念の下、将来の大津町の進むべき方向を見据え、基盤のしっかりしたまちづくりを目指し、町政の運営にあたらせていただいたところでございます。

昨年は、宮崎県において発生しました口蹄疫により、畜産農家をはじめ関係者の方々、町民の方も非常にご心配をされたことと思います。町としましても、畜産農家への消毒剤の配布などの支援とともに、損失の一部を補てんする経済支援を行ったところであります。現在、韓国等において口蹄疫が発生しており、また鳥インフルエンザにつきましても国内外において発生しており、防疫体制の更なる徹底に努めているところです。

さて、今年には町長就任時に策定させていただきましたまちづくりの基本方針であります「第5次大津町振興総合計画」の後期基本計画5年間のスタートの年になります。町民アンケートを実施し、町民の皆さんのご意見を伺うとともに、振興総合計画策定審議会において審議をしていただいたところです。前期5年間の計画を検証し、後期基本計画においては、まちづくりの目標を町民の皆さんと共有するための成果指標を掲げ、今後5年間のまちづくりの進むべき方向を示した後期基本計画を策定

させていただいたところです。先日、国勢調査の速報値が出されましたが、大津町の人口の増加率は熊本県内において2番目であり、元気な町として着実に発展をしているところであります。

一方、経済状況は、世界同時経済不況からやや回復傾向の兆しがあるというものの、依然として雇用情勢は厳しく、先行きが見えない不安定な状況が続いております。大津町におきましては、歳入の大きな部分を占めます法人町民税に依存する財政構造であるため、企業の業績に町の財政状況が大きく影響されます。そのため、一刻も早い景気の回復と雇用の安定を願っているところです。国におきましては、一昨年に政権が交代し、中央集権体質から地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う地域主権へと変わり、基礎自治体の果たす役割もますます重要になってきています。大津町まちづくり基本条例の基本理念のもと、町民、議会、行政の役割と責務を明確にし、ともに考え協力し、自立したまちづくりの確立のために皆さん方とともに頑張っていきたいと考えています。

九州新幹線もいよいよ今月12日には全線開通します。このチャンスをどう活かしていくのかが、今後のまちづくりを進めていくうえで重要であると認識しています。肥後大津駅を阿蘇くまもと空港の玄関口として、また大津町の顔として、おもてなしの心で大津町に人を呼び込むためのまちづくりを進めてまいります。依然として、厳しい状況の中ではありますが、長期的財政計画に基づき、今後の大津町の将来ビジョンのなかで、今やるべきことをしっかりと見極め、新しい時代に向けたまちづくりのために、皆さん方とともに全力でつくり上げてまいります。

それでは、本年度の各分野における施政方針について、大津町振興総合計画の5つの施策の大綱に沿ってご説明を申し上げます。

第一は、地域社会とともに進める安心と安らぎのまちづくり、福祉・保健・医療の充実についてでございます。地域福祉につきましては、現在9地区におきましてサロンや町民交流活動などの実践活動が行われており、引き続き地域福祉計画に基づき、子どもから高齢者まで安心して充実した生活を送れ、地域で支えあう地域社会が広がる支援をしてまいります。

また、障がい者が地域で自立した生活が送れるようなシステムを整備し、自立と社会参加の支援を障がい者相談支援センターを核として、さらに高齢者が今まで培われてきた知識や経験を活かし、社会参加ができ、住み慣れた地域で安心して生活できるような環境づくりを地域包括支援センターを核として支援してまいります。

子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、子育てへの負担や不安を軽減できる施策を引き続き展開してまいります。

また、保育所につきましては、近年の急激な人口増による待機児童の増加に対応するため、本年度町内私立保育園の定員を90人から120人に増員し、さらに大津保育園の増築を行い、すべての保育所の定員を120人以上とし、待機児童の解消に努めることとしています。一昨年に開所しました子育て・健診センター敷地には、子育て健康広場を整備することとしています。ちびっこ広場では親子のふれあい、多目的芝生広場では世代間を越えた町民の交流の場として活用されるものと考えています。

一方、近年生活スタイルの変化により生活習慣病などが増加傾向にあるため、健康づくり推進計画に基づき、地域や関係団体と連携・協力し、子育て・健診センターを拠点として、効果的・継続的に事業を推進し、生活習慣病などの予防や医療費の抑制に努めてまいります。

また、子宮頸がん予防等の接種については、国とともに助成を行い、感染症予防対策の強化を図ってまいります。

第二は、力強く自立した農工商併進のまちづくり、産業の振興についてでございます。農業につきましては、宮崎県で発生した口蹄疫や国内で発生している鳥インフルエンザ等をはじめ、農家戸数の減少や耕作放棄地の増大、農業生産能力の低下により農業をとりまく環境は年々厳しい状況になっています。町としましても、宮崎県で発生しました口蹄疫による影響を受けられました畜産農家への経済支援を行ったところであり、今後も関係機関と連携をとりながら、農業の安定的経営のため農業基盤の整備とともに認定農業者のさらなる育成と集落営農組織の支援をしてまいります。

さらに、環境に配慮した環境保全型農業をすすめるためにも、エコファーマーの普及推進を行い、環境負荷の軽減を図ってまいります。

迫井手地区圃場整備事業につきましては、面的整備もあとわずかとなり、平成25年度完了に向けて進めているところです。矢護川地区圃場整備事業につきましても、地元受益農家の方々と充分話し合いをしながら事業の推進に向けて鋭意努力をしているところです。

林業につきましては、森林施業計画の基本方針に基づき、水源涵養・山地災害防止等の公益的機能の保全に努めるとともに、効率的な木材の有効利用とあわせて適正な森林施業に努めてまいります。また、町有林は適正管理を行いながら、木材を小学校やまちづくり交流センターなどの公共施設へ有効利用してまいります。

工業につきましては、企業誘致や雇用の場の確保はもとより、町の経済的効果の観点からも町の発展のためには欠かせないものと考えています。今後も引き続き、企業の情報収集に努め、積極的に企業誘致を進めてまいります。

商業及び観光につきましては、参勤交代の宿場町として栄えた大津の街並みを蘇らせるために、また、まちづくり活動団体の支援、中心市街地の活性化、観光物産の振興と大津町の情報発信のために、まちづくり交流センターを大津中央バス停横に整備することとしており、町民の皆さんやまちづくり推進協議会などの意見を伺いながら整備を進めてまいります。

また、特産品を使った新商品の開発などに関しても、調査研究を進めてまいりたいと考えています。

さらに、法務局大津出張所跡地につきましては、既存施設を整備し、町の歴史と文化を次世代に継承していくための活動拠点としていきたいと考えています。

第三、未来を拓くふるさとづくり、教育・文化の振興についてでございますが、昨年、大津町教育基本構想を策定させていただいたところです。教育基本構想に基づき、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践を行っていきたいと考えています。学習支援指導員や特別支援補助員を増員し、学校教育指導員を新たに配置することにより、児童生徒の基礎学力の充実や向上とともに教育課程の円滑な実施及び授業力の向上に努めてまいります。

また、確かな学力の育成のため生きた教材である新聞を学校から生涯学習まで教育の場に活用するためN I E推進事業に取り組んでいるところです。さらに、昨年に、幼稚園・保育所や学校を中心にそれぞれが連携をとるため幼保小中連携推進協議会を設置したところであり、家庭の役割を明確にし、地域も一体となり、家庭、地域、学校が連携した取り組みを進めてまいります。平成25年4月には、大津小学校過大規模解消のため、大津小学校分離校が美咲野地内に開校します。今後も引き続き、教育環境の充実に努めてまいります。

生涯学習につきましては、社会構造の変化の中で、地域のつながりの希薄化が言われておりますが、まちづくり大学の活動などを通じて地域のリーダーやボランティアの育成に努めてまいります。

また、スポーツについては、近年の健康志向型の住民ニーズに合わせて、スポーツの底辺拡大を図るとともに、充実した総合運動公園を活用し、競技力の向上に努め、スポーツ交流を通じた地域の活性化と観光の振興に努めてまいります。

さらに、教育委員会に外部評価委員会を設置し、教育委員会が実施する事務事業の点検及び評価を行い、町民の視点に立った施策の充実に努めます。

一方、人権啓発につきましては、先月男女が共に人生の各年代において、仕事、家庭、地域での活動が、自分の希望に沿って展開できる社会の実現をめざして大津町男女共同参画都市宣言を行ったところであり、引き続き同和問題をはじめ、男女間の暴力行為、高齢者への虐待、ハンセン病にかかわる人権侵害など、様々な人権問題の解消を図るよう人権啓発福祉センターを拠点として取り組んでまいります。

第四は、魅力的で快適な生活環境づくり、生活環境基盤の整備についてでございます。地球温暖化防止、地球環境との共生のため、引き続き住宅用太陽光発電システム設置に対する補助に取り組みます。また、ごみの資源化を進めるため、容器包装リサイクル法に定めるプラスチックのほかに、ほとんどのプラスチック製品を資源として収集し、さらなる循環型社会の実現に取り組みます。

一方、道路については、県道西鶴中井迫線が平成23年度中に完成する予定であり、また町道本田技研325号線につきましても4月から一部供用開始することとしており、全線早期完了に向けて鋭意取り組んでおります。縦軸の道路整備により、国道57号や都市計画道路三吉原北出口線の東西の道路と併せて、通勤や生活道路としての交通網の整備ができるものと考えています。身近な道路整備につきましては、優先順位をつけながら、車両、歩行者が安全に通行できる道路整備に努めてまいります。

また、旧国道57号沿いには、今年度街路灯を設置することとしており、安心、安全なまちづくりを目指します。

九州新幹線が、間もなく全線開業しますが、肥後大津駅はまちの玄関口であり、まちの顔であります。肥後大津駅と阿蘇くまもと空港を結ぶシャトルバスと阿蘇トロッコ列車の連結とともに、交通の通過点ではなく、もてなしの心で人を呼び込み、そこに交流が生まれ、情報を共有し、町の情報を発信するためのまちづくりを進めてまいります。そのため、肥後大津駅の南側にバスやタクシーの乗車場、自家用車駐車場や駐輪場などがあるバスロータリーと、その一角には駅の南口機能を持つビジター

センターの整備を9月末の完成を目指して進めており、交通の拠点、観光案内や情報発信の拠点となるように取り組んでまいります。肥後大津駅へのアクセス道路である、都市計画道路駅前楽善線は平成26年度末の早期完了を目指し、鋭意事業の推進に努めているところです。防災につきましては、大規模災害等にも対応できるようデジタル防災行政無線を整備したところであり、今年度に整備します子育て健康広場を緊急、災害時の避難場所として活用することとしています。さらに、肥後大津駅北側にあります駅前パトロールセンターを拠点として防犯活動を推進してまいります。

第五は、改革と分権の時代の新たな行財政運営についてでございます。地方分権が進み、複雑多様化する行政ニーズに迅速にかつ的確に対応するため、自主的かつ自立的な行政運営が求められているところであり、まちづくり基本条例の理念に基づき、それぞれがそれぞれの役割を認識し、協働でまちづくりに携わっていくことが大切であると考えています。現在、各行政区において役場職員を地域づくり支援担当職員として配置しているところであり、情報を町民の皆さんへ伝えるとともに、町民の方の要望をしっかりと把握し、情報を共有しながら地域づくりの支援を行ってまいります。

また、振興総合計画後期基本計画は、行政と町民との共通のまちづくりの目標である成果指標を設定したところであり、行政評価とともにその成果についても検証しながら執行管理を行ってまいります。

また、平成23年度は第5次大津町振興総合計画後期基本計画のスタートの年となります。町の行財政運営につきましても厳しい状況が続いておりますが、行財政改革大綱と後期改革プランに基づき、健全財政の運営に努めるとともに、振興総合計画に沿って事業の優先順位をつけながら、長期的視野に立ち、将来に誇れるまちづくりを行ってまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方についての今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、地域主権の大きな流れの中で、地域の特性を活かしたまちづくりを町民の皆さんとともに、創意工夫を重ね、町の振興総合計画のキャッチフレーズであります「みんなでつくる元気大津、人と自然にやさしい心かよいあうまち」の実現のため、全力で各種施策の推進に取り組んでまいります。町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、財政状況の説明を述べさせていただきます。これまでのわが国の経済は深刻な財政状況の下、少子化・高齢化が進む一方、社会保障の整備が遅れ、国民生活に密接に関係する雇用情勢も悪化し、将来への不安が残される状況にありました。平成22年度も依然として本格的な景気回復への軌道には乗らず、慢性的なデフレが続き、失業率も引き続き高水準で推移すると見込まれています。

こうした情勢に対し、国は元気な日本を復活させるために「成長と雇用」を最大のテーマとし、「経済成長」「財政健全化」「社会保障改革」の一体的な実現を目指すとしています。しかし、現在、国会において予算関連法案が成立するか否かは非常に不透明な状況であり、場合によっては地方自治体の予算にも大きな影響が出てくる可能性があるかと予測しているところでもあります。

このような中、平成23年度の地方財政は、企業収益の回復等により地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障費関係の自然増により、依然として大幅な財源不足が見込まれるとしていますが、地方に対しては財政運営戦略に基づき、財源確保を含め、地方交付税におい

ても、平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本としています。

大津町の財政状況でございますが、地方公共団体の財政健全化に関する指標につきましては、現状は健全な数値にあるというものの、依然として景気は足踏み状態であり、法人町民税においても急激な伸びは見込めない状況であります。

また、普通交付税につきましては、地方財政対策により総額で前年並みの額を見込んでいるところではございます。国の地方交付税の配分方法が財源調整機能を強化する観点から、財政力に応じた臨時財政対策債の配分方法へ段階的に移行されることから、それに伴い今後、起債残高と公債費におきまして、ある程度の上昇が予測されますが、財政運営に影響がないように計画的な起債の発行に努めたいと考えております。

このような厳しい財政状況を踏まえ、平成23年度の予算編成においては、事業の見直しと集中型を基本方針としています。予算編成にあたっては、新規事業の抑制、まちづくり交付金事業と学校建設事業を除く投資的事業における実施年度の先送り、または事業規模の縮小などを積極的に行ったほか、枠配分方式により経常経費にも切り込み、当初の予算要求額を圧縮いたしました。しかしながら、子ども手当の拡充による増加や国民健康保険特別会計への繰出金の増加などにより、結果として予算規模が前年度を上回る事となっております。

また、まちづくり交付金事業につきましては、前期計画の最終年度であり、事業の事後評価・検証を実施し、評価結果の公表を行いたいと考えております。

財政調整基金につきましては、可能な限り積立を行うことを基本として、平成21年度末残高は6億5千900万円でありましたが、平成22年度末では12億2千400万円の残高となる見込みであります。今後も、将来にわたり健全財政が堅持できるよう、より一層の経費削減を行うとともに、引き続き経営の視点に立って効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えています。

予算関係の提案理由を説明を申し上げます。

議案第4号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第12号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの、9議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしましては、大津小学校分離校建設事業に係るものでございまして、そのほか歳入では事業等の執行残等による財源の組み換えを行い、歳出では、各事業の確定に伴う補正でございます。平成22年度の一般会計補正予算案及び各特別会計並びに事業会計、併せて補正予算案として歳入歳出予算総額に13億8千667万1千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第21号、平成23年度大津町一般会計予算についてから議案第28号、平成23年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの8議案の平成23年度各会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は182億3千252万8千円で、前年度比3.5%の増となっております。そのうち一般会計は111億6千230万5千円で、平成22年度予算に対し0.8%増

となっております。一般会計の主な財源は、町税4億2千641万1千円、構成比38.8%、地方交付税13億円、構成比11.6%、国・県支出金19億347万7千円、構成比17.1%、町債18億2千500万2千円、構成比16.3%などです。このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

平成23年度の一般会計予算案11億6千230万5千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案70億7千22万3千円を地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

その他の議案の提案でございますが、ご説明を申し上げます。

議案第1号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定についてですが、住民生活に光をそそぐ交付金により、児童生徒訪問支援事業に要する経費の財源を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定しようとするものです。

次に、議案第2号、矢護川地区簡易水道組合の解散について及び議案第3号、矢護川地区簡易水道組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、矢護川地区簡易水道組合を解散するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてでございますが、町政の基本となるべき計画として、平成23年度から平成27年度の後期5カ年間の基本計画案を大津町振興総合計画策定審議会に諮問し、その答申をいただきましたので、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についてですが、防災行政無線通信施設の整備に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会の廃止、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う大津町教育委員会外部評価委員会の設置及び大津町学校教育指導員の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、大津町老人ホームの民間移譲に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険事業財政運営上、税率の見直しをするため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号、大津菊陽水道企業団規約の一部変更についてでございますが、区域の変更についての規約の改正であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第20号、菊池広域連合規約の一部変更についてですが、消防費の負担割合についての規約の変更であり、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第1号及び議案第14号から議案第18号までは、条例の制定及び一部改正ですので、地方

自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案の理由を説明申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をしてそれぞれ詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、施策方針及び提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。35分より開会いたします。

午前11時22分 休憩

△

午前11時35分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第12号まで、議案第13号から議案第20号まで、議案第21号から議案第28号までに分けて説明を求めます。

教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） こんにちは。議案第1号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定について説明いたします。議案集の1ページをお願いします。今回の条例の制定については、住民生活に光をそそぐ交付金により、児童生徒訪問支援事業に要する経費の財源を積み立てるため条例を制定するものです。説明資料の1ページをお願いします。平成22年度の国の補正予算で、地域活性化交付金が創設され、この中の住民生活に光をそそぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するため、市町村に対して予算の範囲内で交付金を交付するものです。この交付金事業の分野の一つには、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援が掲げられています。そこで、大津町としては本交付金の一部を基金に積み立て、平成23、24年度の2カ年の児童生徒訪問支援事業に充てるものです。この事業は、これまでの町教育支援センターの相談業務を町に加え専門相談員であるスマイルプロデューサーを配置することで、家庭を訪問する業務を拡大することにより、よりきめ細やかな支援を行い、児童生徒の学校復帰につなげるものです。

戻りまして、議案集の2ページをお願いします。条例の題名を大津町児童生徒訪問支援事業基金条例としております。

第1条、設置の目的として、町が条例を制定する趣旨を定めています。

第2条で積立額を一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で繰越運用、第6条で処分、第7条で委任についてそれぞれ定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） こんにちは。議案第2号、矢護川地区簡易水道組合の

解散について説明をいたします。

議案集の3ページをお願いいたします。2月の議会全員協議会でも概略説明しましたが、矢護川地区簡易水道組合は、昭和32年に設立され、現在まで大津町矢護川地区と菊池市の片川瀬地区に水道水の供給を行ってきました。現在の組合の状況としては、健全な財政状況で運営されておりますが、しかし組合規模が小さく、将来の経営を考えたとき安心・安全・安定な給水を続けるためには、組合の給水区域をそれぞれ菊池市並びに大津菊陽水道企業団の給水区域に統合することが最善の方法であると判断して、組合議会での審議や数回に及ぶ住民説明会を実施し、概ね関係者の理解をいただきましたので、この経過を踏まえて、平成22年6月に水道企業団に経営統合の要請を行いました。その要請を受けて、大津菊陽水道企業団議会では現地調査を含めて計3回の審議が行われ、統合について理解を得ることができました。今回、地方自治法第288条の規定により、矢護川地区簡易水道組合を解散しようとするもので、一部事務組合の解散について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、解散の日時は、給水区域の拡大に係る水道法の認可を受ける日の前日としております。

次に、議案第3号、矢護川地区簡易水道組合の解散に伴う財産処分について説明いたします。

議案集の4ページをお願いします。議案第2号で説明しましたように、今回矢護川地区簡易水道組合の解散議決をお願いするわけですが、解散にあたって組合が所有する財産を処分するには、地方自治法第289条の規定により関係市町の協議の上で定めることとなっております。また、財産処分の協議につきましては、議会の議決を得る必要がありますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

5ページをご覧ください。菊池市と大津町との財産処分に関する協議書になりますが、1、菊池市に帰属する財産は、6ページの別表1のとおり菊池市の地域に設置された配水管で、平成21年度末の帳簿価格は記載のとおりとなっております。

次に、2、大津町に帰属する財産は7ページの別紙2のとおりで、大津町の中に設置された配水管と構造物と土地で、平成21年度末の帳簿価格は記載のとおりとなっております。

3、財政調整基金決算に伴う差引残高及び債務並びに車両等の備品については、大津町が承継し、大津菊陽水道企業団に引き継ぐものとしております。

なお、議案第2号と議案第3号の両議案は、菊池市の3月議会において同文議決される予定になっております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。

補正予算の概要につきましては44、45ページになります。併せてご覧ください。今回の補正は、負担金及び使用料の増額、事業費等の確定見込みに伴う減額が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千429万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり1億4千385万1千円とするものです。

第2条で、既定の地方債の変更は、第2表地方債の補正によるとしております。

4ページをお願いします。第2表の地方債補正につきましては、1公共下水道債は、事業費の確定に伴い減額するものです。なお起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

最初に、10ページの歳出から説明いたします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、人件費及び消費税還付金の額の確定による減額が主なものです。

10、11ページをお願いします。款1、項1、目2事業費につきましては、事業費及び事務費等の額の確定見込みにより減額するものです。特に節22補償補てん及び賠償金は、管路工事において水道管の移設などの費用が必要なかったため1千600万円の減額を行っております。目3維持管理費につきましては、入札による契約額の確定に伴い減額するものです。目4下水道事業基金費は、平成21年度基金取り崩し及び預金の利率が下がったことにより積立金を減額するものです。

12ページをお願いします。款2、項1、目2利子につきましては、平成21年度貸付金利率の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページから説明いたします。款1、項1、目1負担金の増額は、美咲野団地住宅建設や開発等の負担金一括納付が増加したことによるものです。

款2、項1、目1使用料の増額は、中核工業団地企業の使用水量及び企業団徴収分が増額したことによるものです。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、負担金及び使用料が増額したことに伴い、繰入金を減額するものです。

9ページをお願いします。款1、項1、目1公共下水道事業債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおり事業費の確定見込みに伴うものです。

款8、項1、目1利子及び配当金の減額は、基金利子の確定によるものです。

続きまして、議案第10号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。補正予算の概要につきましては、48、49ページになります。今回の補正は、事業の確定見込みに伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千13万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり4億4千207万5千円とするものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

最初に9ページの歳出から説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、人件費の確定見込みによる減額です。目2農業集落排水事業費は、委託料、工事費及び事務費等の額の確定見込みにより減額するものです。

9、10ページをお願いします。目3維持管理費は、額の確定見込みによる減額です。この中で節

1 1 需用費のうち光熱水費は、高圧受電の電気代、紫外線消毒電気代などが当初見込みより少なくなつたため減額するものです。節 1 2 役務費は、引き抜き料を減らしたところによるものです。節 1 3 委託料は入札により契約額の確定により減額するものです。

1 0 ページをお願いいたします。目 4 農業集落排水事業基金費は、消費税還付金及び基金利子の確定による増額です。

款 2、項 1、目 2 利子は、平成 2 1 年度貸付利率の確定により減額するものです。

次に、歳入につきまして 7 ページから説明いたします。款 1、項 1、目 1 農業集落排水事業分担金は、受益者分担金の確定見込みによる増額です。

款 2、項 1、目 1 使用料は、特に錦野及び杉水浄化センターへの接続利用が増加したことによる増額です。

款 5、項 1、目 1 一般会計繰入金は、分担金及び使用料の増額、事業費の確定見込み等に伴う減額に伴い繰入金を減額するものです。

8 ページをお願いします。款 7、項 3、目 1 雑入は、消費税還付金の確定による増額です。

次に、議案第 1 2 号、平成 2 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。補正予算の概要につきましては、5 1 ページになります。

予算書の 1 ページをお願いします。第 2 条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決の収入支出の予定額の総額にそれぞれ 2 5 0 万円増額し、それぞれ 5 千 5 3 7 万 4 千円とするものです。

2 ページをお願いします。第 3 条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を 9 万 2 千円減額するものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち収入では、款 1、項 1、目 1 給水収益を中核工業団地企業の水道使用利用が増加したことにより 2 5 0 万円増額しております。

説明書の 2 ページをお願いします。支出につきましては、款 1、項 1、目 1 原水費の減額は、第 2 水源地ポンプの運転を最小限にしたことにより電気料金が減少したものであり、目 3 総経費の減額は人件費の確定によるものです。なお、款 1、項 4、目 1 予備費で財源調整を行っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は 1 時より開会いたします。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

△

午後 1 時 0 0 分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） こんにちは。議案第 4 号、平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算に 1 3 億 4 千 3 6 6 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 2

4億9千354万8千円とするものです。第2条の継続費から第4条の地方債の補正まで、記載のとおりといたしております。

8ページをお開きお願いいたします。第2表、継続費補正は、肥後大津駅南口並びに駅前広場の整備事業及び町道本田技研325号線交差点改良事業につきまして、今年度の事業費を記載のとおりといたしております。大津町防災行政無線整備事業は、確定によるものであります。

9ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正の追加です。

款3民生費は、保育所の建設に係る保育所緊急整備事業補助金を翌年度へ繰り越すものであります。

款6農林水産業費の農業活性化緊急基盤整備事業は、国の補正予算に伴い農業用施設3カ所を整備するものです。

款8、項2の下町門出線歩道整備事業は、国道57号との交差点協議に相当な時間を要したことによるものです。款8、項3都市計画道路駅前楽善線道路改良事業は、年度内の建物取り壊しが困難なため補償費を繰り越すものであります。

款10、項1の大津南小屋上防水外壁補修工事及び項6大津町運動公園駐車場整備事業は、国の補正予算のきめ細かな交付金を財源として整備をするものであります。項2教科書、推薦図書購入及び項5大津町生涯学習センタートイレ改修事業は、国の補正予算の住民生活に光をそそぐ交付金を財源として整備をいたします。項2大津小学校分離校建設事業も国の補正予算を受けて整備を前倒しするもので、起債額は記載のとおりであります。

10ページをお願いいたします。第4表地方債補正、1追加であります。9補正予算債、一般公共事業は、県営迫井手地区圃場整備事業負担金に係る当初の一般公共事業債の変更が認められたものであります。10補正予算債、学校教育施設整備施設等整備事業は、分離校建設に係るもので、国の経済対策によるものです。11学校教育施設整備事業債は、国の地方債枠により当初の一般単独事業債から変更になったものです。

11ページをお願いいたします。(2)変更です。各事業の確定に伴う額の変更及び地方債の種類の変更に伴うものです。

先に歳出からご説明いたします。36ページをお願いいたします。目1一般管理費は増額補正ですが、節3職員手当等退職手当で、退職予定者4名分の特別負担金で増額となっております。

45ページをお願いいたします。目12諸費、生活路線維持費補助金は、地方バス運行の利用者減等に伴う運行経費補助金の増額です。利用者の現行とそれに伴う岩坂山西線が県の補助対象から外れたことによるものであります。目13財政調整等基金費は、3億6千601万9千円を積み立てるものです。これによりまして、平成22年度末の財政調整基金の残高は12億1千500万円になる見込みであります。

48ページをお願いいたします。項4、目3参議院選挙費です。投票時間や開票時間の短縮などにより減額となっております。

50ページをお願いいたします。目4県議会議員菊池郡選挙費一般選挙費です。選挙用パソコンと投票用紙自動交付機の購入を計上いたしております。

52ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費ですが、53ページの節28国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金は、いずれも給付費等の実績見込みによる増減です。目2障害者福祉費は、いずれも増額となっていますが、節19の障害児を育てる地域の新体制整備事業補助金は、つくしの里が障害児の受け入れも始めたことによりもので、電子ピアノなどの購入助成であります。地域自立支援協議会運営強化事業補助金は、施設の利用を希望される方への施設を紹介するためのパンフレットやチラシの作成などを支援するものです。節20の扶助費は実績に伴うものですが、地域移行支度経費支援事業補助金は、施設の入所の方が地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行う制度で、2名分のベッド等購入を助成するものであります。

67ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費、節13委託料の予防接種補助の増は、日本脳炎及びインフルエンザ予防接種者の増加によるものであります。

69ページをお願いいたします。目7子ども医療費の節20扶助費は、インフルエンザ等の診療件数の増大により増額補正を計上いたしております。

73ページをお願いいたします。目6農地費です。国の経済対策による補正予算により節15農業用施設改修工事は、下井手の樋門の改修などをするもので、国の2分の1の補助です。節19の下井手地区新農業水利システム保全整備事業負担金も同様に国の補正予算によるもので、改修予定箇所測量設計業務を土地改良区に委託します。総事業費の75%は国の県の補助であります。

75ページをお願いいたします。目7圃場整備の節19、7県営事業休耕等補助金は、工事が予定より進み作付けができたために減額するものであります。

76ページをお願いいたします。目9農業集落排水特別会計繰出金は、事業の確定見込みによる減額です。

80ページをお願いいたします。目3観光費です。節19アジア国際交流派遣事業助成金の減は、口蹄疫予防のため韓国への派遣事業を中止したことによるものです。

83ページをお願いいたします。目3道路新設改良費は、事業確定に伴う減額が主なものですが、節17公有財産購入費は、立野ダム関連事業の休止により、石坂線の2千200万円の減額です。節19、1県道負担金の減額は瀬田熊本線ほか事業費の確定見込みによるものです。

85ページをお願いいたします。目4公共下水道特別会計繰出金は事業と借入利子の確定に伴う減額であります。目6まちづくり交付金事業は、事業確定見込みに伴う減額が主なものでありますが、86ページの節15工事請負費は、本田技研325号線が継続事業へ変更されたほか、ビジターセンターの入札残やバスロータリーの分割発注による減額、駅前楽善線の用地交渉等による減額であります。節19の負担金で、2JR負担金の減額は、駅のバリアフリー工事が平成23年度へ変更されたことによるものです。

89ページをお願いいたします。目3消防施設費は、節15で全国瞬時警報システム整備工事を計上いたしております。国の100%補助になります。

91ページをお願いします。款10、項1教育総務費の目2事務局費は、92ページの節15で大

津南小屋上防水外壁補修工事が1千250万円の増額です。これは、国の補正に伴うきめ細かな交付金事業により整備するものです。節18の児童用机イスは、増加する児童分の購入と不良分の買い換えです。節25児童生徒訪問支援事業基金積立金は、地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金によるものです。交付金の300万円を基金に積み立てて、平成23年度、24年度の2年間、専門の指導員を雇用し、不登校の児童生徒の学校復帰につなげるものであります。

94ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費です。96ページの節18で、住民生活に光をそそぐ交付金事業により、教科書、推薦図書購入を計上いたしています。これは平成23年度からの小学校の国語教科書が変更になるため、全小学校に推薦図書を購入するものです。

96ページをお願いいたします。目3学校建設費です。国の経済対策により1平方メートル当たりの建設補助の単価がアップし、校舎は14万6千円から17万3千700円に、体育館は16万5千円から20万1千600円にそれぞれアップしたため、それぞれの建設を前倒しするものです。

104ページをお願いいたします。目3生涯学習センター費の節15です。住民生活に光をそそぐ交付金事業により、生涯学習センターのトイレを改修し、利用者の利便性を図るものです。

105ページをお願いいたします。目7図書館運営費です。節11の修繕費で、住民生活に光をそそぐ交付金事業により、図書館エントランスのエアコンの修繕を行うものです。

106ページをお願いいたします。目10まちづくり交付金事業は、歴史民俗資料館の整備を平成23年度行うことによる減額です。

108ページをお願いいたします。款10、項6、目2体育施設費です。

109ページ、節15の運動公園駐車場整備工事は、きめ細かな交付金事業により体育館北側の駐車場を舗装するものです。

112ページの款12、項1、目2です。借入金の利子の確定及び一時借入金の不用額により減額をいたしております。

113ページ、款13の予備費で財源調整をいたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。款1、項1、目1個人町民税です。実績見込みにより減額です。目2法人町民税は、自動車関連企業の過年度分の修正申告などにより増額となっております。項2、目1固定資産税は、実績見込みにより増額いたしております。

16ページをお願いいたします。項3、目1軽自動車税と項4、目1町たばこ税も、実績により増額いたしております。

款10、項1、目1地方交付税は、国の補正予算により交付税総額が増額されたことに伴い、普通交付税の追加交付が行われたものです。

17ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金は、いずれも事業の確定見込み及び対象者数の確定見込みによる増減であります。

18ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料も実績に伴うものです。目6教育使用料の節3町民交流施設使用料は、利用実績による減額です。会社関係の利用者が減ったことによるものであります。

19ページをお願いいたします。款14、項1、目1、節1私立保育所負担金は、入所児童者数の増に伴う補正です。節2児童措置費負担金は、対象児童生徒の確定に伴う増減であります。

20ページをお願いいたします。目4教育費国庫負担金の節1小学費負担金は、大津小学校分離新設校の建設に係る負担金で、国の緊急総合経済対策による補正です。補助基準額の2分の1の補助で、先に歳出でご説明しましたように、補助単価の上乗せがっております。

21ページをお願いいたします。項2、目1民生費国庫補助金の節4老人福祉費補助金、高齢者利用制度円滑導入事業補助金は、前期高齢者の一部負担金が2割から1割への据え置きが継続されることを被保険者へ周知するための事業に要するものです。目3農林水産業費国庫補助金の農村漁村活性化プロジェクト支援交付金は玉岡井手の整備で、事業の確定による減額です。農業活性化緊急基盤整備交付金は国の補正予算に伴うもので、下井手の樋門など3カ所の農業用施設の改修に対する2分の1の補助です。目4土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金の地域住宅交付金は、270万3千円の増額となっております。まちづくり交付金事業は、事業の確定に伴うものであります。目5教育費国庫補助金は、対象児童数の増減に伴うものです。

22ページをお願いいたします。目6総務費国庫補助金は、国の経済対策に伴い、補正予算において創設された地域活性化交付金事業に関するものです。

23ページをお願いいたします。款15、項1、目1総務費県負担金は、ふるさと寄附金の県負担金です。目2、節1保険基盤安定負担金は、国民健康保険の額の確定による増額です。節2私立保育所負担金は、児童数の増による増額です。節3についても、事業の確定に伴う補正であります。

24ページをお願いいたします。目1総務費県補助金、地方バス運行等特別対策補助金、岩坂山西線が補助路線から外れたとこなどに伴う減額です。防災情報通信設備整備事業補助金は、全国瞬時警報システム整備工事に係るものです。目2民生費県補助金、節4隣保館運営費補助金は、補助額の確定増によるものです。

26ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金の節8口蹄疫緊急防疫対策事業補助金は、消毒液、防護服等の購入に対し2分の1を助成するものです。

款15、項3、目1、節1の県民税徴収委託金は、徴収委託の1件当たりの単価のアップに伴うものです。

28ページをお願いいたします。款16、項1、目1財産貸付収入の節1普通財産貸付料は、法務局阿蘇大津支局用地等の貸付に伴うものです。

29ページをお願いいたします。款17、項1、目1一般寄附金は、ふるさと寄附金が5件、46万500円で、それ以外が8件の21万8千円です。

30ページをお願いいたします。款18、項2、目2大津町公共施設整備基金繰入金は、事業の実績見込みによる減額です。目3学校教育施設整備基金繰入金は、国の補正予算に伴う学校建設の前倒しによる繰り入れであります。目4大津町工場等振興奨励基金繰入金は、確定による減額です。目5財政調整基金は、町税等の増収により繰り入れを減額するものであります。

31ページをお願いいたします。款20、項1、目1町税延滞金は、法人町民税の過年度分の修正

申告に伴うものであります。

33ページをお願いいたします。項4、目2雑入で、上から3行目の立野ダム工事用道路用地差額補償金は、建物関連事業の休止に伴う減額です。7行目の大菊土地改良区負担金は、国の補正予算に伴う農業活性化緊急基盤整備事業の土地改良区負担分です。一番下になりますが、九州グリーン電力基金助成金は、子育て健診センターの太陽光発電装置の設置に対するものであります。

款21町債につきましては、先ほど地方債補正のところでご説明したとおりであります。

114ページをお願いいたします。給与費明細書です。特別職、一般職、いずれも実績に見込みによるものです。

115ページの退職手当は、退職予定者の増に伴う特別負担金です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第5号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成22年度の国・県等の交付金等の額の確定及び保険給付費等の歳出の見込みに伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千455万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4千242万5千円とするものです。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正、1追加といたしまして、1の広域化等支援基金債を追加させていただきます。起債の方法等につきましては、標記のとおりになっております。

歳入について、予算に関する説明書の10ページをお開きください。併せて補正予算の概要は40ページからです。

款3、項1国庫負担金の目1療養給付費等負担金、目2共同事業負担金は、いずれも額の確定による増額補正です。款3、項2、目1財政調整交付金は、療養給付費等の歳出に伴う9%相当分で、概算交付申請に伴う増額補正です。

款4、項1県負担金の目1共同事業負担金は、額の確定による増額補正です。

11ページをお願いいたします。款4、項2、目1財政調整交付金は、国庫補助金と同様に概算交付申請に伴う増額です。

款7、項1、目1共同事業交付金は、高額療養費共同事業拠出金の交付金で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に対しまして交付率により交付されるもので、額の確定に伴う増額補正です。目の保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円から80万円までの高額な医療費に係る交付金で、額の確定に伴う増額補正です。

款8、項1、目1利子及び配当金は、基金利子の減額です。

12ページをお願いいたします。款9、項1、目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴い8千20万9千円を計上しています。節2職員給与費等繰入金及び節3助産費等繰入

金の減額は、歳出見込みのより補正を計上しております。節4財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯、病床数、高齢者割合により算定された財政安定化支援事業費の確定による増額補正です。

款12、項4、目1一般被保険者第三者納付金については、交通事故等による第三者行為の医療費を国保で立て替えている分の納付金の増額補正です。

13ページをお願いいたします。款13、項1、目1広域化等支援基金貸付金は、熊本県の広域化等支援基金から市町村の国保運営財政のために無利子で貸付を受けるものです。一般療養給付費が対前年費で6%増加しており、国保税収も減少し、財源の見通しが厳しくなり5千万円程度の財源不足が見込まれましたので、県の広域等資金基金から財源不足見込額の4分の3を歳入財源として借り入れるものです。なお、返済につきましては平成24年度から無利子で5年間で返済するようになっており、繰り上げ返済もできるものです。

次に、歳出について説明いたします。14ページをお願いいたします。併せて、補正予算の概要は42ページからです。

款1、項1、目1一般管理費は、実績及び歳出見込みによる減額補正です。款1、項2、目1運営協議会費は、歳出見込みによる減額補正です。

15ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費から16ページの款2、項2、目2退職被保険者等高額療養費までは、いずれも療養給付費等の給付見込みにより補正を計上しております。主なものにつきましては、目1一般被保険者療養給付費で、平成21年度3月補正でも20年度比10%以上大幅な増加となり、8千万円程度の補正をしましたが、平成22年度も対前年費6%ほど伸びてきており、8千900万円の補正増をお願いするものです。目2退職被保険者療養費につきましても、前年比145%伸びてきておりまして、12月補正にも引き続き補正をするものです。

17ページをお願いいたします。款2、項4、目1出産育児一時金は、国保被保険者の出産見込みに伴う減額補正です。款2、項5、目1葬祭給付費は、歳出見込みにより減額補正です。

18ページをお願いいたします。款3、項1、目1後期高齢者支援金から19ページ、款6、項1、目1介護納金までは、国庫補助金の補正に伴い財源組み替えをお願いしております。

款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金及び目3保険財政共同安定化事業拠出金は、平成22年度の額の確定に伴う補正です。

20ページをお願いいたします。款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、歳出見込みによる補正です。款8、項2、目1保健衛生普及費の節13委託料の減額は、国保連合会に委託しています保健事業の電算処理委託料で、歳出見込みによる補正です。節19負担金補助及び交付金は、レセプト審査支払システム等の最適化に要する経費の天津町保険者分担金です。目2鍼灸施術費は、歳出見込みによる減額補正であります。

21ページをお願いいたします。款9、項1、目1国民健康保険積立金は、基金利子の分です。

款12の予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第6号、平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820万6千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお開きください。併せて、補正予算の概要は43ページからです。

款6、項3、目1第三者納付金は、交通事故等で保険を利用した場合の返還基金で、実績による増額補正です。

次に、歳出についてですが、8ページをお願いいたします。款1、項1、目1医療費給付費、目2医療費支給費、目3審査支払手数料も歳出見込みによる減額補正です。

款2、項2、目1一般会計繰出金、第三者行為による町負担分を精算により繰り出すものです。なお、2月の全員協議会でご説明しましたが、健康保険法の第一部を改正する法律附則第39条により、市町村は施行後3年間は平成20年4月改正前老人保健法の規定による医療費等に関する収入支出について特別会計を設けるものとするによりまして、平成23年3月31日までは老人保健特別会計の設置を存続することになっています。4月1日以降は各市町村で判断ということになり、平成23年度は老人保健特別会計を廃止し、一般会計に費目を設け処理させていただくこととなります。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第9号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。今回の補正は、平成22年度の介護給付費等の実績及び執行見込みに伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千421万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7千919万8千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお開きください。併せて、補正予算の概要は46ページからです。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、それぞれ収納見込みによる減額補正です。当初の見込みより所得の低下により介護保険料基準の階層区分の変動によるものです。款2、項1、目1手数料は、生活管理指導員派遣手数料の収納見込みによる減額補正です。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費の歳出減に伴う国の負担金を減額補正するものです。款3、項2、目1調整交付金は、国からの内示額に伴う増額補正です。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金で、介護給付費の歳出減に伴う減額補正です。

10ページをお願いいたします。款5、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費の歳出減に伴う県の負担金を減額補正しています。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の負担分で、介護給付費の歳出減に伴う減額補正です。目3その他一般会計繰入金の節1は、介護保険事業運営のための繰入金で、歳出の介護予防事業費の特定高齢者把握事業費等の歳出減等による減額補正と、節2事務費繰入金として認定調査費として主治医意見書手数料等分の増額補正を計上しています。

次に、歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。併せて、補正予算の概要は47ページからです。

款1、項3、目2認定調査等費の節12役務費は、介護認定申請に伴う主治医意見書の手数料で、申請件数の増加に伴う増額補正です。節13委託料は、県外居住者の認定調査委託費用で、歳出見込みによる減額補正です。項4、目1計画策定等委員会費は、菊池郡市介護保険事業計画見直しに伴う負担金で、入札による大津町負担分の減額です。

12ページをお願いいたします。款2、項1、目1介護サービス等諸費は、当初見込みに対し居宅サービス及び地域密着型サービスの介護給付費をそれぞれ減額し、施設サービス給付費、サービス計画給付費、特定入所者サービス費を実績によりそれぞれ増額補正をしています。款2、項2、目1その他諸費は、国保連合会への委託件数増による増額補正です。

13ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費は、1月のサービスの利用が所得段階により所定の額を超えた場合に負担するもので、歳出の見込みによる増額補正です。

款3、項1、目1介護予防事業費については、実績に伴う減額補正です。

14ページをお願いいたします。款3、項1、目2包括的支援事業の2給料から4共済費までは、職員の出勤実績に伴う厳格補正です。7賃金から18備品購入費については、歳出見込み及び執行残に伴い減額補正を行っております。

15ページをお願いいたします。款6、項1、目1予備費で、予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第11号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成22年度の保険料収納見込み、広域連合受託事業収入の額の確定及び歳出の見込み等に伴うものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千594万8千円とするものです。

歳入について、説明書の7ページをお開きください。併せて、補正予算の概要は49ページからです。

款1、項1後期高齢者医療保険の各節の補正につきましては、それぞれの実績の収納見込額に伴い計上しております。

款4、項1、目1事務費繰入金及び目3保険事業等繰入金は、執行見込み額による減額補正です。

8ページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者の健康診査の受託に伴うもので、健康受診者の実績による減額補正です。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費及び款1、項2、目1徴収費については、執行見込みによる補正を計上しております。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金の1被保険者保険料負担金は、町が徴収しました保険料を広域連合に納めるもので、広域連合において付加され算出された額の確定に基づく減額補正です。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目1健康診査費については、健診受診者の減に伴う減額補正で、目2鍼灸施術費については、執行見込みに伴う減額補正です。

11ページをお願いいたします。款5、項1予備費で予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。議案第7号の平成22年度大津町外4ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いします。今回の補正は、県が菊池市旭志麓で行います火山砂防工事の用地補償に伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ571万6千円とするものでございます。

説明書の7ページをお願いいたします。予算の概要は、44ページになります。

歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1の財産収入、節1の財産収入は、事業確定及び県が実施します火山砂防工事に伴う用地補償による増額補正を計上しています。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費の節7の賃金から14の使用料及び賃借料までにつきましては、事業費実績に伴う減額でございます。

款2、項1、目1の予算予備費で、増額補正の財源調整を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 次に、議案第13号から議案第20号までの説明を求めます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてご説明申し上げます。議案集は17ページになります。別冊の議案第13号、大津町振興総合計画基本計画にてご説明申し上げます。

表紙を開けていただきますと目次で、序論、施策体系図、後期基本計画と整理いたしております。

1ページをお願いいたします。序論で、策定の趣旨などを記載いたしております。大津町振興総合計画基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項の規定により、また前期の基本計画につきましては、大津町議会の議決すべき事項を定める条例により、平成18年の3月議会でご議決いただいております。このうち前期基本計画につきましては、平成22年度で終了いたしますので、新たに後期の基本計画を策定するものであります。

3の人口予測でございますが、基本構想を策定いたしました平成18年における平成28年の人口予測は3万1千人といたしておりましたが、既にそれを超えていることから見直しを行ない、平成28年の人口を3万2千700人と推計したところです。

3ページをお願いいたします。4の施策体系の再編と5の成果指標の設定ですが、今回の見直しにあたりましては、第5次振興総合計画に掲げました基本理念及び5つの政策の柱等はそのまま引き継ぐとし、後期基本計画では前期基本計画の検証結果を踏まえた上でそれぞれの事業を実施することにより、住民の幸せがどの程度向上したかという視点から新たに成果指標を設定したところです。

4ページと5ページに施策の体系図を載せています。5つの政策の大綱を下に施策を32、基本事業を74に統合修正を行っております。6ページからが後期基本計画の内容になります。

7ページをお願いいたします。1つ目の政策の柱である地域社会とともに進める安心と安らぎのまちづくりです。19ページまでになります。1の1、地域福祉・障害者福祉の充実では、誰もが安心、充実して暮らせる地域づくりを目標に、社会福祉協議会などと協力して地域づくり活動を積極的に努め、地域福祉活動に取り組む行政区の数などを成果指標としております。全体では高齢者福祉の充実など5つの施策と8つの基本事業で構成いたしております。

20ページをお願いいたします。2つ目の政策の柱である力強く自立した農工商併進のまちづくりでございますが、2の1農業の振興では、用水路や圃場など、農業生産基盤の整備を推進していくこととしています。環境に配慮しながらもうかる農業を推進し、農業所得の満足度や農畜産物認知度などを成果指標としているほか、商業や工業の振興など5つの施策と13の基本事業で構成いたしております。

40ページをお願いいたします。3つ目の政策の柱である未来を開くふるさとづくりでございますが、3の1みんなの夢が叶う教育の実現は今回新たに設定した基本事業で、学校・家庭・地域社会が一体となって連携協力し、お互いの夢が叶うまちづくりができるよう教育委員会活動を外部評価し、社会全体で教育に取り組む仕組みを整えていくこととしています。教育委員会活動に対する認知度や育ちのものさしの周知などを成果指標としているほか、学校教育や生涯学習の振興など9つの施策と19の基本事業で構成いたしております。

70ページをお願いいたします。4つ目の政策の柱である魅力的で快適な生活環境づくりでございますが、4の1土地利用と都市計画の推進では、計画的な土地利用を推進していくため、開発指導要綱による指導や国土利用計画、都市計画マスタープランの策定を図っていくこととし、開発指導要綱に基づく指導の割合を成果指標としているほか、道路網の整備や上下水道の整備など5つの施策と19の基本事業で構成いたしております。

93ページをお願いいたします。5つ目の政策の柱である改革と分権の時代の新たな行財政運営ですが、5の1行政運営の充実強化では、税金の使い道に無駄がなく、役場が住民にとって安心して相談できる身近な存在となれるよう行財政改革後期改革プランに基づいたさらなる事業の見直しとともに、公正な入札事務や電子自治体の推進、職員の意識改革などを進めていくこととし、税金の使い道に無駄がないと思う人の割合などを成果指標としているほか、財政運営の充実など4つの施策と14

の基本事業で構成いたしております。

以上、主な点を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第14号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の18、19ページ、説明資料は2、3ページになります。

平成20年から22年度の3カ年間にわたりましてまちづくり交付金事業等を活用しまして、自由民の安全・安心のまちづくりのために整備をしておりました防災行政無線通信施設が完了いたしましたので、管理運用に関する条例の一部を改正するものでございます。基本的には、65の各行政区ごとに全体で70カ所に放送塔とスピーカーを設置いたしまして、デジタル通信方式で双方向の通信ができることになっております。非常災害時において、電話や携帯電話が使用できない状況下においても、役場と70局の子局の放送等の双方向から災害情報や避難等の通信が確保できるようになりました。なお、役場電算室2階に親局、消防署と総務課に遠隔制御放送システムを設置し、さらに各行政区で直接施設を利用することができますが、緊急の場合には役場からの親局放送が優先されるシステムになっております。

説明資料で説明させていただきますので、2ページをお開き願いたいと思います。別表中の同報無線系子局の項、大津町内「58局」を「70局」に、移動無線系陸上移動局の項、公用自動車「57局」を「43局」に、携帯無線「18局」を「15局」に改正するものでございます。なお、3ページに大津町内管内の防災無線の位置図を添付しておりますので、参考をお願いいたしたいと思います。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。なお、議案集とともにお手元に配付してあります専決処分についての報告を併せてさせていただきます。防災行政無線の施設整備工事におきまして、屋外拡声子局設備の既存スピーカー及び空中線中の改修工事等の変更に伴いまして、工事請負額を減額する必要が生じたため専決処分をさせていただきました。当初の請負契約の2億4千952万2千269円から1億18万8千640円を減額いたしまして、2億4千833万3千629円となっております。

続きまして、議案第17号をお願いいたします。議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。説明資料は7ページになります。説明資料で説明をさせていただきます。4月から町の老人ホームの民間移譲に伴いまして現条例中の宿日直手当の項目の中で第17条第2項に老人ホームに勤務する職員の宿日直手当支給の規定がありましたので、今回その項を削除をしまして、第3項を第2項とするものでございます。

附則で、この条例は平成23年の4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第18号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集は27ページから29ページでございます。説明資料は8ページから17ページになります。

まず、改正内容の説明の前に、町の国民健康保険の状況及び税率改正に至りました背景について説

明をさせていただきたいと思いますので、説明資料の8ページをお開き願いたいと思います。

まず1番目に、平成16年から22年度見込みまでの国民健康保険特別会計の決算状況について載せておりますけれども、国保の財政運営については、医療費の伸びに伴いまして一般財源や基金繰り入れを行ったにもかかわらず平成22年度見込みにおきましても基金繰り入れ6千万円を行いましたが、単年度収支では約2億円の赤字となる見込みでございます。国民健康保険の加入者等の推移につきましても、平成20年度から後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、国保加入世帯、被保険者数も減少しまして、平成22年度においては全体に占める割合は世帯数で約33%、被保険者数で約23%になっております。また、3番目の療養給付費についても、平成20年度の後期高齢者医療制度に移行した時点では9千500万円程度減少したものの、平成21年度の前年対比で6.8%、平成22年度見込みでも7.4%と毎年約1億円以上増加する傾向にあります。

説明資料の9ページをお願いいたします。基金の保有額についてでございますけれども、平成21年度決算時についてはほとんど変動していない状況ですが、平成22年度におきまして基金から6千万円の繰り入れを行った結果、現在の基金の残高につきましては約538万円となっている状況でございます。保険税率の推移についてでございますけれども、平成16年度、17年度及び18年度に税率の改正を行わせていただいております。その間、限度額の増額や高齢者医療制度が導入されたにもかかわらず税率の改正をせず、今回5年ぶりに税率の改正を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。国民健康保険税の算定の基礎となります課税総額については、療養の給付費等に要する費用の総額見込み額、医療給付費分と後期高齢者医療制度の拠出金の納付に要する費用の額、後期高齢者支援金分及び介護納付金からこれらの費用に係ります国庫負担金等の見込み額を控除した額としております。そして、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分は、それぞれ所得割、平等割、均等割の合算額となっております。

6番目の保険税税率改正案のとおり、基礎課税額におきます所得割は8%のままにしております。後期高齢者支援金の所得割は2.5%、介護納付金の所得割は1.7%、合計で所得割を11.5%から12.2%に変更いたしております。平等割額についても、それぞれの額を増額いたしまして、合計で3万6千円から3万7千900円に、5.3%のアップになっております。均等割額3万8千円を4万3千200円に、均等割額につきましても13.7%アップになっております、に変更するものでございます。なお、限度額についての記載がありますけれども、それぞれ増額され77万円になる見込みでございます。

算定資料につきましても、医療給付費から必要な税額を算定した表になりますけれども、今年度の国民健康保険事業運営のために必要な税額を約7億7千360万円と算定いたしまして、現行の税率、徴収率による収入見込額を見ましても約2億円の財源不足が生じることになります。そこで、右側の税率を改正したところの算定でございますけれども、収入見込額の総合計5億9千684万5千円としておりますけれども、平成23年度当初予算の計上している金額と同じでございますけれども、それでも1億7千万円ほどの財源不足になります。この財源不足を補うために、今回の税率アップに加えまして一般財源からの繰入金を1億1千万円、前年度繰越金を5千万円など見込んでいるところで

ございます。

8番目の一般被保険者の一人当たりの平均保険税額でございますけれども、改正後では年間約6千900円引き上げとなりまして9万9千600円ほどになります。また、先ほどの不足する財源をすべて被保険者の保険税で賄おうとした場合の計算になりますけれども、表に載せておりませんが、年間の保険税は一人当たり約11万6千円となりまして、現在より約2万3千円以上の大幅な増額になる見込みでございます。

表の一番下の方に改正に伴うシミュレーションをしておりますけれども、夫婦で40歳から64歳と子ども2人、収入300万円、所得で192万円の標準世帯の年間の保険税につきましては、現行の35万4千800円から38万6千400円となり、3万1千600円、8.91%の増額になることとなります。また、2割から7割の軽減世帯においても年間6千100円から2万5千円の増額になることとなります。なお、増額に伴います低所得世帯等の均等割額の増加によりまして、世帯の収入に占める保険税の負担が増加しているような状況でございます。

次の11ページをお願いいたします。11ページの上段の方の表でございます。被保険者の所得階層別の世帯数になります。保険税の軽減措置を受けられる所得150万円以下の世帯が全体の8割近くを占めている構図になっております。中段の表で、減額対象となった世帯数等の状況でございますけれども、昨年度から増加傾向にあり、軽減分は昨年比約1千470万円増えているような状況でございます。

一番下の各医療保険制度の保険料負担率の比較表についてでございますけれども、厚生労働省が示した所得に占める保険料の割合を示す保険料負担率について、各保険制度間の比較をした表になります。平成20年度一人当たりでは市町村国保が11.39%と最も高くなっているような状況でございます。

以上が国保税の状況についての説明をさせていただきましたけれども、今回医療諸費の状況や財政状況を十分考慮しまして、保険給付の適正化に努め、これを賄うに必要な保険税を公平かつ適正に賦課徴収することといたしまして、一定程度の被保険者の国民健康保険税の税率アップの改正を行わせていただいたところでございます。

続きまして、条例の一部改正について、同じく12ページの説明資料で説明させていただきます。第4条につきまして、第4条は被保険者の均等割額「2万4千円」を3千100円増額しまして「2万7千100円」に改正いたします。第5条、特定以外の世帯の平等割額を「2万4千円」から千円増額しまして「2万5千円」に、第2号特定世帯の額「1万2千円」を「1万2千500円」に改正いたします。この特定世帯というのは、国保から後期高齢者医療制度の関係での移行された方たちの被保険者関係の世帯の文言等を示唆しております。それから、国民健康保険税の医療給付分ということで、後期高齢者支援金の平等割額が半額になります。ただし後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主の変更等がある場合には、後期高齢者の医療の被保険者となった日の属する日を5年間を経過した場合は特定同一世帯でなくなりますという形で、後期高齢者医療制度に伴う挿入語句になっております。第6条、後期高齢者支援金分の所得割「100分の2.00」を「100分の2.50」

といたします。

13ページをお願いいたします。第7条、均等割額「6千円」を「7千円」に、第7条の2、平等割額「6千円」を「6千500円」に、第2号「3千円」を「3千250円」に改正するものです。第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割、いわゆる介護支援金分「100分の1.5」を「100分の1.7」、第9条、均等割額「8千円」を「9千100円」に、9条の2、平等割額「6千円」を「6千400円」に改正するものであります。第23条は、健康保険税の減額、いわゆる軽減措置、7割、5割、2割の軽減適用についての規定でございますから、14ページから17ページをお願いいたしますけれども、第1号アからカは7割軽減について、同様に15ページ、第2号が5割軽減、16ページ第3号が2割軽減についての改正規定になっております。

最後に、議案集の29ページでございます。附則第1条で、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。第2条で、改正後の規定は平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

続きまして、議案第20号でございます。議案集は32、33ページ、資料集は19ページをお願いいたします。広域連合規約の変更でございます。菊池広域連合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。この広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法の関係に示されておまして、その広域連合の経費の支弁の方法についても構成する団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力、その他の客観的な指標に基づかなければならないということになっております。さらに、規約の変更の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬとされております。なお、菊池広域連合消防本部の負担金の推移でございますけれども、平成17年の4月、菊池広域行政事務組合と菊池消防組合が合併いたしまして、当時の負担金の割合につきましては組合割40%、基準財政需要額割60%で、平成21年度まで負担金を支出してまいりました。そしてその各町村の一人当たりの限度額の格差については、統合後5年後に見直しを行うものとするということで、5年を迎えました平成22年度負担金について見直しを行っております。22年度からは均等割10%、基準財政需要額割90%の負担割合となっております。また、その負担割合について、毎年度見直すということになっておりましたので、今回消防費の市町別負担金の算定方法について見直しを行うものでございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。別表の改正になります。別表中の消防費の負担割合を従来の算定方法に新たに人口割10%を加えまして、基準財政需要額割「90%」を「80%」に改めるものでございます。また、備考中のただし書きの負担割合について、「毎年度見直すこと」を「毎年度協議すること」に改めるものでございます。

附則で、この規約は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時20分より開会いたします。

午後2時07分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議案第15号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の20ページをお願いいたします。今回の条例改正は、大津町老人ホーム民間移譲に伴いまして、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会の廃止により、条例の一部を改正するものです。

説明資料の5ページをお願いいたします。別表の改正前の大津町地域公共交通会議委員の下の大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会委員長と委員を削除し、記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の22ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第16号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の23ページをお願いいたします。今回の条例改正は、大津町老人ホームの民間移譲に伴いまして、老人ホーム嘱託員の廃止により、条例の一部を改正するものです。

説明資料の6ページをお願いいたします。別表の改正前の保健衛生嘱託員の下の老人ホーム嘱託員を削除し、記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の24ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第15号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の20ページをお願いします。今回の条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う大津町教育委員会外部評価委員会の設置及び大津町学校教育指導員の設置に伴い条例の一部を改正するものです。

説明資料の4ページをお願いします。大津町教育委員会外部評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うため設置するものです。

次の大津町学校教育指導員は、大津町の学校教育の向上を図るため次のことを行います。

1、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項についての指導及び助言に関すること。2、教職員の研修事業に関すること。3、その他学校教育の充実にすることとしております。

説明資料の5ページをお願いします。別表の大津町地域公共交通会議委員の下で、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会委員長と委員を改正後の下線で記載のとおり変更追加するものです。

戻りまして、議案集の22ページをお願いします。附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第19号、大津菊陽水道企業団の規約の一部変更について説明いたします。議案集の30、31ページをお願いします。今回の改正は、議案第2号で説明しましたように、矢護川地区簡易水道組合を解散した後、大津町矢護川地区への給水を大津菊陽水道企業団の給水区域に統合するには、規約の一部を変更する必要があります。一部事務組合の規約の変更については、議会の議決を経る必要がありますので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

説明資料集の18ページをお願いいたします。新旧対照表に記載しておりますように、第3条中の「(矢護川地区簡易水道組合の区域を除く)」を削除するものです。

附則として、この規約は県知事の許可の日から施行することとしております。なお、この議案につきましては、菊陽町の3月議会において同文議決される予定になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、議案第21号から議案第28号までの説明を求めます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第21号、平成23年度大津町一般会計予算についてご説明いたします。予算書と併せまして、別冊の当初予算の概要をご参照ください。

予算書の1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千230万5千円と定めております。第2条の債務負担行為の取り扱いから第5条の歳出予算の流用まで、記載のとおり定めています。

8ページをお願いします。第2表、債務負担行為です。ネットワーク機器借上及びホームページ運用システム借上げは、いずれも更新に伴うものであります。大津保育園増築園舎借上げは、待機児童対策として大津保育園に2クラス園舎をリースするものです。

9ページをお願いします。第3表、地方債です。1、臨時財政対策債は交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画に基づいて計上いたしております。2、町道整備事業につきましては、町道真木線ほかの町道の整備に伴うものです。3、県道負担金は、県道西鶴中井迫線1千260万円、その他の県道分として810万円を計上いたしております。4、町営住宅整備事業は、曙団地駐車場整備や立石住宅団地内道路整備等に関するものです。5のまちづくり交付金事業は、国庫補助裏の75%の充当率であります。6、消防施設整備事業債は、防火水槽2基ほかの整備であります。7の一般公共事業債は、迫井手園場整備事業、上井手・下井手灌漑排水事業など、いずれも県営事業負担金分であります。8、学校教育施設整備事業債は、大津小学校分離新設校に伴うものであります。

歳出からご説明いたします。46ページをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費の増額分は、議員年金制度の廃止に伴う共済組合負担金の増額です。

48ページから49ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費は、特別職と職員の人件費関連、行政区嘱託員の報酬、職員欠員補充に伴う臨時職員雇用の賃金や菊池広域連合負担金などが主です。

53ページをお願いします。目5財産管理費は、庁舎の維持管理費や町所有の建物災害共済金などですが、55ページの節13委託料の新地方会計整備支援業務委託は2年目で、土地台帳の整備などを行うものであります。

59ページをお願いします。目7電子計算費は、電子計算機器専用線使用料同補修委託システム修正委託等の委託料、電子計算費の機器借上料が主なものであります。なお、購入後7年を経過しました職員用の業務用パソコン30台の更新も予定いたしております。

65ページをお願いいたします。目12諸費、補助金、1生活路線維持補助金は、乗り合いバスの運行経費です。利用者の減少に伴い増額となっております。

70ページをお願いいたします。項3、目1戸籍住民基本台帳費は、節13委託料で外国人に係る住民基本台帳法改正に伴う重機システムの改修委託が増額となっております。

72ページをお願いいたします。項4、目1選挙管理委員会費の増額につきましては、人件費関係になります。

73ページをお願いいたします。目3県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費は、平成23年4月29日の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上いたしております。

78、9ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費の増額は、節28の国民健康保険特別会計繰出金が前年度に比較しまして1億4千225万5千円の増額が大きなものですが、これには、国民健康保険特別会計の財源不足を補うために基準外の繰り入れを1億1千万円含んでおります。介護保険特別会計繰出金は、前年度とほぼ同額であります。

81、82ページをお願いいたします。目2障害者福祉費は節13委託料で、障害基本計画及び障害福祉計画策定委託費を計上いたしております。節20の扶助費は、障害福祉サービス事業や自立支援医療給付事業の利用増加により3億5千236万5千円となっております。

83ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費は、広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上いたしております。目4老人福祉費は84ページの節13委託料の老人保護措置費委託費が老人ホームすぎなみ園の民間移譲により、前年度と比較しまして5千934万8千円の増額です。ねんりんピック関係では、委託費と補助合わせまして1千218万6千円計上いたしております。節19負担金補助及び交付金で、1介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3千万円を計上いたしております。これは、いわゆるグループホームへの整備助成であります。

87ページをお願いいたします。目7老人ホーム費は、23年度より民間へ移譲となりますので、修繕料と補修工事を座取りで計上させていただいております。

95、96ページをお願いいたします。目2児童措置費は、子ども手当てに係る経費ですが、3歳

入歳出未満が2万円に増額されたことにより増額で計上いたしております。目3大津保育園費は、待機児童対策関係といたしまして、増築する園舎の借上料や非常勤職員の報酬などで1千531万6千円を計上いたしております。

98ページをお願いします。目4若草学園福祉施設費です。消防法に基づくスプリンクラー設置の費用3千万円を計上いたしております。

99ページをお願いします。目5保育所運営費は、私立5園の運営費です。入所者児童数の増により増額となっております。

100ページをお願いいたします。目8まちづくり交付金事業は、子育て健康広場の整備に要する予算を計上いたしております。

104ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費は、節13の予防接種委託で国のワクチン接種緊急促進事業により子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種に対し助成することになり、増額となっております。

106ページをお願いいたします。目3環境衛生費の節19で、負担金の3大津菊陽水道企業団負担金は、矢護川地区簡易水道組合の経営統合に係る変更認可業務負担金等であります。補助金の1住宅用太陽光発電システム設置補助金は50件分を計上いたしております。

108ページから109ページをお願いします。目7子ども医療費は、平成22年度医療費の実績等に基づいて増額計上いたしております。

110ページをお願いします。項2、目1清掃総務費の節19で負担金の1、菊池環境保全組合負担金は、公債費の減少により減額であります。2の菊池広域連合負担金は、濾過装置の部品交換のため増額となっております。

114ページから116ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費は、節19の補助金で4の水田地域営農体制整備支援事業補助金が増額であります。これは、集落営農組織のコンバインなどの機械導入に対する助成であります。

117ページをお願いします。目4畜産業費は、節19の補助金で2の南阿蘇畜産協同組合補助金は、セリ電算システム機器更新のための助成です。

118ページをお願いします。目5農業構造改善事業費の節15工事請負費は、総合交流ターミナルの老朽箇所を年次計画で整備するものです。目6農地費です。119ページの節19負担金の1上井手・下井手地区県営灌漑排水事業負担金は、用排水路の遠隔監視システムの導入やゲートの伝導化を進めるものです。目7圃場整備は、6千196万円の減額であります。これは平成22年度の北部畑総の高生産性農業集積促進事業費補助金4千700万円の減額が大きく響いております。

120ページをお願いします。節15の県営事業附帯施設工事は、迫井手圃場整備地内の農道整備です。

122ページをお願いします。目9は農業集落排水特別会計繰出金を計上いたしております。公債費の伸びにより増額となっております。目10農道管理費は、124ページの節19の負担金で、2県営大津南部農免農道整備事業負担金が895万円の減額となっております。

126ページをお願いいたします。項2、目2林業振興費は127ページの節19の補助金で、2緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金が新たなものです。これは、高性能林道機械の導入助成で、国の10割補助であります。

131ページをお願いいたします。目3観光費です。節13委託料で、大津町まちづくり推進事業委託は、ふるさと雇用再生特別基金を活用するもので、町内の各種団体とのネットワークづくりを通じて情報発信を図ろうというものです。交流センター運営組織設立準備業務委託は、緊急雇用を活用して実施するものです。平成22年度補正予算で商業振興費に計上していたものであります。節15で岩戸溪谷周辺整備事業は、平成21、22年の2年間積み立てました電源立地交付金を活用して多目的トイレの整備を行うものであります。

132ページです。目4企業誘致推進費です。133ページ、節15の工業団地案内看板設置工事は、南部工業団地の案内看板設置です。節19工場等振興奨励補助金は、今年度は6社分を予定いたしております。目5まちづくり交付金事業は、まちづくり交流センターの整備及び県道大津植木線の街路灯の整備費が主であります。

138ページ、139ページをお願いいたします。目3道路新設改良費は、町道下町門出線ほか13路線の改良工事や県道改良工事費の県道負担金などを計上いたしております。

141ページをお願いいたします。項3、目2街路事業費は、県道西鶴中井迫線の事業費に伴う負担金で、平成23年度工事完了の予定であります。目3公園緑地費は、昭和園ほか37カ所の町立公園等の管理費が主です。

142ページの節15矢護川公園調整池改修工事は、公園内調整池の排水施設の改修工事でありませ。目4公共下水道費では、公共下水道特別会計繰出金を計上いたしております。

143ページをお願いいたします。目6まちづくり交付金事業は、ビジターセンター、バスロータリー、駅前楽善線、本田技研325号線ほかの工事費、用地費等になります。

146ページをお願いいたします。項4、目2住宅維持費です。節15工事請負費は、曙団地駐車場整備や立石団地内道路等の改修工事であります。

148ページをお願いいたします。款9、項1、目1常備消防費は、菊池広域連合消防本部負担金です。負担割合の見直しにより、均等割10%、人口割10%、基準財政需要額割80%の負担割合で計上いたしております。

150ページをお願いいたします。目3消防施設費は、防火水槽ほかの整備を行うものであります。

153ページをお願いいたします。教育委員会関係です。款10、項1、目2事務局費では、節1報酬の学校教育指導員と外部評価委員会委員報酬が新たなものです。学校教育指導員は、教職員の研修・指導・助言を行ない、児童生徒の基礎学力の充実と向上を図るため、1名の非常勤職員を配置するものです。外部評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、教育委員会が実施する事務事業の点検及び評価を行い、公表し、執行状況の透明性と住民への説明責任を果たすものであります。

157ページをお願いいたします。目3教育支援センター費は、教育相談員を1名増の5名といた

しております。また、光をそそぐ交付金事業により児童生徒訪問支援事業としてスマイルプロデューサー1名を配置する予定にしております。

158ページをお願いいたします。目4外国人講師招致事業です。中学校の外国人教師シェルビー先生が7月までの任期で帰られますので、9月からは2名とも英語指導委託業務で計上いたしております。

159ページをお願いします。項2、目1小学校費の学校管理費です。小学校6校の管理費ですが、160ページの節15工事請負費で大津南小学校音楽教室のエアコン設置工事を計上いたしております。

161ページをお願いします。目2教育振興費で、節11の消耗品費は、新学習指導要領教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書、指導用教材の購入費で増額となっております。

162ページの節20扶助費は、対象児童数の増により増額となっております。目3学校建設費です。平成23年度はプールの設計業務委託と太陽光発電設置工事が主な工事であります。少人数教育用教室改修工事は、学級数増のため視聴覚準備室と体育館ミーティングルームを少人数用教室として整備するものであります。

164ページをお願いします。項3、目1中学校費の学校管理費は、中学校2校の管理費を計上いたしております。

168ページをお願いいたします。項4、目1幼稚園費です。前年度とほぼ同額であります。児童数増のため陣内幼稚園は定員を15名増やし85名といたしております。

171から173ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費です。173ページの節19の4、地域生涯学習施設等建設補助金から7地域学習施設等用地購入補助金は、美咲野1丁目集会所、多々良公民館、上野原公民館改修などへの補助金であります。目2公民館費ですが、175ページ、節15で杉水地区公民館分館と錦野地区公民館分館の改修及び下水道接続の工事費を計上いたしております。

177ページをお願いいたします。目4文化振興費の減額は、迫井手地区の圃場整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査費の作業員賃金と調査委託費の減額が主であります。

180ページをお願いいたします。目5町民交流施設運営費は、181ページ、節15でエアコンの改修工事費を計上いたしております。

185ページをお願いいたします。目10まちづくり交付金事業費です。旧法務局跡の仮称であります。歴史文化伝承館の整備に係る費用を計上いたしております。

186ページをお願いします。項6、目1保健体育総務費では、188ページ、節15の負担金で2の郡市体育協会負担金が県民体育祭が水俣芦北地区で開催のため、宿泊を伴い増額で計上をいたしております。また、5で新たに平成24年度開催予定の菊池県民体育祭の実行委員会負担金を計上しております。目2体育施設費は189ページ、節13の体育施設等業務委託費が主であります。

190ページをお願いします。目3学校給食費です。193ページ、節18備品購入費で、保温用米飯食缶を購入予定といたしております。

196ページをお願いします。款12公債費です。元金・利子とも減額となっております。平成23年度末の起債残高と118億8千600万円を見込んでおります。

197ページをお願いします。款13で予備費を計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。13ページをお願いいたします。款1、項1町民税、目1個人町民税は、昨今の経済情勢の変化に伴い、個人所得の落ち込みを見込みまして5千万円の減額で計上いたしております。目2の法人町民税ですが、自動車関連企業などの景気が上向きであることなどを考慮いたしまして、前年度よりも1億円の増額で計上いたしております。項2、目1固定資産税につきましては、企業の増設や新築家屋の増を見込んで1億5千万円の増額で計上いたしております。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税、項4町たばこ税は、実績を参考に増額で計上しております。

15ページ、項6入湯税は、実績により同額で計上しております。

款2、項1、目1地方揮発油譲与税から18ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも国の地方財政計画に基づく増減率から推計して計上いたしております。

款9地方特例交付金は、児童手当拡充に伴う地方負担分、住宅取得控除に伴う町民税及び自動車取得税交付金の減収に伴う補てん分の交付であります。

款10地方交付税は、国の地方財政計画と併せまして平成20年、21年度の法人町民税の減収分を考慮し、普通交付税12億円を見込んでおります。特別交付税は、配分割合が平成23年度は交付税全体の6%から5%に減少していますが、普通交付税の法人町民税の過年度分の精算分につきましては5千万円を上限に交付されることから1億円を計上しております。

19ページをお願いします。款11交通安全対策特別交付金は、実績により計上です。

款12分担金及び負担金、目1総務負担金は、熊本県職員派遣分1名が減額となっております。目2民生費負担金、節1児童福祉負担金は、保育所の児童数の増加に伴い増額となっております。

21ページをお願いします。款13、項1、目4土木使用料は、運動公園使用料、住宅使用料等が主なものであります。

23ページ、総務手数料は、各種証明手数料です。目2民生費手数料では、老人ホームすぎなみ園の短期宿泊手数料が民間移譲によりなくなっております。

25ページをお願いします。款13、項3、目1証紙収入のごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売り上げの実績を計上いたしております。

款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増により増額で計上いたしております。節2児童措置費負担金は子ども手当への負担金ですが、3歳未満児の2万円への増額により総額で約1億3千万円増額で計上いたしております。

26ページをお願いいたします。項2、目4土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金は、国土交通省が既存の交付金と従来の補助金を原則廃止し、新たに社会資本整備総合交付金を創設したものです。かつこ書きのところですが、節1主要道路交付金事業は、町道下町門出線整備事業の補助です。節2の地域住宅交付金は、曙団地駐車場整備などの交付金です。まちづくり交付金は、駅前楽

善線ほかの工事に係るものであります。

27ページをお願いいたします。目4教育費国庫補助金、節1小学校費補助金の太陽光発電導入事業は、大津小学校分離新設校に設置予定の分であります。一番下の農林水産業費国庫補助金の廃目は、玉岡井手の整備に係る農村漁村活性化プロジェクト支援交付金で、事業の完了に伴う廃目であります。

28ページをお願いいたします。款14、項3、目1、節1総務費委託金は、参議院選挙、通常選挙委託金が減額となっております。

款15、項1、目2民生費県負担金の保険基盤安定負担金は、国保税軽減分及び保険者支援分です。節2、節3は国庫負担金でご説明しましたが、児童数の増によるものであります。

29ページをお願いいたします。項2、目1総務費県補助金の生活交通維持活性化総合交付金は、今まで地方バス運行等特別対策補助金で岩坂山西線が補助対象路線から外れたことによる減額であります。大津町電源立地地域対策交付金は、平成23年度以降も10年間継続されることになり計上いたしております。目2民生費県補助金の大きな減額は、保育所整備に対する補助の約1億5千万円です。

30ページをお願いいたします。目2老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、地域密着型認知症共同生活介護施設の整備に対する補助であります。

31ページをお願いします。目3衛生費県補助金は節3衛生費補助金で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特定交付金は、子宮がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のそれぞれのワクチン接種に係る2分の1の補助であります。目4農林水産業費県補助金です。節2農業振興費補助金で、水田地域営農体制補助金は、集落営農組織の機械導入に対する助成であります。

32ページをお願いします。節5林業費補助金の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、高性能林業機械の導入助成であります。目5商工費県補助金は、県の基金を活用した緊急雇用関係の補助です。

33ページをお願いいたします。款15、項3、目1総務費委託金、節3総務費委託金は、県議会議員選挙委託が新規のものであります。

34ページをお願いいたします。農林水産業費委託金の前年度比減額は、北部地区換地業務委託の減額であります。

35ページをお願いいたします。目6教育費委託金、節2の埋蔵文化財調査費委託金は、迫井手地区の埋蔵文化財調査分で約4千万円の減額となっております。

36ページをお願いします。款16、項1、目2利子及び配当金の減は、主に預金利子の減によるものであります。

38ページをお願いいたします。款18、項2基金繰入金です。目1減債基金繰入金は、財源対策債償還分です。目2大津町公共施設整備基金繰入金は、まちづくり交付金事業に充当するものです。目3学校教育施設整備基金繰入金は、大津小学校分離新設校の建設に伴うものであります。目4大津町工業等振興奨励基金繰入金は、対象企業に平成23年度の奨励補助金を支出するための繰り入れです。目5財政調整基金繰り入れにつきましては、財源不足を補うものです。同基金の平成23年度末

残高は10億5千万円を見込んでいるところであります。目6大津町電源立地地域対策交付金繰入金は、岩戸溪谷周辺整備に係るものです。目7児童生徒訪問支援事業基金繰入金は、国の補正予算の光をそそぐ活性化事業交付金を平成23年度3月補正で基金に積み立て、引きこもりの児童生徒の訪問支援事業に活用するものであります。

39ページをお願いいたします。款19繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしております。

41ページをお願いいたします。雑入で主なものは、熊本県市町村振興協会交付金で、オータムジャンボ宝くじの配分金です。前年度と比較しまして減額となっておりますのは、老人ホームすぎなみ園の他市町からの入所者負担金あるいは太陽光発電助成の新エネルギー導入対策助成金などが減額となっております。

44ページをお願いいたします。款21町債につきましても、先の9ページの第3表地方債補正の表でご説明したとおりであります。

次に、給与費明細についてご説明いたします。198ページをお願いいたします。1、その他の特別職の減は、国勢調査等の統計調査員の減が主であります。

199ページをお願いいたします。2の一般職は、常勤と非常勤に分けて計上いたしております。常勤は本年度186名で、2人減となっております。給与費計も4千210万8千円の減額です。非常勤と合わせますと4千722万2千円の減額であります。また、共済費につきましても、特別職、一般職とも率の改定により増額となっております。職員手当の内訳につきましても、下段の表のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議案第22号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書の中程、1枚目のピンクの表紙になります。予算説明の前に、国民健康保険特別会計の運営状況についてございますけれども、先ほどご説明ございましたけれども、全員協議会等でもご説明をさせていただいておりますように、景気低迷によります所得水準の低下によります保険税の課税額の減少や人口の高齢化や医療の高度化に伴います保険給付費の増加によりまして、平成22年度におきましては財源不足のため6千万円の基金の取り崩しなどを行いまして、現行の国民健康保険事業の維持が困難な状況に至っておる現状でございます。特に医療費に伴う医療費につきましては、前年対比で平成21年度6.8%、平成22年度で7.4%と増加傾向でございまして、今後被保険者数の変動も見込まれるところでございます。このような状況にありまして、一定程度の国保税収を図らなければ歳入と歳出の乖離が一層大きくなるところでございます。先ほどの国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でもありましたように、今回所要の税率改正をお願いしました上で、財源不足の補てん及び被保険者の税負担の緩和の意味をもった一般会計からの繰り入れによりまして国民健康保険特別会計への運営を確保し、町民の方の医療ニーズに対応してまいりたいと考えております。

また、国の医療制度改革が進められる中、医療費抑制及び健康維持のための食育活動、生活習慣病

対策や保健事業等の展開をさらに推進し、医療費の適正化など総合的な取り組みを行うことによりまして、段階的に国民健康保険の財政運営の健全化を図っていかねばならないと考えます。

以上のようなことから、平成23年度の予算編成を行わせていただいております。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億7千251万8千円と定めております。前年度と比較いたしますと2億1千632万7千円の8.1%の増となっております。第2条で一時借入金の最高額は1億円と定めております。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお開きください。併せて概要書は45ページからです。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税5億4千816万9千円、目2退職被保険者等国民健康保険税を5千734万6千円として、税収の総額を6億551万5千円、前年比3.71%の減で計上しております。目1の一般被保険者国民健康保険税の減額の要因は、景気低迷に伴う所得の減少が主なものです。後期高齢者支援金は、74歳までの国保被保険者が後期高齢者医療のため約4割を負担するものです。これは従来の老人保健拠出金は各保険者が約5割を拠出していましたが、後期高齢者医療制度により個人が保険料を1割負担しておりますので4割となっております。

9ページから10ページをお願いいたします。目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、65歳未満の公的年金受給者及びその被扶養者で、国保一般被保険者への移行により365世帯を見込んでおります。なお、退職者医療制度につきましては、平成26年度末で終了となります。国民健康保険税の現在の付加基準は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金の三本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の3方式を採っていて、限度額は現行は医療給付費分50万円、後期高齢者支援金分13万円、介護納付金分10万円で合計73万円となっております。

11ページをお願いいたします。款2、項1、目1は督促状を発送する手数料で、1件80円の1875件分を計上しております。

款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養給付費、一般被保険者に係る前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金分及び介護納付金に要する費用を基に算出されるもので、34%が国の負担金として交付されます。目2の共同事業負担金は、一月80万円以上の高額医療費が共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1が負担されます。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分3分の1で、特定健康診査2千451人、積極的支援40人、動議付け支援110人を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。款3、項2、目1財政調整交付金で、節1普通調整交付金は国庫負担金と同様に算出されるもので、一般被保険者の医療費や所得による市町村間の財政力の不均衡を調整するために国から療養給付費等の費用の約9%が交付されます。節2特別調整交付金は、結核精神に係る医療費等が総医療費の15%を超えた場合、医療費適正化事業及び保健事業を実施した場合にその一部が交付されるものです。目3出産育児一時金補助金は、平成21年10月から暫定措置として出産一時金が1件当たり4万円引き上げられ、平成22年度まではその2分の1の2万円を国が

補助されていますが、平成23年度からは国補助をさらに半分とするため1件当たり1万円が国が助成するものです。

款4、項1、目1共同事業県負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しております。目2特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に係る県負担分で、国と同様に健診費用の3分の1を計上しています。

13ページをお願いいたします。款4、項2、目1財政調整交付金で、節1普通調整交付金は国と同様に一般被保険者の医療費や所得による市町村間での財政力の不均衡を調整するために、県から療養の給付費等の費用の約6%が交付されます。また節2特別調整交付金は、医療費適正化事業や保健事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費等の費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

14ページをお願いいたします。款6、項1、目1前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の療養の給付費等に対し交付されるものです。全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合は納付金となるものです。大津町の場合は加入率が約27.5%と全国保険者の加入率12%より高く交付されるものです。減額の要因は、国から示されました平成23年度概算算定に基づくものです。

款7、項1、目1共同事業交付金は、高額共同事業として医療費がレセプト1件につき1カ月分が80万円を超えた分に対して交付算定基準に基づき国保連合会から交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業として医療費がレセプト1件につき30万円を超え80万円までの分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。この事業は、国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、高額医療に対し交付され、保健運営の安定を図るものです。

15ページをお願いいたします。款8、項1、目1利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子です。

款9、項1、目1一般会計繰入金については、国民健康保険制度の安定化を図るためのものであり、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減分に充てるための繰入金です。節3助産婦等繰入金は、出産育児一時金支給額の3分の2、節4の財政安定化支援事業繰入金は、基準財政需要額により算定されるもので、その他総務管理費の事務費等、法の範囲内で繰り入れるものです。その他繰入金につきましては、国民健康保険特別会計予算編成で本来必要とする国保税率改正が厳しい状況の中での税率見直しによる歳入不足が見込まれるため、一般会計の繰り入れをお願いしております。増額の主な要因は、その他繰入金の増加によるものです。

16ページをお願いいたします。款9、項2、目1国民健康保険基金繰入金では、利子分の繰入です。なお、基金の現在高は約530万円となっております。

款10、項1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を計上しております。

17ページをお願いいたします。款12、項1延滞金加算金及び過料で、国保税の延滞金を計上し

ております。

款12、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等で国保を利用された場合の返還金を計上しています。

18ページをお願いいたします。目4の貸付金収入は、出産費貸付金の返戻金を計上しています。

次に、歳出についてご説明いたします。19ページをお願いいたします。概要書は47ページからになります。

款1、項1、目1一般管理費については、国民健康保険事業運営のための事務費等で、レセプト点検員の報酬、共同電算委託料、パソコン補修委託料及びその他需用費等を計上しております。目2連合会負担金については、平等割、被保険者数等割で算定されます国保連合会での負担金でございます。

20ページをお願いいたします。款1、項2、目1運営協議会費については、国保運営協議会に要する経費を計上しております。款1、項3、目1趣旨普及費については、啓発用のパンフレットの費用を計上しています。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費、21ページの目2退職被保険者等療養給付費は、各被保険者が負担する医療費の7割の相当額をそれぞれ計上しております。予算比較で増額の要因につきましては、一般被保険者の療養給付費は平成21年度から22年度比110%、平成22年度が21年度比106%のペースで増加しております。退職被保険者の療養給付費については、平成21年度は20年度比75%と減少しましたが、平成22年度は21年度比148%と医療費の増加によるものであります。目3、目4は一般退職被保険者に係る治療用器具等に伴う費用を計上しております。目5審査支払手数料は、熊本県国保連合会でのレセプト審査支払いに要する経費及び電算処理手数料を計上しております。

22ページをお願いいたします。款2、項2高額療養費は、同一被保険者が同一月内に同一の医療機関等に支払った医療費の一部負担金が住民非課税世帯の場合は3万5千400円、一般世帯の場合は8万100円を超えた分を給付するものです。目3、目4の高額介護合算療養費については、医療制度改革に伴う措置で、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になる場合に負担を軽減するために支給するもので、限度額を超えた分について医療保健、介護保険から基準によりそれぞれ支給するものです。

23ページをお願いいたします。款2、項4、目1出産育児一時金については、1件42万円で45件分を計上しております。

24ページをお願いいたします。款2、項5、目1葬祭給付費については、1件2万円の40件分を計上しています。

款3、項1、目1後期高齢者支援金については、後期高齢者の医療に要する費用を支援するもので、国が通知した国保被保険者一人当たりの額で算定されるものです。目2後期高齢者関係事務費拠出金は、同じように事務費に要する費用を計上しています。

25ページをお願いいたします。款4、項1、前期高齢者納付金等については、同様に国の基準により加入者一人当たりの負担調整対象見込み額に被保険者数を乗じて算出されるものです。

款5、項1 老人保健拠出金は、老人保健医療に要する費用を各健康保険が負担するもので、過年度精算分としまして平成20年3月診療分以前の老人医療費の精算に伴う拠出金を計上しております。

26ページをお願いいたします。款6、項1、目1 介護納付金は、介護保険に要する費用について、保険者が納付金として負担するもので、介護保険2号被保険者の人数等を基に算定されるものです。

款7、項1、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。なお、拠出金につきましては、前々年度以前3年間の実績で国保連合会において算定に基づき通知されるものです。

27ページをお願いいたします。目3 保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運用を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

款8、項1、目1 特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健診、特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用を計上しております。平成23年度見込みとして、特定健康診査2千451人、積極的支援40人、動議付け支援110人、人間ドック700人です。

28ページから29ページをお願いいたします。款8、項2、目1 保健衛生普及費については、医療費通知及び疾病分類等の共同電算委託料等の費用を計上しております。目2 鍼灸施術費については、鍼灸を受ける方への鍼灸施術補助金を計上しております。

30ページをお願いいたします。款11、項1 償還金及び還付加算金については、過年度の社会保険加入や修正申告により、過年度分の国保税が減額となった場合の還付金及び31ページの出産資金の貸付金を計上しております。

款12 予備費については、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第25号、平成23年度大津町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書のピンクの表紙の後ろから4枚目をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億9千400万円と定めています。前年度と比較しますと3千619万4千円、前年費1.84%の増となっています。

第2条で、一時借入金の最高額は1億円と定めています。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。併せて概要書は52ページからです。

款1、項1、目1 第1号被保険者保険料は、65歳以上の被保険者に係る保険料の収入額は、介護給付費等歳出見込み総額から国・県・町負担金・調整交付金及び支払い基金交付金を差し引いた額を計上しております。なお、平成23年度の第1号被保険者を特別徴収5千521人、普通徴収432人、合計5千923人で推計しております。

款2、項1、目1 手数料については、督促手数料、生活管理指導員派遣事業における利用者の手数

料を計上しております。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込み総額の国負担分20%を計上しています。ただし、施設給付費等については15%です。

款3、項2、目1調整交付金については、介護給付費歳出見込み総額の7.2%を計上しています。目2地域支援事業交付金については地域支援事業に対する交付金で、介護予防事業25%、包括的支援事業及び任意事業の40%を計上しています。目3介護保険事業補助金は、昨年10月から国のモデル事業として実施をしております65歳以上の高齢者に基本チェックリストを送付し回収する事業で、100%の国の交付金を計上しています。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金ですが、第2号被保険者負担率30%分については、社会保険診療報酬支払い基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金、これは第2号被保険者からの保険料ですが、これが充てられ、支払基金から定率分介護給付費交付金として交付されるものです。

目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金の交付金で、介護予防事業の30%を計上しています。

款5、項1、目1介護給付費負担については、介護給付費歳出見込み総額の県負担分12.5%を計上しております。ただし施設給付等に係るものについては17.5%です。

11ページをお願いいたします。款5、項2、目1地域支援事業交付金については、地域支援事業に対する県の交付金で、交付割合は介護予防事業12.5%、包括的支援事業任意事業の20%を計上しています。

款6、項1、目1介護給付費繰入金については、介護給付費歳出見込み額の12.5%を計上しています。目2地域支援交付金については、地域支援事業に対する町の繰入金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括的支援事業任意事業の20%を計上しています。目3その他一般会計繰入金については、事務費や平成24年度からの第5期計画の策定経費、介護認定費用等を計上しています。

12ページをお願いいたします。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費財源としての保険料不足が見込まれ、基金を取り崩して対応するものです。なお、第4期の計画においては、この基金を取り崩し介護保険事業運営に必要な保険料額を算出しています。目2介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、介護事業従事者の処遇改善のための給付費を増額したもののうち保険料分を国が平成20年度に交付していたもので、約3分の1を取り崩して対応するもので、最終年度として残額全額を繰り入れるものです。

款7、項1、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金現在高2千386万4千円と介護従事者処遇改善臨時特例基金現在高922万4千円の利子を計上しております。

13ページをお願いいたします。款8、項1、目1繰越金については、前年度繰越見込み額を計上しております。

款9、項2、目1雑入は、介護認定資料のコピー代です。

14ページをお願いいたします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域

包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成収入を計上しています。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。概要は、53ページからです。

款1、項1、目1一般管理費については、介護保険事業運営に必要な事務費を計上しています。

16ページ、17ページをお願いします。款1、項2、目1付加徴収費については、介護保険料の賦課徴収に要する経費で、主に納付書の印刷郵送料です。款1、項3、目1介護認定審査会費については、要介護・要支援認定の審査安定業務に要する費用で、主なものは節19広域連合介護保険事業負担金です。増額の要因は、介護保険システムが新たになることによる節13システム保守料委託料と節14の機器借上料が増加しています。目2認定調査費等については、介護認定申請後の介護認定調査における主治医意見書料、更新手続き及び結果通知書等の通信運搬費、認定調査員報酬等を計上しています。

18ページをお願いいたします。款1、項4、目1計画策定委員会については、介護保険事業計画等策定委員会、介護保険事業計画策定業務委託や地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に要する費用を計上しています。

款2、項1、目1介護サービス等諸費については、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担1割分を除いた残りの9割分を給付費として計上しています。主な項目は、居宅サービス給付費、施設サービス給付費等で、増額の要因はそれぞれの利用者、給付費の増加によるものです。

19ページをお願いいたします。款2、項2、目1その他諸費については、熊本県国民健康保険団体連合会の介護給付費の審査支払手数料が主なものです。月に約2千件ほどございます。

20ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った1割自己負担額が世帯合計で1カ月3万7千200円を超えた場合に、高額介護サービス費としてその超えた分を給付するものであります。なお、低所得者に別に軽減された上限額を設定しております。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った医療費と介護の一部負担額が一般の世帯で年67万円を超えた場合に、その超えた分を支給するものです。なお、低所得者には別に軽減された上限額となっております。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防事業費については、高齢者が要介護状態とならないように介護要望事業を行うものであります。二次予防事業対象者施策といたしまして、二次予防事業対象把握事業、生活管理指導員派遣事業、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を実施し、一般高齢者施策として介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の講師謝礼、需用費等の費用を計上しております。

22ページから23ページをお願いいたします。目2包括的支援事業費については、高齢者の健康の維持、保健福祉、医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関としての地域包括支援センターに係る費用を計上しています。なお、増額の主なものは、専門資格の介護支援専門員の人材確保のため、報酬等を改善することによるものです。

23ページから24ページをお願いいたします。目3任意事業費については、介護にあたっている

家族の経済的負担を軽減する家族介護用品支給事業、ひとり暮らしの高齢者等に給食サービスを行う食の自立支援事業、24時間医療支援、独居高齢者を見守るホットライン体制整備事業、成年後見制度の申し立てに係る手数料等の費用を計上しています。

款3、項1、目4介護予防実態調査分析支援事業は、モデル事業といたしまして平成21年10月から実施しているもので、多くの高齢者の生活機能の実態を把握するため、65歳以上の要支援・要介護認定者を除く全高齢者に特定高齢者把握事業の基本となります基本チェックリストを配付し、5割以上を回収するという事業です。主なものは、節7賃金で事務補助員及びチェックリスト未回収者へのアプローチのための保健師を半年間雇用するものであります。第1需用費につきましては、これらに伴う事務費等を計上しております。

25ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金及び目2介護従事者処遇改善臨時特例基金の節25積立金は、いずれも基金利子分を計上しています。

26ページをお願いします。款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金については、過年度分に係る保険料の還付金を計上しております。

27ページをお願いいたします。款6、項1、目1で予備費については、介護給付費等の緊急な経費に対応するものです。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第27号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書のピンクの表紙の後ろから2枚目をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5千192万3千円としています。前年度と比較しますと806万7千円、3.3%の増となっています。熊本県の後期高齢者の保険料は、制度施行後3年を経過しますので、平成22年度から保険料が改正され、2年ごとに改正されますので、平成22年度と同様に均等割額が4万7千円、所得割率が9.03%となっています。被保険者は3千464人を見込んでいます。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いいたします。併せて概要書は56ページからです。

款1、項1、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料は、均等割額4万7千円、所得割率9.03%を基に広域連合において算定された大津町の後期高齢者医療保険者の保険料の特別徴収対象者を60%として計上しております。目1普通徴収保険料については、同様に普通徴収者を40%として計上しております。増額の要因につきましては、被保険者の増加となっております。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療の事務を行うために一般会計から繰り入れるもので、一般管理費のほか主なものは、保険料徴収時に係る事務費を計上しております。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して県負担分の4分の3、町負担分の4分の1を繰り入れるものです。増加の主な理由は、被保険者の増に伴うものであります。目3保険事業繰入金は町の単独事業で、鍼灸施術補助に対する費用を繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を計上して

おります。

10ページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料で、実施見込み被保険者1千103人分の健診費用及び事務費を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費については、共同電算回線使用料、各種通知用郵便代及び後期高齢者医療の事務を行うための需用費等を計上しております。

款1、項2、目1徴収費については、保険料の徴収のための納付書等の印刷製本費及び納付書送付表の郵便代等の費用を計上しております。

13ページ、14ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者が納付した保険料1億7千365万5千円、基盤安定負担金6千510万円及び滞納繰越分保険料30万円を計上しております。

款3、項1、目1健康診査費については、被保険者のうち健康診査受診見込み者数1千103人分の費用、健診委託料及び通信運搬費等を計上しております。

目2鍼灸施術費については、鍼灸施術補助金を計上しております。千円の年間700件分です。一人当たり年間30枚を限度としております。

15ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費は、予測のできない緊急な経費に対応するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(大田黒英生君) お諮りします。あと経済部長と土木部長の説明がありますが、続けますか、休憩しましょうか。進行していいですか。はい、わかりました。

経済部長西本昇二君。

○経済部長(西本昇二君) 議案第23号です。ピンク色の上から2枚目になります。平成23年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてご説明を申し上げます。議案集は52ページで、予算の概要は54ページからになります。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361万円と定めています。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。

款1、項1、目1の財産収入は、分収林収益分収金ほかそれぞれの座取りをお願いしております。

款2、項1、目1の繰越金でございますが、前年度の繰越金360万6千円を計上いたしております。

款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は、座取りをお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費、節7の賃金から節16の原材料費まで、それぞれ事務関係、維持管理費関係を計上いたしております。節19の負担金補助及び交付金の大規模林道事業負担金でございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津間に係る事業の受益者負担金でございます。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1の予備費として149万円を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第24号、平成23年度大津町公共下水道特別会計予算について説明申し上げます。当初予算の概要は50、51ページになります。併せてご覧ください。予算書の1ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億178万5千円と定めております。第2条で債務負担行為を第2表債務負担行為によるとしております。第3条で地方債を第3表地方債によるとしております。第4条で一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為として下水道計画区域内における水洗化を促進するため、金融機関が融資した資金の損失補償をするものです。融資枠、期間、限度額は記載のとおりです。

5ページをお願いします。第3表地方債として、1、公共下水道事業債は、本年度の管路工事や処理場改築の事業費に対する起債です。2、公共下水道（特別措置分）は、財政処置の変更に伴う創設されたもので、後年度交付税の対象になる起債です。3、資本平準化債は、先行投資に伴う債務の一部を繰り延べし、後年度の利用者にも負担してもらうための起債になります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に歳出を説明いたします。13ページから15ページをお願いします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、節2、節3、節4は職員6名分の人件費等の費用です。節8報償費で、受益者負担金納期前払報奨金、節13委託料では水道企業団に使用料を徴収委託する費用、また井戸水を利用し、下水道に接続し利用されている受益者に関して、8年で交換することが計量法で義務づけられているため、量水器の取替更新費用を計上し、節18備品購入費は量水器購入費用を計上しております。節19負担金補助及び交付金のうち負担金は、水道企業団が使用料策定のために電算機を導入したことに伴う負担費用で、補助金では漁業振興のための漁協への助成金や水洗化を推進するための助成金を計上しております。節27公課費は、平成22年度分の消費税を計上しております。

15ページから17ページをお願いします。目2事業費につきましては、主に節11需用費のうち修繕料は、マンホール蓋の修繕等で、節13委託料では管路工事实施のための測量設計費用、浄化センター等を今後長期間維持管理していくための計画を立てる費用を計上しております。また、浄化センターの電気機械設備等の改築を昨年から3年間で実施しているための委託費用を計上しております。さらに、下水道法等の改正に伴う浄化センターの全体計画見直しの費用を計上しております。節15工事請負費では、阿原目地区などの汚水管渠の整備工事を、節22補償補てん及び賠償金では、工事实施に関連して支障が出る場合に対応するための上水道管移設費用を見込んでおります。

17ページをお願いします。目3維持管理費につきましては、節12役務費では建物保険料を、

節13委託料では平成23年度から新たに3年間の期間で包括民間委託を行う浄化センター等の施設及びマンホールポンプの管理委託費用、民間委託を監視するためのモニタリング費用を計上しております。

18ページをお願いします。目4下水道事業基金費は、基金の利子を積み立てるための積立金を計上しております。

款2、項1、目1元金は、地方債の定時元金償還金の費用、目2利子は長期債の利子償還金及び一時借入金に係る利子を計上しております。

19ページをお願いします。款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、歳入を説明します。9ページをお願いします。款1、項1、目1負担金は、今年度付加予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と過年度に付加されて継続して納付される見込みの額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、一般家庭、学校、企業などからのし尿や生活雑排水及び工場排水に対する下水道使用料で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。項2、目1手数料は、督促手数料です。

10ページをお願いします。款3、項1、目1公共下水道国庫補助金は、本年度の公共下水道事業に対する補助金です。補助金の率は、環境整備、ポンプ、処理場改築の一部は事業費の50%、処理場の改築につきましては事業費の55%になります。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還のために繰り入れるものです。

款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を計上しております。

12ページをお願いします。款7、項1、目1公共下水道事業債及び目2資本平準化債は、先ほど第3表地方債のところで説明したところです。公共下水道事業債につきましては、補助対象事業の管渠及び処理場改築の一部は事業費の45%、処理場改築は事業費の40.5%、単独事業の場合は事業費の95%になります。

款8、項1、目1利子及び配当金は、下水道事業基金の利子を見込んでおります。

続きまして、議案第26号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計予算について説明します。当初予算の概要は54、55ページになります。予算書の1ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9千354万3千円と定めております。第2条で、地方債を第2表地方債によるとしております。第3条で、一時借入金の限度額を定めております。

4ページをお願いします。第2表を地方債として、本年度は杉水浄化センター処理区域のうち平川地区について農業集落排水事業を実施するための起債を計上しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に歳出から説明いたします。

13ページをお願いします。款1、項1、目1総務管理費は、節2、節3、節4で職員2名分の人

件費と錦野地区、杉水平川地区の水洗化助成金を計上しております。

13ページから15ページをお願いします。目2農業集落排水事業費のうち主なものは、節1報價と節9旅費の中の費用弁償につきましては、事業推進のための委員会の費用になります。節13委託料は、管渠の単年度設計などの費用になります。節14使用料及び賃借料では、設計用パソコン、工事用図面のためのコピー機を、また節15工事請負費で平川地区の管路工事を予定しております。節22補償補てん及び賠償金は、管路工事に伴って支障が出る場合の上水道管の移設の費用です。

15から16ページをお願いします。目3維持管理費の主なものは、節11需用費の中で光熱水費は矢護川、錦野及び杉水浄化センターと管路上に設置するマンホールポンプ等の施設を運転するための電気料、節12役務費の中で通信運搬費につきましては、浄化センターやマンホールポンプの運転状況を電話回線等で知らせるための費用です。手数料は、汚泥の引き抜き手数料を計上しております。また節13で委託料は、各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理の費用を計上しております。

16ページをお願いします。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金や基金利子などを基金に積み立てるものです。

款2、項1、目1元金は、地方債の定時元利償還金を計上しております。

17ページをお願いします。目2利子は、地方債の利子償還金及び一時借入金に係る利子を計上しております。

款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、歳入を説明します。8ページをお願いします。款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金は、杉水地区、平川地区の土地及び家屋所有者等からの現年度と過年度分の分担金の見込み額を計上しています。

款2、項1、目1使用料は、矢護川地区、錦野地区及び杉水地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。項2、目1手数料は、督促手数料です。

9ページをお願いします。款3、項1、目1農林水産業国庫補助金は、本年度杉水浄化センター処理区域のうち平川地区の農業集落排水の整備事業に対する補助金を計上しております。補助の率は50%になります。

款4、項1、目1農業集落排水県負担金は、施設整備推進事業補助金として事業に係る地方債償還に要する経費として、前年度補助対象事業費の6.5%を計上しております。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う人件費、事業費、維持管理費、公債費の元利及び利子の一部に充当するために一般会計から繰り入れるものです。

10ページをお願いします。款5、項2、目1基金繰入金は、農業集落排水事業の公債費の利子返還のために基金から繰り入れるものです。款6、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を計上しております。

11ページをお願いします。款7、項3、目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金等を見込んでおります。

款8、項1、目1農業集落排水事業債は、本年度杉水浄化センター処理区域のうち平川地区の事業

を行うための事業債になります。補助対象事業の場合は補助裏の90%、起債事業の場合は事業費の95%になります。

12ページをお願いします。款9、項1、目1利子及び配当金は、農業集落排水事業機金利利子を見込んでおります。

次に、一番最後のページになります、議案第28号、平成23年度大津町工業用水道事業会計予算について説明いたします。当初予算の概要は57、58ページになります。予算書の1ページをお願いします。第2条、業務の予定量を9事業所に対して年間109万5千立方メートル、1日平均3千立方メートルの給水計画を立てております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入額を5千284万4千円、支出額を4千700万4千円計上しております。第4条、資本的収入及び支出の予定額の中で、収入は計上しておりません。

2ページをお願いします。支出では、資本的収入を510万7千円計上しております。第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費を計上しております。第6条で、利益剰余金の処分として減債積立金を510万7千円積立費用に計上しております。詳細の内容につきまして、予算に関する説明書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益で中核工業団地企業9社分の水道料金を計上し、項2、目1受取利子及び配当金では、定期預金の利子を計上しております。

支出では、款1、項1営業費用の中で目1原水費は、電気計装設備の保守点検、修繕費、ポンプ運転に伴う電気料金、水道企業団からの緊急揚水代等を計上し、目2排水及び給水費は、量水器メーター購入費及び取付費用を計上しております。目3総経費は、職員1名分の人件費や電算システム使用料などの費用になります。

2ページをお願いします。目4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費を計上し、項2、目1支払利息及び企業債取扱い諸費は、企業債の償還に係る利息を計上しております。目2消費税及び地方消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。項4、目1予備費は、不測の事態に対応する費用として計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は見込んでおりません。支出につきましては、款1、項2、目1企業債償還金は、企業債の元利償還金を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時51分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成23年第1回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成23年3月10日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部税務課長 田中 令児 企画部長 木村 誠 福祉医療課部長 大塚 義郎 会計管理者兼 西村 和正 総務課行政係長 藤本 聖二 福祉部長 岩尾 昭徳 企画部企画課 白石 浩範 土木部長 中山 誠也 財政係長兼 地域づくり推進係長 併任工業用水道課長 経済部長 西本 昇二 教 育 長 那須 雪子 子育て支援課長 松永 高春 教 育 部 長 松永 高春 農業委員会事務局長 服部 次子

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 23 年 3 月 10 日 (木) 午前 10 時 開会
開議

日程第 1 議案質疑

議案第 1 号	質 疑
議案第 2 号及び 3 号	質 疑
議案第 4 号	質 疑
議案第 5 号	質 疑
議案第 6 号から議案第 12 号まで	一括質疑
議案第 13 号	質 疑
議案第 14 号	質 疑
議案第 15 号	質 疑
議案第 16 号	質 疑
議案第 17 号	質 疑
議案第 18 号	質 疑
議案第 19 号	質 疑
議案第 20 号	質 疑
議案第 21 号	質 疑
議案第 22 号	質 疑
議案第 23 号及び議案第 24 号	一括質疑
議案第 25 号	質 疑
議案第 26 号	質 疑
議案第 27 号	質 疑
議案第 28 号	質 疑

日程第 2 委員会付託

議案第 13 号から議案第 28 号まで

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

松永幸久君、企画部企画課長杉水辰則君より欠席の届けがっておりますので報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第1、議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定についてから、議案第12号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの12件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第12号までの12件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

まず、第1号議案を議題とします。質疑はありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第1号について質疑を行います。

基金の条例については別段異議ございませんけれども、中身が不登校児童生徒への訪問支援ということですが、一方で教育の現場、特に先生たち、学級担任との連携、あるいは私一般質問でも教育長言われましたけれども、地域、それから専門的な医者や弁護士などとの連携等をこれまで言われてきました。特に学級担任との連携等については重要であると思いますが、その辺が担保されているのか、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

この住民生活に光をそそぐ交付金によりますスマイルプロデューサーという専門員でございますけれども、先ほど議員の方からありましたように、非常に気になる子どもが増えてきたということで、これまで教育支援センターにおきましては教育支援センターに来ていただいた子どもさんたちに対して集中的に指導を行いまして、それなりの結果が出ております。毎年不登校の数も減ってきております。ただですね、家庭的な問題を抱えている子どもさんはたくさんいらっしゃる。学校現場で非常に苦労されているということで、不登校対策会議の中でも、もう3回ほど実施しておりますけれども、いろんなご意見をいただいております。議員おっしゃるように学校現場では非常に厳しいところがあるということで、今後につきましてはその対策会議の中でも出ておりましたけれども、連携が重要だということで、役場はもちろんでございますけれども、教育支援センター、それから子育て支援課、それから県、それから難しい問題につきましては児相、そしてソーシャルワーカー、そういった方々、保健師あたりも入れましてですね、ケース会議を開きながら訪問した方がいい家庭については、誰が、いつ、どのような形で訪問するかということについてもですね、このスマイルプロデューサーを含めたところで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号及び議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） おはようございます。

補正予算の8ページをお願いしたいと思います。第2表の継続費補正支出予定額についてですが、もちろんまちづくり交付金事業の中での事業費の確定による減額と思われませんが、南口駅整備事業、それからビジターセンター整備事業等につきましては、当初1億2千500万円計上してありましたが平成22年度が2千500万円、それから23年度が1億円ということでございます。それを今回補正額出ておりますけれども6千万円ということになっておるようでございます。平成20年度が4千万円、それから平成23年が5千600万円ということでもあります。

それから、駅前広場の整備事業でバスロータリー整備事業ですが、これが2億円出ておりますし、平成22年度が1億円、それから平成23年度が1億円、それから補正が3千300万円ということを出ております。この補正率というのがビジターセンターで48%補正されておりますし、それからバスロータリー16.5%ということの執行率になっております。これらにつきましては、当初の計画があったらと思いますけれども、もう2年度になりますし、どの辺でどういうふうにその内容が変わったのか、その要因をご説明願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員のご質疑にお答えいたします。

まず、継続費のビジターセンター関係の南口駅整備事業関係なんですが、これにつきましては当初建物をつくりまして2カ年かかるだろうということで考えてやっていたんですが、設計を進めていく段階で、工事費自体が少なくなったのもありますけれども、工事費が少なくなってきて、9月までに一応仕上げたいということで工事発注をしたわけですが、その出来型が2月に発注したもんですから出来型が上がらないということで、22と23に、この金額にしたところでございます。

駅前広場関係、バスロータリー関係につきましては、これにつきましても一応2カ年で発注する予定にしておりましたけれども、工事をずっと積み上げていく段階で基盤整備、それから電気設備、そして舗装関係、いろいろ分けていくと、それを別に継続費で組む必要もなくて、単年度で段階的に仕上げられていくという形になりましたので、その関係で今回の分につきましては2億円を3千300万円に変えまして、そして新年度について残りの工事をやっていくという形に変更したものでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 昨年の12月9日に全体協議会です、このことについては説明してございましたけれども、実施設計ができ次第、それぞれ着工、随時やっていくということで説明があつて

おりました。今の状況の中では、まだまだ依然、進捗状況というのが見当たらないというような状況でもございます。特に駅前というの、これは大津町の一つの顔でございますし、今後いろいろな経済、観光、波及効果の多いところでもございます。12日にもう新幹線もスタートということでございますが、新幹線の先日試乗会に私も行ったわけですが、各駅とも整備はもう終わっていると。ただ熊本駅だけがまだ外溝と申しますか、そういう工事がまだされておるといふふうなことで、向こうの方に行くのに地下道を通っていくというような形の状況でございます。ですから、やはり熊本市としましてかなり遅れた状況でもあると思っておりますけれども、こういう事業はそういうことを、利点を持ってですね、やはり急ぐと申しますか、事後の展開が必要であつたらうといふふうに感じます。

それと、一応平成23年の9月の竣工予定だということですが、今後どういふふうな形で進むのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 再質疑にお答えいたします。

一応平成23年の10月にねりんピックがあるものですから、ねりんピックまでに駅前広場、それから南口駅舎関係を完成させる予定で進めております。事業につきましては、建物関係につきましてはあと残っているのが太陽光関係と照明関係が新年度になって発注する予定にしております。建築関係と電気関係については既に発注しておりますので、3月、もう今準備はしておりますけれども、しばらくしたら工事にかかっていくものと思っております。

それから、駅前広場につきましては、現在もう基盤整備と申しますか、そのあたりが進んでおりますので、今後内部の方の舗装とか、建物回りの外溝関係、そのあたりが進んでいきますので、これも一応9月を目処に完成させたいということ考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ありがとうございます。状況が大体わかりました。できるだけこの件についてはですね、竣工されることを望みたいと思います。いかに今後大津町に対しても経済波及効果をもたらすかということは、この駅にかかっているんじゃないかなと思っておりますので、よろしく今後の進捗を進めていただきたいというふうに考えます。終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 1点だけお尋ねをいたします。補正予算書の18ページの教育使用料で町民交流施設使用料が105万円減額となっております。当初予算が300万円でしたので、3分の1減額ということで、その減額の主な理由をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

使用料改正前、全体の25%程度あつた規定の使用料の3倍を納付する営業目的の使用申請が平成22年度において10%弱となり、使用料の減少が生じております。営業目的の使用とは、人材派遣会社及び企業の採用面接や説明会、物品の販売、受講料の発生する口座や教室などで、企業販売関係

は激減しております。使用申請方法の見直しも影響いたしまして、定期使用の教室が町内のスタジオ利用へ移行するなどによって全体的に減少したと。やっぱり一番大きいのは営業目的の使用が減ったと。これ3倍使用料取っておりますので、それが一番の大きな原因でございます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 不景気の影響が一番大きいものかと思いますが、平成22年度に使用料の改定が行われてまして、特にクーラーの使用料等が時間単位でかなり引き上げられましたけれども、そういった影響はあったのかどうか、わかりましたらお尋ねしたい。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 詳しい分析はしておりませんが、その影響はなかったんじゃないかというふうに担当の方では思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第4号につきまして2点質疑いたします。

まず1点目は、21ページの款の14、項2、目4の土木費国庫補助金といたしまして、まちづくり交付金が大きく減額されております。この減額の理由ですね、例えばその町の設計単価が下がって総額が下がったとか、例えばその積算の誤りだったとか、国の補助率の改定だとか、いろんな理由があると思いますので、そこを詳しくお聞きしたいと思います。

もう1点は、45ページの諸費、補助金の中で生活路線維持補助金といたしまして、運行実績などに伴い町の補助金を増額するものということで、この点につきまして確か説明の中で利用率が低いとか何かということだったのですかね、国の補助が切られたとか、何かそういったことじゃないかなと思いますけれども、ということは、確か平成23年度の方でも町が負担するという形で確か出しておられたのではなかったのかなということ、その現状とですね、今後の方針あたりをきちんと示していただかなければ、負担がずっと増えていくということになりかねないということです。その自己責任の問題、費用対効果の問題、いろいろありますので、この点について、2点質疑いたします。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まちづくり交付金事業の国庫補助金が減額になった理由なんです、一応まちづくり交付金事業の関係は5カ年で事業費を国に出して、それに応じて毎年毎年計画額どおりに国の補助金が来れば問題ないんですが、国の方で平成21年度までに約9割程度の補助金に来ておまして、それにまたさらにですね、工事関係を補助金をもらいますと最終的に5年間になったときに事業費よりも補助金の方が多くなってしまいう可能性もあります。それと、平成22年度事業については、先ほど駅関係とか、325号線とか、そういう形で次年度以降、平成23年度に先送りした関係もありまして事業費等も減っております。それもありまして、大体5年間の計画を見て、今補助金 coming しているのを考えますと残りの項については事業費、いろいろ考えたところでもう補助金をもらっている今の5カ年計画の事業費に近いぐらいの補助金をもらっているということで、平成22年度につきましては補助金をもら

わなかったと、もらわないで今までもらった分と起債と一般会計、公共施設基金ですか、そのあたりを使って事業をするという形にしたところでございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

永田議員、いつもご質問、ご質疑をなさっているわけですが、路線バスの運行についての基準というのは、補助要綱がありまして一応平均乗車密度という形で1.0人かつ1日の輸送量が3人以上の系統という形になっております。それで、町の補てんとしましては一応経常損失を生じた系統に限って補助を行っているわけですが、町内を巡回しているバスにつきましては、産交バスをお願いしているものが4路線、それから九州産交バス4路線の計8路線という形になっております。今回、補正の関係で岩坂山西線が県の補助対象、要するにその補助基準に合致しないという形で県の補助が打ち切られました関係で、その関係で町持ち出しが増えたという形になっております。ちなみに、平成21年度におきましては、県補助が584万5千円、町補助が2千795万3千円という形になっております。また、平成22年につきましては、県補助が461万円、町補助が2千403万3千円という形になっているような状況でございます。現状としましては、かなり厳しい運営をバス事業社をお願いしているような状況でございますけれども、今後の方針としましては結局生活路線という形で住民の福祉の向上というところも眼点にありますけれども、時間帯による、ちょっと言葉は悪いですが、間引き運転というか、そういうところも検討せざるを得ない状況に陥っているというのが問題になっております。昨今では、結局通学関係、それで他市町村間の連携もありますけれども、その辺の協議はですね、交通連絡会議というのがありますけれども、担当者会議を通じてやっていかなければならないという形を思っております。ただ、懸念事項としまして、最近のガソリン等の高騰、人件費の問題、そういう形に対しては企業さんをお願いしとるわけですが、十分運行経費の削減を図っていただくようお願いしていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） ただいまの諸費につきまして、再度質疑いたします。平成23年度も予算を上げられていたかなと思いますが、ただ単に今聞いた限りではですね、乗車率、そういったところを考えますれば、ご高齢の方々にタクシー券やいろんなものを使っていただき、利便性を図って病院に通うとか、買い物に行くとか、そういった形も町は取っておりますので、そういった関係の方々に対して利用の都度に、例えばもうタクシーとかですね、いつも恒常的にバスを走らせるんじゃなくて、そういった知恵を働かせないと経費は削減できないと思います。特に通学とかで使っていただくのもう非常に好ましく、そのいろんな大津町すべからくそういった路線があった方がいいんです。しかしながら、やはり経費削減には努めなくてはならないので、そういった何かな、その今までの概念を変えるような新たな知恵や工夫が絞られてないような気がするんですが、その話の中でですね、今後の方針といたしましては、そういったタクシー券や乗り合いのなんか、いろいろありますよね、そういったところの話は何ら出てなかったなんではないでしょうか。再度、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

確かに全住民を把握したところの利便性の向上というのが一番問題だろうと思っております。近隣市町村では、要するに自分の家まで迎えに行くというデマンド交通というタクシーの制度もありますし、うちの方にしましても500メートル越したところについてはタクシーに対する補助をしております。一番言われるように、公平公正にするという形で経費の削減を図るのが一番問題でございますけれども、新たな交通計画という形で一昨年からしました交通計画会議というのがありますけれども、その中でも業者、タクシー業者も含んだ運輸関係の業者とも協議をさせていただいております。何らかの方策を今後は検討していかなければならない時期に来ているという形で、補助金がかなり膨らんできておりますので、その辺は十分研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第5号、国民健康保険特別会計補正予算について質疑いたします。

13ページで、款13、項1、目1の広域化等の支援基金貸付金といたしまして3千750万円貸し付けていただいております。この国民健康保険の問題は非常に会計上逼迫しておりまして、今後の運営も厳しい中、国保料金の保険料の値上げという形を余儀なくされていく時期でありますけれども、この貸付金を3千750万円お借りしたということになりますと、これは返済が始まるのが確か2年後とか3年後とか、何かそういったことの説明じゃなかったでしょうか。ということは、結局債務の先送りになってしまうんですね。いうならば、この特別会計という性質上、独立採算というのが本来ならば原則ですけれども、法定外の税金の投入とかいうのも今までやってきましたし、いろんな形で有利に、有効に運営していくというのはわかるんですが、どうもこれがまたその返済が始まるころになってきますと重荷になってくるというような形で、表現が適当かどうかわかりませんが、もう今苦しいから先に延ばしとこうというだけのことじゃないかなと思うんです。この3千750万円という額を見ましてもですね、我が町は基金というものをいろんな形で、財調とかいろんな形で持っているわけですから、私はその特別会計と言えどもこの町全体の中の1つの会計区分であって、一般会計でそういった形で処理できるならばいいじゃないかということを経理も任命されておりますので言ったこともあります。3千750万円をここで先送り債務として持つべきなのかなというふうに感じますので、このやりくりの妥当性をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

今、申し上げられましたように、平成22年度におきましては単年度収支で2億円という形で赤字

が見込まれるところをございまして、現状でもかなりやりくりをしてきておりますけれども、各年度、やっぱり6%から7%程度医療給付費が伸びております。額にして1億円程度ですね、そういった形で増加してきております中で、やはり財源等の国庫補助金等もそれに伴いまして増減ございましてけれども、やはりこの状態を見ますと何らかの形で取り組みをしなければならないし、また医療費抑制を行うためにも当然保険事業あたりをさらに取り組みを進めていかなければならないというふうに思います。ただ、財源状況に関しますと、やはり伸び率を見ます、やはりこう何らかの手当てをしないと非常に厳しいところがございます。特に保険税につきましては、9月補正でお願いしましたように、やはり被保険者の方の経済状況ということで低所得者の方の大きなそういった状況も考えますと、やはり大きく落ち込んできているというような状況で、今後また税率改正等も今後お願いしておりますけれども、そういった中で非常に厳しい状況の中で財源あたりを手当てしていかなければならないという状況がございます。今回、そういった中で貸し付けをお願いするというふうなことで検証しておりますけれども、やはりこう繰越金あたりもその辺のところは医療費の伸びあたりも予定はしてやりますけれども見込めないところもございまして、そういったところのリスクも考えながら今回医療費の増加に伴っての保険財政を安定継続に繋げていかなければならないというようなところも含めまして今回お願いしているところをございまして、今後もそういったところできるだけ財源の手当てを含めながら、先ほど申し上げましたように医療費抑制の取り組みをさらに強化してまいりたいというふうに考えております。そういった中で、段階的に保険財政の運営を今後図っていきたいというふうな形で考えておるところでございます。

○12番（永田和彦君） これは、何年後だったですか。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 返済が平成24年度からでございます。平成23年度に借り受けいたしました、平成24年度以降に。基金も現在残高530万円ほどしかございませんけれども、そういった中で今後手当てをしていかなければならないということで、有利な方向でですね、無利子でもありますし、そういったところで今回お願いをしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

町長が横からちょっとカンニング的なことを何か言っていたんですけど、私が求めたいのはですね、ここでその母体となる町への一般会計と普通会計とこの特別会計というのは親子関係と私は思うんですよ。法律的なものは私も調べてみなければわからないんですが、子どもが困っているときに親が手当てするのは、何ら悪いことじゃないと思うんですね。銀行で借り入れするよりも、国からお金を借りるよりも、基金を借りさせてもらえんかというような形を一般会計の中でもやっています。それでも金利は若干は取るんですけども、今はお金は預けたとしてもですね、0.04%とか、非常に低い金利ですから、その中でわざわざ高い金利を借りなくてもいいじゃないかという形で思うわけです。ですから、そういったところに法律の障壁があるとすれば、私はその法律さえも地方自治体とするならば戦っていかんといかんと、そういうふうに思うんです。法律がそうだからと言ってしまえば終わりでしょう、法治国家ですから。しかしながら、地方自治体の条例が法律に勝

る場合というのは結構あるんですね。そういった形で法律を覆すような事例というの、私も何件が読んだことがあります。ですから、3千750万円という額を考えたときにですね、財調あたりが今何億円持っていますかね、3億円、4億円はあるんじゃないかな。そういった形をとれば、もっとうまく運用というか、スムーズにいくんじゃないかなということです。ですから、確かに今の部長のお答えの中ではですね、県から借りた方がというふうに言われたかもしれませんが、県は地方自治体、我々の親的存在ではありますけれども、それでも身近に、ここに町長がおられるじゃないですけども、この町の全体の中であるお金を使ってなぜ悪いんだいという形に私は思うわけです。ですから、そういった形で、今はちょっと答えにくいかもしれませんが、金利の優位性、それとその先延ばすことによって何の利があるのかということですね、言うならば、リアルタイムで、例えば町から借りればすぐ下りて、それから返せるときに返しますというような形も取れるかもしれませんが、そちらの方がよっぽどその法定外の税金を投入したりするわけですから、法定外の基金貸付もいいんじゃないかなと思ったりするわけです。この点についてですね、ちょっとお答えにくいかもしれませんが、もう町民の利益はどこにあるのかなど。この言うならば被保険者の方々、またこの運営の母体の町にとって何があるのかなど考えたときには、そちらの方が私が言う論の方が優位性があるんじゃないかなと思うわけです。ですから、この、ここに基金が、県が持つとったという限り、これを利用せん手はないでしょう。しかしながら、そういったことを突き詰めれば経費的にはそういった形で法律を論破することができて、うちの考えの方が、町の方が優れているんだよということを示しさえすれば、もっと有利なその資金の回転、そういったことができるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、その点についてですね、これが利なんだよということを言えますか。そこのところを再度質疑したいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 永田議員、ただいまおっしゃいましたように、その辺のところは有利性、有効性を考えながらやっぱり運用はしていかなければならないと思っております。現在でも国民健康保険運営につきましては、年間を通して収支を考えましたときに、不足するときには当然おっしゃいますように一般会計の方から一時借入れとかを行ないながら運営をしているところでございます。余裕があるときにまたお返しをしてという形で、無利子でという形で利用させていただいております。今回の県の貸付金につきましても、当然平成24年度から返済になりますけれども、当然余裕が出てきたときには、当然繰上返済もできるものですから、早めにそういったことも考えながら後年度負担がないように考えていきたいというふうに思っております。全般的なおっしゃいましたような運用方法につきましては、今後有利性を考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号から議案第12号までの7件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 後期高齢者医療特別会計の補正予算についてお尋ねをいたします。ご承知のとおり、同僚議員の推薦もご協力をいただきまして、後期高齢者の県の議会議員になったわけですが、広域連合の方に行って初めてこの特別会計の仕組みといいますか、非常に矛盾に満ちた制度だなというところを感じたわけですが、そこです、その矛盾に満ちた、なぜ矛盾に満ちているかということですけど、この補正予算についてお尋ねをしながら、明らかにしたいと思っております。歳入の7ページです、特別徴収保険料と普通徴収保険料に分かれております。特別徴収保険料は、いわゆる年金から天引きをする部類であるかと思っております、618万5千円がこの年金天引きの方が大きく減って、普通徴収の、いわゆる納付書によって納める人たちが保険料が増えた。一般的に年金から天引きするのが一番国も簡単だということでそういう制度をつくったわけですけど、なぜこういうふうになんか天引きが減って納付が増えたのか。単なる見込み違いなのか、どうか、ここをちょっと明らかにしていただきたいと思っております。

それから、歳入の10ページですが、健康診査費です、いわゆる県の広域連合は市町村から保険料、あるいは負担金を徴収をして、県の方では金の計算だけをやっている。しかし肝心のその高齢者の健康、元気で長生きをしてもらうという施策は市町村任せになっているのではなからうかと思うわけですけど、13番の委託料で429万円大幅に減額となっております。当初が685万円でごさいました。人数で990人、約千人の方を見込んでいたと。ところがこれが大幅に減ったということは、せっかく市町村が高齢者の健康のためにこういう制度をつくったのに、何で一番大事なことが大幅に減ってしまうのかということについてちょっと背景を詳しく説明を願いたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えします。

まず、歳入の方で後期高齢者の医療保健での特別徴収とそれから普通徴収の増減ということでお尋ねでございますけれども、まず当初予算編成時におきましては、広域連合から後期高齢者医療保健の付加総見込みの情報提供に基づきまして、特別徴収を町の方で、これは前年度以前からの実績に応じて見込みまして、町の方で特別徴収を6割、それから普通徴収を4割というふうな編成時には見込んでおりました。そういった中での予算措置をさせていただいております。それで、年度途中の8月に広域連合が後期高齢者医療保険料額の付加決定を行います。そのため、付加実績によりまして特別徴収と普通徴収に増減が生じてくるということで、実質的特別徴収の方が町の方では6割見ておりましたけれども、付加実績によりまして特別徴収が53.32%というような割合になったということでの現状でございます。そういったことに伴いまして実績による保険料の増減が発生したというような状況でございます。また、年度途中で本人さんの希望によりまして年金天引きの特別徴収から普通徴収への変更、そういった面や、また死亡等による事由によりまして変更が年度間に生じてきておりますので、そういったことで今回補正をお願いしております。

それから、歳入の方での健康診査費の委託料の受診者の減ということでございます、増減ということでございますけれども、まず今回の429万8千円の減につきましては、75歳以上の方の住民に対する健康診査という面で後期高齢者の医療広域連合が医療負担の増加につながらないようにという

ことで、75歳以上の方の医療健康診査を各市町村に委託をいたしまして、町の方で実施をしているものでございます。今回、そういった中での減少ということで実績の見込みによる減額でございますけれども、実際熊本県の第一医療適正化計画ということで、平成20年から24年度の期間で、平成24年度が最終目標ということでございますけれども、大津町で平成22年度の受診率あたりを29.1%ということで見込んでおりましたけれども、被保険者数が3千415名ということで、受診見込みが今回993人ということでございましたけれども、実績で370人ということで減少しているということで、実質的な受診割合実績につきましては10.8%という形になっております。原因といたしましては、要因といたしましては75歳以上の後期高齢者の方につきましては、何らかの形で各医療機関で受診しておられるという場合が多いということで考えられますので、そういった状況の中で今回健診のための受診が少ないという状況が発生したというふうに思われます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

特別徴収と普通徴収がございますが、広域連合の見込み違いということらしいですが、特にですね、年金から保険料が天引きをされると。本来、以前から年金は本来全額個人が受けとって、そこから個人の意思で払うのが当然だと思ってきたわけですけど、途中から保険料を本人の年金ではなくて口座から引き落としてもいいですよ。あるいは、同居している子どもさんとか、扶養者ですね、そういう方々からの口座から引き落としてもいいですよという制度になったと思いますけど、これは周知がなされているのかなと思うわけです。なぜかといいますと、子どもさんが扶養をなさっていると。その方の口座から保険料を引き落としていけば、その方の課税控除に反映されるわけですね、社会保険料控除としてカウントされるわけです。だから扶養者の税金が多少なりとも下げることができる。そういう親を見るのは子供は当たり前とかよく言いますが、そういう有利な制度が周知がなされているのかどうか。この点を1点。

それから健康診査ですが、当初が20数%と、確か約4千300人後期高齢者の方がおられると。20数%を見込んでいたけど10%程度しか受けておられない。私の母親も、もう定期的に病院に行っていますので健康診査受けますかという通知で病院で見てもらっているからいいですよということで答えているわけですけど、じゃその4千300人のうちですね、病院でやっているからあえて受けなくてもいいという人がどのくらいいて、でも本当は受けてない人はですね、健康診査を受けた方がいいわけですよ。医療費を抑えるのにも役立つと。そういう分析がこの市町村段階でやられているのかどうか、そこをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、先ほどの付加関係でございますけれども、一応6割、4割は町の方で見込んでおったもので、最終的に広域連合が決定したことに基づいてということの実績になります。

それから、今回の受診率関係でございますけれども、まず周知につきましては本来付加決定をしますときにご本人さんにそういった健診等の内容と振り替え等につきましては内容のお知らせしたもの

をご本人さんに通知をしております。そういった中で、それぞれに異動があったときには届けたりされているところなんですけれども、内容的につきましてはそういった形で関係被保険者の方に通知を差し上げて実施しようとしていただくような形でお知らせをしております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 先ほど聞いたことがちょっと抜けておりますが、年金天引きが確か原則だったんですけど、扶養家族の口座から保険料の天引きをしていいという制度になっているはずですよね。それができるということを周知がなされているのかということですね。これが1点。

それからもう1点は、高齢者のこの健康診断ですけど、できるだけ上げた方がいいわけですが。しかし実際は目標の半分しか受けていらっしやらないわけですよね。ですから、本当にその人たちが受ける必要がないのかどうかですね。病院にしょっちゅう行って必要がなければ、そうあえて健診を受けなくてもいいと思うんですけど、本当に必要な人が健診を受けておられないのではなからうかと。通知見ましたけどですね、私の母親も90過ぎておましてですね、これは何の書類かい、わからん。私が来たやつを見ているから、ああ、これは健診の書類だとわかりますけど、高齢世帯の人たちだけではですね、これが来たって何のお知らせかもわからない、またそれが返事を書いて出さなくちゃいかんということもわからないという方が結構おられるんじゃないかと。そういう人たちこそですね、健診を受ける必要があるのではなからうかと思えますけど、どうもこの制度自体の矛盾として、役場は保険料を取るだけ、広域連合は金の計算をするだけという血の通ってない制度になっているのではなからうかと思うんですけど、この健診の実態を見るとそれが明らかではなからうかと思うんですけど、そういう矛盾の結果ではないのでしょうか。

以上の2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） それでは、お答えいたします。

先ほどの特別徴収、それから普通徴収の件でございますけれども、これにつきましては先ほど届けという形でお話申し上げましたけれども、決定通知をしますときにどちらか選択するというふうな方向ができるようなことの内容のお知らせをしております。普通徴収か特別徴収かですね。それから、もう1つ分析関係でございますけれども、分析はやっておりません。今後は、そういったことにつきましては周知と併せて分析につきましては今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第9号、大津町介護保険特別会計補正予算について質疑いたします。

説明書の12ページ、介護サービス等諸費ですけれども、介護保険の一つの目的で高齢者が住み慣れたところで安心してサービスを受けられる。いわゆる在宅介護を推進するという、そういうことがうたわれています。今回の補正では、居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、いわゆる在宅関係のが減額、それから施設サービス費が増額、1千500万円の増額、そういった形で当初の計画がどうだったのかというのがありますけれども、3年ごとに見直すことになっている介護保険事業

計画、今年が確か3年目であるかと思えますけれども、それと照らし合わせてこれまでの居宅と施設サービス、計画どおりなのか、それとも計画と乖離しているのか。もし乖離しているということであれば、原因として何が挙げられるか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回のその居宅サービス関係の増減の関係補正についてでございますけれども、まず介護サービス等諸費の関係で、まず第4期の介護保険事業計画につきましては、要介護サービス、それから要支援者数を合わせまして、認定者数が平成21年度が1千91人、平成22年度が1千146人、平成23年度が1千193人と見込んでおりました。平成23年度の認定者数につきましては1千123人で大体ほぼ見込みどおりで推移しておりますけれども、計画の中で施設サービス、それから居住系サービスの必要量を見込んでおりますけれども、施設サービスにつきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、それから介護療養型医療施設の3つの施設系につきましては、給付費につきましては給付費を見込んでおります。また、居宅サービスにつきましては、介護保険本来の目的でもありますように、高齢者の在宅生活をということで、できるだけ可能な限り自由をさせるということで、ある程度のサービスの利用を見込んでおるところでございます。計画につきましては、居宅サービスの計画の数値が109.7%で、平成22年度予算では108%を見込んでおりました。実績では101%というふうになっております。それから、施設サービスの計画数値につきましては、104%で平成22年度予算でも同数値で見込んでおりましたが、実績では102%というふうになっております。今回の補正につきまして、居宅サービスの方が5千万円の減と施設サービス費が1千500万円の増をお願いしておりますが、居宅サービス費につきましては先ほど申し上げましたように伸び率が低くなっているというものでございます。理由といたしましては、現在地域包括支援センターが様々な事業を組み合わせながら介護予防を行っているということでの成果が居宅サービスの伸びが抑えられているという要因の一つじゃないかなというふうに思います。

それから、また施設サービスの方につきましては、かなり高齢になつての介護の受動化、予防には困難な面もありますので、そういった意味では当初は前年度並みを見込んでおりましたけれども、2%の伸びの実績の結果になったということで今回補正増をお願いしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 地域包括支援センターの成果、そのようなことを言われましたけれども、地域包括支援センター、保健師さんとか主に高齢者に対応するような形で運営されていると思えますけれども、成果というのは、先ほど私のスマイルプロデューサーについて質疑しましたときに、町のスタンスから外にどんどん向かっていきたいというようなことを言われました。包括支援センターでは、保健師さんが外に向かってどんどんやられている成果なのかという、そういうふうに受け止めていいのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現在地域包括支援センターにつきましては、そういった介護予防の方々のそういった面はかなり力を入れてやってきております。あらゆるいろんな事業で取り組んでおりますけれども、全般いろんなこれまでの取り組みの中で介護予防支援関係につきまして委託事業の中でも成果につきまして検証いたしましたところ、県内でもかなり予防費の抑制が図られているということで実績が出ております。そういった面では、かなり今回のそういった面での事業取り組みにつきましては成果が現れているというふうに考えております。今後そういった面でも地域の方々のためにも、そういった面で地域に浸透した形の取り組みを今後さらに充実していきたいというふうな形で考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 議案第12号ですけれども、工業用水道事業の補正予算です。今回の補正予算の中で営業収益で使用水量が増加したということで水道料金が250万円上がっておりますけれども、その反面、原水路、これは動力費と思いますけれども、動力費が150万円減額されております。電気料の値下げかなと思いましたがけれども、その整合性はどうかと思いますのでお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

まず、収入関係ですけれども、一番中核工業団地の関係の水道使用料につきましては、一番少なかったときを考えますと若干回復している状況でございます。そのために一応250万円という形で増額しております。

それから、原水費ということで減額をしておりますけれども、支出の方を減額しておりますけれども、これにつきましては一応工業用水道関係は4千トンの供給能力がありますけれども、今3千トンというぐらいで、一応1号、2号、3号ポンプとありますけれども、2号ポンプについては1号ポンプまで一応圧送する形になっております。それで、一番電気を食うといいますか、そのあたりの関係がありまして、1号と3号である程度の使用水量を賄えるものですから、2号については一番電気を食うという形で、その分については間引き運転といいますか、最低限度の運転をしながら機械、ポンプ関係に故障が生じないような感じで電気料を少なくしているという形でございます。

○11番（手嶋靖隆君） はい、わかりました。終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第10号、農業集落排水特別会計補正予算について質疑いたします。

補正予算によりますと1千13万2千円を減額するということでもあります。この農業集落排水は、当初私はこれに反対した経緯がありまして、本当に採算は合うのかという形で心配しておりました。そして今、人口が増えれば使用料も増えていいんですけれども、この農業集落排水をほどこした地域は人口は年々減っているということで、将来ちょっと不安になる部分はあるんです。今回の補正予算

で減額されたということは、事業自体が縮小を既に始めたのではないかなということになってしまいますと、今後の初期投資、いろんな投資をやっておりますので、その返済に支障を来すということが考えられます。この歳入あたりを見てみますとですね、例えば7ページの歳入の分担金使用料というのは、ここでは増えてはおります。しかしながら、全体が減っているところを見ますれば、これは努力によって経費が減ったという形だったならわかるんですけども、この7ページの分担金あたりを見ますればですね、補正額は補正前の額と同等ぐらいの額が上がってきているということは、これは努力されたからこれだけの数字が出たのかなと。いや、最初の積算自体が甘かったのではないかなというふうにもこれは取られるわけです。ですから、今後の、もちろん生活自体が向上して環境にも配慮するためにこの集落排水をやったわけですけども、返済とか、そういったことを考えれば、全体の事業費が縮小するという事は、将来に及ぼす影響というのもこれからの計画というのも変わってきはしないかなと、そういうふうに感じます。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

農業集落排水事業につきまして、減額関係になっておりますけれども、これにつきましては事業費の、例えば入札残とかですね、そういう関係と、あと維持管理につきまして、まず当初の見込みからするとそれほど急激に水量が増えるわけではありませぬので、そのあたりも考えながら運転の状況をやっていた関係で光熱水費とかですね、そのあたりが減っているということで、別に縮小したという形ではありませぬ。その関係で、一応、もう1つは使用関係については、例えば杉水とかですね、このあたりは供用開始して水洗化率、つなぐのがもう50%を超えておりますので、まだ1年経っておりませぬけれども、そういう形で使用料とかそういう形の分は増えておりますので、その関係で一般会計繰入金金を減額しているというような状況でございます。将来的にということになりますと非常に、当然人口等は減ってきますので、そのあたりについてはちょっと心配している部分もあるというような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第12号までの議案質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。11時25分から開会します。

午前11時12分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第1号から第12号までの12件についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第1号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、矢護川地区簡易水道組合の解散についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、矢護川地区簡易水道組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第8号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第6号から議案第8号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号から議案第8号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）についてから、議案第12号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第10号から議案第12号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第12号までの3件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第14号について質疑いたします。

14号につきましては、説明資料も付けられております。説明資料を見てもすれば、改正前と改正後という、大きくやはり変化しているところでもありますけれども、このことによって、今までよりもよりよい防災行政無線が運用されるということを期待するところでもありますけれども、このことについて議席配分の専決処分という形で請負額が変更されております。118万8千640円減額という形で、それはそれで安く上がったということでもいいことかなと思ったりするんですが、問題点といたしまして、長の専決処分によりまして減額されましたと町長はよかろうということで印鑑を押される。ですが、この専決処分報告についての下段ですけれども、5つぐらいの箇条書きがしてありまして、変更箇所、内容の変更あたりをしてあります。その金額が減することはもちろんいいことだろうと思うんですが、ただこの2億5千万円ほどのこの工事というものの変更というものは、これをまず議会で認める前に設計書なり何なり説明があって、その議会が了承するわけですね。そして、ゴーサインという形で始められる。しかしながら、その仕様とか、そういったものが変更されるということであるならば、その当初に議会が認めたものとその内容が変わってきたということは、我々は認めたわけじゃないということになりはしないかなと思うんです。ただ、これだけの無線局、いろんな基地あたりを見てもすれば、この町内全体ですから変更が出るのはやっぱり致し方ないと、もう実際それを設置しなければわからないという状況も出てくるかと思えます。ですから、今回この条例改正という形でされておりますが、この当初の議会が認めたその設計内容ですね、それとこの条例に述べられているこういった局の数とかいうものは合致しているのか。それとも、変更があったのか。以上、質疑いたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議席配付という形で専決処分を行った報告をさせていただいております。その内容については、一応急施を要したという形でご理解をいただきたいと思います。今、永田議員言われましたように、実際的大津町全町域をカバーするような関係で、その設置場所については既存のコンクリート柱でございますけれども、その関係の工事という形で行わせていただいております。20年を経過したという形で基礎工事等についても状況を見て判断をせざるを得なかったというのが一番の問題でございます。

それと、一つは全体の地域のカバーをするという形でいつも住民の方からも意見が上がっております難聴地区の解消という形で、やはり公平公正に皆さんに情報を伝達するという形で、個別受信機についても新たなデジタル放送の対応という形で対応をさせていただいているような状況でございます。条例に基づいたところの変更という形で今回上げさせていただきましたので、また金額は減額になっておりますけれども、その辺の理由についてはですね、ご理解いただきたいと思います。我々としても安心安全なまちづくりという形で早期に完成することを目的にやっておりますので、その辺は住民の安心安全なまちづくりの協力という形でやっておりますので、よろしく願いいたしたいと思いません。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

質疑の仕方が少々悪かったかなと反省しておりますけれども、お聞きしたいのはですね、減額になっておりますけれども、もう全体像でこの議会が認めた100%のうちの基本的なものは何ら設計変更とか、仕様変更とかはしてありませんよと。枝葉末節的な部分、やってみなければわからないとか、そういった部分の変更、全体からするならばほんの数%の変更なんだよということなんですよ。ですから、この金額で落札された業者がおって、それで変更が認められるならば、別の安い機器を持ってきて入れ換えるとか、そういったことがちょっと恐ろしいですよ。もう了解をいただいている。しかしながら、長の専決処分というのは非常に特別な権限でありますから、そういったものを悪用したのではないかという心配からこの質問は出ているんです。ですから、もう大まかなところは何ら変更はしていないと。実際のところなんですよというような、この専決処分の下の方の箇条書きでは、ちょっと私じゃわかりませんので、ここのところのその大まかな変更であったのか、それとも軽易なものであったのか、そこのところを再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、議会での最初、当初に承認をいただいたという形で仕様書に基づいて積算をしているわけです。それに基づいて全体的、大まかなこと、要するに基本的なことについてはですね、変更はあっておりません。ただ今言ったように、その状況を見ての確認をしますので、その関係で不具合が生じた分だけを今回専決処分という形でお願いしているような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第15号の特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。特に外部評価委員会についてお尋ねしたいと思います。

条例は、その根拠として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を上げられています。平成20年、この法律自体は平成20年4月1日に施行になっています。本条例が平成23年度になった経緯について、まずお伺いしたいと思います。

また、改正の概要についてどのように把握されているのか、何をどう評価するのか、そのことも同時にお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、点検評価の趣旨、目的でございます。法律の改正も含めたところでございますけれども、平成19年の6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されております。そして、平成20年4月から施行されたということでございます。

まずお詫びしなければいけないのはですね、もうほとんどの自治体70%、熊本県の中ではもう既にこの外部評価制度は実施されております。大津町がちょっと遅れていたということでございます。その中でですね、法改正の目的でございます。教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、教育委員会の点検評価が位置づけられました。教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としております。ここの点検評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るということにもなっております。委員会では、広い観点からの知見の活用を図るため、担当課が行った点検評価について5名の外部評価委員から様々なご意見、ご助言をいただき、そのご意見等を集約しながら、教育委員会の点検評価を行って次年度に生かしていくということでございます。例えば平成23年度から設置いたしますので、平成22年度の大津町教育基本方針に基づいたものについてですね、主要なものから教育委員会に諮って検討していくということになると思います。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私も若干、法の改正の内容を見たわけですがけれども、いわゆる教育委員会の評価をするということになっていると思います。教育というのはそれを受けている児童生徒であったり、保護者の意思、意向を尊重するという、そういうことが必要だと思います。その辺のところを担保するというのが必要だと思いますけれども、例えば同時に法の改正の概要で教育委員の数の弾力化、それから保護者の選任を義務化するというのも確かあったような気がしますけれども、そういうことも含めて検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 今回大津町平成23年度、初めてということで、様々なところで実施されております課題、問題点もですね、今現在調査しております。要は、前年度の事業に対して専門家の様々なご意見をいただいてですね、次の年度に生かしていくというのが一番の目的でございます。その中で、どういったメンバーを選ぶのかというところでございますけれども、今、5人の方を予定しておりますけれども、なるべくなら町外の方から大きい方に考えたいということで考えております。大学の教授、それから弁護士、あと町外から教育関係者、校長先生上がり、それから企業連、大津町には企業の連絡協議会がございますので、その企業連の代表の方、それから女性の会というのもありますので、大津町の方から女性の会、そういった保護者の目も必要でございますので、そういった部分ということで女性の会の代表、そういった方々を基本にですね、まだ教育委員会の方とも相談しながら選任をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私、数の弾力化というのは、教育委員会の数の弾力化、それから教育委員の保護者の選任義務というのがこの法律でうたわれていると思いますけれども、そのことも含めて考えられているのかということをお伺いしたところですが、

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 大津町の教育委員の中には、当然保護者の代表の方も入っていただいております。数については、今のところ5名ということで考えておりますし、今後その辺の数についても検討が必要ということで考えていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回のこの教育委員会の外部評価制度、以前質問をしたことがありましたけど、そこですね、実施の根拠が法律によってということになっておりますが、点検評価を行い、その結果を議会に報告をするというふうになっているようですけど、そうでありますならば、ほかの町の条例とか規則をなんか定めなくてもいいのかなど、法律で決まっているから委員だけ選びますと、それだけでよそも運営されているのかどうか、ちょっと、そこがですね、はっきりしないんですけど、確認をしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

当然、荒木議員が考えていらっしゃる通りですね、何らかの法的なものが必要ということで、大津町でも他市町村を調べさせていただいて大津町教育委員会外部評価委員会設置要綱なるものをですね、今、案をつくっているところでございます。

もう1つが、この中身につきましてはですね、その結果を報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとなっておりますので、平成23年度に行った内容については報告書を作成してですね、議会の方に提出するというのを考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議会に報告し、また住民に対して説明責任を果たすということですが、以前聞いたかと思えますけど、教育委員会の会議録、その内容についてインターネット等で公開するべきだと思いますけれども、その計画はございますか。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員が一般質問で多分教育委員会の中身についてホームページで公開してくれというようなことでもございましたので、何回か教育委員会で議論をいたしまして、もう既に1月の分からもホームページの方に要点筆記ではございますけれども、公開を始めたところでもあります。公開をしております、委員会の中身については、当然、今回のこの中身に付きましても、議会の方にも報告書を作成して提出するわけでもございますので、その中身についても、当然ホームページで登用をしていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後1時から開会します。

午前11時53分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成23年度一般会計予算について質疑を行います。

最初に、歳入の13ページです。町税の固定資産税が1億5千万円前年度比増え、説明書では償却資産の減免制度が廃止をされたことによって増額となったということですが、何らかの制度の廃止によってその減免制度がなくなったということだと思しますので、その説明をお聞きしたいと思います。

それから、19ページの児童福祉負担金で保育所の保育料負担金が計上されておりますが、年齢別の子どもさんの人数の見込み、また併せて階層別ですね、10段階ほどあるかと思えますけれども、階層によって保育料が変わってきますので、その世帯数についてお尋ねいたします。

次に、歳出の88ページです。人権対策費の補助金で団体活動助成金が295万予算化されておりますが、先ほど可決をされました平成22年度補正ではかなり大幅に減額補正がなされておりますが、予算を見ますと前年度と同額が計上されております。これは相矛盾することではなからうかということで、なぜそうなったのか経過をお尋ねします。

それから、88ページの13委託料、地域福祉推進事業委託金、ふるさと雇用で690万円、人権対策になぜふるさと雇用で690万円、国の助成制度で雇い入れた人に委託をするというのはどうも理解ができませんのでご説明を求めます。

次に、89ページと90ページの両方の目にわたりまして、非常勤の職員報酬が計上されております。人権教育啓発で2人、それから啓発福祉センター、いわゆる隣保館で6人ですね、両方で約1千万円、これはいわゆる同和対策事業が法律がなくなったにもかかわらず、いつまでも特定の人たちを雇い続けるための予算ではなからうかと思うわけですが、もしそうでありますなら、今、職のない人たちがたくさんおられるわけです。働きたいけど働けない、働く場所がない。そういう意味で、非常に人権を守るどころか多大な不公平を生み出すということになりかねませんので、この非常勤職員の給料条件、それから年齢は何歳から何歳までぐらいの人なのか、またこういう措置をいつまで続けるのか、お尋ねをしたいと思います。

96ページの大津保育園費がございます。こちらは保母さんの非常勤職員が非常に多くなっております。常勤換算で何人分なのか。給料条件について、併せてお尋ねをします。

次に、150ページ、消防施設費についてお尋ねをします。19の負担金補助及び交付金で、ホース格納庫補助、各種施設整備費補助ということで、町から補助が出されております。確か消防のホースは何年に1回買い換えるんだらうと思います、劣化しますので。格納庫もそうですが、全額補助では確かなはずです。この補助以外のお金は、その地域の消防団が割り振って確か負担をしているようであります。しかし、例えば美咲野団地あたりでは、消防団は確かございません。そうであれば、消防団のあるところ、ないところということで、その自己負担が著しく不公平になっているのではなからうかと思われしますので、その内容をお尋ねいたします。

それから最後ですが、173ページの社会教育費の19負担金補助及び交付金の中で、地域障害施設等建設補助金、改修補助金、備品、用地購入とありますが、この中で特に施設建設補助ですね、4

番、それと用地の購入と、この2つについては特に地域住民にとっては必要不可欠な地域の集会所であります。金額が非常に高うございます。それに対して一定の補助は出されていると思いますが、これまた自治会が何百世帯とあるところは財政も確かにあるかもしれませんが、小さい自治体は一つ集会所を建て替えよう、あるいは狭いから土地を購入しようとした場合、非常に多大な負担金が地元で発生をするわけです。それをずっとほおっておいてよろしいのかどうかと思うわけですが、まず補助の事業費がいくらで、補助がいくらでというのを説明していただいて、近隣の自治体との比較がなされているのかどうかをお尋ねをしたいと思います。例えば菊陽町あたりでは土地の購入はすべて役場が購入をし、10年間にわたって地代を払えば、払い終わればその後は地元の財産に移行するというふうになっております。こういう制度を比較検討がなされているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの質疑にお答えします。ちょっと多岐にわたっておりますので、中身についてまた不足な点がありましたらよろしくお願いいたしたいと思っております。

まず、13ページの固定資産税の件でございます。説明資料の中に土地についての評価減による減額、償却資産については企業への減免制度廃止による増額という表現をしてやりますけれども、これにつきましては、企業立地等に対する優遇措置でありまして、農村地域工業等導入促進法に基づきます大津台地、本田技研、室工業団地、中核工業団地に立地しました企業に対して、固定資産税の減免措置をしております。この法律に基づく第10条の規定によりまして、減免分を交付税措置することが平成21年の12月でなくなりましたので、平成22年度からは新たな減免は行っていない状況でございます。今後は、3年間のみ固定資産税の不均一課税を行うもので、このため償却資産を中心に課税を行うことができるようになったために増額をしているような状況でございます。

続きまして、88ページでございます。補助金の中の団体活動助成金295万円でございます。先ほど議決をお願いしました平成22年度補正予算で230万円という形になっております。団体活動助成金につきましては、ご存じのようにあらゆる差別の解消、地域住民の人権意識の向上、文化福祉面の向上とともに、人権のまちづくりを推進することを目的に団体に助成をするものであります。平成22年度活動実績により助成金の変更申請をされた結果、助成金は先ほど言いましたように230万円となっております。平成23年度当初におきましても団体活動に必要な事業計画等に基づき精査を行ない295万円の助成金をお願いいたしております。

それから、節13の委託料の地域福祉推進事業委託ふるさと雇用の関係でございます。この事業につきましては、ご存じのとおり熊本県ふるさと雇用再生特別基金を活用しました事業でございます。平成21年度の10月から取り組みをさせていただいておりますけれども、平成23年度で終了予定になっております。南杉水人権のまちづくり協議会に委託をして行っている事業でございます。地域住民と共同した福祉と人権のまちづくりを推進しております。これまで組織の整備、住民ニーズ調査、地域交流を促進するイベントの開催、南杉水人権フェスタなどを、それから地域広報誌のかわら版の発行、それから地域ひとり暮らしの高齢者世帯の訪問活動、地域支え合いを進める南杉水おれん

じ隊の結成などの活動をされております。主に人件費が3人で648万円ぐらいで、あとは需用費になっております。

それから、89ページから90ページにかけましての報酬関係の非常勤職員の関係でございます。まず、89ページの非常勤職員2人の内訳でございますけれども、1人が地域人権教育指導員といいまして、熊本県地域人権教育指導員の設置費補助事業実施要綱に伴う人権教育のために設置をしたものでございます。町条例には特別職という位置づけをさせていただいております。ちなみに、報酬月額が14万4千円となっております。勤務時間は月曜から金曜で、午前8時半から午後3時15分の5時間45分という形をお願いしております。それからもう1人、人権教育推進という形で人権教育推進のために講演、研修会等の企画立案、資料の作成、団体企業の研修、学校、講座の指導助言などをしていただいております人を報酬月額14万円で雇っております。勤務時間については、先ほど言いました人権教育の指導員と同じになります。

それから、90ページの人権啓発福祉センターの運営費の中の非常勤職員4人の内訳でございます。まず、町の事務補助員という方で1人、それから指導員という方で2人、これは熊本県地方改善対策事業に伴います隣保館運営費等の中の補助金の交付要綱の中の対象経費に含まれている部分で配置基準がありますけれども、その方をお願いをしている状況でございます。隣保館における地域交流促進事業、継続的相談事業等に従事するもので、すべて5時間45分の勤務となっております。

それから、児童館が人権啓発福祉センターに包括されておりますので、児童館に1人、児童厚生員として位置づけをさせていただいております。これについても、給料、報酬それに時間等の勤務について同じでございます。すべて年齢については60歳未満で、公募により求人を行って採用させていただいております。それから、一番最後に言われましたこの事業の関係の同体事業の関係でございますけれども、いつまで続けるのかというご質問なんですけれども、これにつきましては大津町でもこれまで同和問題の解決を重要な課題と位置づけまして、本年度始まります振興総合計画の中でも振興総合計画の後期計画においても未来を開くふるさとづくり中で、人権を尊重する社会の実現として人権啓発福祉センターを中核に、地域福祉の向上や住民交流の拠点としての役割を再認識し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりへと発展させていくために、各種団体活動の助成を行い、連携をし、人権意識を高めるための取り組みを推進することといたしております。しかし、言われるようにこの問題は我々自身の問題として取り組まなければならないものだと考えております。取り組むためには、住民の意識を十二分に組みながら、差別のない社会の実現に向けて熱意を持って取り組むことだと考えているような次第でございます。

150ページ、消防施設費の関係の消防関係の補助金でホース格納庫補助金の補助以外の負担金の件でございますけれども、議員ご存じのように消防施設等の整備補助金交付要綱というのが町でつくってございます。ホースの格納庫等の消防関係の施設については、一応消防団長名で町の補助金の申請を行っていますが、地元の負担分については各分団が支払っているような状況でございます。ちなみに、ホース格納庫の場合、町が1万3千円の補助をいたしまして地元消防が4千円から8千円の負担をお願いしているような状況でございます。また、近隣市町でも同様の要綱で対応されています

が、防火水槽、消火栓などの大型工事等につきましても地元負担をお願いしているところがございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、19ページの児童福祉負担金の関係だと思えます。年齢別の幼児数見込みはどうなっているのかということだろうと思えます。まず、大津保育園とそれ以外と分けております。現在、一番3月1日現在で今整理を行っております、最新のデータで申し上げたいと思っております。大津保育園でございます。0歳児が4人、それから1歳児が16人、2歳児が23人、3歳児が30人、4歳児が24名、5歳児以上23、合計の120でございます。それから、大津保育園以外でございます。0歳児36、1歳児136、2歳児145、3歳児137、4歳児151、5歳児以上136、741でございます、合計の。これはあくまでも3月1日現在でございますので、これからもまだ申し込みによっては変わってくるということでございます。4月1日現在で合計の861名の方は入所できる状況にあるということでご理解いただきたいと思っております。それから、階層別の世帯数調べでございますけれども、階層別の世帯数につきましては、税の確定を待たないと出ませんので、今現在手元にありますのは平成22年度の階層別の児童数についてはわかっております。これについては、3歳未満と3歳以上で分かりますので、それで第1階層から第11階層までございます。これについては、読むと非常に時間がかかりますので、よろしければ後で配付したいと思いますので、よろしゅうございますか。それでは、これについてはほかの保育料の算出の方法も含めたところですね、後で配付したいというふうに考えます。

続きまして、96ページの非常勤職員の関係でございます、大津保育園の。大津保育園におきましては、先ほど申した120名のそれぞれ0歳から5歳までの方々のための保育士、それから障害児のための保育士、軽度障害児のための保育士、それから休日事業、休日の預かりですね、それから一時預かりのための保育士、それから延長保育のための保育士と、それぞれ事業ごとに整理をする必要がございます、調整する必要がございます。その中で、今現在でございますけれども、129名の子どもさんを預かっております。その129名の子どもさんの中で、これ面積基準と使途の基準がございますけれども、0歳児は3人に1の保育士が必要でございます。それから1歳から2歳児は6人に1人、3歳児につきましては20人に1人、4歳児以上は30人に1人という基準がございますので、それで換算をいたしますと19.1人が必要になってきます、今の事業すべて、129名です。その19.1人に対して現在保育士がですね、正職員が8、それから非常勤の保育士が15、それから非常勤の延長保育士が1、23名います。23名いますけれども、非常勤の保育士に関しましては、常勤換算をしなければいけません、先ほど議員さんがおっしゃったとおり。それでいきますと15人ですけれども、11.25人になります。11.25。それ全体計算しますと20.25ということで、19.1必要ですので、約1人は余分というか、その調整の関係がございますので、人間は途中で打ち切ることはできませんので、今現在23名入れていただいているという状況でございます。今のあれでよ

ろしゅうございますか。

それと、給与条件でございます。給与条件につきましては、現在月給でございます。月給で、1日の勤務時間が7時間15分としております。そして勤務時間は週29時間、休みが週休3日でございます。3日の休みで、週29時間と、13万2千円をお支払いしております。ちなみに菊陽町は日給でございます。菊陽町は日給で1日7千200円、勤務時間が7時間45分となっております。週休2日でございます。それと、菊池市でございます。菊池市は大津町と同じように月給でございます。勤務時間が7時間30分でございます。大津町よりも15分長うございます。勤務時間は週29時間、週休も3日、月給が14万100円でございます。阿蘇市は月給でございます。勤務時間は7時間45分、菊池市が15分大津町よりも長い、阿蘇市は30分長うございます。週休は3日、週30時間でございます。13万6千円というふう聞いております。

以上でございます。

それから、173ページの補助金の関係です。公民館とか、備品とか、用地に関する補助金についてのお尋ねだったと思います。まず、補助金の4、5、6、7についての計算基礎、いくらに対していくらかということだったですね。事業費に対して。

○15番（荒木俊彦君） 4と7です。

○教育部長（松永高春君） 4と7ですか。まず、地域生涯学習施設等建設補助金でございます。それから、公民館の建設に伴う補助金でございまして、平成23年度が美咲野と多々良区が予定されております。美咲野につきましては約1千875万円、これ概算でございます。多々良区においても概算で1千733万5千円でいただいております。その3分の1でございます。両方とも500万円をオーバーしますので、一応限度額の500万円、2つで1千万円ということになるかと思っております。

それと、用地につきまして、美咲野が駐車場用地関係ですね、集会所の、その分で、これ3分の2の補助になっております。用地費が381万4千500円の3分の2で254万3千円。それから、美咲野がもう1カ所ございまして、これは先ほどのやつが1丁目でございます。3丁目の用地につきましてが450万4千円の3分の2で300万2千666円。それから、多々良区の公民館の用地が162万2千円の3分の2で108万1千333円ということでございます。合わせて662万6千円ということでございます。

大津町は建築及び改修は500万円を上限に3分の1を補助、備品については40万円を上限に3分の1を補助、備品については40万円を上限に3分の1の補助をしております。用地購入につきましては400平米以内で事業費の3分の2の補助を行っております。

それから、各隣接の市町でございますけれども、菊池市と合志市と菊陽町を調べておりますけれども、生涯学習施設との建築、改修、備品、用地等の補助を実施しております、同じように。ただ中身が違います。建築及び改修につきましては500万円から300万円、備品につきましては50万円から20万円、補助率は3分の1がほとんどでございます。一部2分の1、3分の2の自治体もございます。用地につきましては、菊陽町が融資及び公有地の賃貸により実施しており、大津町は3分の2の補助によって行っております。ただ、菊池市が新築の場合の上限が300万円でございます。改

修で上限が200万円、備品購入が上限が50万円で、用地については取扱いがありません。合志につきましては新築等で上限が500万円、3分の1の補助でございます。改修で上限が50万円、3分の1の補助でございます。備品購入は上限が20万円でございます。用地については、取扱いはありません。菊陽町でございますけれども、菊陽町は新築等で上限が500万円、改修で200万円が上限でございます。備品購入については、実施しておりません。用地につきましては、融資及び公有地の賃貸により実施しており、金融機関により行ない、新築の場合上限1千200万円、増改築においては上限200万円の融資により、10年及び5年の返還とされているようでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをします。

人権対策費の中の団体助成金ですが、前年度は65万円決算で実績は下がったと。しかし、また増やして予算を組んだということですけど、確認しますけど、相変わらず日当を出した予算なのか、日当額はいくらか、お尋ねいたします。

それから、89、90ページの非常勤職員は公募だとさっきおっしゃっていましたが、募集は60歳以下だとおっしゃっていましたが、辞めなければ募集はせんわけですね。ずっと変わらないと私は思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。何年とか交代した形跡があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、消防の補助金のことですが、消防団がこの負担金を負担すると。しかし、消防団というのは確か自前でお金はないんですよ、地域消防団は。結局その消防団を抱える自治会が払っている、うちの部落ではそうですよね、毎年消防団に30万円自治会の会費から消防団に金を払って、消防団がその自治会のお金で負担金を払っているということで、これまた大きな自治会、小さな自治会、非常な不公平になっているのが実態ではなからうかと思うんですけど、そこの考えをお尋ねしたいと思います。

それともう1点、地域福祉推進事業ですね、これは88ページ、南杉水人権協議会に委託をしているということですが、人権を守るという名目で委託がなされているということであれば、全町的にこういう人が配置をされて人権を守るというのであれば整合性があるかと思えますけど、なぜこだけ3人ものが配置をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） まず再質疑の団体活動助成金の話でございます。活動助成金の中には、報酬、需用費、それに役務費、使用料、活動費という形の考えで支出を行っております。

それから、80、90ページの非常勤職員の件でございますけれども、1名については昨年10月より交代をさせております。先ほど言いましたように、一応年齢的には60歳未満で公募今回もさせていただきますので、3月広報で周知をしているような状況でございます。

それから、消防費関係の負担金でございます。荒木議員が言われるその消防費関係で普通交付税の中での需用費というのは見てありますけれども、当然消防団という形で地元負担を今お願いしている

わけですけれども、究極はその各自治会での負担という形になっている実情はあるようでございます。その辺については、各市町村の連携もありますので、十分協議研究をさせていただきたいということで思っております。

それから、南杉水の人権のまちづくり協議会の件でございますけれども、ふるさと雇用につきましては、ほかの町部局におきましてもまちづくり推進協議会という形で商工関係の方にも委託をしているような状況でございます。地域福祉を進めるといってこの分野としては介護福祉を重点的にモデル地区としてですね、南杉水地区を設定させていただいております。多くのボランティアの方たちが協力しながらまちづくりを進めるといって、それに合致したものという形で当局としては申請をして県の受託をいただいたという形でございます。9地区の全体の地域に福祉推進を挙げておりますけれども、南杉水3地区が合同でまちづくりを進めるといって行っております。先ほど言いました人件費関係では、自主的に取り組んでおります地域というか、南杉水区の方々をですね、一応委嘱をお願いして事業を実施させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○15番（荒木俊彦君） 活動費、日当はいくらですか。

○総務部長（徳永保則君） 全体の金額で102万円になっております。

○15番（荒木俊彦君） 1日とか半日とか。

○総務部長（徳永保則君） 活動費という形で日当という形でしてありますので、1日日当2千200円が正常だろうと私は思っております。

○15番（荒木俊彦君） 1日2千200円。

○総務部長（徳永保則君） はい。職員同様、非常勤職員という形の。

○15番（荒木俊彦君） いやいや、団体助成金の中の活動費ですよ。

○総務部長（徳永保則君） 全体で一応102万円になっております。230万円の内訳としましては、

○15番（荒木俊彦君） じゃ後で確かめます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

1点だけです。給与明細を見て質疑いたします。198、199ページですね。これは私が毎回お聞きすることではありますが、共済費の問題です。198ページの特別職の場合は、本年度は議員のこの共済の中身、例えば議員年金、そういった形が変わりまして、かなりの前年度と比べればアップをされております。去年と比べれば53.9%という形で、これは改革の一環だというふうに理解しておりますが、全体の、例えば一般職あたりの共済費とかも見てみますれば、前年度の常勤が188人に対して平成23年度は186人と2名減という形で、非常勤も3名減らされて経費の削減に努められているというふうに感じます。そして、1人当たりの単価自体もはじめてみれば安くなってきているというのがわかりますけれども、この共済費あたりは人数が減って、また給料も若干ながら下げているにもかかわらず上げてきているんですね。この共済会というのは、どうも不明朗に私は思う

んですよ。要するに自分たちの運営を守るためには、どんどんもう請求金額のアップをされて各自治体にその数字を出してくるということで、どうも安易な運営がされているんじゃないかなど。この共済会自体も、例えば職員の数とか、いろんなものを減らして努力しているよとかいうのだったならわかるんです。この経済状況下で皆さん非常に収入も減して苦しんでおられる方が多い中、のうのうとこのアップした比率を出してこられているということです。これはですね、本当に人をばかにした計算の仕方ではないかなと思うんですね。これには、確固とした理由づけが必要です。それこそ全町民の方々が聞いても、ああそのとおりでねと言われるような内容であるならばそれはいいんですが、ただ単にこの数字を出されても、どうもここは一回ひっくり返してもう一回いいのばかり集めてここはつくりかえんといかんかなと思うぐらいふざけた数字と私は思います。この根拠をですね、ぜひお聞きしたい。根拠がなければ予算の請求はしてはならないという根拠で私はこのことについて質疑をいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 199ページ関係の給与費明細の総合的なご質疑だと思っております。例年、昨年も永田議員の方からも質疑・質問等があったような状況でございます。6月については給与関係でほとんど共済費関係を扱わせていただくわけですが、年度当初という形で先ほどおっしゃりました人数の変化はあっておりますけれども共済費が上がっているという形でございます。共済組合という形で私たちが運営する上部団体がありますけれども、その中での比率という形で全国的な状況を含んだところで職員数についても、要するに町村合併なんかをいたしまして減するという状況でございます。共済費の運営について負担金というのがおのずと上がってくるというのは否めない事実でございます。先ほど議員が言われました議員共済年金についても、言葉はちょっと悪いんですけども破綻という形で今回また新年度にも予算計上、4千万円以上計上させていただいているようなわけですが、そういう関係で共済組合の運営という形で私どもは一応理解しておりますので、議員一番指摘されました理由付けという形ですが、一応全体の職員の減に伴う負担金の増というのが否めない事実という形で私たちは対応をしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この共済会の中の運営状況というのはですね、ぜひ資料あたりの提示をなされて議員各位に、私だけではなくてですね、理解を求められた方がいいと思うんですよ。言葉ではですね、そう言われますけれども、総務部長はその職員でもなんでもないわけでありまして、内部事情をその1から10まで知っているかと言われたならば、クエスチョンマークがつくと思うんですよ。ですから、その確固たる根拠をぜひですね、把握、この際ですからしときたいと思うんですよ。こういったところを明確にしないと、例えば199ページの給与費、一般職の総括として4千722万2千円という減額になっているんですね。その横に大きく黒字が出るというのは、これは誰が見てもおかしいと思うんですよ。ですから、この△マークは町として努力された部分ですよ、言うならば。この共済会の請求

してきたこの比率、いろんなものがどうしても今の時代とか、流れにそぐわない感じがするんですね。もちろん皆様方の将来のそういった共済年金とか、そういったものに関わってくるんですけども、これはあくまでも町税ですから、町税で施されていると。こうなるとですね、公務員イコール全体の奉仕者でなくて、特別な存在になってしまいますよ。そういったところをきちんとしとかなないと、この中でも私は本当ならばつきたいのは職員手当てが給与とさほど変わらないぐらい、5億何千万円も手当てを出すなんて会社、考えられませんもんね、はっきりいって。こういったところもですね、実は公務員は大問題があるんです。しかしながら、そういった制度を戦後ずっとつくり上げてきたんですね、この日本というのは。実際ちょっと辛口になりますけれども、もうアメリカではですね、10万の自治体が職員は6名で運営されているところなんかもう出てきているんですよ。もう、これは言うならば自治体のそういった住民の意思がそうだからやったんだよと返すぐらいです。ですから、ほとんどをもう民営化してしまうんですね。それとか委託するんですよ。そういった時代がもう来るかもしれませんね。こういったやり過ぎな点をやっている、必ずぶり返しというのが世の中は来ます。ですから、この共済費についてはですね、今後どういった方法で、資料を請求しても向こうの有利なことしか言っていないと思うんですよ。そういったところを探るような何か資料の出させ方というのは何かないでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

言われるとおり根拠の資料というのは、大変私たちも重要だと思っております。しかし、言われるように共済組合という形での運営でございますし、町の町長も評議員という形で町村会関係入っておりますので、その辺の精査についてはですね、十分町村会等とも打ち合わせをさせていただきたいと思っております。資料についての提出もですね、考えさせていただきたいと思っております。

それから、一応常日ごろ言われています我々も全体の奉仕者という形で一部の奉仕者ではありませんし、住民の負託に答えるという形である程度の給料、それに職員手当等をもらうわけですので、その辺については住民サービスに事欠かないようにですね、頑張るように職員一同頑張りたいという形で思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 1点だけお伺いいたします。

94ページ、児童福祉総務費の委託料についてお尋ねしたいと思います。地域子育て支援拠点事業委託、昨年度は1千746万1千円、大幅に減額されております。逆に新規で地域サポーター事業委託という形で上程されていますけれども、恐らく両方合わせた金額で昨年度とマッチした形で予算計上されているのかなと思いますけれども、それでも額的に600万円近く減額されていますけれども、それで従来の事業がやれるのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

それから、平成22年度予算で計上されていました養育支援訪問事業、これが4万5千円、子育て

食育応援事業、これはふるさと雇用だったと思いますけれども106万7千円、子育てシンポジウム事業委託170万円、産後うつ予防プログラム事業委託60万円、それから食育生活習慣啓発巡回事業委託80万円、最後に子育てセミナー事業委託45万円、ことごとく平成23年度、新年度事業から消えておりますけれども、どういう経緯なのかということと、決して不必要じゃないという事業だと思います。他の事業でやるということなのか、それとも全くやらないのか。また、なくなった事業についてその成果、検証されているのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、地域子育て支援拠点事業の縮小、そして地域サポーター事業の新規の方でございますけれども、今大津町の中では一番議員もご承知のとおり待機児童対策というのが子育て支援の一番の問題でございます。そのような中で、全体的なバランスを取る必要もあるし、国・県の考え方も変わってきております。地域子育て支援拠点事業につきましては、それぞれNPOみんなのおうち、それから美咲野でされております広場型のNPOアポリさん、それから同じ広場型で白川・杉水・いちご保育園で今まで実施して、いろんな事業、それから相談に乗ってきていただいたところでございますけれども、この事業がこれもソフト交付金でございます、これが従来3分の2の補助からソフト交付金化されまして2分の1に補助金が削減されました。3分の2から2分の1というのは非常に大きな金額でございます、そのこともございます。それと、それに代わって補助金が削減されたということで、地域サポーター事業をこの新規に各保育園の方とも話し合いをしましてですね、まず待機児童対策を頑張ってくださいということをお願いして、この地域拠点事業につきましては若干その見直しをさせていただきますという相談をさせていただきました。当然、今子育て支援センターで充実した事業をやっておりますけれども、そこを中心としてですね、あと各園と連携を図っていきたいというふうなことを考えておまして、その拠点の支援を止めていただくということじゃなくて、もともと保育園の事業の中にはそういった地域の方々のいろんな相談に乗るといった基本的な事業もございますので、それを地域サポーター事業の方で交付金の方で対応させていただいて続けていきたいということでした承をいただいたところでございます。

それと、あと子育て応援事業でございますけれども、これにつきましては熊本県の地域子育て応援事業補助金交付要綱によって平成22年度実施しております。地域の実情に応じた創意工夫のある事業を新規に子育て支援活動を行う市町村に対して10分の10補助されるというものでございます。これにつきましては1年限りということでございましたけれども、また継続されるようでございます。この説明が3月16日に説明がなされるということで、その中でですね、また新たに町としてやるような、継続する、または新たなものを取り組む場合についてはですね、その説明会を受けて検討して補正で対応していきたいというふうに考えております。

子育て応援事業でございますか。それぞれ実績が今出てきておまして、例えば産後うつ予防プログラムというような事業、それから食育生活習慣啓発巡回指導事業、大きなやつで子育て、これはシンポジウムですけれども、そういった心の絆創膏というようなキャンペーンをいたしましてですね、

CDもつくって文化ホールで映画あたりもやりましてたくさんの方に来ていただいております。それから、子育て関連のハンドブックを作成したり、要支援児童対策ということで、今、1人SSWというか、スクールソーシャルワーカーみたい方もこの事業で来ていただいております。それぞれ非常に効果が上がっているやつもありますし、単発でイベント的なものもございます。これについては、議員ご指摘のようにですね、十分精査をしてこの子育て応援事業を県が続けていただくならですね、どんだん大津町としては手を挙げて、10分の10でございますので、やっていきたいなというふうに考えております。検証についても、十分検証していきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 補助というのは非常に市町村にとって大事ということで、理由はわからなくてもないと思います。できれば当初予算で、時期的な問題、3月16日説明会ということで当初予算には間に合わなかったということですが、十分検証していけばやっぱり産後うつというのは非常に問題もありますし、一般財源でも対応せにやいかんのかななんて、そういう思いもありましたので、あえて質疑をいたしました。今後は補助が十分ついて積極的にされていくものだろうと考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

しばらく休憩いたします。2時15分より開会いたします。

午後2時03分 休憩

△

午後2時16分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

今回、条例の改正で国保税が値上げをされると。一方で、町も法定外の繰り入れを1億1千万円繰り入れるという、今までになかった決断をなされたことについては敬意を表するところではありますが、しかしながら国保税がなぜこれほどどんどん上がっていくのかというのを考えていかないと、これから先も、まさに国民皆保険制度を続けることができないと思われま。説明資料では、年収が300万円の4人家族で国保税だけでも38万6千円、年収に占める割合が約13%、1.6カ月、やがて2カ月分ぐらいの年収分が国保税だけで消えてしまう。国保加入世帯はそのほかにも国民年金保険料が1カ月1万5千円ほどございますので、これではまさに払いきれない人たちが、さらに滞納者が増えるのではないかと非常に危惧をするものであります。そこでお尋ねをしますが、国民健康保険制度は社会保険のように事業主負担、2分の1の負担がございません。そこで、国民健康保険は社会保障制

度として発足をし、当初は国保会計全体の50%を国が国庫負担として出してきたわけですが、今やそれが20数%に減らされているということが最大の原因であろうかと思えますけど、現在その国庫負担の国保会計に占める割合についてお尋ねをいたします。

それから、法定外繰入1億1千万円の決断がなされましたが、全国の地方自治体の7割は既に法定外の繰り入れを行っているそうではありますが、県内の自治体ではこの法定外の繰り入れの状況をお尋ねをいたします。

そして、滞納者がまた値上げによって増えてくるのではないかと思われます。滞納率は出されてまいりますけど、世帯数でどのくらい滞納世帯があるのか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、国保税が上がる理由等につきましてでございますけれども、今回予算編成また国保税条例改正等につきましてはご説明させていただいておりますけれども、議案説明資料の中にもございましたように、国保の加入者の年齢が高いというようなことで、医療費水準が高いというようなことをまず上げられています。年齢が高くなれば有病率も高くなりまして、医療水準も高くなるというようなことで保険税の影響が考えられています。それから、所得水準が低い方によりまして、保険料軽減世帯の割合がそういったことに影響するというふうなことを考えております。

それから保険税の収納率が、現在、議員おっしゃいましたように全国的に低下しているというようなことで、平成11年度につきましては収納率が91.4%ございましたけれども、全国平均という形では平成21年度は88.0%というような形で、非常に過去最低というような状況もございます。また、そのほか各都道府県内での市町村格差ということで1人当たりの保険料、それから医療費、所得収納率というようなことが各県によってそれぞれ構造的問題があるというようなことで影響しているというふうなことが考えられます。

それから、国庫負担の割合でございますけれども、議員おっしゃいましたように現在の国民健康保険につきましては昭和30年に施行されまして昭和36年に国民皆保険体制というのが確立されております。それから、給付につきましては昭和38年から世帯主7割給付から昭和43年には完全7割給付の実施ということで、昭和48年から高額療養制度が始まっております。国の補助金につきましては、昭和28年20%、昭和37年に25%、昭和41年に7割給付実施に伴う措置といたしまして40%に引き上げられております。59年10月から従来の医療費ベースから保険給付費ベースに変更されまして、療養給付費ベースの40%とされております。平成17年度に三位一体改革によりまして定率国庫負担金が40%から34%に引き下げられております。また、国の財政調整交付金につきましても10%から9%に引き下げられておりますが、代わりに都道府県財政調整交付金が設けられておまして、給付費の7%の措置がなされております。

以上のような国庫負担による制度が改正されてきておりますけれども、やはり全国の国保保険者の現状にもありますように、やはり経済的な影響による被保険者の所得状況やまたは自治体だけの努力では解決できない法的な面もありますので、今後制度維持のためには何らかの制度見直しが必要では

ないかなというふうに考えております。

それから、一般会計からの法定外繰入の状況でございますけれども、まず県内の自治体の状況でございますけれども、平成21年度で申し上げますと主な自治体では保険料の緩和を図るために御船町とあさぎり町の2町ということです。それから、単年度決算補てん分が熊本市と上天草市の2市、累積赤字補てんが熊本市と宇土市の2市、その他保険事業等に充てたものが10市町で計15市町ございます。平成22年度の菊池管内での法定外繰入につきましては菊池市が1億円予定されているという状況を聞いております。

それから、世帯数の割合でございますけれども、現在平成22年度で国保の被保険者世帯数が3千962世帯ございまして、そのうち872世帯ということで割合につきましては22%という状況になっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いずれにせよ最大の原因が国の国庫負担がどんどん削られてきたと。特に三位一体改革によって削られ、医療給付が本人が3割負担ということで7割の40%ぐらいと。ですから、医療全体からすれば、もう3割ぐらいしか国は負担をしていないということで、ここが国保税がこれほど高騰する最大の原因だと思うわけです。これは、もうみんなで声を上げて国が保障してくれないと、自治体の力ではどうしようもないというところまできているのではなかろうかと私は思います。滞納世帯の収納率が92%を維持しているようですが、世帯数では78%ですかね、8割を切っていると。保険料が払えないと保険証がもらえない、医者にかかる金がない、全国的には過酷なとりたて、あるいは年金まで差し押さえて死亡に至るケースも出てきているようでありますので、大変だとは思いますが、やはり一般会計からの法定外の繰り入れを続けて、併せて国に対して予算を増やすように力を合わせていかないといけないと思うためであります。

今年は1億1千万円繰り入れしましたが、このままでいけば来年度も法定外の繰り入れをやらないとまた値上げということになるのではなかろうかと思えます。町長はそこまで見込んで今度提案されているのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 質疑にお答えいたします。

本年度の予算編成につきましては、これまでご説明申し上げましたように保険税の税率改正の見直しと、それから法定外の繰り入れということで、今後の保険財政運営の安定継続に努めたいというふうに考えているところでございますけれども、保険制度からしますと法の範囲内で財源措置することが本来基本的なことでありますけれども、被保険者の様々な状況から国保、それから社会保険等の保険者間の異同、そういった状況を見ますと、国保加入以外の方も社会保険の離脱、加入なども多いということで、保険制度全体を考えましたときに総合補助的な社会保障としての保険制度の維持という面から、やはりこういった面の厳しい状況でございますので今回繰り入れをお願いするところでございますけれども、今後はそういった面でやはり極力医療費の抑制に向けて保険事業、それから食育活動

の総合的な取り組みをさらに進めながら、医療費の抑制を図りながら国保の運営状況を段階的に改善を図っていききたいというふうに思っております。状況によっては、他の対策も考えながら国保財政の安定運営に今後努めたいというふうに考えているところです。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号及び議案第24号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議 長（大田黒英生君） 日程第2 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第13号から議案第28号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時30分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成23年第1回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成23年3月22日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部 次子 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

一 般 質 問

8 番 月 尾 純一朗 君

p 110～p 122

1. 九州新幹線全線開通に伴うまちづくり戦略は

- (1)九州新幹線の全線開通をチャンスととらえ、大津町の新たな、まちづくりの考えはあるか。
- (2)多くの観光客を九州から、全国から呼び込む考えはあるか。

2. 大津町森林施業計画を問う

- (1)国際森林年の本年、森林の持続可能な管理、保全および開発を進め、森林、林業の再生、発展に向けた取り組みを問う。
- (2)緑の雇用としての、人材の確保・育成の考えはないか。
- (3)公共建築物や進出する企業等への大津町の木材を利用推進する考えはないか。

3. 更なる循環型社会の実現とは

- (1)大津町の資源ゴミ、生ゴミ、プラスチックゴミの回収の実態を問う。
- (2)大人への環境教育の必要性を問う。
- (3)環境保全課の人員体制を問う。

1 2 番 永 田 和 彦 君

p 122～p 133

1. 施政方針と振興総合計画について

- (1)農業を取り巻く環境が、高齢化、農家戸数の減少、耕作放棄地の増大など生産力の弱体化が進み年々厳しさを増し、更にT P P問題も加わり農業改革は不可欠な状況となった。

平成25年度完了予定の迫井手地区圃場整備事業や今後の基盤整備は、T P P問題を機に全国農業協同組合中央会（J A全中）が発表した水田経営の大規模化を柱にした国内農業の体質強化策と同調しているのか。

既成概念農業に大きな方向転換が求められる時代である。

2. グローバルな視点での人権とは

- (1)人権のまちづくり、男女共同参画都市宣言など理想社会の実現を定義付けることは重要であるが、そこに潜む危険性の存在を認識し同時理解を求めつつ進行させないと大変な事態を招くことになりかねない。

純真な理解だけで世界各国の人々と接するにはあまりにも危険であり、衝撃的で記憶にまだ新しい日本人留学生射殺事件や様々な無差別犯罪などの現実を忘れてはならない。

9 番 坂 本 典 光 君

p 133～ p 141

1. 臨時財政対策債

(1)町の基準財政収入額よりも需要額の方が大きいとき、その差額を交付税として国は町に支給する。

国は、お金が足りないので、一部は町が臨時財政対策債として借金することになる。

国は、何年かに分けて町に支給するとしている。しかし、毎年、対策債を発行すると残高は雪だるま式に増える。

①23年度発行する分は何年にわたって支払われるのか？

②22年度末の残高はいくらか？

③現在の国の財政事情から見て、本当に支給されると思うか。

2. 人口問題を問う

(1)大津町振興総合計画によれば、町の人口は平成30年に33,210人となると予想されている。

美咲野団地や子育てにやさしい町づくりが寄与していると思われる。もう、人口が減少したら既存の公共施設は余ることになる。今までの借金は少ない人口で払うことになる。

将来的に、人口を増やす施策が必要ではないか。

3. 学校問題を問う

(1)大津東小学校や大津南小学校の生徒数は減少している。対策としては、

①農振地域を一部解除でも、家を建てられるようにして人口増、児童増をはかる。

②大津小、室小などに集約するなどが考えられるが、町長、教育委員会は、どのように考えているか。

15 番 荒 木 俊 彦 君

p 141～ p 149

1. ねんりんピックとカライモのブランド拡大

(1)全国から来町されるねんりんピックの機会は、町の特産品PRに力を入れるチャン

スではないか。例えば、カライモを参加者へのお土産、宅配希望者に送料サービス、また、カライモの箱のデザインの工夫、生産者へ箱代を援助するなど考えて、ブランド力アップを。

2. 保育料の引き下げを

(1)熊本市、合志市より非常に高い、特に中低所得家庭に高い保育料の引き下げが必要。

3. 地域集会所補助低すぎる

(1)地域間格差を埋めるために、自治集会所の整備は、町全体の責任として援助を増やす必要があると考えられる。

7 番 新 開 則 明 君

p 149～ p 160

1. 肥後大津駅前広場・南口駅舎の整備を問う

(1)駅前広場および南口駅舎の整備により、どのように町をアピールし、来客をいかにして呼び込めるか伺う。

(2)点灯式ワンタッチパネルによる駅からの交通アクセス・町の観光スポット宿泊施設等が一目で分かる掲示板が必要ではないか伺う。

(3)町には、地域通貨「水・水」が発行されているが、大津町のおいしい水を提供する、親しみのある水飲み場の設置は考えられないか伺う。

2. 文化財の管理と保存を問う

(1)町には石造物、木造数が数多く点在しているが、町指定でない文化財の管理と保存の現状を伺う。

(2)これからも有形・無形の文化財保護として、町指定・県指定・国指定となるにはどのような規定と課題があるのか伺う。

(3)歴史・文化伝承館が開設されるが、町民に理解しやすい文化財の展示法と取替展示の周期があるのか伺う。

3. ごみの資源化を問う

(1)容器リサイクル法にあるプラスチックとほとんどのプラスチック製品を資源として収集するとあるが、各家庭にも徹底した指導と協力を呼びかける必要があるのではないか伺う。

(2)現在、町における資源ごみ回収の実績高はどうなっているか伺う。

(3)資源物を不法に収集されているのを見かけるが、不法収集されにくくする方法は考

えられるのか伺う。

1 番 金 田 俊 二 君

p 165～p 175

1. 町長施政方針と振興総合計画後期基本計画について

(1) 施政方針で「今後の将来のビジョンの中で『今後やるべきこと』をしっかりと見極め……。」とあり、「振興総合計画に沿って、事業の優先順位をつけながら……。」とあるが、現段階で何を優先的にどのように実現したいのか。

2. 緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特例交付金事業の成果と今後の施策について

(1) 2年を経過し、その成果をどのように把握しているか。

(2) 3年間の期限付き交付金事業であるが、国の動向として継続される可能性はあるのか。

(3) ふるさと雇用の場合、交付の条件として3年経過後も引き続き雇用することとなっていたが、企業・法人以外の団体の場合、引き続きの雇用が困難なケースが考えられると思うが、町として支援する考えはあるのか。

3. 障がい者の社会参加・就労支援の現状と取り組みについて

(1) 予算上でも、訓練等給付や社会参加促進事業などで対応されているが、具体的に社会参加や就労の実績はどのように上がっているのか。

(2) 障がいに応じたキメ細かな対応、あるいは就労支援を行っている学校・施設・NPO法人との連携はどのようになされているのか。

(3) 企業に対する啓発・PRなど、どのように行っているのか。

1 1 番 手 嶋 靖 隆 君

p 175～p 184

1. 耐震の予防と防災対策について

(1) 公的施設と耐震対策の現状を踏まえて、今後、どのように対処されるのか。

(2) 私的、老朽住宅、耐震の現状を見て行政指導を取り組まれるのか。

(3) 道の駅の防災拠点化体制の構築が進められていると聞けるが、自治体としてどのような連携のもとに防災体制を充実されるのか。

2. 県営迫井手地区圃場整備事業実施において非農用地（農地改善地）の今後の処理について

(1) 企業誘致に伴う、土地利用条件及び売却条件について。

(2)給排水の適正条件（特に排水について）

(3)隣接地との合意は可能なのか。

3. 旧若草学園跡地（遊休地）の運動公園化について

(1)引水区は、住宅増に伴い町民の健康増進及び親と子の地域コミュニケーションの場として、拠点整備、活用を図ることが肝要と思われる。

(2)自然災害時の緊急避難場所として、多面的機能活用が不可欠と思われる。

2 番 府 内 隆 博 君

p 184～ p 189

1. 農業委員の役員選任について問う

(1)現在、農業委員に1人の女性の役員さんが頑張っておられる。大津町は男女共同参画宣言都市にふさわしく、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして、参画できる町づくりを目指すということで、学識経験者や団体推薦からの女性の役員を登用する考えはないか問う。

2. 地下水保全について問う

(1)熊本県は水の都、緑と清らかな地下水に恵まれた、自然豊かな森の都として、大きく成長してきた。大津町も地下水湧水に恵まれた町で毎日の生活や産業活動、農業生産などを支える重要な資源でもあります。上水道をはじめとして、工業や農業などに地下水が利用されて恩恵を受けている。

しかし、地下資源にも限界があり、守り続けていくためにも、地下水保全条例だったり、地下水採取届出などの義務づける制度の考えはないか問う。

5 番 鈴 木 ムツヨ さん

p 189～ p 198

1. 大津町振興総合計画について

(1)前期5年間の計画は、どのような検証であったのか。

2. 消防団員減少について

(1)機能別消防団員制度への取り組みを。

3. ウェブ図書館導入の取り組みについて

(1)多忙な住民のために、インターネットを介して、いつでも貸し出し、返却が出来る取り組みを。

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 23 年 3 月 22 日 (火) 午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 23 日が 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

月尾純一郎君。

○8 番 (月尾純一郎君) おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、今回の東日本大震災でお亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災され厳しい避難所での生活を強いられている皆様に対して心からお見舞い申し上げます。

厳しい寒さの中、燃料の灯油もガソリンもなく、食料も物資も届かない避難所や集落があると聞いております。被災された皆さんのつらさはいかばかりかと思うと涙がにじんでまいります。

今こそ政府は、一人の命を大切に、一刻も早い緊急支援、一日も早い復興へとスピードある的確な対応をしていただきたいと思います。

抽象論ではなく、常に現場から出発し、どこまでも一人のために行動する。これは私の一貫した政治姿勢であります。作家の童門冬二氏は、政治家にとって最も大事な要件として、論語の中の「恕の精神」をあげています。「恕」というのは如き心と書きますが、自分の心の如く人の心を推し量るという意味であり、人の痛み、苦しみを我がことのように感じ、その苦しみを消し去るために力を尽くす人こそが真の政治家であるといっています。

大津町の桜は、つばみが真っ赤に色づき始め、開花の時を待っています。東北の桜はいつ咲くのでしょうか。

本日は、1、九州新幹線全線開通に伴うまちづくり戦略は。

2、大津町森林施業計画を問う。

3、更なる循環型社会の実現とはの 3 項目について町長の施政方針に基づきお尋ねいたします。

まず、第 1 番目、九州新幹線全線開通に伴うまちづくり戦略についてお尋ねいたします。

東日本の大震災により、すべての開通に伴うイベントは中止となりましたが、九州新幹線は 3 月 1

2日全線開通しました。福岡、鹿児島はもとより関西だって日帰り可能な圏内となってきました。町長は施政方針の中で、このチャンスをどう生かしていくのかが今後のまちづくりを進めていく上で重要であると認識しています、としています。どう生かしていくのかお示しいただきたいと思います。

町長は、肥後大津駅の南口の建設、阿蘇トロッコ列車との連結等をあげておられます。それはそれでいいでしょう、一定の成果はあるかもしれません。しかし、はたしてチャンスとして生かしたと言えるだけの結果が得られるのか。また、おもてなしの心で人を呼び込むとしておられます。どういうことなのか詳しく教えていただきたいと思います。

さて、私はこのときが来ることを信じて、これまでさまざまな提案をしてまいりました。それは、このときにチャンスとして生かしていける、そう信じているからであります。私は、全県的にあるいは、全国的に大津町をアピールしていける斬新的な強烈的な取り組みをしていかないとチャンスを生かすことはできないと思っております。

本日は、その中から3点取り上げて新幹線全線開通に伴うチャンスとしていく考えがあるか町長にお尋ねいたします。

1点目は、日本一の桜の名所づくりであります。今、大津町は県内では有数の桜の名所とまではいなくても、徐々にではありますが知られるようになってきました。特に、本田技研南通りの桜のトンネルは圧巻です。晴れわたったスカイブルーに薄紅色の山桜の花びらが見事にはえて、見にこられた多くの人々が口々に賛嘆して帰られます。

また、三吉原北出口線や中核工業団地前も立派な桜の名所です。昭和園や日吉神社や大松山もあります。大津町は加藤清正の時代から桜の多い所だった。それは、桜の馬場とか桜山という地名からもうかがい知れるところです。

私は、大津町を日本一の桜の名所にしていく要素は十分にあると思っております。例えば、325号線から、あるいは空港の入り口から、三吉原線、中核工業団地を通過して二重峠まで桜の並木が実現したら、これは日本一の桜の名所になるのではないのでしょうか。将来は、桜並木の中を全国から集まった多くの人が走り抜ける桜々マラソンだって実現するかもしれません。そういう何かがないと、全国から人を集めることはできないのではないのでしょうか。

私も年を重ねて生活にゆとりが出てきたら、新幹線で全国の桜の名所を見に行きたいと思っております。

2点目は、これも過去の一般質問でお聞きしていますが、スポーツの森に県営野球場の誘致であります。現在、県営の野球場が移転を計画していると聞いています。大津町が適地であるとの多くの声を聞きます。地理的に恵まれ交通の要衝である、しかもJR豊肥本線の線上にあります。スポーツの森駅の設置と同時に野球場の誘致は考えられないのでしょうか。野球とサッカーは、昔から少年たちの夢であります。その2大スポーツの拠点を同時に備えている町なんてそんなにあるものではありません。しかも両方とも県内トップレベルの施設となるわけです。大津町に野球場が実現すれば、高校野球をはじめ本田技研等の社会人野球、プロ野球も来るはずで、全国に大津町の名が知られるようになります。県内はもとより、新幹線を利用して全九州、全国から多くの人に来てもらうことができま

す。また、野球がないときはいろいろな集会やイベントに提供することもできます。大津町の集客と
税収アップに大きくつながると思います。

3点目は、私が繰り返し提案しているグリーンツーリズムによる集客です。グリーンツーリズムと
は、農村や漁村での長期滞在型休暇のことで、自然派志向の都市住民が農家などにホームステイして
農作業を体験したり、その地域の歴史や文化や自然に親しむ余暇活動を言います。

私は、これに子どもたちへの修学旅行向けの仕組みを考えてもいいのではないかと考えています。

大津町には、どこにも負けない交通の便があります。新幹線開通で関西からも3、4時間でこられ
ます。そして、豊かな自然があります。矢護山や陽の原キャンプ場、環境の森があります。輝く水と
緑があります。世界のホンダや太陽光発電のホンダソルテックなどの企業があり、スポーツの森の立
派なサッカー場があり、ビジネスホテルや旅館、民宿などの宿泊施設があり、上井手や江藤屋敷、梅
の造花などの歴史と文化があり、またツツジや桜もあり、からいもフェスティバルなどのイベントも
あります。いろいろとあげていきましたが、修学旅行型グリーンツーリズムを考えていく上で、容易
に企画が組める要素を持っていると思いますがいかがでしょうか。

前回質問したときに、矢護川の農家でもそのような取り組みを検討しているというお話もありまし
たし、町も検討していくとの答弁をいただいております。その後、どのような検討をなされたのかお
尋ねいたします。

以上3点、私が考えた新幹線全線開通に伴う、これをチャンスととらえた取り組みをあげて質問い
たしました。家入町長のお考えをお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。

答弁する前に、今回の東日本一帯で発生しました地震及び大津波、そしてまた福島原発の事故によ
ります被災地の皆さんに対しまして、深くお見舞いを申し上げますとともに一日も早い災害復旧と復興
を望んでいるところでございます。また、日中間わず復興支援にあたられている関係者の皆さんのご
苦労やご尽力に対しまして、深く敬意を表するところでもあります。大津町議会をはじめ多くの住民
の方々から災害義援金及び支援物資をいただき感謝を申し上げ、今後とも元気な日本への復興へのご
理解とご協力をお願い申し上げます。

月尾議員の一般質問でございます。議員おっしゃるとおり、本当に大津町にはすばらしいものがあ
ります。今、議員おっしゃるとおり、すべてのものが大津町の宝であり、今後についてもそれを生か
していかなくちゃならないというふうに思っておるところでございますけれども、過去いろんな形で
大津町の参勤交代の宿場町として栄えてまいりまして、そして、熊本県東部での経済、文化の中心と
して栄えてき、その後、本田技研工場をはじめとする各企業の進出で企業の宿場町として現在栄えて
おるところでもあります。

それは、大津町の発展に寄与できるものとしては、もちろんこの恵まれた地域を生かされた先人た
ちの知恵と、そして汗によって今日がなされますとともに、大津の地域的にはJR肥後大津駅をはじ
め、あるいは阿蘇熊本空港、あるいは高速道路の熊本インターチェンジが近く、また町中に国道57

号や325号が走っております。そのように交通アクセスの有利性が生かされた産業の町として、あるいは企業や商業や農業、畜産などの農・工・商のバランスの良い発展をしまいできております。新幹線が走りまして、議員が言われるように3時間以内に熊本へやってこられ、また阿蘇熊本空港の玄関口としての位置づけをされておる肥後JR大津駅でございます。そういう中におきまして、今後の新たな戦略に対し、挑戦をしていくチャンスというふうに思っております。

そういう意味におきまして、今日においては議員がおっしゃるように南駅広場の問題や南駅舎関連等の事業を進めさせていただいております。

また、阿蘇トロッコ列車や、今後についてもビジネスホテルのレンタカーの活用関連等で大津町発、大津に帰ってくるというようなシステムを願っているところでもあります。ご質問の中にありますように、我々今振興計画に基づいて進めておる事業がまち交事業関連等で、それなりの財政的な負担を強いられながら次世代の皆さんに喜んでいただけるような振興計画でやらせていただいているというような状況でございますので、そういう意味におきまして駅南、あるいは交流センター、あるいは防災公園関連等の事業をさせていただいております。そういう意味におきまして、議員が言われる桜の名所、これにつきましては、もうおっしゃるとおりすばらしい本田の南をはじめ多くの所に桜の名所となるべきすばらしい景観があるのは確かでございます。しかし、大津町は歴史的にツツジの町というような形で今、ツツジの花が咲こうとしておりますけれども、このツツジの町をどう生かすかということで、まちづくり交付金事業の後期の事業にも取り入れていかなくはなりませんけれども、昭和園、あるいは大松山、日吉神社をつなぐツツジの公園関係とともに、大津町の歴史・文化が残る神社仏閣が上井手沿いに残っておりますので、今はそちらのほうを整備をさせていただいております。もちろん、桜については、新たに桜祭りをするというようなことは、今後の検討事項におきたいと、もちろんやらなくちゃならないということで、一部本田のほうからすばらしい桜並木でありますので、祭りはいかがかなというような問い合わせがありまして、今、祭りをやっておりますので、今回につきましても警察とご相談しながら歩行者天国だけと、本田の駐車場をお借りし、それをを用意するというぐらいに、今させていただいております、本年につきましては。

今後、大津町のJR駅あるいは多くの町外の皆さんがお見えになられたときには、それぞれのイベントをすることによって、大津町に滞在され、そして観光の源になるというふうに思っておりますので、それぞれの整備については、今後検討をしていかなくちゃならない、あるいはイベントをやっていかなくは客を呼び込むことはできないというふうに思っております。そういう意味におきまして、現在の整備を済んだ後に、いろいろと考えていかなくはならない祭りのイベントではないかなというふうに思っております。

もう一つの野球場の建設でございますけれども、そういう話を聞いて藤崎台球場の使用の問題が非常にあるということで移転というような話も聞いております。そういう中で、本田技研の野球部の皆さんとも相談しましたところ、できれば社会人野球をはじめとする高校野球の大会が開かれ、あるいはプロのキャンプもあるんじゃないかなというような話で、1年間空けることなく活用できるというような話をされております。そういう意味におきまして、県のほうにも検討情報をお伺いし、そして

費用についてどれぐらいかかるだろうかというような形も検討させていただいております。それなりの費用がかかるわけでございますし、議員おっしゃるように運動公園の近くに駅ができるのが確かに一番いいわけでございますし、今の段階では利用客の皆さんが少ないということでJRも心配されておりますけれども、今後そういうスポーツの全体ができれば、駅の建設も可能になってくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、野球場をはじめあるいはサッカー場、あのスポーツの森が整備されることは本当にすばらしい会場になるというふうに思っております。現在でもスポーツの森におきましては、九州大会、あるいは西日本大会というそれぞれのスポーツ関係者、大津町のスポーツ関係者の皆さんによりまして、開催がされております。先日もバスケット大会があっておりますし、大津町の商店街には宿泊されるお客の方々があられて、二、三の店が貸し切りでにぎわっておると聞いております。まさしくそういうスポーツにおける観光、あるいはスポーツにおける産業おこしにつながってくるものと確信はしておりますけれども、先ほど申したように、これもまたそれなりの金がかかりますので、東側の土地につくれれば本当にすばらしいものになるんじゃないかなと思いますので、検討はさせていただいておりますけれども、補助事業絡みの関係もございまして、そちらのほうについても十分検討を進めていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。また、議員おっしゃるように、修学旅行関係の農家の宿泊関係等につきましてでございますけれども、本当に大津町の自然、そして郷土料理のおいしさ、そういうものが生かされる中で、子どもたちが大津に来てよかったと言われるような、そういう修学旅行も組めるような場所でもあるわけでありまして、大津町については、そういう意味におきまして、やはり大津町においては、矢護山の自然、紅葉の時期もありますし、それから南のほうの依山をする岩戸の里周辺も、そして江藤家やあるいは白川関連の開発を進めると、本当に大津町において修学旅行の可能な地域であるし、企業もあるし、そういう形の学習コースもしっかりと取れるものというふうには思っております。そういう意味におきまして、まずは農家の皆さんの郷土料理関連等についてのPRをしっかりやりたいというような思いで、今回町中に交流センターをつくらせていただいております。その中で郷土料理をおこすために老人会の皆さん、あるいは商工会の婦人部の皆さん、あるいは農協の婦人部、あるいは食育関係それぞれの方々にその施設をうまく利用しながら、そしてそこで大津町の郷土料理のうまさをPRをしていければなと、ともに、そこには若者や高齢者がそこで茶話会のできるようなすばらしい施設になっていければなという思いで、今回交流センターをつくらせていただいております。

将来に向かって議員のおっしゃるそういう宝物をしっかりと今後生かしていけるようにするために、今1段階で地域の周辺、大津の顔、大津町の中央街の周辺整備をしっかりとやりながら、お客様が降りてこられて、本当にすばらしい町であるというようなコンパクトな都市づくり、まちづくりを今やっておりますので、議員おっしゃるように今後その施設が無駄にならないようにイベント関連等については、関係団体ともしっかりとご協力しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 新幹線が運んでくるのは、人ばかりではないわけです。新幹線は夢を運んで

きます。町長をはじめ皆さんが胸に「夢」のバッジを付けていらっしゃると思いますが、そういう意味だろうと思いますけれども、せっかく付けていらっしゃるわけですので、町民にも、また来られる方にも夢を与えて、夢を土産として持って帰れるような、そういう仕組みをですね、考えていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。大津町森林施業計画を問うであります。今年は、国連が定めた国際森林年です。国際森林年については、国連総会議決で現在と将来の世代の利益となるようにすべての種類の森林の持続可能な管理、保全及び持続可能な開発を強化するため、あらゆるレベルでの啓発に焦点を絞った協調的取り組みを行うべきであると定めております。森林・林業・木材産業の再生発展に向けた取り組みを推進するためのまたとないチャンスと言われております。

日本の森林面積は、国土面積の3分の2を占めており、先進国の中ではフィンランドに次ぐ規模で世界でも有数の森林国です。しかし、この豊かな森林を活用する日本の林業は、長期的な停滞傾向にあったと思います。平成21年度の森林林業白書によりますと、1950年代には90%を超えていた木材自給率も1964年の木材の輸入全面自由化によりわずか5年で外材の供給量が国産材を上回ってしまいました。その後、自給率は低下し続け、ついに2000年には過去最低の18.2%を記録いたしました。自給率の低下とともに林業就業者の減少と高齢化も急速に進んでいます。1965年には26万人の就業者も、2005年には約4万6千人に減少しています。しかし、長期間不振が続いてきた林業にも変化の兆しが見えてきたと言われております。一つは、世界の森林減少が続く中で日本の森林資源が充実してきたという点です。戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入ってきています。人工林面積の35%が木材に利用可能で、10年後には6割に届く見込みとなっています。また、一つは世界的な木材需要の増加、森林ナショナリズムの高まりなどを背景として、外材の日本への供給量が軒並み減少傾向であり、環境問題という点からも国産材への期待が高まっているということです。更には住宅メーカーや合板業界が国際材へとシフトしていることもあげられています。こういう国産材に対する期待が高まる中、政府は国際森林年の本年を森林・林業再生プラン元年と位置づけ10年後木材自給率50%以上を目指して多方面にわたる施策の推進を計画しています。

さて、大津町は、面積の50%以上が森林だと思っておりますが、国際森林年の本年、どのような森林施業計画のもとに持続可能な管理保全及び森林林業の再生発展に向けた取り組みをしていこうとしているのか伺います。

次に、今、多くの若者が働く場がなく、人生設計も含めて、今後の生活に大きな不安を抱えて暮らしています。広大な森林を生かした雇用の場を町としてつくっていく考えはないかお尋ねいたします。次に、今回大津小学校の分離校に大量のスギ・ヒノキ材が使われます。大変すばらしいことだと思います。何がすばらしいか。木の持つぬくもり・やさしさ・やわらかさ・かおり、これらは子どもたちに無言の愛情となって広がり、教育的にいろいろな効果を醸し出していくと思います。

私は、先日翔陽高校の卒業式に参加しました。そこで、久しぶりに「蛍の光」を歌いました。「蛍の光窓の雪、書（ふみ）読む月日重ねつつ、何時しか年もすぎの戸を、開けてぞ今朝は別れ行く」昔から、学舎は杉の戸であり杉の壁だったわけです。いつの間にか多くの学校で冷たい感じのコンクリー

ト造りになってしまったことが残念です。今後も公共施設、あるいは大津町に進出する企業等に積極的に町のスギ、ヒノキを使っていく、あるいは使っていただく、そういう考えはあるかお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町での森林活用についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように本当に海外から外材が入ってこない、あるいは今後について東南アジア関連等につく状況を見ますと、これからの木材利用というのは、どんどんと増加してくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中におきまして、議員おっしゃるように大津町の地域における森林についても人工林が戦後植えた先輩たちの力によって今活用できるような段階にきております。昔は大変林業経営が成り立ってございましたけれども、その後なかなか厳しい経営を強いられて、林業から心が離れておるといような状況、そしてともに外材で活用する中におきまして、国も山の整備関連等についてはなかなか事業推進がされていなかったというふうに思っておりますけれども、ここ何年か農業とともに同じように林業政策が見直されておるといふふうに思っております。そういう意味におきましての、国において平成21年12月に、林業経営の森林・林業再生プランというものを策定しておられます。そういう中におきまして、森林の施業の集約化というような形で今言ったような整備関係がされ、人材育成関係等についても補助が今歩き出しておるといような状況でありますので、大津町においてもそのような国の補助の関連にのっとりまして、森林組合関連とも十分連携をとって大津町の森林に認証を取りまして、その認証を取得した上でそれぞれの補助事業の対象になるというふうに聞いております。そういうような認証木材の生産を今後しっかりと利用しながら、そして大津町のヒノキ、このブランドを実際すばらしい小国杉に負けないような、すばらしい大津町の杉でありますので、ヒノキでもありますので、これをやはり宝物を地域住民の皆さん、あるいは企業の皆さんで大津町に住んでいただける方の活用を考えていかなくちゃならないというふうにも今、検討をさせていただいておるところでもあります。もちろん、製材とかそういうものについて金がかかるというような話も聞いておりますけれども、間伐関連等で利用もできるんじゃないかなという思いもしておりますし、いろんな検討を今させていただいております。ひいてはこの宝物が中国関連等に大きく販売できればすばらしい収入になるんじゃないかなというふうに思います。まずは、地元のほうで活用できるような方向を今検討させていただいておるところであります。雇用とかいろんな形については、今やっておることについて、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。月尾議員の質問の中で現状を申し上げます。

まず、平成22年11月に林業森林の再生プラン推進本部が設置されております。その検討委員会の中で最終とりまとめが発表されておりますので、その一部を説明いたします。

まず、森林林業再生プランでございますが、木材などの森林資源を最大限に活用することを通して、雇用の拡大にも貢献すると、また我が国の社会構造を21世紀にふさわしく環境に負荷の少ない持続

的なものに転換していくものでございます。その中で、我が国が国全体の成長をさせる分野として大いに期待されておりますが、その具体的な内容が6項目あります。まず、1、国の森林林業計画基本計画の林業施業計画制度を見直して行う。2番目、すべての森林所有者に対する責務の明確化など仕組みを整備する。3番目、施業集約化、林道・作業道の整備、機械化の推進など、その条件の整備を行うなど。それから、4番目でございますが、持続的な森林経営を行う森林組合、林業事業主体を育成する。それから、5番目でございます。木材自給率50%を達成するために、国産木材の利用の拡大を図る。それから最後の6番目でございますが、指導者となる現場の技術者、それから技能者の育成などです。

最初の質問でございますけれども、林業の再生、あるいは発展に向けた取り組みについて、森林の再生プランの明確化される町の役割に基づき、その森林整備計画を見直すとともに施業の集約化、作業道の整備、高生産性林業機械の導入、人材の育成に取り組んでまいりたいというふうなことをうたっております。昨年9月に、真木の牧野組合でございますけれども、所有地170ヘクタールについて、森林施業計画を策定しております。造林関係補助金を活用しながら間伐、造林、作業道の整備に着手されております。地域の活性化も視野に入れて山林原野の再生に頑張っておられるところでございます。今後さらにこのような取り組みが町及び森林組合の役割として、明確に位置づけられる予定でございます。引き続き山林の集約化に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、人材の確保育成についてでございますが、現場での作業の担い手となる技術者、技能者の育成が行われることとなります。また、間伐や作業道の整備が最重点に行われることにより、林業関係だけでなく土木事業、運送業、加工・流通業などの雇用にもつながるものと思っております。

大津町の現状についてでございますが、町内の認定農業者は、2事業所になっております。林業の担い手となる事業主体でございますので、平成21年度に国・県の補助事業を活用して高性能林業機械の導入を助成しておるところです。平成23年度にも導入の予算をお願いしておるところです。また、ふるさと雇用再生特別資金事業でございますが、町内のNPO法人に里山保全事業を委託しております。作業員二人の方の人件費を支出して里山保全事業の人材育成を行っているところでございます。

それから、大津町の木材の利用推進についてでございますが、昨年の10月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されております。国または地方公共団体が整備するすべての建築物及び民間事業者等が整備する公益的施設について、可能な限り低層建築物の木造化、高層建築物は内装の木質化を促進することになっております。大津町では、先ほど大津小学校のことが出ましたけれども、分離校の建設や交流センター等にも町有林の木材を使用する方針を決めております。すでに天然乾燥により小学校建設用の木材を準備しております。今後も町の公共施設、あるいはできる限り町の木材を使用したいというふうに考えておるところでございます。大津町に家を建てる人や、企業も大津町の木材を使用していただきたいと思っております。そのためには、質の良い木材の安定供給が不可欠となりますので、これも先ほど出ました森林認証を取得する計画でございます。既に森林組合が市場製材工場段階の流通の認証を取得しておりますので、森林認証取得後に大津町の認証木材とし

で流通することになります。自信を持って大津町産の木材を使ってくださいと言えるようになるのではないかと思います。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 1点だけお尋ねしたいと思います。今回の大震災で東北地方のほうで、また関東地方のほうで、学校が壊れた所がたくさんあります。私たちは大津小学校の分離校の問題で、学校の視察に東北地方に何回か行かせていただいたことを覚えております。その学校が仙台でございますので、どうなっているのかというのは、まだ確認はできておりませんが、たくさんの学校が壊れたことはニュース等で知っているわけでございますが、先ほどから出ています大津小学校の分離校に大津町の木材を使う、大体3千万円ぐらいだと思いますけれども、こういう大津町の木材を東北のほうで学校を新築したいという話があったときに提供する考えがあるかどうか、3千万円ですので、例えば3校分おくっても1億円です。そういうことが大津町として考えていかれるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津の木材の活用でございますけれども、それについてはまた県や国とも何らかの補助事業をいただかないと、我々もいきなり出すということになるといかなものかというふうに思っておりますので、その辺は国・県との十分な連携をとりながら、大津の木材活用についてはしっかりとPRをさせていただきたいというふうには思っております。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 同じ日本の国土から生まれたスギ・ヒノキでございますので、国民として（つかい）あっていけたらなと思っております。

3問目の質問に移ります。更なる循環型社会の実現について質問いたします。循環型社会形成推進基本法によれば、循環型社会とは製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な事業が行われることが促進され及び循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。何かわかったような、わからんような文章ですけれども、要するに天然資源を無駄遣いせずに再生利用できるものは徹底的に再利用をしろという意味だと思います。環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。従来の大量生産、大量消費、大量廃棄に替わる今後目指すべき社会像と言われております。

さて、そういう観点に立ったときに大津町はごみ回収の実態はどうかについてお尋ねいたします。大津町はごみカレンダーによって管理されています。曜日ごとに生ごみ、不燃物、資源ごみ、プラスチック類と振り分けられています。その中で、大津町は循環型社会化が進んでいると言える状況であるかどうか。生ゴミが減量の方向へ進んでいるか、資源物がきちんと分別されて、再利用の方向へ進んでいるかなど、大津町のごみ回収の実態をお示しいただきたいと思っております。

次に、大人への環境教育についてお尋ねいたします。

環境教育という幅は広いと思いますが、ここでは循環型社会形成という観点からお尋ねいたします。

今、大津南小学校に代表されるように子どもたちへの環境教育は大変進んでいると思います。ところが、現実を目を向けると町中ごみだらけ、資源ごみの再利用化もあまり進んでいない。森林地帯への不法投棄は後は絶たない。せっかく小学校で環境教育を受けた子どもたちが成年になると、空き缶を車からほうり投げ、たばこは窓からポイ捨て、コンビニや信号で止まったら、その場に運転席から灰皿をひっくり返す。さらに、大人になったら今までの大人と同じことを繰り返すという状況であります。結局、生まれた時から骨身というか、血肉にしみ込ませないと身についていけない。それぞれの家庭の中で生まれた時から当たり前のように循環型社会づくりを教えていく、そのためにはまず大人への環境教育が必要となります。

熊本市では「エコツアー」なるものを実施しています。年間500人以上の人が応募しています。今、その人たちが核になってごみ処理の分別化が進んでいます。大津町で進めていく考えはないかお尋ねいたします。

次に、環境保全課の人員体制についてお尋ねいたします。現在、環境保全課が所管する仕事は多岐にわたっています。生活ごみに関すること、し尿処理に関すること、犬猫に関すること、河川の汚染やにおいに関すること、環境の森に関すること、工業用水に関すること、不法投棄に関すること、その他犬猫の死骸処理から蜂の巣の処理など、他の部課では扱わないものがすべて環境保全課へときていくというのが実態ではないかと思えます。今、環境問題は社会的に大きく取り上げられ、再認識されつつあります。大津町も瀬田裏原野への産業廃棄物の不法投棄事件があり、どこの自治体よりも敏感でなければならないと思っています。大津町は過去取得していた環境ISO14001も返上しています。大津町には多くの企業があります。畜産農家があります。広大な森林があります。河川があります。商店街や飲食業があります。住宅地があります。この大津町にあつて広範多岐にわたる環境問題をすべてやりこなしていける体制にあるかどうかお尋ねいたします。

結局、環境、環境と言ってもできるところまでやっていけばいいんだと、それ以上どぎゃんすつかと、そのような考えはないかお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の循環型環境問題に対するごみの取り扱いについてでございますけれども、これにつきましては、今回大体大津町のごみについては、燃やすごみが大体8割以上を占めておるような状況でございます、残りが自然ごみというような形で処理させていただいております。自然ごみ関連等についても、2市2町でつくっております環境保全組合のほうへ持ち込んでいただいておりますけれども、これにつきましては金額的にも鉄くずとかいろんなもの合わせますと、現在状況が状況でございますので、大変高く売れておるということで、全体で1千200万円以上の金額が上がっておると聞いておりますが、大津町におきまして一緒になりまして進めておりますけれども、今回、容器包装リサイクル法が制定されますことによって、プラスチック関連等の分別の収集について、本年の4月からスタートすることになっております。もちろんプラスチックだけではなく、一般

ごみの事業系のごみにつきまして、紙類につきまして東部清掃工場の焼却場での処分を禁止するというような方向でやっておりますので、自然ごみのほうへ回していただくというような形をとらせていただいておりますので、大津町についてもそのように取り組みをさせていただいております。もちろんこの2市2町関連等につきましてもしっかりとごみの再資源化とか、ごみの減量化についてやらせていただいております。その中で大津町についてもこのところ、減量化については住民の皆さんのご理解とご協力によりまして、増加の傾向にはなっておりませんし、減少の傾向にあるというふうの結果が出てきております。そういう意味におきまして、今後についてもしっかりとごみの減量化については、どういう形でやっていくかと、今現在やっている我々の町からの補助事業関連がございますので、そういうような事業関連等の補助をしっかりとどのようにやっていくかをまた検討しなくてはならない。しかし、やっぱり一番大切なのは、今、子ども会関連等で各種団体が一生懸命やっておられるその辺の住民のその力によりまして、やれるものを我々としては大津町も「水・水」というボランティアの制度もございますし、あるいは集める中での支援助成というのものも、今後しっかりと検討していく必要があるというふうに思っております。その支援事業よりもごみ焼却処分のほうが高くついておるような今の現状でございますので、支援関係をしっかりとりながら減量に努めていくというふうに基本的に考えておりますので、住民の皆さんの今後の子ども会をはじめとする、あるいは南小とか、あるいは商工婦人部とか、あるいは各種団体の方やっておられます、その輪を広めるためにはどうするかということは今後とも検討しながら住民の力によって減らしていきたい。そういうごみ減量の認識を広めるためにも、ごみ環境循環型社会についての講習をしっかりとやっていかなくちやならないというふうに思っております。それにおきまして、親の教育については、そういう意味において子ども会を通したり、ある老人会、いろんな形の中で今後ともしっかりとご協力をお願いしていくというようなことをとっていきたいというふうに思っております。職員については、議員おっしゃるよう大変あそこは現場のほうでやっていく仕事が多くて、そしてまた公害の関連の苦情関係等も出てきておりますし、大変がご迷惑を住民の皆さんの窓口での対応もただ十分なサービスができてないかと思っておりますけれども、電話の番とかいろんな形については、隣の課の職員がフォローをしておるような状況でございます。あとの人員についても今頑張ってくださいしておりますけれども、行革がらみの中で、今後とも検討をしていく方向になるかと思っておりますけれども、現状のところ頑張ってくださいいただければというふうに思っております。内容について、また詳しいことについては、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 月尾議員の質問の家庭ごみの回収実績についてご説明申し上げます。平成21年度の実績をもとに説明いたします。まず全体の回収量ですが、5千726トンで、これは町民1人当たり換算しますと184キロとなっております。内訳としまして、燃やすごみの回収量が4千966トンで全体の86.7%となっております。生ごみにつきましては、生ごみとその他の燃やすごみを同じ袋で回収してございまして、回収後はそのまま焼却処分されますので、生ごみだけの回収量を正確には把握できておりません。一般的に燃やすごみの3割程度が生ごみであると言われておりま

す。これを計算しますと、ごみ全体の26%程度が生ごみであると推察されます。

次に、資源ごみですけれども、回収量は610トンで全体の中の10.7%となっております。内訳といたしましては、一番回収量が多いのが空き缶、空き瓶で、次に回収量が多いのが廃プラスチック類、以下、新聞、折り込みチラシ、布類、段ボール、牛乳パック、ペットボトル、白色トレイ、発泡スチロールの順となっております。

次に、不燃、埋め立てごみですけれども、回収量が全体で約145トンでごみ全体の2.5%となっており、乾電池と蛍光灯の回収量が約5トンで、ごみ全体の0.1%となっております。以上が、平成21年度の回収実績ですけれども、燃やすごみが非常に多いというのが現状です。また、ごみの量は重さで表しますが、先ほど申しましたように燃やすごみの3割程度が水分を含んだ重たい生ごみであることも一因となっております。また、燃やすごみの中には資源物となる紙や布類、プラスチック類が含まれている場合も見受けられますので、今後は更に分別の啓発を徹底していく必要があると考えております。資源物につきましては、ごみ全体の1割程度と少ない状況ですが、これは自治会や子ども会など町に登録いただいております再生資源集団回収団体の皆さんに資源物の集団回収に取り組んでいただいていることが大きな理由になります。平成21年度の実績では、67団体により533トンの資源物を回収されています。回収された資源物は菊池環境保全組合で処分を行いませんので、組合の負担金はその分安くなります。平成21年度では、約1千500万円程度の負担金が軽減されたことになり、リサイクルの推進とあわせて町の負担軽減にも大きく貢献していただいているところです。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 大人への環境教育の件ですけれども、昨年石坂グループと日本製紙が3：7の割合で熊本新港の所にエコポート九州という会社をつくられました。先日、私は行ってきまして社長といろいろお話をしてきたんですけれども、現在たくさんの見学客があると、遠くはインドからも韓国からも、県内では山鹿市議会の委員会等も見に来ていただいていると、この社長が言われるのは、何しろ見ていただきたいと、しっかりどういうものだということをですね、理解をしていただいて輪を広げていただきたいということを必死におっしゃっていました。ここは、今まで北九州に持っていったプラスチックごみをここに持ち込みまして再生をしている。例えば、ハンガーをつくったりとか、そういうものにつくり変えていくという。それから木材チップですね、今ストーブなんかにも使われておりますけれども、そういうものとか機密文書を新聞紙とか再生紙とかにつくり変えていくと、そういうことを中心にやられている会社です。

ぜひ、近くでもありますし、こういうものを見ていきたいと、今、町長がお話があったように60団体の資源回収大体が大津町にありますけれども、その人たちにまず見ていただきたいなと思いますし、ほかのいろんな教育関係とか環境関係とかの人たちにですね、こういうものを見ていただきたい。また、小学校の今水俣に行っている研修もですね、こういうところもひとつ研修先に加えていただければなというふうに思っております。それについてお尋ねいたしたいと思います。

それから、人員体制の件ですけれども、大津町は現在3名です。菊陽町は5名です。菊池市は10

名です。菊陽町と大津町の面積を比べると約3倍ぐらいはあると思います。また、森林も広くあります。真木から二重峠に行く菊池赤水線ですか、これを通りますといたる所に不法投棄のものがありません。これは大津町だろうかと本当にもう唖然とするぐらいあります。そういうものを管理していく上で、本当に3名で電話番号ぐらいをしていて、それで済むと思っていらっしゃるのかどうか、この2点について、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 親の教育とともに大人の教育ということで、まずは見るのが一番ということで、議員おっしゃるようにエコポート九州関係でもいろいろと研究されておられて、そういう材料で家庭の暖房機とか、いろいろなものをつくっておられますけれども、なかなか金額的にまだまだ高こうございまして、しかし議員おっしゃるように、このような形の流れで環境のごみの活用、循環型になっておるということは確かに必要だというふうに思います。今、住民の皆さんがしっかりご協力しておられますので、そういう団体の方々をまず研修にでも行って見ていただくようなことについて、今後また検討をさせていただきたいというふうに思っております。

職員の問題ございしますが、本当によく頑張っておると私も思っておりますけれども、今いっておる中で言われるように、民間であるいはそれなりの方、例えば団体とかそういう「水・水」もあるし、あるいはそういう形の方で動いていただく、町としても軽トラを用意しておりますので、自由に使っていただくということも考えておりますので、職員が多くの仕事をもっておる役場職員でございますので、職員だけではやっぱりできていかない、そういう意味においても共同の参加をお願いしながら、そして職員でなくても、あるいは民間の人でできるもの、あるいは委託的なことで委託業者のほうである程度できるものというものをしっかりと今後検討しながら職員の利活用をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時20分より開会いたします。

午前11時10分 休憩

△

午前11時21分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

一般質問に先立ちまして、3月11日に発生いたしました東北地方の太平洋沖地震により、多くの方々の尊い命が失われたことに深い哀悼の意をささげます。そしてまた、同時に被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。そして皆様方の安全と被害が最小にとどめられますこと、そして1日も早い復興をご祈念申し上げます。また、福島原発問題が沈静化していませんので、何とも言えませんが、日本国内、これは日本は世界とつながっておりますので経済的な打撃、これは相当な

ものがあると考えております。

まず、東北地方は日本のものづくりの重要な拠点であったということでもあります。ここが打撃を受けたことによりまして、日本の主要な大企業の工場の操業が止まっております。例えば、我が町の本田技研工業様、そしてTOYOTAや、大手電機SONY、いろんな工場がたくさんありまして、これらが全く動けない状況になりました。ここでつくられた部品がほかの工場で製品をつくるために使われたりしておりますので、この打撃の余波はですね、相当なものに上がるものと考えられます。これに加えて、停電によって首都圏にある工場も操業がままならないということでもあります。部品もない、電気も安定しない、さらには広告も打てない、買い換えに対応するための売り出しもできません。つまり、物が全く売れない状況になる可能性さえ出ております。消費はかなり冷え込んでおります。部品につきましては、メーカーの努力によって代替部品あたりで間に合わせるというような方策がとられているとお聞きします。今、テレビを点けますれば広告ですね、AC広告機構ですか、あれば流れております。テレビ局も大企業も批判を恐れて、そういった広告を打てない状況だとお聞きしております。こうなると問題なのは、企業が耐えられなくなりまして、大量の解雇が発生する可能性さえあるということです。その解雇が進めば更に消費は冷え込みます。日本の経済がデフレで景気が下向きだったところに、この震災でありますから希望が見えないときに更なる赤字国債を発行しても人は動かないだろうと考えられます。更に言えば、この赤字国債は誰が受け手になるのか、買うのかという問題もあります。復興のために国債を発行するのか、それとも最近また出てきました復興のための新たな税を設けるという考え方も出てきております。今回の地震は、阪神淡路大震災のときの倍以上の規模とお聞きし、そしてまた面積も広範囲に及んでいるために社会資本の整備あたりだけでも20兆円は下らないだろうという話さえ出ている次第であります。

問題は山積みではありますが、その中でも今回質問を最初にいたしますのは、この町長が1年間の自分の市政の姿勢だよという形で、毎年3月定例議会において施政方針、そして今回は新興総合計画の後期計画も新たに提案されております。この施政方針は、全体に及んでおりますので、その中を詳細に書いてあるのが、振興総合計画ではなかろうかと思えます。この施政方針の中でも、今回は私は農業問題について取り上げたいと思えます。それは、太平洋連携協定TPPの参加問題について国が揺れているからであります。今回の施政方針、お聞きしますれば、このTPPどこ吹く風のごとく、それについて述べられたことはありませんでした。TPPについては、いろんな話がありまして政府あたりの公表した試算が、例えば国内総生産GDPを7兆円増やすとか、農水省は逆に農業に4兆円GDPに8兆円の打撃となるというふうで皆様、町長知ってのとおりそれこそ無責任なお役所仕事と言わざるを得ないと、はっきりした公式の数字、おおよその日本のこれからの取り組みがどれを信じていいかわからないという状況であります。しかしながら、大津町は大津町できちんと農業政策を進めていかなければならないと考えます。

今回、この農業問題をやるにあたって最近のこの農業について新聞で見受けました。全国農業協同組合中央会、JA全中が水田経営の大規模化を柱にした国内農業の強化策を提案しまして、現在の1農家あたりの耕作面積の約10倍以上に当たる平均20～30ヘクタールの水田を集約することが適

当と明記してきたことです。これはこのJA全中がこういったことを発表するというのは、非常に注目していいのか、それとも今までやれたのにやらなかったのか、いろんなことが考えられます。しかしながら、今回やはり経済のグローバル化を考えたときには、何らかの行動を起こさなくてはならないという姿勢がこれには表れていると思います。ということで、私は農業を取り巻く環境が現在高齢化、農家戸数の減少、耕作放棄地の増大など生産力の弱体化が進みまして、年々厳しさを増しているということを通告に示しました。平成25年度完了予定の迫井手地区圃場整備事業や、今後の基盤整備はTPP問題を機にこのJA全中が発表した水田経営の大規模化を柱にした国内農業の体質強化策、これと我が町の農業政策は同調しているか。私は、ここは注目すべき点だろうと考えております。今までの農業、かなり高度化されてきた点もあるかもしれませんが、その今までの農業の既成概念を全くくつがえすような規模であります。そういったものをこのJAが打ち出してきたということであり、ということは、このJAの方策というのがかなり今後影響をこの日本の農業に与えるものと私は考えております。ですから、せっかく今まで圃場整備をしたにもかかわらず、更なるそういった農地の集約、そしてまた整備のあり方が問われることになりはしないかと、現在進行形で行われている圃場整備事業も方向転換を求められる可能性さえ出てきたと私は考えております。ですから、そういうことを考えますれば、町長に対しましては何らかのそういったものに対して方策を示していただきたかったというものであります。私は、国の生命線は食糧問題だとやはり思っております。食糧問題が悪化した国というものは必ずといっていいほど暴動が起きております。食べ物がなくなったならば、必ず暴動は起きます。いろんな世界的な天候不順、いろんなものに農業はさらされます。ですから、そういったものを見越した町の方針、そして施策が求められていると思います。私は、農業従事者ではありませんので、農業のことは詳しくはわかりません。しかしながら、町長に示していただきたい姿勢というものがあります。それは、TPP問題がどうであれ食料自給は国の自主権によって守られるものでありまして、我が町農業は必ず守ってみせるといような気概が今町長には求められていると私は考えます。ですから、この1番目の問題は、きちんと戦略的に農業を考えられて基盤整備に当たらないと中途半端な理解で進められたならば、更なる税金投入が必要になってくると思います。ですから、今後を見越した明確な理由を示していただきたい。今のままでいいのか、それとも我が町はほかの自治体に先駆けて進んだそういった農業経営に取り組むというような姿勢が必要ではないかと私は考えますので、町長にこの点について質問をいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 振興計画に基づく大津町の農業政策についてのご質問でございます。おっしゃるように今まで大津町については圃場整備、水田地域の圃場整備をはじめ、あるいは担い手関連等の集落営農組織関連等で今17ございます。そしてまた、大型機械化とかいろんな形の中で、そういう組織の中で現在まで歩んできております。もちろん、それでいいのかというわけではございませんので、今、国の示す方向の中で認定農業者というものをしっかりと教育しながら担い手育成に努めておるといような状況であります。もちろん大津町につきましても、そのような担い手の育成とともに集落関係の組織を法人化に進めていきたいというような形で、17の集落営農組織の協議会も今、立

ち上がって検討をされております。そういう中で、私たちは国の今やる、あるいは全農のやるそんな二重も三重もというようなことは、この地域では考えられない状況であります。もちろん大津町の農業、水田とそれに伴う畑作のからいもを特産とする、そしてまた根の物の野菜関係で今しっかりと営農を続けておられると、もちろん酪農関係もございますけれども、しかしそういうやり方の中でやっぱり農地の集約というものが必要になってきます。これについてはやっぱり農業経営の中でのコスト減というものと、議員がご心配されます高齢者、後継者の問題、そういうものを検討しますとどうしても営農できるような集約農地をつくらなくてはならないというようなことで、今、迫井手地区の圃場整備につきましては、やはり5反ものの圃場を計画をしながら進めさせていただいております。その圃場整備推進についても、いろんな課題事項がありますけれども、今あそこの中にある集落営農組織の中の二つの組織をやはり法人化組織にもっていきたいというふうに検討をしているところでもあります。ほかにもありますけれども、そういう組織づくりとともに大津町に合ったような農業をやっけていかなくちやならない。そのためには我々町の農業、今の状況がどうであるかというようなことを十分反省しながら、これでやっていけるというような我々は自信を持っているというか、農協さんともお話しする中で、やはり今のものをしっかりと推進をしていくもうかる農業、それは何であるかというような形になると、野菜関連を中心とした都市型の農業をしっかりとやっていく必要があるというふうに考えております。そういう意味におきまして、今後について営農関係の推進を進める中で矢護川関係についても圃場整備を今お願いをしているところでもあります。しかし、5反ものとかいろんなものを長方形のものにつくるのもどうかなというような形で、棚しきな圃場、長い長い長方形の、そしてその自然に合った景観を生かしながら、そしてあそこ矢護山とともに鞍岳、そしてあの木を植えておるすばらしい植栽の中での観光にも生きていけるような農業を進めていかなくちやならない。そういうことで、今後地元の皆さんともそういう形で十分説明をさせていただいておりますし、圃場の形についてもこういう形ではいかがかなというようなことで宿題というか、お話をさせていただければなというふうに思っております。というのは、迫井手地区については、たぶん非農用地をお願いして負担を減らすために工場誘致でもという考えでありますけれども、申しわけないけれども矢護川に工業用地というのはいかなものかというふうな思いがありますので、観光を生かしたそのような産業で土地利用ができればなというような、あの地域の全体を考えながら農業を進めておると、そういう意味においてあそこ水田の米も今、道の駅で2キロや5キロの袋で販売をされておるグループがありますので、そういうグループの皆さんの今後の活躍支援をしっかりと考えていかなくちやならないという思いもあります。そういう意味におきまして、今後の農業経営関連等については、TPPの問題もございますけれども、これについては国は日本の開国というような形で言われておりますけれども、まだまだそれに開国に見合うような農業の強い足腰が現在あるのかどうかというのも疑問に思っておりますので、今後国のそのような強い農業をつくる補助関連等の事業を見ながら、我々もそれにのっとりながら足腰の強いものをつくっていかなくちやならないというふうに思っております。地理的にはそのような状況の農業でございますので、今はしっかりと大津の特産、そういうものを生かし、そして近隣の土地の皆さん方に本当にいい品物であるというような新鮮な安全な安心農業につな

がっていけるよう、農協あるいは関係の皆さんとしっかりと取り組んでやっていきたいというふうに思っております。

全国の農業についてもいろいろ言われておりますけれども、もしよければ担当部長のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 町長の答弁をいただきまして、町長いわく観光や、工業地帯というのは非常に難しいだろうと、観光とかそういったものに組み合わせたらどうかと、先ほど一般質問でもありましたけれども、そういった形で組み合わせることができて活性化につながれば、これに越したことはありません。それは町独自の農業のあり方というのが新たなるものとして形として、大津町発のそういった取り組みというのを考えることは、これは想像力の世界ですから町長の特性として、それはリーダーとしてですね、そういったものは進めていただきたいと思います。私は、この食糧自給率、TPPよりも私はこれを絶対死守せんといかんと思ってるわけです。そのときにですね、考えるのがやっぱり給食ですね。私は、学校給食のことを考えたときに、いまだにパンと米のどっちが主食かというのは子どもたちはわかってないんじゃないですか。自分が小学校、中学生のときというのは、ずっとパンでした。ご飯というのはですね、ちょっとあまり覚えがないんですね。最近ではずっと増やしたということですが、私はこの農業問題を考えるときに全庁的に取り組むのであるならば、何でそういった小学校、中学校といったですね、義務教育の期間中に町の米を使わないのかというのがですね、一番こういった基本が抜けていると、そのあとの農業の施策もうまくいかないと思いますよ。ですから米のありがたみ、私はご飯のときに親から1粒も残すなといって育ちました。農家の方々が1年かかってつくったお米に対して失礼だというふうに教わっております。ですから、米に対する思いというのはあります。そして、自信を持って大津の米はおいしいと思います。ですから、そういった国がTPPを進めようが、どうしようがですね、高付加価値の農業生産というのは世界ではもう有名です、日本というのは。ということは、大規模な水田経営とか、穀物というのは非常にこの山岳地帯が多い日本では難しいと言われておりますが、そういったものは日本人が最適地を探して若者が取り組む連中をやればいいんです。そして、世界各国で日本の農業を広める。ということは、やはりそういった若者を育てる土壌がこの町に必要なではないかなと思います。グローバル的に農業も考えなければ、TPPごときにですね、左右されとってはいかんと思います。隣の韓国あたりは、アメリカあたりとやっぱり組んでいるのは、米は例外です。いうならFTAだからです。2国間でやっているからです。TPPには手を挙げておりません。ですから、非常に戦略的なんですね。ここで国家的な話をしようと思っているわけではありませんが、わが自治体は有能なる町長の幹部をそろって我々の議員のいろんな政策立案を持ってよそよりも、よその自治体よりも進んだ農業、そういったものに取り組もうではありませんか。ですから、まずはそういった給食あたりを根本的に変える。そして意識を持たせるんです。子どもたちに強き意識を持って農業の大切さを知っていただくということで、私は今回はこの農業を私ははっきり言って農業をやったことありませんので、そこから先、深く広く言うことができないんですね。しかしながら、やっぱり心配だということです。農業自給率を壊してはいけ

ない、世界的な天候不順とかあった場合にやはり自国です。自国で自前で生産することがやっぱり必要だと思いますので、そういったことについての町長の思いというものがあれば、それを最後の質問にしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるとおりに、やはり子どもの時から米というものの文化歴史とか、そういうのをしっかりと教えておこなくちやならないんじゃないかなという思いはしております。昔よく言われますように、病気した時にはおかゆのほうがパンよりも元気が出るというようなことを親たちからよく言われております。そういう意味におきまして、米の役割、あるいは農業の役割、そういうものをしっかりと子どもたちに教える。そういう義務教育の中で農業についての勉強はございませんので、やはり体験農業というような形で我々も白川中流地区におきまして、収穫祭とかいろいろやらせていただいておりますけれども、そういう意味におきましてぜひ体験をしながら、そしてすばらしい農業であると、ただおっしゃるように昔からつくる農業でなく、今からのすごい技術力とか、皆さん勉強してやっておられるように、農業の一つ一つについてもしっかりと仲間が勉強しながら技術向上を努めていければなど、昨年お願いしております職員、経済産業省に行っておる新エネルギー課でバイオの担当を係長として今頑張っております。そういうのにおきまして、大体1年過ぎましたが、今後についても町の方向について検討をさせましょうというような渡辺課長のほうからお話を聞いておりますので、そういうバイオ関連等の農業関係も今後取り入れていくとか、企業誘致にもつながっていければなどということで、今後ともしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 1問目の質問にいたしましては、町長は結構冒険といいますか、新たなる取り組みというものはされる方だと私は思っておりますので、今まで3人の町長と議論しました。3人目の方ですけれども、やっぱり自治体の代表者というのは石橋をたたきながら渡るのが、それは一番最前だと思います。しかしながら、そういったやっぱり野心ではないですけれども、我が町でこそできるというものをしっかり精査してですね、できることをやっていただき、世界に冠たる大津町になってほしいなと思います。

次に移ります。2点目は、グローバルな視点での人権とはということで質問をしております。人権に対するいろんな町の取り組み、人権のまちづくりや男女共同参画都市宣言という形で最近ではなされました。また、その宣言の中にはやはり定義づけられた文言がずらっと並んでおりました。それを私は否定するつもりはありません。しかしながら、非常にその宣言というものは広義であって重要ではありますけれども、果たしてその理解だけで、世の中は動いているのかなど、私は1問目の質問で経済の話をしました。経済の話というものはもう世界がグローバル化しているから、世界の方たちと対峙して、我が日本が勝ち抜いていかなければならないと考えるからであります。この人権につきましてもいろんな国があって、いろんな人々の考え方、そういったものに今から先、今までよりももっともっとこれからが多く接すると、そういうふうに私は思うんです。ですから、男女共同参画都市宣

言あたりを見てもみすれば、これ批判ではないですけども、古き良き時代みたいな感じがしまして、新しい取り組みではない、今まで言い尽くされてきたものを集約して、そこに定義化したような感じが私はします。

私は、そういったものに、人権に対してたしかにあるべきだと思いますけれども、そういったときにですね、純粋無垢な気持ちでアメリカに交換留学として行った服部くんの射殺事件というのをどうしても思いだしてしまうんです。あれは日本人のいいところを持っていったら、その世界では通用しなかったんじゃないかなというふうに考えたりもします。その痛ましい事件というものを、私は風化させてはいけないと、我々黄色人種と言われます。白人、黒人いろんな方々がおられます。それはひとつの一種のより分けです。しかしながら皆人間です。いろんな視点で考えなければ、私はこれから先この世の中を生きていく上で支障が生じないかなと思う部分であります。あの人権教育について、私が思うのはその人権教育というものがですね、自己を守る担保にはなり得ないと思うからです。全体の中の一部だと私は感じるんです。やっぱり犯罪がなければ警察も刑務所も何もいらんわけですけども実際あります。どこの国にもあります。私が今まで一番感じるのは、今まで読んだ経済本やいろんな本の中で感じたのは、どこの国に行ってもいい人半分、悪い人半分と考えなさいというのを、私はどちらかというところを信じているんですよ、疑ってばかりもいません、かといって信じてばかりもいません。そこには、自分の経験や勉強によって判断する能力が必要だと考えるからです。ですから、人権教育がすべてだというのは、言ってらっしゃらないかもしれないけれども、そういうふうにとらえられるんですね。ですから、自己防衛もしなければならぬ。そういったものをですね、人権の中にも同時進行で進めていかないと、そういった事件に巻き込まれたり、さらされたりするというふうに思うわけです。ですからこの質問は、今の人権のそういった取り組み、人権に対する取り組みですね、これというものは今後どの方向に向かうんだろうかなと、この都市宣言をしたから、100のうち80ぐらいは結構できたねと、あとは結果だねとかいうんでしょうか。それとも、まだまだ果てしない、いろんな状況が考えられ、まだまだより良きものにつくり上げていく必要があると感じておられるのかどうかですね、ここにはやはりリーダーである町長、教育長という形にこの点について質問をしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 失礼いたします。永田議員のご質問にお答えいたします。グローバルな視点での人権とは、というご質問でございます。先ほど議員みずからおっしゃいましたように、今や社会情勢は国際化を加速させています。諸外国の事情や世界の動向を見極めていかなければ政治も経済も立ちゆかなくなり、教育・文化・スポーツ等も世界に伍していけなくなると思います。このように、グローバル化した時代においては、自己や自国への誇りを持つとともに、他国を理解し尊重することが重要であると考えます。世界各国を駆けめぐり、それぞれの国での体験を通して、兼高かおるさんは「世界はみんな同じではなく違う者同士の集まりだ。その違いを知り、違いを尊重することが重要だ」と言っています。この言葉に私は納得させられます。それぞれの国には特有の歴史や文化があり、それらを踏まえた国民生活、生活習慣、そして国民感情があります。それらを理解し、認めることが

その国の人々を尊重する土台となることを認識しておかなければならないと思います。もちろんその前に、自国の歴史や文化も理解していなければ相互理解をはかることは難しいと思います。ただ、相互理解だけで人権が守られるかと言えば万全ではないと思います。議員ご指摘のとおり純真な理解だけで世界各国の人々と接するには余りに危険であると述べられていますように、不安があります。それは、相手次第で状況が変わることがあるからです。もし相手が人権意識の低い人だったり、または経済的あるいは精神的に追い詰められていたり、規範意識が低かったりした場合は、こちらに落ち度がなくても人権や生命を脅かされる危険性は十分にあり得ることだからです。

そこで、自他の尊重の意識を高めることと併せて、すべての教育活動を通して科学的、合理的判断力、洞察力、危険予知能力、危険回避能力などを身につけておく必要があると考えています。これらは、外国人に対してのみ必要ということではなく、すべての人に対して通じることだと思います。

ところで、このたびの東日本大震災は想像を絶する甚大な被害をもたらし、本当に胸を痛めます。悲しみの中に一筋の光を見つけたのは、国内はもとより世界の多くの国々からの救助隊派遣や支援金や支援物資が届けられていることであり、「日本頑張れ」の激励の声が寄せられていることでもあります。外交で対立している中国やロシアからも積極的な支援があつています。これらは人道上見捨ててはおけないという心情の高まりであり、人命尊重の意識が高度化されたものであると思います。真の平和や幸福の希求は、人類共通の課題です。その実現の基盤には、世界中のすべての人々の人権が尊重され尊重する意識と、それに基づく行動が必要であります。21世紀は、人権の世紀の言われるゆえんはそこにあると私は思っております。そのことを再認識し、人権教育の充実・推進にさらに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の人権問題につきまして、今まで解放同盟をはじめとする皆さんによりまして、それなりの人権についての問題についての課題は大分できてきておるというふうに思っております。しかし、そのような特定の横断的な教育は、今まで進められてきておりましたけれども、今後についてはやっぱりすべての人がかかわりある人権問題をやっていかなくちやならないというふうに思っております。これからも、高齢者、あるいは子どもたちの虐待をはじめとするいろんな課題事項が今後も起きてくることは間違いないというふうに思っております。そういうふうに議員心配されるように、このように経済状況関連等になってまいりますと、なかなか人の粗を探すとというか、そういうようなことで人を助けるとするか、自分が何をしてくれるかというのが薄れてきはしないかなという思いがしますけれども、今回の東北の問題につきましては、本当に日本人の人権に対する思いとか、そういうものをじかに感じておるところでもあります。もちろんリビア関係のあの中東、あるいはそちらのほうの政権の中で、人権がどうであったかなというような疑問もあります。ある政治家が同じ住民に対して、国民に対して銃を向けるというようなことで、今欧州や米国のほうでもそれを防ごうと頑張っておられますけれども、しかしやはりそこにはすばらしい人権意識をしっかりと持っておれば解決できる問題じゃないかなというような思いをしております。人権のまちづくりについては、今後ともしっかりとやりながら住民の皆さんとともに困った人を助けるとするか、困った

人のためにやっていけるような大津町の町民であってほしいというような思いで我々が率先して、今後とも教育実践をやっつけていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度、教育長に質問いたします。教育長の答弁の中で兼高かおるさんの話が出ました。私も小さい時に「兼高かおるの世界の旅」ですか、楽しみでした。そして、いろんな国に回って兼高さん毅然とした態度、やさしい態度、いろんなものを見て日本の誇れる女性像というものを私は見てたのかもしれませんが。その方が、今言われたようにいろんな違いがあつての集合が地球なんだということの理解を示されたらと、それに教育長も共鳴をしておられるし、それを否定するものではないということは確かに立派なその解釈だろうと思います。しかしながら、その中で今度の東日本の災害のことも出されました。そして、この中で目指すのはやはりこの国の形としての統制ができなく、民主党政権の残念ながら指導力不足、そういったときに危機管理体制に対応する能力が欠如しているということを皆さんが新聞報道等テレビあたりでわかるわけです。そして、どうもいかん、自民党さん協力してもらえんかというふうな形をしたならば、ああいった災害にもかかわらず、いやそれはできないと、自民党側は谷垣総裁は蹴るわけです。いまだに政争のごとされている。これこそ人権無視もいいところですよ、選挙前ですから、私は民主党でも自民党でも何でもありませんから言えるわけですが、そういったですね、多くの死者が出て、そういった時でもこの有り様なんです。ですから政治家というものは、よほど姿勢を正さないとなんか政治不信は募るばかりだと思いますし、それこそ最大の人権無視だと思います。再度質問したいのはですね、やっぱりここでも出しました日本人留学生射殺事件というものを改めて検証したときにですよ、このときには銃社会の問題というものもありました。しかしながら、こういうふうな事件に至ってその後の裁判の経過、その後の経緯というものを見てみますれば、殺人罪というものを日本の刑法を当てはめて起訴したわけですが、そのアメリカのバトンルーージュ郡という地方裁判所の陪審員ですね。向こうは陪審員が白人10名、黒人2人、これですよ、何と私が歯がゆいのは全員一致で無罪の評決を下しているんですね、無罪なんです。ですから、このとき思い出されるのがこういったところではですね、私も少々うろ覚えかもしれませんが、確か10数メートルに知らない人が近づいてきたら構えなさいと、そして8メートルとか7メートルとかになったときには逃げなさいと、親は教えるそうです。じゃないと自分が自己防衛できないと教えるそうです。だって子どもたちの横にずっと親がついているわけではありません。ですから最近ではですよ、3歳児が連れ去られて殺されたというような痛ましい事件もありました。それだけあの事件をとりましても平和に慣れた日本のそういったすきが生まれたのではないかなと私は感じるわけです。ですから、教育にもそういったこの人権教育をする場合には、同時進行として自己防衛的なものも含めていかないと、私は理解が子どもたちが解釈できないのかなと、私も50過ぎましたのでいろんなことを体験して、ここは危険だなとかいうような判断というものはどうにかできるふうにはなったかなと思います。ですから、人権を教育をするときには、そういった自己防衛も教えないではならないし、最近では教育長も見られたかどうか知りませんが、「JUSTICE」、書店では多く並んでいます。ハーバード大学のマイケル・サンデル教授というものが「白熱教室」という

ものがやりました、これが映像でNHKとかでも出ました。全部録画してですね、まだ半分しか見ていませんけれども、ここでは正義とは何だと、公正とは何だというものを教えるわけです。ですから、すべてひっくり返したものはこの「JUSTICE」という形で世の中全体的なものというものを教えていってる。ですから、半分しか見ていませんけれども、非常にハーバード大学の学生たちが議論をして、それにまた教授が問いかけて、そしてそこに公正さはあるのかと、人間として尊重はあるのかと、正義はどこにあるのかというようなものを問いかけていくわけです。ですから、人権といったところに求めたいのは、そういった人権というものの一つではなくて、全体的な人としての姿勢ですね、これが本当のその人の中心である正義感や公正、道徳そういったものにつながるのではないかなと、ですからあまり目立ってこの男女共同参画社会宣言とか、そういったものが間違いではないけれども、それこそどなたか言いました真実にはちょっと遠いのではないかなと思う部分です。ですから、その教育にですね、義務教育に最低でもそういった同時進行で、自己防衛なり正義なり公正なり道徳なりというものをきちんと教えていかないと偏ってしまうのではないかなということです。そして、総合的な判断ができるような大人になってほしいと思います。

ですから、このところの現在での取り組み、そしてまたこの議論によって今、教育長が感じられたことを私見でもいいですから、あったならばそのことを求めたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。本当に議員が触れられましたように、アメリカで犠牲になられた服部さん、本当に今も当時の報道等、お話聞く中で生々しく思いだしたところでございます。あの事件も結局は、日本とアメリカの文化の違いが現れてあのような無罪判決に至ったのではないかなという思いがしております。ちょうどあれはハロウインの日でしたよね。仮装して玄関に出たところ男性がいたと、「フリーズ」言ったと、「フリーズ」だったと思います。（「そうです」と呼ぶ者あり）「フリーズ」というのは、静止、止まれということなのに服部さんは、それをとらえ違いをしてくるんですね、そこで静止しないで、来訪者のほうに近づいていったわけですよね。そこで先ほど言われましたように、アメリカは銃社会ですから、護身用、自分を守るためには銃を使ってもよいというそういう文化がありますので、それで自分を守るために服部君に銃を向けたということで、結局陪審員が無罪という評決をしたことにつながったんだろうというふうに思います。

日本は、銃社会ではありませんので、銃が多分、服部さん自身もですね、アメリカ社会の銃社会の持つ意味とか、危険性とかそういうものがどれほど認識されていたのかということと、一つにはまた「フリーズ」を取り違えたところの言葉の違い、言語能力、そういったところも絡んでくるのではないかなというふうに思います。もろもろ考えますと、やはり日本の国との自分の行った先の国の違いをですね、やっぱりある程度、深くはなかなか理解していくというのは難しいかもしれませんが、基本的なことについては、やっぱり理解した上で他国に行かないと、何も文化を知らないでいきますとですね、自分の発した言葉が相手を傷つけたり、自分のとった行動が取り違えられたりして、自分の命を危うくしたり、また逆に自分が相手の人権を侵すような行為をしてしまうことにもつながるのではないかなというふうに思いますので、文化の違いを知っておくということ、これはとても大

切なことだというふうに思います。兼高さんがおっしゃいますように自分の国とは違うんだと、違うところが多いんだ、共通点ももちろんあるでしょうけれども、違いがあるということをしっかり認識しなければならないということ、これはやっぱり教育の中でも指導していかなければならないところだと思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり他国の文化の違いを知るのと同時にやっぱり自国の文化、自分の国の文化というものを日本人としての文化というものをしっかりやっぱり認識しておかなければですね、他国の文化を知る努力もなかなか力が入らないんじゃないかというふうに思いますので、日本の文化の特色、良さ、そういったところもしっかり教育の中で徹底していかなければいけないことではないかなというふうに思います。ただ単にその違いを知っておれば自己防衛ができるか、危険回避ができるかという、それはノーと言わざるを得ません。それで現在も教育活動の中において、人権教育とのからみもおさえた上ですね、不審者対応、できるならば人は信じて生きていきたいわけですが、こちらでも信じて裏切る人もたくさんおりますので、やはり危険に自分の身をさらさないために、自分の身を守るために心得ておかなければいけないことはあります。

小学校の場合ですと、わかりやすく覚えやすいようにということで「いかのおすし」という言葉で指導している部分がございます。「いか」というのは、よく知らないのに声を掛けられたからということについていけないということです。「の」というのは、1人で歩いているときなんかですね、「あなた遠方まで歩いて行くんだったら、1人で歩いて行くんだったら危ないからこの車に乗りなさい」なんか言われたとき、乗らないということですね、知らない人には誘われても車なんかには乗らないということです。「お」はですね、危険を察知したら大声を出しなさいということです。危ないと思ったときには大声を出せということです。「す」は、すぐ逃げなさいと、危ないなと思ったらとにかくその場から離れて逃げなさいということです。「し」はとにかく周りの大人に知らせなさいと、そのことをです。そういうことを教えておりますし、また「CAPプログラム」といましてですね、砂川さんとおっしゃいますか、砂に川と書いて砂川(すながわ)真澄さんか、砂川(さがわ)真澄さんか、ちょっと本当の呼び名を忘れましたが、私も過去に大津小学校におりますときに、その方々に来ていただきまして、実際に自分が危険な目に遭いそうになるときにはどういう行動をとらなきゃならないのか、具体的な場面を想定してですね、直接子どもたちに行動させるような、そういうプログラムを実施しております。そういったもろもろの取り組みもやりながら、しかしやっぱり最終的には子どもたち自身がその場に直面したときに、これは科学的にまたは合理的に信じていいことなのか、これはおかしいことだから、この口に乗ったらいけないことなのか、まだ自分で判断つかないから相談しなければいけないことなのか、やっぱりそういう判断力がですね、しっかり身につけていくような子どもたちを今後も力を入れて育てていかなければいけないんじゃないかと考えております。以上です。

○議長(大田黒英生君) 永田和彦君。

○12番(永田和彦君) 教育長は、長年学校関係で校長先生もしてこられたので、総合的に理解されておられるというふうに感じました。

私が今回この射殺事件を出しましたのは、そのあとの経緯というものを特に注視したからでありま

す。無罪になったその後です。その後、陪審員がインタビューされた、そのとき陪審員の言葉の中から出た言葉がですね、外国人がアメリカの制度に口出すのが不快だったと、こういった国なんですね。こういった地域かもしれません。ですから、私はこのときにまだ覚えていますけれども、アメリカに対する文化の不快感というのが非常に深まりました。あこがれる点もたくさんある、しかしながら人権を考えたときに私が最終的に思った、今現時点で思っているその答えというものは、リーダーシップを持った人を育てるということですね。ですから、ハーバード大学、これは世界のトップになる人を育てるといいますけれども、その点です。リーダーというものは、すべてのものをきちんと判断できる能力を持つということですから、それは人権というものはごく一部分だということです。総合的な判断が求められるということですから、ですからリーダーを育てる教育、そういった形でぜひ今後とも教育長には励んでいただきたいとそういうふうに思います。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時20分から開会します。

午後0時21分 休憩

△

午後1時21分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご連絡いたします。手嶋靖隆君より早退の届け出がっておりますのでご連絡いたします。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問をいたします。まずは、このたびの東日本巨大地震の被災者の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。三陸海岸の釜石市、宮古市、大洗町はかつて行政視察でお世話になったところでもあります。あのときの穏やかな海岸が目には浮かびます。一日も早い復興を願ってやみません。また、大きな津波を受けて福島原子力発電所が危機に瀕しています。復旧を誤れば放射性物質が大量に拡散します。日本の命運がかかっております。関係者の最善の努力をお願いいたします。私たちもこの災害を機に一致団結して日本を復興させましょう。

さて、1問目に前回も少し触れましたが、臨時財政対策債という地方債についてであります。町の基準財政需要額よりも収入額の方が多い場合は交付税不交付団体となり、少ない場合はその少ない分を交付税交付金として支給されるわけですが、国の交付税特別会計の財源不足が発生しました。それを国債でまかなっていたのですが、その方式をやめ、地方交付税の原資が不足した場合には交付税が不足したまま地方公共団体に交付することにしました。不足する分は臨時財政対策債という地方債を発行しなさいと、後払いで翌年度からの交付税交付金に含めて支払うというのが臨時財政対策債であります。

総務省の高官の方は、国のお金が足りないのを地方自治体に自覚させるのに有効であると言っておりますが、その年度の発行額は、その後何年かの分割払いになるので、毎年発行すると残高は雪だるま式に増えることとなります。

1、平成23年度発行する7億円は、何年にわたって分割して国から支給されるのか。

2、平成22年度の残高は幾らになるのか。

3、現在の国の財政事情から見て、本当に今後分割して支払われると思うかお尋ねします。

1 問目の質問終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の財政についてのご心配のご質問でございますけれども、臨時財政対策債についてのお考えをご心配されております。我々も国の交付税不足分を臨時財政対策費で補っていることに対する思いでございますけれども、私どもも大変心配しているところでもあります。財政運営につきましても起債残高が増崇しないように注意をしているところではありますが、法人税収が大きく落ち込むなど、大変厳しい財政状況の中で住民生活に影響が出ないよう、福祉や教育など必要な事業の展開を行っていかねばならず、不足する財源を手当てとするためには、臨時財政対策債を借り入れているところでございます。当然、健全な財政運営に努めていかねばならないと考えております。二、三年前は交付団体というようなことで臨時財政、借りるということができないというか、これにつきましても借り入れても国がみってくれるかということは、みないというような状況でございますけれども、交付団体になればこのような基本的に国がみってくれるというようなことで、なるだけ臨時財政対策債を借りながら運営をしっかりやっていたほうが便利がいいなというふうに我々は思っておりますけれども、その内容につきましては担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 坂本議員の臨時財政対策債に対するご質問にお答えいたします。

質問の1番目、平成23年度に発行する分は何年にわたって支払われるのかということでございますが、これまで発行してまいりました臨時財政対策債の借入先は、国から借入先等を指定してまいっております。政府資金を原則としておりまして、財務省が管理しております財政等融資特別会計等から借り入れております。20年償還となっておりますので、これまで同様に20年にわたって支払っていくことになるかと思われま。

また、交付税につきましては、利本償還という手法を用いて20年にわたり処置される予定となっております。

質問の2番目になりますが、平成22年度末の残高は幾らかということでございますが、予算書の208ページに地方債に関する調書にも記載いたしておりますが、一般会計の起債残高総額は約105億円、うち臨時財政対策債が約34億円となる見込みであります。

質問の3番目、国の財政事情からみて本当に支給されるかどうかということでございますが、臨時財政対策債は地方財政法に基づく地方債の特例として起こす地方債であります。このように法律に定められた地方債でありますので、元利償還額につきましても法律に基づいて対応されるものと考えております。

また、臨時財政対策債は、質問の1番でもお答えいたしました、財務省が管理しております。財政投融资特別会計等から借り入れておりますので、もし国が交付税等で支給しないということになり

ますれば、逆に地方は国に対して借入金を返さないという事態も起こる可能性があるかと思います。基本的には、最後まで国が面倒見てくれるものと思っております。

ただ、臨時財政対策債は、実際に借り入れなくても発行可能額が全額国税に算入されることになっておりますので、借りるか借りないかは、あるいは発行額のうち幾ら借りるかということにつきましては、その年の財政事情や将来の財政運営というものを十分考慮して決めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 2 問目に入ります。大津町振興総合計画によれば、当町の人口は、平成30年に3万3千210人になると予想されております。昭和31年の町村合併以来、町の人口は減り続け、昭和40年代には1万5千人ほどになりましたが、本田技研の進出を契機に増加して、先月2月末で3万1千670名となっております。誘致企業が増えたのはもちろん、美咲野団地の開発も人口増の要因であると思えます。これは西岡元町長の実績であり、20年前の施策が今になって実を結んでいるわけでございます。それから、家入町長が進められた子育てにやさしいまちづくりも現在の人口増の要因の一つになっていると思えます。もし、これから人口が減少しだしたら既存の公共施設は余ることになります。残された借金は少ない人口で払わなければなりません。将来的にもっと人口を増やし続ける施策が必要だと思えます。将来の明日、あさってではなく10年先、20年先の人口をつくっていくそういう施策が必要だと思えますが、町長の考えをお伺いします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の人口に対する施設関係等の負担について、将来について禍根を残さないようなことをということで、大変ご心配をされておるようでございます。我々も今人口が議員おっしゃるように伸びてきておりますし、振興計画についても3万3千200人というような計画をさせていただいております。これにつきましては、5年計画でございますけれども、美咲野団地関係について、現在行われておる開発地域におきまして、学校建設の東側のほうにつきましてJRの持っている、JRと他2社の共同体の開発でございますけれども、これにつきましては、学校より西についてはもう住宅メーカーが買い取っております。東側については、今JRが開発しながら2年後には開発が終わりますので、住宅会社のほうで用地を確保してしまうというような状況でございますので、その多くの学校予定地だった所は民間の企業の関係で、今着々と東のほうとともに開発が進んでおりますけれども、この地域につきまして、議員がおっしゃるような開発要件も排水の問題、いろんな問題がありましたけれども、そういう開発条件も整備されておりますので、学校ができれば5年後には、あの地域はもう満杯になる可能性を見込んでおります。その見込む中で我々がやっぱり一番心配するのは、今学校をつくっておりますけれども、この人たち、若い人たちがどんどん子どもたくさん生んでいただいて5年先、10年は大丈夫だなと思えますけれども、やはり住宅地帯というのは今までの過去の実績というか、それを振り返ってみると20年、30年後には子どもたちというか世代交代というのが行われますので、減少するのはもう確かな状況というふうに思っております。もちろん、そのような状況で繰り返しの中ではありますけれども、大津町としましては、あの地域での学校建設に

については、今ぜひ必要な施設ということで作らせていただいております。

そういう、今後につきましては議員に心配されるように、人口は国民の人口も1億切るというような話もしておられます。しかし、我々大津町は今コンパクトなまちづくりを今やっております、本当に住んでよかったというようなまちづくりをみんなで今、力を合わせてやっておりますので、近隣の市町村の中で人口の減るというようなことについては、そう心配しなくてもいいような施策を今させていただいておりますので、先ほども申しましたように第1段階で大津町の周辺というか、中心街というか、そういうものをしっかり整備しながら商業・農業連携のもとにすばらしい郷土料理とかいろんなもので力強い町をつくっていかうというふうに今考えておりますので、そういう子育ての支援とか福祉あるいは医療の関係にもしっかり取り組みをさせていただくためには、先立つものは金でございますので、その金をどういただけるかというようなことで十分今町内の企業のみなさんとも状況を見ておりますけれども、これもこのような経済状況、そして東北の大震災をからんで景気が低下するというような状況はもう目に見えておるといような状況と、国からの交付税も今よりも厳しい配分になるというのは、もう我々としても見えてきておりますので、そういう意味におきまして住民の皆さんの知恵とともにしてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

そういう人口問題、政策につきましては、もう振興計画の後期計画の折にアンケート調査をやっております、そういう中におきまして現状維持及び現在の町民生活を優先と考えておられる方が大体調査の中で57%、半数以上を占めておるとい結果が出ておりますので、そういう意味におきましては、現在の状況をしっかりととらえながら、振興計画に基づきまして地域福祉や子育て支援の政策などソフト関係を今後ともしっかりととらえていきたいと考えておりますし、そのような中でのまちづくり交付金事業関連等についてもしっかりとやらせていただくということが大事ではないかなと思います。

今、郡部というか大津町の集落についてもやはり利便性というか、下水道関連等の整備をさせていただいておりますので、そういう意味におきまして高齢者の皆さんや、あるいは子どもさんたちが帰って来られるような状況になってくれればなというように、そういう形で集落の人口減にはしっかりと今後とも努めていかななくてはならないというふうに思っておりますので、生活環境整備を一番に考えながら、集落についてはある程度自給自足のできるような生活態勢をとっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今、町長の力強い言葉、大変うれしく思います。ひとつですね、我々の参考になるのがお隣の菊陽町でございまして、20年以上前から富永町長、今、菊陽町のほうでは表彰するというふうなことで、そういう話題があっているらしいんですが、富永町長は20年以上前に菊陽町単独5万人計画というのを立てていらっしゃいますね。そして、それを着々と実行されてきたということ、中身についてはここでは述べませんけれども、昨日家入町長も一緒だったんですが、大津・菊陽水道企業団の議会がありまして、これは給水人口の関係、これから大津・菊陽水道企業団が人口が増えるのか、減るのか、給水人口の問題があるから、私は両企業長、副企業長、つまりその菊陽町長、

後藤町長と大津の家入町長に人口問題で質問したわけでございます。今、大津町には今言ったようなのを平成30年にはというふうに掲げております。しかし、私たちは菊陽がどうなるかというのはわからない、そういうとき聞くのが一番いいだろうと思ひまして、後藤町長に「菊陽の10年先の人口はどういうふうに見てらっしゃいますか」というようなことを言ったら、10年後には菊陽町は4万7千人を予定していますと、こういう言葉でした。だから、これは先ほど私が言いました富永町長が5万人計画を立てられたこの延長線上にあるわけでございます。それが、あと10年後には多分完成するかしないかわかりませんが、近くまでいくだろうということで、ほかの菊陽の議員さんに聞きましたところ、4万7千はわからんけど、4万4、5千まではいくどなというふうな話でした。やっぱり人口が増えていきますと、その地域はやっぱり力強く発展するし、また町民も明るく力強くなってくるものだと私はそういうふうに思っております。

また、平成23年度にですね、大津町の投資的経費、これは投資ですから、投資的経費、新しい道路をつくったりするような投資的経費が予算全体に占める割合が確か15.5%と書いてあったと思うんですが、これがこれから人口がポンと増えていくと、この投資的経費を増やすことができる。これも必要だ、あれも必要だということで増やすことができるということは、そういう建設に携わる人たちも潤ってくると、だからこれが人口が増えていかないと投資的経費も増えないと、だから目標をある程度高く持って発展していく、国でいったら経済成長みたいなもんですね、やっぱり地方自治体においては人口が増えていかないといけません。先ほど町長の力強い言葉があったんですけども、私は大津町も将来的には単独で5万人を目指すような計画が必要ではないかと思うんですが、家入町長いかがですか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 菊陽の方につきましては、おっしゃるように「光の森」がまだまだ伸びるということで、やはりインフラ整備というか、区画整備事業が行われて、今どんどん発展しておるといいうか、住民の皆さんが住み込んでおられますけれども、あそこにも大きな土地を町も買っておられて、ここを総合的に何かやりたいということで菊陽町長も言っておられます。やはり大きくなればなるほど、それなりの施設というものが必要になってくるというか、住民の要望が出てくるんじゃないかなと思います。私個人としては、こういう先がみえないような状況でございますので、やはり共同でつくるまちとしてはやはり5万以下が一番ベターではないかなと、できればもう少し伸びて三万五、六千ぐらいのほう地域住民の皆さんとともに一緒になって元気な大津町をつくっていくためにはそれぞれの顔が見える、そんな町であるんじゃないかなと、しかしそれが一番望ましいというふうに私も思っておりますけれども、これは今後の住民の皆さんの意見をしっかり聞いていかなくちやならないんですけれども、やはり合併していない小さな五、六千の町でもやはり住民とともに手をつないで走っておられる元気な町もあると思えば、人口が多いのがどうかなというふうに思っておりますので、私としては住民とともに手を携え、顔が見える、そしてみんなで作っていくような、そんな町、それが大津町であってほしいなと、だから今、美咲野のことを言ったのは、あと四、五年でいっぱいになりますけれども、ほかのところを見ればやっぱりこの地域の町中の周辺がもうちょっと伸びるといいうよ

うな形で、心配したのは先ほど言ったように、集落の方の対策でございますけれども、大変ご心配されておりますけれども、できればそれぞれの地域の特徴を生かしたところでの生活が楽しくできるような幸せな生活ということは個人、我々、そして関係者、地域の皆さんと一体とみえるような高齢化社会でありますので、今後その高齢化社会に備えるためには三万五、六千人が一番ベターではないかなという個人的な思いをしておりますので、後期計画三万二千ちょっとでございますので、一番いいんじゃないかなというような思いをしております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本議員、もうちょっと大きい声で言ってください。傍聴の人がちょっと聞こえませんが、お願いします。

坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 隣の町が大きくなれば、当然その隣である大津町には影響があるわけでございまして、やはりですね、これをよく前から私は言ってるんですけども、やはり1万人も差がついてくると、警察とかいろんな公共施設が、九電とかですね、そういったものがあるいは学校もそうですね。そちらのほうに移動していく可能性が大きいと、そうすると確かに規模としては3万何千でもいいけれども、そういうのがだんだんなくなっていくと町民として誇りもなくなるんじゃないかと私は若干気がするんですけども、それは今日は聞きません。

3番目に入ります。大津東小学校は現在生徒数56名、大津南小学校は生徒数208名、生徒数は減少しております。もともと両校は水田地帯にあり、生産者米加が年々下落し、米作は振るわなくなりました。当然後継者もなく農村人口は減少しています。それに伴って生徒数が減少しているのが実態でしょう。先ほど述べましたように東小学校の生徒数は56名であり、複式学級です。南小学校の生徒の多くは、鍛冶村の新興住宅地に住んでいるようでございます。南小学校の周りは優良農地の農振地域です。住宅開発はできません。1、難しいかもしれませんが、農振地域を一部解除して、家を建てられるようにして人口を増やす、児童数を増やす、もしくは2番、大津小、室小などの大きな学校に集約してスクールバスで送り迎えするかしかないのではないかと思います。町長、教育委員会はどうのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 坂本議員の学校問題を問うというご質問に対してお答えいたします。町内の小学校の平成28年度までの児童数の推移を見ますと、大津小学校は増加が続き1千102名となりますが、平成25年度に分離しますので、過大規模校の解消ができます。室小は横ばい状態から平成27年度には30名の増加となります。大津北小は80名台で推移します。森川小は平成25年度から微増となります。しかし、大津南小は減少し続け、平成28年度は現在より64名減少し144名となります。大津東小は現在56名であり、4年と5年が複式学級となっておりますが、平成27年度には41名となり、2年と3年そして5年と6年が複式学級となる予定です。このように議員ご指摘のとおり、大津南小と大津東小は減少してまいります。両校区の実態を見た場合、相当数の若い夫婦世帯の転入がない限り児童数の増加は望めません。大型宅地開発が可能であるかどうか、またそれが地域に受け入れられるものであるかどうかなど、検討するにしましても実現までには相当の歳月が

かかるものと思われます。

ところで、大津東小の場合は、平成20年度時点では平成24年度から複式学級が1学級見込まれていました。しかし、転入児が出たために平成22年度に複式学級が早まったわけでございます。平成20年度の大津町立小・中学校通学区域及び教育施設検討委員会におきまして、大津東小の今後の方向性について、地域や保護者の意見を聞きたいとの申し出がありましたので、平成20年10月15日に校区の区長さん、PTA役員さん方と学校教育課との意見交換会をもちました。これを受けて、平成22年2月26日には第1回大津東小学校特別部会を開催しました。そして、この場で事前に保護者へのアンケートがあっていたその結果が報告され、それを踏まえた意見交換がなされました。ただ、その当時のPTA数が47名中、アンケートの回答は13名しか得られませんでした。保護者の意見は、複式学級になっても現在の東小学校を存続させてほしい、複式は困る、しかし余りに減れば統合も仕方がない。大津小の校区の見直しによって、東小の児童数を増やすことはできないのか。町全校区の見直しによって東小の校区を広げることはできないのか。統合しなければならぬなら、大津南小が良いなどの多様な意見でした。この段階で検討は現在ストップしております。複式学級にはメリットもありますが、担任教師にとっても当該学年の児童にとっても、単式学級より負担を強いられているのは事実であります。

そこで、平成27年度以降二つの複式学級になると見込まれる東小の今後の方向性について検討し、結論を出す作業を加速させなければならないと認識しています。子どもたちにとってどのような選択をしたほうがよいのか。保護者、地域の方々との話し合いを深め、通学区域及び学校施設検討委員会に諮って、教育委員会としての結論を出し決定していきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 学校問題につきましての南小や東小の周辺の開発でございますけれども、平成21年6月24日に農地法が改正されると同時に、関係法令も改正されました。この法律の改正に伴い、平成21年12月から新たな農地制度がスタートしております。改正農地法とは、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化などにより、その確保を図るとともに、農地の借り貸しにかかわる規制を見直し、農地の面的な利用集積を図る国の事業の創設などにより、その有効利用を促進することを目指しております。以前の農地制度は三つの基本的な考え方に則して整備されてきました。一つ、農地の効率的な利用、二つ目に優良農地の確保、三つに新たな農地ニーズの対応でしたが、今度の新しい農地制度はこれまでの制度体系を維持し、農地の減少をくい止め農地の確保を図り、農地を貸しやすく、借りやすくします。また、農地の効率的な利用を図ります。これにより食糧の安定供給の確保を目指しています。このような状況の中、優良農地は現状のまま土地利用型農業の推進を図り、住宅等の建設案件については、集落内に介在する農地への誘致等を行い、農地の効率的な利用を図っていきたくと思います。

なお、そういうような状況でございますので、優良農地についての宅地利用については大変厳しいというか、できないというような状況になっておりますので、新たな開発は周辺については今のところ難しいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） というふうな、私はこの改正農地法というのは、私も自分で勉強してみたんですが、今町長のおっしゃるとおり、大変難しいということはわかります。

そういうことでいきますならば、これは今後両校は先ほど申しましたようなスクールバスを利用するような方法しか残されていないんじゃないかなという気がしますが、教育長いかがでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） それぞれの地元にとって学校が果たしている役割というのは、本当に大きいものがあると思います。学校が地域住民の方々の活動の拠点であるし、心のよりどころでもあろうかというふうにも思いますので、できるだけ地域にある学校は地域に残したいというのが本音でございます。

しかし、先ほど申し上げましたように東小学校につきましては、この後ですね、増加は見込めませんし、平成28年度には41名まで児童数が減少するということが、もう推計上見えています。こういう状況の中で、存続させるとなると、すべての学年複式になって学校で3学級でやっていかなきゃならないということになります。確かに少人数の中で一人一人に目が届くという利点、またはお互いに仲間を思いやって、そして助け合いながら、また異学年が一つのクラスをつくれますので、一つ上のクラスといますか、一つ上の学年の子どもたちが下学年の面倒を見るとか、また下学年の者が上学年の人に対して敬意の念を持つとか、そういった心を育てる上でもプラスの面はあるわけですが、何せ一人の担任が原則として2学年を見なければなりませんので、教師の負担はかなり大きゅうございます。しかも、直接指導を受けている学年があるときは半分は間接の指導ですから、直接先生から指導を受けないで自分たちだけで与えられた課題を解決していかなければならないということになりますので、子どもたちの負担も非常に大きいわけです。

現在、町のほうで複式学級になっております東小学校のほうには、学習支援指導員を一人配置しまして、間接の指導しか受けられない学年については、その間支援員が付いて補助的な立場での指導はしておりますけれども、やはり担任が指導するほどには充実した指導は受けられないというのは実態でございます。子どもたちに不利益を被らせることはやっぱり許されないのではないかなというふうに考えますので、やはりどうしても地域の方々の理解を得なければできないことですが、やはり複式を解消する方向でスクールバスを使って、少し遠方になると思いますけれども、いずれかの学校との統合を考えていかなければならない時点にきているのではなかろうかと私自身は考えております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 一般に日本人はものをはっきり言いませんけれども、教育長はものをはっきり言われて立派だと思います。

今度の震災で私ちょっと少し意気消沈しております、声が小さくて申し訳ありませんでした。これで終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から開会いたします。

午後2時01分 休憩

△

午後2時12分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご連絡いたします。副町長が公務のため早退届が出ておりますので、報告しておきます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして、一般質問を行います。

最初に史上最悪という大変な大震災、大津波、その上に収束が心配されます原発事故、被災された皆さん方に心からお見舞いを申し上げ、日本の国力をあげて被災地の復興、救援にあたられることを強く望むものであります。

また、原発の放射能によりまして、避難、退避、住み慣れたふるさとを去らざるを得ない人たちのことと思いますと、本当に言葉にならないほど胸が痛む状況であります。

そういう状況ではありますが、今年の10月には我が町でもねりんピックが開催を予定がなされております。全国からたくさんの方がおいでになって、大津町ではサッカーが行われる予定であります。こうした全国規模の大会ということで、我が町のとりわけ農産物のブランドの拡大にこれをぜひこのねりんピックを機にですね、PRに力を入れる必要があるし、またそのチャンスではなからうかと思うわけです。

今度の震災でも、お米のありがたさ、大切さ、安全でおいしい食料はやはり日本の大地から生産をするべきであるということがあらためて身にしみたのではなからうかと思えます。そこで、町の特産品といえば、からいもだと思っておりますが、現在大津町のからいもの出荷状況、店頭を眺めて見ますと、JAが集出荷しております「ほりだし君」という銘柄、名前がつけられて販売されております。また、農協以外の甘藷農家の方々は「高系14号」とか、あるいは「金時」とか、いろいろ名前がついて販売がなされております。このからいもをねりんピックに来られた方々に大いにPRをすると、このことですね、例えば参加者へのおみやげとしてからいも使う。あるいはおいしいからいもをふるさとに送りたいという方に対して、宅配を希望される方に送料をサービスをすると、こういったことも考えられるのではなからうかと思えます。

またからいもをそのまま素材として販売するだけではなく、加工食品として売り出せば確かに付加価値が高まって農業の経営力にも大いに役立つとは思いますが、それもあわせてですね、農協の「ほりだし君」の段ボールの箱を見てみましたら、一色刷りの何ですかね、せっかくのおいしいからいもがですね、イメージがちょっと難しいようなそういうデザインとなっております。この際ですね、町、農家、JAが協力をしてですね、からいものパッケージのデザインの工夫があってもいいのではなからうかと思うわけでありまして。また、農協が一色刷りしているのは箱代が100円前後するということで、それを価格を下げるためにそうなっているのではなからうかと思えます。そういう意味ですね、町の特産品としてデザインの工夫や箱代に財政援助があったらいいのではなからうかと思

ます。インターネット等で調べますと、徳島の「鳴門金時」ですか、大津町のからいもの数倍の値段で価格がついているわけです。そういう意味でブランド力をアップすることは農家の経営、また町がこの5年間の計画に立てておりますように、からいもの作付面積をこれから増やしていくと、生産量をアップすると、こういうことにもかなう方法ではなかろうかと思っておりますので、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の大津町の農業の主体とするからいもの特産でございますけれども、この販売を力を入れてやれというようなご支援でございますけれども、おっしゃるとおりに大津のからいものは、「鳴門金時」にも負けないような品物であるのは確かでございます。ただ宣伝がいまいち我々としては不足しておるんじゃないかなと今反省をしております。そういう意味におきまして、おっしゃるようにデザイン関係、あるいは箱代、いろんな形での支援する前に、やはりPRというか、そういうものをしっかりやっていきたいというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後駅前に建てます物産館というか、まだ名前は決めておりませんが、そういうところとか、あるいはからいもの加工とか、いろんなものの料理のものの掘り起こしについては、町中につくりま交流センターの中で開発をお互い住民の皆さんの意見を聞きながらやっていく中におきまして、その辺の材料代を提供するとか、あるいはPR代を出してやるとか、そういうようなPRするためにも今の農協さんと、それから各地区にあるからいもの部会の別な団体もございます。あるいは個人的に箱は3代目というような形でやられているところもありますけれども、やはり昔から1本にもっていきたいということでの農協さんとも話を進めておきまして、なかなかこの辺のところはうまくいっていないということでございますけれども、こういう機会にしっかりとPRをやっていくためには、しっかりこだわりを持ちながら、ご理解をしながらやっていく方法ができれば大津町のからいもの箱デザインというのはこうだと、うちには3兄弟の「からいも君」がおりますので、やはりそれをしっかり活用しながら、やらせていく方法を今後の農協さんをはじめ甘藷部会の皆さんのご意見を聞きながら検討を進めていきたいというふうに思っております。からいもについてはやはりねんりんピックだけでなく、各からいもフェスティバルのときについても宅配便というようなものについても十分自分たちで出しながら結構販売がなされておると聞いておりますので、いろんな形でイベントの折それぞれ宣伝なり、それぞれやっていただいておりますけれども、やはりもう一歩進んでいないのかなという思いもしておりますので、ちょっと値段が安いんじゃないかなという思いもしております。2千円か2千500円ぐらいに上げると、まだまだほんなもんじゃないかなというような思いがあるかもしれませんので、そういうところも兼ねたところで、今後関係者の皆様とご相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） からいものブランド力を上げるということで、これはもちろん農協あるいはその他の甘藷の農家、そういう方々と知恵を出し合って確かにやっていく必要があるかと思っております。インターネットで新幹線の開通の欄を見ましたが、そこには「からいもの3兄弟」がぬいぐるみで出

てきておりましたが、そのほかのを検索しますけど、「からいも3兄弟」は出てこないですね。ですから、箱に「からいも3兄弟」を印刷をすとか、あるいは新幹線イベントで使われております「くまモン」ですか。こちらは熊本ブランドになってしまいますけど、こういったものを大いに研究をすると、それと農協と農協に属していない農家と分かれているみたいですが、町長もおっしゃっておりますように「ほりだし君」というのは経済連のブランド名らしいですけど、できればそれが統一して販売されればもっと大津町ですね、からいものPRに役立つのではなかろうかと、これは関係者の皆さんと知恵を出しあって努力をするしかないと思いますので、そのことを願って、次の質問に移りたいと思います。

第2問は、子育て日本一の町というキャッチフレーズは最近では非常にはやっているようです。ぜひそうあってほしいと思いますけど、子育て、それから少子化社会となるべく子どもさんの人数が増えてほしいという願いがあるわけですが、また女性がですね、社会に進出をする男女共同参画社会ということで、先に町が宣言をいたしましたけれども、女性をもっともっと社会的に活躍をするためにも欠かせないのが保育所であります。一貫して質問しておりますが保育料が高いと、私みずから3人の子どもを保育所で育てました。若い父親、母親にとってまだ収入もそんなに高くはないと、そういう時期で、また昨今のこの経済情勢で収入は減る一方と、所得は下がると、そういう中であって大津町の保育料金が少なくともですね、県内の自治体に負けないぐらい支援をしているかどうか、このことが問われていると思います。そこでまた再度、保育料金を調べてみましたら、熊本市、阿蘇市は圧倒的に大津町より保育料は安い。ところが、合志市、菊池市に比べましても大津町の保育料金が非常に高くなっているということを指摘をしたいと思います。とりわけですね、所得税がかかるか、かからないかと、所得税がかかってもわずかな所得税がかかる世帯、3歳と例えば1歳の子どもさんを預ける夫婦の場合、年収が300～400万円ぐらいの間、こういう世帯がですね。とりわけ高くなっているわけです。もちろん所得税のかからない世帯も高くなっております。つまり大津町の保育料金は他の自治体に比べて所得が低い人、また中ぐらいの所得の人、この人たちにとっては非常に高く設定がなされております。

そこで、今言った子どもを2人保育所に預けている場合、計算をしてみました。年収が300万円ちょっとぐらいの家族の場合、2人預けますと大津町の保育料金は年間で27万円になります。それから熊本市は16万7千400円、熊本市よりも10万2千600円も高く設定がなされております。合志市は21万6千円で、その差額は5万4千円大津町が高い。また、菊池市と比べてみましても菊池が23万4千円で、こちらも年間で3万6千円、大津町が高いという設定がなされております。少なくとも大津町の財政力はですね、合志市や菊池市には絶対に負けない。まして掲げてある子育て日本一、子育て支援日本一の町という看板にはちょっとそぐわないのではなかろうかと思いますが、この高い保育料について、私は引き下げるべきであると思いますけど、町長の見解を求めたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように保育料の件でございますけれども、熊本市は合志市に

しますと高い状況であるというふうには思っております。子育ての中の家庭における社会の経済状況及び出産後の社会復帰により保育入所の希望者は増加するばかりで、保育料の占める割合は会計の重要な部分かと察しております。町としましても保育所については、子育て支援の重要事項であると認識し、これまで毎年1億円程度の補助を行いながら、保育所の整備を行ってきました。しかしながら、議会全員協議会でも説明しましたが、町の子育て支援の充実と美咲野団地の予想以上の契約増、平成19年度からの出生数も増加し、特にゼロ歳から2歳児の保育所希望が増加し、待機児童も増加している状況でございます。転入者の増加により、子どもの数が増えることはありがたいことですが、予想以上の増加により、保育所の整備、運営費はもちろん分離校建設や子どもの医療費の増加、健診や予防事業等の経費も増加している状況でございます。

そのような状況でございますので、まずは待機児童対策最優先課題として、新年度も大津保育所の増設をお願いしている状況でございます。荒木議員も心配されているとおり、この不景気の社会情勢において所得の低い若者や失業者の子育ての中の家庭にとっては、保育料の支払いが厳しい状況であることは認識しているところです。町としましても、今後も子育てに夢が持てる町として住民の皆さんが安心して子育てできる環境づくりの整備と支援策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。内容につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。町の保育料につきましては、平成19年4月に菊陽町との均衡を図り、同額による値下げを実施いたしました。平成20年度には、所得税の基準額の改正に伴い、保護者の負担軽減のために各層区分による所得税の額の見直しも行い、相応の保育料設定になっておると思っております。議員さんご指摘のとおり菊池市、熊本市と比較しますと第4、5階層の住民税や所得税がかかる世帯について、以前から大津町が高い状況にありました。平成22年4月、合志市では保育料の改定がなされ大津町の第4、5階層においては3千円、大津町の保育料が高い実態となっております。阿蘇市の保育料を見ましても、大津町と比較した場合、保育料全体が高い料金の設置となっているのは議員さんご指摘のとおりでございます。

保育料は、それぞれの市町村が地域の実情や近隣市町村の状況を考慮して、各階層の金額を設定しておりますが、階層ごとの負担割合をどう考えるかという点において、熊本市や阿蘇市のような保育料の設定が大津町でも設定できるのかということについてはですね、非常に厳しい状況でございます。

ただ、国のほうでは税制改正が行われるということを聞いております。税制改正が行われた場合につきましては、当然保育料についての影響が出てきます。その国の基準が改正されるということを知っておりますので、通達等がなされますので、この改正に伴いまして、来年度均衡の町村あたりともですね、調整をしながら見直し検討をすることになると思っております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 保育料は1人3千円高くなれば、年間でそれだけで3万6千円高い保育料に

なってしまうと、これは認識はあるようですので、一刻も早くせめてですね、合志市並みぐらいには引き下げていただきたい。それで今、税制改正のお話でしたが、今年度から所得税については、いわゆる扶養控除が一部廃止、来年からは町民税も廃止になるということで、要するに自動的に所得税、住民税が値上がりをする、所得は全く同じでも税金が増えるということであり、そうしますと、これまた保育料も自動的に引き上がっていくという結果になってしまいます。所得税、扶養控除38万円が廃止されますと、5%で1万9千円、一番低いところでもですね、住民は33万円、これは10%ですね、3万3千円上がるといわれている。現在第4階層であられるご家庭では、先ほどの2人保育した場合、月2万2千500円が2万7千円になると、現在は2万2千500円。それが4階層が一気に6階層に引き上がって2万2千500円が3万6千円に引き上がってしまうと、年間の差額にしますと、16万2千円保育料が上がるということになってしまいます。私ちょっと試算をしたんですが、この保育料が16万円上がる、そのほかに所得税が増税1万9千円、住民税3万3千円増税、合計しますと21万4千円負担が増えるということになります。今問題となっております子ども手当が1カ月1万3千円で年間にしますと、15万6千円ありますが、それをはるかに上回る保育料または所得税、住民税の負担増ということになってしまうわけであり、当然、これも予想されて国も法律を扱うとは言うておりますが、少なくとも合志市並み程度には保育料の引き下げは図るべきではなかろうかと思っておりますけれども、大まかな方針についてもう一度、町長にお尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 相手は市でございまして、市の状況もあるかと思っておりますけれども、大津町は菊陽と足並みをそろえて検討させていただいております。議員おっしゃるように保育料の安いのに越したことはありませんけれども、今後について今おっしゃるように国の財源もないというような状況の中で、それなりの国民の負担が多くなっていくのは確かだろうというふうに思います。もちろん、先ほど申しましたように、働く人のための待機する児童の場所をまずはしっかりと確保したいというふうに思っております。昨日、俵山でのある会社の植樹に参加させていただきましたけれども、本当に景気がいいのか悪いのかわかりませんが、赤ん坊や3歳、4歳、5歳児の子どもも一緒に若い方が来て、しっかりと木を植えていただいております、いろいろ話の中でやはり彼女たちは、景気のいいというか、そういう所帯でありますので、自分たちでしっかりと子どもたちを預かっておられる。そういう所帯も大津町にも3割以上の方がおられるというような状況でございますので、しっかりとその辺も検討しながら、議員のおっしゃる方向になっていけるように努力はしていきたいというふうに思っておりますので、まずは待機児童解消に向けて取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、そちらの保育料については、また今後の検討事項で考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 都合の悪いときは、菊陽町と足並みをそろえると、菊陽町は先ほど人口増を図っていると言われましたが、光の森に町中に土地だけで約22億円借金をして土地を確保して、

これからまた箱物をつくらないかんということで、それでも十分やっていける財政であります。菊陽町に負けるようなことはないと思いますので、ぜひ先駆けてですね、いいことはどんどん先駆けてやっていただきたい。菊陽は中学校まで子どもさんの医療費を先駆けてやったじゃないですかね。いいことはぜひ先にやっていただきますと思います。

それともう1点、どうも今の報道では何か子ども手当を廃止するような話も出ております。私どもは子ども手当、今の1万3千円は最低守るべきだと思いますけれども、もし廃止されたらそれこそ若い子育て世帯は、ますます大変な状況になると、このことを言うておきたいと思います。

次に3問目の質問に移ります。地域集会所の問題であります。いただいた資料によりますと大津町には中央公民館、また合併前の各自治体、元の旧自治体ごとに公民館分館がございます。そのほかに、今日問題にする各自治会でつくっている地域集会所、あるいは地域公民館が56カ所あるそうです。現在行政区が65行政区ある、本来ならば65カ所地域集会所があつてよさそうなものですが、この町の中心部あたりは、自分たちの集会所を持たないところが非常にたくさんございます。何か集まりがあるときは、例えばオークスプラザを借りればいいと、あるいは中央公民館を借りれば済むということです。しかし、周辺地域にとっては、地域の集会所なしにはコミュニティが図れない、なくてはならないという施設となっているわけです。

今年の新年度の予算の中でも、美咲野1丁目で新たに1千800万円、建物1千800万円かけて地域集会所を建設すると、しかし補助金は500万円しかない、また平川の多々良地区では1,700万円かけて地域集会所を新築をすると、この多々良地区は27戸しかないということで、美咲野は180、やがて190世帯あるようです。そこですね、とりわけこの小さい周辺の自治会にとっては一つこうした集会所をつくりますと1戸当たり何十万円という負担になってしまうわけでありませう。多々良で計算をしますと土地も含めると四十七、八万円、1戸当たりですね、負担金が発生をすることになってしまうわけです。借金をして、これから返していかなれるということらしいですけれども、あまりにもちょっと負担が多すぎるのではなかろうか。一方で、この町の中心部は、自分たちの集会所持たなくても近くに立派な施設がありますから、ほとんど負担は発生しないと。こういうまさに地域間格差が非常に拡大をしているわけです。そこで、こうした自治集会所の整備は、町全体の責任としてですね、援助をもっと増やす必要があると考えられます。

現在、大津町では土地を購入した場合3分の2の補助があります。ところが建物を建てた場合は、3分の1しか補助金が支出されないと、お隣の菊陽町ですね、菊陽町に足並みをそろえればですね、菊陽町は土地は基本的に町が用意をします。また、町が買った土地の2割分を10年間で払えばいいということですから、1千万円の土地を買えば広さにもよりますが、200万円を負担をすればいいわけです。それを10年間で返すわけですから。住民の負担はものすごく軽く、大津町と比べれば軽くなります。しかし、大津町は土地は3分の2ではありますが、土地についてもこれは菊陽町のほうが優れているなど、私は思うわけです。また、建築については同じ3分の1補助となっておりますが、そのほかに昨今高齢化社会の中でバリアフリーですね、改造して段差をなくす。あるいは下水道を引いて水洗化工事を行う。これも大津町にもありますけれども、こうしたほうにも建物について補助が

出されております。そういう意味で菊陽町がこの点についても進んでいると言わざるを得ません。

そこで、町長にお尋ねをしますが、少なくともですね、建物が3分の1しか補助が出ないというのが一番の私はネックだろうと思います。多々良地区では1千735万円の費用申請に対して500万円ですから、残りの1千235万円が27軒で負担せないかんということになりますので、これを補助額をもっと引き上げるべきだと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地域集会所の補助金についてでございますけれども、本当に地域集会所は大津の地域生涯学習施設というような形で、地域の皆さんにしっかりとかわいがっていただいているし、またその役割というのは、なくてはならないものというふうに自覚しております。

そういう施設でございますので、今議員のおっしゃるように大津町としても用地や建物改修、備品等についての備品等の購入補助金交付要綱に基づきまして、地域のほうに支援を助成をやっておるところでもあります。県内におきましても、各自治体ごとに同様の補助が行われておまして、自治体間で若干の差はありますが、菊池管内の2市2町との比較においては同等以上の補助内容であると認識しております。地区公民館等の設置は、地域の連帯感や地域福祉活動推進のために重要な施設であり、地域の伝統や活力を生かすべく、地域のご協力をお願いしているところでもあります。したがって、財政的に厳しい状況でもご理解いただきながら現行での取り組みより支援をしてみたいと考えているところでありますが、用地については、昔は各集落については用地はありましたわけでございますけれども、新興住宅関連等については、それぞれの自分たちの持ち家の面積しかありませんでしたので、地域の方が必要であるというようなことをであれば一定面積の中での用地の補助を3分の2出すということで、まだ5年経っていないかと思っておりますけれども、そういうような形でやらせていただいております。また、建物につきましても、それぞれの地域における活用状況等によって、大きさがおのずと変わってまいりますので、大津町としては限度500万円というようなことでお願いをしているというような状況です。もちろんおっしゃるように、それぞれの施設管理関連等も地域については必要になってまいりますので、それなりの負担が強いられておるといのは我々としても自覚はしておるわけでございますけれども、大変厳しい状況でやっぱりつくりたいというようなことで、例えば多々良についても敷地がないということで、水道企業団の用地を分けてくれというようなお話がっておりますので、企業団が買っております南の用地を800平米近く売買するというようなことにしておりますけれども、やはりそういう地域にはつくる場所というのが、今あるのがもう駐車場もないし、小さな家だけ立っておるといような状況でありますので、そういう意味においてそういうところに3分の2の補助とか、いろんな形でやらせていただいております。中身について相当見積書を見せていただきましたけれども、1千700万円近くの設定金額が上がってきておりますけれども、やはりこれだけ必要であるかなとか、あるいは地域に自治会の活動の中でどうであるかなといのは、やはり検討させていただいておるわけでございますけれども、多々良地区におきましては福祉計画の実施を9つの地区の中の一つとして活用されておりますので、多分そういう意味において必要であるんだなというふうに思っております。それぞれの地域において活用の仕方があります。議員おっ

しゃるように、この町中につきましては、近くにそれぞれの施設がございます。借料を出せば借りられる。あるいは総会とかいろんなのについては、地域の食堂というお店がありますので、その辺で組単位で動きますので、そういう形で店を活用されたり、いろいろされておるといようなことで、利用の関係について若干の建物の格差はあるかと思えますけれども、大変これは重要な施設でありますので、今のところそれぞれの地域で10年がかりでつくったり、いろいろされておるといような状況の中で活用させていただいておるといことで、今後についてもそのような現状のところで、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この補助金、大津町にとっては最大の問題は建物の補助金なんです。土地は3分の2補助、それから土地の値段が菊陽町と比べれば安くございますから、ちょっと頑張れば地区の集会所の土地を何とか手に入れられる可能性もあるわけです。しかし、建物に至ってはですね、どこも単価はそう変わるものではないですね。それなのに3分の1という限度が最大の問題だと思うわけです。それから、大きい自治会、小さい自治会でものすごい格差が出てきます。例えば1千200万円の集会場をつくる。補助金は400万円、地元負担金が800万円、これが50戸しかないところでは1戸あたり16万円負担せないかん。しかし300世帯あれば2万6千円です。大変な格差があるわけです。平均的に、例えば120ぐらいの自治会であれば1戸当たり7万円弱と、これが平均だとしますと、それより小さい例えば50戸の世帯では16万円ですから9万円も差があるわけです。ですから、地域間格差をなくすためにも公平なですね、補助の制度を見直す必要があると思うわけです。一律に例えば3分の2に増やせとは言いませんけど、例えば上限を上げて2分の1を補助するとか、自治会の戸数の数によってですね、もう少し幅を持たせるとか、そういう必要があると思うわけです。更にこの地域集会所は、56カ所ありますが、各種の補助金でつくったところは、ほとんど負担なしでつくっているところもあります。しかし純粋な地域の集会所は丸々町の補助金だけしかありませんので、大変な負担になってしまうわけです。単純にどんどん引き上げろとは申しませんが、少なくとも自治会の規模によっての格差をもう少し縮める必要があると思うわけです。さらにですね、大地震が今、収まっておりませんが、あそこの大津波が来なければ地震だけであったならばですね、真っ先に地域の集会所が避難所として利活用されるわけです。災害時の避難所としても、この高齢化社会で避難所としてもですね、きちんと整備を図っていく必要があると思います。また、高齢者のためには、バリアフリーも必要だと思います。先ほど地域福祉計画で公民館でデイケアみたいなのをやるということをお話がありましたが、車いすでも入れるようなそういう集会所ですね、つくり替えていくということも必要かと思うわけです。こうした避難所的な性格、それから高齢者社会に対応するためにも必要だと思います。それからいったんつくってしまえばですね、少なくとも30年はずっとつづきます。この6年間で建てた建物に対する補助ですね、新築が3軒、今年度予算も入れてそうですけれども、町が補助したのは1千500万円です、6年間ですよ、ですから建物に対しては1年に300万円ですよ、だから財政が厳しいから出せないというお金ではないと思うし、それ以上に必要性があるかと思えます。どうでしょうかね、この格差をもう少し緩和をして小さい自治体の負担

も和らげるということは必要ではなかろうかと思えますけれども、ご検討の願える余地はないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように高齢化社会を迎えるというような形になると、近くの集会所での見回りや介護関連等の推進をしていかななくてはならないと、これまでおっしゃるようにそれぞれの56カ所の施設が集会所が建っておりまして、いろんなバランス関係を考えたり、あるいはつくられる希望関連等についてもおのずと違ってきております。これから先、議員おっしゃるようにつくればですね、もう古いところもございまして改修の要望も出てきております。改修要望についても同じように500万円の限度をしておりますけれども、そういうところに改修費用を使いながらやっていただくと、今後の集会所の格差をなくすためには、やはりしっかりとした基本的なものをですね、検討しなくてはならないと、おっしゃるように小さな戸数の中で電気代、水道代、あるいは下水道代を考えれば1軒に年に1万円近く払わなくてはならない可能性も出てまいります。そういう意味におきまして、部落の集会所と我々の公民館が建っておる地域も、あるいは農業施設関連の施設もあります。そういう中で検討をここ二、三年させていただいておりますけれども、いろいろな課題が今なかなか一本にはならないというようなこともありますけれども、しかしやはり今後つくっていくというような形になれば何らかの方向性が見えてくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、議員一生懸命言われておられるところについても、今後の負担の割合も大変厳しくなると思いますが、そういう意味におきまして、全体的に再度見直しながらまた地域の皆さんともご相談しながら今後の検討事項ということでやらせていただければなと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 56カ所の地域集会所の一覧表をいただきましたけれども、一つの集落に2カ所、集会所とあるいは農業研修センターとか、いろいろ名目が違って、複数そういう集会場持っているところもございまして。これからはそういった農業の補助金でつくるといのはなかなか難しいと思いますけれども、やっぱり町全体を整理し直して、その地域にはどういうものが必要かというのが整理をして、それと同時にですね、今言ったように小さい自治会が多大な負担を被ることが、少しでも緩和をしてほしいと、私はそのことを強く要望いたしまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後3時15分より開会いたします。

午後3時04分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。最初に東日本大震災に遭われました皆様方に心よりお見舞申し上げますとともに、一日も早く正常な生活ができることをお祈り申し上げます。福島第一原子力発電所

につきましては、世界が注目しております。日本だからこそ解決できたというよい解決方法ができることを願っております。

私は、大震災の起こる少し前に、茨城県の水戸にあります水戸偕楽園に梅の造花を贈呈してきましたけれども、災害で今のところ水戸駅周辺は非常に交通も混雑して災害がひどかったということですが、幸いにして水戸の偕楽園は高台にありますので難を逃れたかと思っております。梅の造花が心の糧になればと思っているところです。

さて、今日は7番議員、新開則明が通告順に従いまして一般質問を行います。

本日は次の3点について質問します。まず1問目、肥後大津駅前広場・南口駅舎の整備を問う。2問目、文化財管理と保存を問う。3問目、ごみの資源化を問うを質問します。まず1問目の肥後大津駅前広場・南口駅舎の整備を問うでございますが、近年全国の市町における駅周辺の整備は、利便性と環境にも考慮され、すごくきれいになっているのが第一印象のようです。市や町の玄関口のように感じられるようになってきました。駅にはいくつかの機能がありますが、交通の拠点、商業の中核、そして地域の交流の場ともなっているようです。肥後大津駅につきましては、朝夕の通学・通勤には多くの学生さんと人々が利用されているのは便利がよいこととともに経済性に富んでいることだと思っております。今後も多くの人の利用があればと思っている次第です。

さて、新幹線につきましては、やっと全線開通の運びとなりましたが、平成13年4月九州新幹線鹿児島ルート全線フル規格化が認可され、博多・鹿児島中央間全線の事業が本格化し、平成16年3月には、新八代・鹿児島中央間が部分開業され、熊本は取り残された形でしたけれども、つい最近3月12日開業されております。開業に合わせて「九州は一つ」という合い言葉で一丸となって九州に客を呼び込もうと特に商業関係者が氣勢をあげてアピールに努めておられます。宿泊施設や観光スポット、特産品をマスコミを通じて九州の紹介が行われております。何とかして大津にも客の足を伸ばしてもらいたいものですが、新幹線で人々が熊本駅に着いたら豊肥線に乗り換えてみようとする客の心境をとらえなければなりません。せっかく豊肥線に乗り換えた人々が阿蘇や別府に直行すれば大津は単なる通過地点にしかありません。何か大津町にも魅力あるものがあるのではないのでしょうか。空港へのアクセスのよさもあり、宿泊施設、特産品、観光スポット、買い物の利便等を全面的に強調し、商工会とも一体となって大津をアピールして熊本方面からの客、阿蘇方面からの客、菊池方面からの客、益城方面からの客を呼び込み活気ある町になればと思っております。駅前広場及び南口駅舎の整備により、どのように町をアピールし、来客をいかにして呼び込むがお伺いしたいと思います。また、駅には行きたい所に移動する人、町の観光スポットを見てみようとする人、宿泊施設を探す人などさまざまな人がいると思いますが、どのような手順で自分の思っている所に行けるか不安な人が多いかと思っております。総合案内を設けて常駐すればよい方法かもしれませんが、人件費を考えますとできるだけ費用軽減を図らなければなりません。

また、電子機器の発達でテレビ画面でアクセスする方法も考えられますが、高齢者には自分の探したい所、いきたい所をアクセスするのは厳しいのかと思っております。この方式はいいものになると、高額で後の経費がかかると聞いております。子どもから高齢者まで一目でわかる大津駅を起点として点灯

式の案内板がよいのではないかと思います。点灯式により、自分で探そうとしている内容を交通アクセス、町の観光スポット、宿泊施設の欄を案内板の欄から選びワンタッチパネルで点灯させれば大体の方向と距離が判断できるものと思います。詳細についての距離、所要時間、交通料金、宿泊料金等はどこの町にもあるA4サイズの案内書で理解していただければ、案内板を掲示する時、ある程度の大きい点灯式掲示板を設置すれば、後にあまり必要な予算はタッチしたボタンに点灯する電気代で済むのではないのでしょうか。来町者から大津駅に着いたら、交通アクセス、観光スポット、宿泊施設が一目でわかったと、わかりやすかったと言える点灯式ワンタッチパネルが必要ではないかお伺いします。

また、大津町は「水だ、水だ」と町長は言うておられるようですが、確かに飲み水は豊富な地下水が湧き出ております。自然の恵みに感謝しているところではありますが、熊本市や福岡市から来たお客さんが私の家に来て、水を飲まれると何となくおいしい口当たりもいいと何回となく耳にしております。自分でも県外の地へ行ってそこの地の水を飲むと、何となく好んで飲める水ではありません。他の市町から帰って、我が家の水を飲むとおいしいと感じることがたびたびあります。飲み水は人間の寿命を左右すると聞いておりますが、質の良いおいしい水を飲みなさいということかもしれません。水は1日当たり1人で大体1リッターから3リッターは何らかの形で摂取しているものと思われます。熊本駅においてもつい先日、新幹線の開通前3月10日ごろ水飲み場が開設されたと耳にしております。熊本市が熊本駅で水を飲ませるのであれば、上流である大津の水はまだ自然界に近く清水であるという感じがしております。ただ、水の中に含まれている消毒液のにおいは取り除いて提供しなければなりません。水飲み場にもさまざまな形式がありますが、足踏み式公園型、手水鉢型、噴水型、滝型、流水型、清水寺型と数多くありますが、大津駅に着いたら水を飲んでみたくなる雰囲気の水飲み場の設置ができればと思います。節水と衛生面を考えると清水型が適しているかと思える次第です。大津は「水・水」の地域通貨もあることながら、町の玄関となる駅舎において、おいしい水を提供できないものかと思う次第です。町長にお伺いしたいと思っております。1問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の大津駅関連につきます開発というか、来客の呼び込みについての整備状況についての議員の思い、しっかりと今お伺いしております。もう議員ご承知のとおり大津町の肥後大津駅の北側の仕組みの駅舎、あるいは改札がその辺のところ南側のアクセスがしにくい状況にあるのに加えて、駅舎周辺にはもちろん交通広場がないために、学生関連等の送り迎えや、あるいは路線バスの乗降関係の自家用による送迎など、大変不便な思いをしておられるわけでございます。そういう状況の中で、あれが大津町の顔であるかというのは、大変弱い印象もっておりますので、今駅南の開発について、駅広場におけるバスロータリー、あるいは駅南口機能を持つ観光交流施設などを整理しながら町の顔にふさわしいものにしていきたいと、そういう意味におきまして、そのセンターでのPRというか、大津の特産なり、いろいろなものをそこをから発信できるように二、三年前から商工会のほうともご相談しながら新たな法人組織なり、あるいはNPO法人を立ち上げながらそういう発信をお願いしたいなというふうに思っております。また、大津町における安心・安全の印象を

強くするために、駅前交番の設置関連についても二、三年前から警察のほうにご相談をさせていただいておりますので、お話によると3番目ぐらいになっておるといような状況でございますので、ぜひ今大津署管内におきましては西原の問題、あるいは菊陽、合志における光の森周辺の駅の交番の問題、いろいろ出ておりますけれども、大津町としてもぜひJRの駅、あるいは空港周辺の空港の玄関口というように、交番の一つをつくっていただければ、きっとすばらしい大津町の顔になってくるんじゃないかということで、今進めていこうというておりますので一、二年以内にはぜひお願いをしたいなというふうに思っております。いろいろな形で職員のほうにも、いろいろな形で指導しておりますので、その件については担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 観光振興政策の面で九州新幹線全線開業に伴う熊本県の新幹線プロジェクト事業や、イベントに参画し、大阪等でのPRに取り組んできたところであります。また、「ねんりんピック2011熊本」の交流大会では、全国から多くの選手、役員関係者等が訪れることが予想されます。大津町をPRする絶好の機会ととらえており、具体的には次のようなこと考えております。まず、飛行機、バスやJRを利用して来町された方をはじめ、JR肥後大津駅を利用する方たちを対象にニーズを調査、把握するとともに、特産品等の展示、販売、観光情報の発信を積極的に行う予定です。

また、点灯式ワンタッチパネルにおける駅からの交通アクセス、町の観光スポット、宿泊施設等が一目でわかる掲示板の設置についてですが、現時点では大型モニターとパソコンを利用しました観光情報等の提供を考えているところです。なお、観光等の情報提供につきましては、対面式を基本にししながらパンフレット等による情報提供についても充実していかなければなりません。

次に、議員ご要望の水飲み場の屋外への設置についてでございますが、整備を進めております箇所、バスロータリーの面積は広くはなくスペースが限られているため、仮に設置すると歩行者や自転車通行の支障になる恐れがあります。現在のところ設置する予定にはなっておりません。議員ご紹介の熊本駅の新幹線駅前広場は、面積がかなり広くスペースが豊富にあることから、熊本市が熊本駅周辺における親水空間整備の一環として設置されたものと思われま。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 水飲み場ですけれども、これは非常によその公園辺りにもありますけれども、せっかく水は豊富にあるし、非常においしい水があるということで、町長、経費はあまりかかりませんので、ぜひどこかにですね、やはり大津に来たらいい水が飲めたというような雰囲気の水飲み場ですね、設置していただけないものかと思っておりますけれども、それと交通アクセスへのタッチパネルですけれども、これはあまり後の経費がかかると聞いております。ですから、維持していくためには、やはり老人から子どもまでわかりやすいタッチパネルがあれば思っております。さっきテレビ画面のモニターを言われましたけれども、なかなか経費的にもかかるということを1回調べたらありましたのでもう1回その辺を町長にお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 安いものをつくるとかえって悪いことされる可能性もありますので、十分な検討しながら屋外か、あるいは屋内かと、あるいは屋外でつくればやっぱり大津町の水であれば横に水車をつくりながらとか、いろんなその辺の附帯工事と合わせたところでの景観的なものをしっかりと取り組まなくては、あの駅南の広場関連等については、いかがなものかと思っておりますので、これについてはまた担当のほうと十分相談しながら設置するかどうか検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7 番（新開則明君） 十分検討されて、大津の水を紹介するような形で、おいしい水を飲ませていただくようなことができればと思っていますので、どうかひとつ検討をよろしくお願いします。

では、2問目に移ります。文化財につきましては歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上の観点から、価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物など6種類が指定の有無にかかわらず文化財に該当するようですが、大津町におきましても国の重要文化財江藤家住宅、阿蘇北向き谷原始林、県指定の天神森の棕、無田原遺跡などがあり、町指定として無形文化財の大林の牛舞いはじめ、考古、古文、彫刻、建造物と12件が指定してあるようです。指定されている文化財につきましては、日常の管理とともに十分な保存がなされているものと思われませんが、大津町の木造物、石像物の文化財を調べてみますと、木造文化財が護川地区が円満寺11面観音をはじめ32件、平真木地区が古城の薬師如来はじめ27件、大津地区が引水の地藏菩薩はじめ24件、陣内地区が下森の薬師如来はじめ61件、瀬田地区が瀬田の11面観音をはじめ13件、錦野地区が外牧の不動明王をはじめ73件となっており、木造文化財が230件あるようですが、一方、石像物につきましては護川地区が矢護川の題目塔はじめ102件、平真木地区が古城の地藏菩薩をはじめ68件、大津地区が引水の聖観の像はじめ129件、陣内地区が下森の一字一石塔史跡等はじめ92件、瀬田地区が龍頭観音像等はじめ38件、錦野地区が外牧の明神鳥居はじめ80件で、石造物文化財が509件あります。そのほか銅、その他の素材のつくりがありまして、矢護川の円満寺誕生仏をはじめ8件ありますが、合計で747件の文化財があるようです。これに加えまして、木造・石造物だけでこれだけあり、その他の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物を合わせるとかなりの数があるものと思われまます。

これらの文化財の中には、大切に保存管理され優れているものもあるものや、管理状態が悪く風化して価値を失いつつあるものもあるのではないのでしょうか。一般的に考えてみますと、家屋の中で管理されている物件は風化しにくく、木造物においてはシロアリや一般害虫で被害が発生しないと価値があるのではないかと思います。屋外に存在する物件は、風化や破損が発生するのではないかと思います。また、管理している人や団体のやり方でも状態が変わってくるのではないのでしょうか。後世に伝えるべき文化財として、町には木造物、石造物の貴重な文化財と有形・無形を問わず数多く点在していますが、町指定でない文化財の管理と保存の現状をお伺いします。

また、これらの文化財の中にはそれぞれの時代があるものと思われまますが、町の歴史を知るためにも後世に理解していただくためにも文化財保護委員さんをはじめ、歴史の有識者及び一般住民の情報提

供の協力が大切だと思います。町の文化財の中には、これは価値があるものと評価できるものがあるのではないのでしょうか。これからも有形・無形の文化財として町指定、県指定、国指定となるにはどのような規定と課題があるのかお伺いします。

また、町の中央部に歴史文化伝承館が開設されることは町の文化財を知る上でも身近に感じられることだと思います。護川の旧校舎にたくさんの文化祭が展示されておりますが、多くの住民には展示場所も理解されていないような気がしております。この歴史文化伝統館が開設されると、町民をはじめ、外部からの来町者にも大津の歴史と文化がわかってもらえるものと思います。町民や来町者に理解しやすい文化財の展示法とたくさんの文化財がありますので、展示の取り替え展示方法の周期があるのではないかと思いますので、お伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の文化財の管理状況と今後のPRというか、町民の皆さんに知ってもらうような対策についてでございますけれども、議員おっしゃるように今お聞きしましては、私も把握していなかったものですから、こんなにたくさんあるんだと、さすがを大津町であるというような思いをしておりますけれども、この文化財につきましての調査をしっかりやらせていただきまして、その保存の計画関連等については、資料を作成しながら、もちろん町の歴史文化財保護委員さんの意見をお伺いしながらやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。議員の内容質問等については、今言ったような形の中でやらせていただきますけれども、現在の状況なり方法について、また担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の質疑にお答えいたします。先ほど議員さんがおっしゃったように町内における未指定の文化財建造物は各地に点在しており、それらはおおむね町の歴史を物語るものとして大切なものと考えております。これらには、町屋敷、公共施設、農家、商家、武家屋敷、神社仏閣、標識などがございます。また、これらの建造物は、その所有者及びその所在する地域の住民が総じて、その保護管理に積極的、協力的であり、その保存に献身的なお世話をされていると認められております。しかしながらその数は多くに及び行政的支援をするためには、相当規模の財政的なケアを必要とし、その枠組みに入るためには大津町の歴史的立地、特色を重視し、文化財としての町の歴史とのかかわりの重要性を考慮して、町の支援を差しのべる優先順位を付ける必要があると考えます。そのためにも歴史研究の観点から、それらの多くの文化財を普段から観察検討することによってその価値を何度も再認識し効用することにより、明確な位置づけを繰り返すとともに、その意味合いを地域に返すことによって、更にその立地する地域の住民がその文化財建造物を地域の精神的支柱として愛護し、保護していくこと、またその方向が見えることが未指定の文化財として適切な管理であり、最適な保護であり、更には将来の町指定があった場合にその後も町の支援に支えられた地域の手厚い文化財保護が保証されるための重要な段階と考えております。

それから、2番目の質問でございますけれども、町指定、県指定、国指定となるにはどのような規定と課題があるかということでございますけれども、町文化財の指定に当たっては、やはりいくつか

の要件があると考えます。まずは大津町管内にある大津町の歴史、特色を踏まえた文化財としての価値を有する歴史的建造物であること、当該歴史的な文化財が学術上相当に高い水準にあることが、町内外の専門家から広く認められていること、当該文化財の所有者及びその所在する地域の住民が総じて指定と、その後の保護管理に積極的、協力的であると認めることができることが重要な要件です。しかも、その前提として、その文化財、特に歴史的な建造物などを主として考えますが、大津町振興総合計画に基づくまちづくりにあって、一般公開利用など有効に活用できるものであればさらに望ましいと考えられます。なお、国・県の指定は基本的には町指定の文化財を対象としたものであり、それは町を超えたより広い視野からの文化財的価値から、その町の領域より遥かに広い地域の中で、その歴史文化的価値を認められるものに限られます。町が推薦するからというわけではなく、県・国からの求めによって、町指定がなされ、その上でほどなく段階を挙げられるといった事例も少なくないと考えていいと思われまます。総じて町指定の文化財として重要であるかといって、そのまま県・国へと段階をのぼり得るものはかなり少なく限定されるものであり、その価値判断は町内の学識だけでは左右できない問題であると考えます。

それから、歴史文化伝承館の関連ですけれども、当館は基本的に町内にある文化財地域や町の伝統工芸を伝承するための教室・講座等を開催するいわば教室的な運営をする施設と考えております。したがって展示に寄与する空間がかなり限定されるために、展示は教室講座の学習に当たって、その効果を助けるにたるための参考資料を主体とし、また伝統工芸の伝承のためには参考となるものを小規模な範囲で展示する形式をとらざるを得ません。そのために展示はそのときに実施されている教室、講座の内容に伴って実施することが適切と考えられ、教室、講座の開催の期間に合わせて、その内容に合ったもの、相応しいものを展示していくことがその内容になります。であれば展示外は教室の期間に開催に合わせて実施するものと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 先ほど申しましたように石像物と木造物だけでも747件ありますので、今現在指定されているのは大津町は大林の牛舞いほか12件であります。数のある割には非常に指定も少ないし、管理状態の悪いものも見かけております。何か町に指定すべきものが見えてきてはおらんかと思う次第です。もう少し指定のほうも考えて検討されて増やしていく、保存をしかし町のほうが助けていくような形はできないものかと思うところです。ですから、管理するにあたりましてもう少し指定して、町と行政が主体となって保存していくようなものがありはしないかと思っているところです。その点が1点です。

それから、伝承館ですけれども非常に町の中心で見るとは歩いてきて見学しやすい場所にあるなど思っております。ここで展示するには非常に限られた数になると思います。護川のを全部持って来たたらあの何倍もの建物が要るわけですから、やはり、さっき言われたように、学校の勉強とかに役立つとか、展示すると言われましたけれども中にはですね、やはり昔の価値のある品が眠っていると思います。そのような品をどのような方法でですね、学校の勉強になるのもそれは一番大事ですけれども、大津町の歴史を知る上で必要な品物は展示できんものかと思う次第です。その点についてお考えをお

願います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の再質問にお答えします。先ほど申したようにですね、今度は歴史文化伝承館ということで考えておりますけれども、まずそこを中心に歴史・文化を考えていきたいというような拠点にしたいということが1点でございます。その利用のほうについては、今議員さんのほうがご指摘があったようにですね、町の文化財保護委員さん方も一緒になってですね。場所が一番いい場所でございますので、ただ先ほどから言っておりますように、すべてのものを展示することはできません。図書館あたりとも連携を図りながらですね、定期的の中身を入れ替えるとか、もしくは学校で計画しながらですね、その間は講座などにふさわしいものを展示するとか、もしくはもちろん梅の造花あたりもですね、伝統工芸ということ継承していかなければいけませんので、そういったものについてもどうするのか、展示をどうするのかといったものも含めてですね、それから先ほどから議員さんの指摘がされているように、指定につきましてもいろいろ重要なものがございますので、文化財保護委員さん方と協議をしながら、その方向についてもですね、この歴史文化伝承館を中心にですね、今後ご検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 町の指定の文化財になるには保護委員さんの検討がまず一番大事だと思いますけれども、最終的には教育委員会ですかね、検討されるかと思っておりますけれども、その辺のときに教育委員会からは、どのような、指定するかせんかというときには教育委員会としての判断は5人でされるわけですか、今の。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員さんの再々質問にお答えいたします。大津町の文化財保護条例の第5条、第6条というのがございまして、その中でですね、文化財を町指定文化財に指定するにあたりまして、いろいろな調査研究をするということになってきます。実は、大津町の梅の造花につきましては、今指定の段階に来ております。文化財の保護委員さんの意見を聞きながらですね、そして最終的に教育委員会が決定するというところでございますけれども、その際にですね、指定の理由、それからずっと現状あたりを調べましてですね、梅の造花につきましては、その梅の造花に詳しい学識のある先生の評価をいただいて、その評価も参考にしながら最終的に町教育委員さん5名で決定をしていくということでございます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 3問目に移ります。ごみの減量化を問うてございますが、先ほど月尾議員さんの質問と少しあっているところもあるかと思っておりますけれども、資源ごみの中には古紙、鉄くず、アルミニウム、ビン、ペットボトル、布、段ボールなどがありますが、これらのものを種類ごとに分別して回収する分別回収が行われておりますが、容器包装リサイクル法もすなわち容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律でありまして、この法律は家庭から出るごみの容積比で60%は容器包装廃棄物であると、何とかこの容器廃棄物をリサイクルして促進していこうということであ

りますけれども、この法律は消費者・市町村・事業者それぞれにごみの減量とリサイクルの責務を負わせてあります。各家庭におかれましては、分別冊子が配布されており、追加された品については、今月の3月15日、一般配布物のとき資料が配られておりますけれども、4月1日から実施されるということですが、追加された部分は住民には今から浸透して理解していただければなりません。現在のところ燃えるごみと一緒に出しておられるのをよく見かけております。この容器包装のこれをリサイクルすると、プラスのリサイクル法には三つのリサイクルの方法があるようですが、マテリアルリサイクル、これはプラスチックの原料化とプラスチック製品化する方法ですが、次のケミカルリサイクル減量化、高炉還元材、ガス化による化学工業原料、それから油の変化させる方法、それからサーマルリサイクルはセメント原燃料化し、ごみ発電などがあるようです。廃プラスチックの有効利用でございますが、1980年が廃プラの総排出量が557万トン、有効利用が144万トンで有効利用率が26%、2000年が997万トンの総排出量に対し、有効利用が494万トンで50%、2008年が総排出量が998万トンに対し、有効利用が785万トンで、大変有効利用がパーセントが上がってきているようです。このプラスチックの再利用の伸びが伸びておりますけれども、私たちの自治体でもしっかりとした取り組みをして、環境面にも対応していくべきだと思います。町長の施政方針にもありました容器リサイクル法にあるプラスチックとほとんどのプラスチック製品も資源として収集するとありますが、各家庭に徹底した指導と協力を呼びかける必要があるのではないのでしょうか。呼びかける方法と指導の方法をお伺いします。

また、資源ごみの中には古紙、鉄くず、アルミニウム、ビン、布、ペットボトル、段ボールなどがありますけれども、中でも古紙、ビン、アルミニウム等は町内においても区や自治会ごとに定期的に回収されているようですが、中には子ども会が中心になって回収しているところもあるようです。いずれにしても、大切な資源ごみであることは間違いありません。回収を促進していかなければならないと思っております。平成21年度のリサイクル協会の統計によりますと、品目別にリサイクル量、回収率が示されており、スチール缶89.1%、ガラスビン65%、ペットボトル77.9%、紙器・容器包装14.2%、プラスチック58.1%、アルミ缶93.4%、紙パック42.6%、段ボール95.6%となっております。やはり、アルミ缶や段ボールはリサイクル回収率が非常に高いようです。また、アルミ缶リサイクル協会によりますと、平成17年度で1年間に消費されるアルミ缶の量は約30万1千トン、そのうちリサイクルされた量は、27万6千トンということで、残りの2万5千トンは焼却や埋め立て、または海外に輸出されたものと推測されております。大変貴重な資源ごみであるようですが、そこで大津町における資源ごみの回収実績高はどうなっているかお伺いしたいと思います。また、ごみの回収日に合わせ早朝より資源ごみを行政が委託した業者でない業者が回収しているのを見かけます。収集所には「持ち去りは違反です」という看板ははってありますけれども無視されているようです。不法収集されにくくするには何か考えられないかお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員のごみの資源化ということでご質問でございますけれども、まさに今回菊池環境保全組合におきましても更なる循環型社会の推進のために、平成23年4月からのほと

ほとんどのプラスチック製品について、再資源化のための中間処理が行われることになりました。これに伴いまして、大津町でもプラスチック類の拡大品目の分別回収を平成23年の4月からスタートいたします。新開議員のご質問のプラスチック類の収集品目の拡大についての各家庭への周知方法についてでございますが、菊池環境保全組合において、住民周知用のカラー版の大型チラシを作成し、3月15日に全戸に配布しております。また、町におきましても、平成23年度のごみ分別カレンダーを全戸配布したところでありましたが、カレンダーの中で今回の品目追加についての説明も記載し、周知しているところでございます。今後につきましても、町のホームページや広報紙、分別説明会等により、住民の皆さんに少しでも早く浸透するように周知の徹底を図ってまいります。

次に、資源物の不法回収への対応についてでございますが、不法回収は全国でも多発しており、大きな問題となっております。大津町でも資源物を持ち去る行為の目撃情報が年に数回程度町に寄せられている状況です。不法回収に対する対策としましては、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を平成17年4月1日に改正し、不法回収に対する禁止命令や20万円以下の処罰規則、規定等を設けております。今後につきましては、警察と連携をとりながら不法回収を目撃した際の住民等からの迅速かつ具体的な内容の通報をいただけるように、広報紙やホームページで周知を図るとともに、ごみ収集のパトロールの実施についても検討を行いながら、資源物の不法回収の防止に努めてまいります。議員ご質問の資源ごみの回収実績のほかについて、詳細について主管部長に説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。まず、ほとんどのプラスチック類を資源物として収集開始する処置について詳細を説明いたします。循環型社会の推進への取り組みとしまして、容器包装リサイクル法に基づき、まずプラスチック製容器包装の識別マークが付いているプラスチック製の容器包装について、平成17年度に資源物として分別収集を開始しました。更に平成19年度には買い物時のレシートやポリバケツなど、容器包装以外のプラスチック類で12品目について新たに分別し品目として追加し、プラスチック類の再資源化に取り組んできました。そして、今回平成23年4月から更に品目を拡大して、ほとんどのプラスチック類を資源物として収集することになりました。プラスチック製品につきましては、焼却する際に発熱量が大きく焼却炉が高温になるため炉を傷めやすい性質を持っておりますが、菊池環境保全組合の焼却施設である東部清掃工場の焼却炉についても、同様に炉の傷みが目立ってきている状況です。これを踏まえて、プラスチック類は極力燃やさずに再資源化させることが焼却炉の延命につながることで、今回の品質拡大処置に行うに至った大きな理由になります。

次に、家庭から出る資源物の回収実績について説明いたします。月尾議員の質問に重なる部分があると思います。資源物全体についての回収量は約610トンでごみ全体の約10.7%となっており約1千700万円の処理費用がかかっております、内訳といたしましては、一番回収量が多いのが空き缶、空き瓶で回収量が資源物の35.4%を占めております。

次に、回収量が多いのは廃プラスチック類で24.8%、以下、新聞折り込みチラシの回収量が17.

6%、布類、段ボール、牛乳パックの回収量が15.1%、ペットボトルの回収量が6.4%、白色トレイ、発泡スチロールの回収量が0.6%になっております。資源物につきましては、ごみ全体の1割程度と少ない状況ですが、これは自治会や子ども会などにより資源物の集団回収に取り組んでいただいていることが大きな理由だと考えられます。

集団回収の実績を紹介しますと、平成21年度は67団体により約533トンの資源物を回収されています。平成21年度では約1千500万円程度の組合の負担金が軽減されたことになり、町の負担軽減に大きく貢献していただいているところです。

最後に資源物の不法回収の防止対策につきましては、先ほど町長からも説明ありましたが、不法収集を取り締まる目的で一部改正された条例について、条例では町が指定する日時、場所に分別して出された廃棄物のうち、古紙、ガラスビン、缶等、再利用の対象となるものについては、町長が指定する者以外の者はこれを収集し、または運搬してはならない。としており、これに違反した場合、町は持ち去り行為をやめるように命ずることができるとしております。更に禁止命令に従わなかった場合には20万円以下の罰金を処するとして、罰則規定も設けております。これにつきましては、町と大津警察署の連名でこの条例の内容を一部記載した警告板を作成し、ごみ一時保管中に掲載し、資源物の不法回収の防止に努めているところです。以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 確かにこの間の配布物で、これを種類ごとにいただいておりますけれども、やはり堅いほうのプラスチックを集めると非常に場所をとる品物が多く出てきます。バケツにしる植木鉢にしる、非常に袋の中に詰めるにも場所をとります。ですから、これを普通はこのままでいいのか、大きいやつは割って袋に入れるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから回収する方法ですけれども、今までペットボトルの上に貼ってありましたプラスチックの紙がですね、薄い紙、あれとは別に出さにゃんのか、袋も違うのか、その辺を資源ごみには変わりありませんけれども、今度は家庭においては今度は迷うと思います。ですから、その辺のところをどう考えられているのかお伺いします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議員質問にお答えいたします。非常に議員ご指摘のように家庭によっては迷う分があると思います。その辺りにつきましては、町のほうも一応全戸配布でごみカレンダー等を出しておりますけれども、今ご指摘のありました件についても、町の回覧とかですね、その辺りについて詳しく説明できるような資料をつくって再度配布したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） ぜひ、ある程度書いていただかないと、さっき言いました大きいのは一つ入れたら袋いっぱいなる品物も出てくるわけです。これは割らにゃんとじゃないかなと、昨日も言っておられました。30円の袋の一つで入らんとも出てきます。ですから、その辺の検討をしてですね、組長さんあたりに聞きに行っている人もいますよ、カレンダーをもらってどうしたらいいか。ですから、家庭にそういう説明書をやるのと一緒にですね、組長さんに話す方法はないか、お伺いしたい

と思います。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えいたします。区長、組長さんに説明する方法を考えてみたいと思います。

○7 番（新開則明君） わかりました。終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後4時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成23年第1回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成23年3月23日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて地域づくり推進係長 白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長（大田黒英生君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） おはようございます。まずもって、今回の東日本大震災における被災者に対して、心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた皆さんに哀悼の意を表します。連日のテレビ報道、新聞を見るにつけ、自然に対する人間の無力さ、人間がコントロールできない原子力発電により、さらに災害を増幅させている現状、被災者の言葉で訓練のときは消防車が避難勧告して回ったが、今回の地震と津波は、そんな余裕さえなかった。あるいは、こんなときは普段用意していたリュックだけ持っていけばいい、ほかに何もいらぬという父の号令で車に乗り高台に避難したところ、2、3分も経たないうちに津波が轟音とともに町をのみ込んだ。父に感謝しています。まさに危機管理意識が命を救った現実など、心は痛みますが多くの悲惨な現状と多くの命を代償に、私たちに教えてくれることが数多く出てくるのではないかと思います。今はただ1日も早い復興を望んで止みません。さらに、必死に避難所生活を強いられている皆さんに少しでも役に立ちたいとタオル、毛布、食料、ティッシュなどの日用品、現金などを送り、時期が来ればボランティアの1人として現地に駆けつけたいという気持ちになるのは私一人ではない、多くの人が思っていることだと思います。

それでは、1番議員、金田俊二が通告に従って一般質問を行います。

まず、町長の施政方針と振興総合計画の後期基本計画についてですが、施政方針の中で町長は次のように言われました。依然として厳しい状況の中ではありますが、長期的財政計画に基づき、今後の大津町の将来ビジョンの中で、今やるべきことをしっかりと見極め、新しい時代に向けたまちづくりのために皆さん方とともに全力で創り上げてまいります。また、行政財政改革大綱と後期改革プランに基づき、健全財政の運営に努めるとともに、振興総合計画に沿って事業の優先順位を付けながら、長期的視野に立ち、将来に誇れるまちづくりを行ってまいりますというふうに言われました。施政方針は全体的に後期基本計画を要約したものを並列的に述べられた感じがしてなりません。どれもこれも確かに重要だと感じるものです。しかし、町長が町長としてどこに力点を置いて、どのように実現していくのか、そのことを通して我々議員も、町の職員も、町民の皆さんもそれぞれの立場で町の発展のために全力を尽くすことができるのではないかと考えるものです。そういう視点で、今一度町長

のまちづくりに対するお考えとその戦術についてお尋ねするものでございます。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。金田議員の天津町の施政方針と振興総合後期計画等についてのご質問でございますけれども、まずは東北大震災における経済状況の不況の影響などで税収が落ち込むことが見込まれておりますので、財政運営を強く強いられてくると思います。我々自治体の自己責任や自己決定が求められてまいります。その意味におきまして、まちづくり基本条例の4つの原則であります住民自治、情報共有、産学協同の下、町と地域の自立により新しい時代に対応できるまちづくりに町民のご理解とご協力、そして積極的な参加が必要であると思っております。町民の皆さんに参画を求めながら、郷土のまちづくりを推進していくために振興計画の目標である住民の満足度を高めるために、成果の指数・指標を含めた進行状況や達成度の検証を行ない、計画が推進されるように振興管理を行っていきたくて考えております。議会議員、金田議員の施策方針と振興総合計画についてのご質問にお答えいたしますと、施策方針で今後の将来のビジョンの中で今やることをしっかりと見極め、振興総合計画に沿って事業の優先順位を付けながらと述べたところでございますが、私の施策方針、つまり将来ビジョンは、振興総合計画基本構想にも示しておりますように、みんなでつくろう元気大津、人と自然にやさしい心かよいあうまちということでございまして、元気な大津をつくることこそ、そしてみんなが共に助け合う心温かいまちであふれた、そんなまちづくりを基本としています。この施策方針の下、これまでまちづくり交付金事業をはじめとしたまちづくり基本条例の制定や地域福祉計画などを進めてきたところであります。施策方針と振興総合計画に現段階で何を優先的に、どのように実現したいかのご質問でございますが、現段階では施策方針でも述べましたように、待機児童を早急に解決することやまちづくり交付金事業の最終年度として、まちづくり交流センターの整備や本田技研325線の整備、肥後大津駅南口の整備、子育て健康広場、そして大津小学校の分離校整備などを優先的に取り組んでいかなければならないものと考えています。今後の事業の優先順位については、当然住民の生命財産に関わるものは最優先されるものですが、先ほど申し上げました振興総合計画基本構想に沿った元気な大津をつくる事業、みんながともに助け合うまちづくりに資する事業などを優先的に取り組んでいかなければならないものと考えております。具体的に何をやりたいのかということについては、先ほども申し上げましたとおり、元気な大津をつくりたいという私の思いで、元気な大津といってもなかなかぴんと来ないかもしれませんが、私が考えている元気な大津とは、たくさんの人たちが大津町を訪れるとともに、大津町で学び、働き、買い物をして、そして大津町を愛し、健康で長生きしながらみんなで助け合って、これからもずっと大津町に住んでいただける状態を想像しています。そのために、必要な事業とは現在取り組んでいます地域福祉や子育て支援、また町民の健康づくりにも取り組んでいかなければなりません。そのためには、スポーツの振興、あるいは町民の健康と、訪れるお客に対するもてなしやスポーツの大会会場等で活性を図りながら、たくさんの人たちが働くためには農業や商業の活性化、また企業誘致も進めていかなければなりません。さらにたくさんの人たちが訪れるようになるためには、大津町が育んできた歴史や文化

を活かした観光などにも取り組んでいきたいと考えています。

このようにトータルとしてまちづくりを行っていくことが元気な大津をつくることでありますが、財政状況等も十分考慮しなければなりません。後期基本計画は事業の方向性を示したものですから、その方向性に従い、事業の優先順位を付けながら将来のビジョンの中で今やることをしっかりと見極めていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 先日、3月11日、ちょうど地震があった日ですけれども、中学校の卒業式がありました。私は、大津中学校に出席したわけですが、校長先生はその祝辞の中で卒業生に向けてこんなことを言われました。どんなよい考えを持っていても実践力がなければ何もならない。そのためには、コミュニケーション能力や意欲、すなわち志、目標を据えて努力することが重要であるというふうに話されました。まさに志がある者、何かを成し遂げようとする者にとって、その実践力はもつとも大事なものであるということだと思えます。改めて、今町長の言われたまちづくりの思いを実現できるよう、町職員はもちろん、我々議員、そして町民の皆さんが一丸となってまちづくりへ邁進できるよう、その体制を整えていただきたいと思うわけです。今回改めて町長の施政方針についてご質問したわけですが、特に施政方針の冒頭で述べられた九州新幹線全線開業をチャンスとして、また肥後大津駅を阿蘇熊本空港の玄関口として、大津町の顔としておもてなしの心で大津町に人を呼び込むためのまちづくりを進めていくと言われました。確かにハード面で駅南の駅舎とその周辺整備は行われておりますが、例えばホテルルートインに課せられる入湯税、恐らく入湯税はホテルルートインのみ掛けられていると思えますけれども、平成23年度予算は平成22年度と同額になっております。人を呼び込むまちづくりを考えるならば、多少なりともホテルの利用者の増を見込んで、その意気込みとしてあらわれてもよいのではないかと思ったところです。答弁は求めませんが、そのことを申し上げて次の質問に移りたいと思えます。

緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特例交付金事業についてですが、大津町では平成22年度において緊急雇用創出基金事業において地域包括支援センターにおける相談体制の強化、町立幼稚園小中学校の環境整備、タウンマネージャー配置事業、防犯交通指導、雇用対策相談員の配置など、13事業で34人の雇用を創出しています。ふるさと雇用再生特例交付金事業については、大菊土地改良区における水田湛水事業、それから社会福祉法人等での通勤生活支援事業、幼稚園への教育向上支援、それからまちづくり推進協議会、里山保全推進、福祉と人権のまちづくりなど、10事業に対して16名の雇用を行っております。不景気と格差社会において、国が打ち出した緊急雇用対策で大津町でも効果は上げてきたと思っているところですが、雇用のみならず大津町のまちづくりという観点からも大きな効果が上がっているのではないかと思います。

そこで、町長、教育長にお尋ねしますが、2年を経過し、その成果をどのように考えられているのか。個々の事業に対して、一つ一つじゃなくて包括的に述べていただければと思います。

それから、3年間の期限付きでありますけれども、国の動向として継続される可能性はあるのか。とりわけふるさと雇用の場合、交付の条件として3年経過後も引き続き雇用することとなっていたと

と思いますが、幼稚園、あるいは社会福祉法人等は厳しいながらも何とか雇用できるという状況だというふうに聞いております。一方で、NPO法人や任意の団体等においては大変困難なところが多いかと思われまます。町として支援する考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 緊急雇用創出事業のふるさと雇用再生特別交付金事業等の成果についてのご質問でございますけれども、もう議員いろいろとおっしゃるように、まちについても工業や商業の多様な産業の集積を活かして均等ある発展を図りながら、農工商併進の活力あるまちづくりを推進してまいっております。そういう意味におきまして、雇用関係を進めるために、平成21年7月には大津町の無料職業紹介所を開設しながら、休職者の皆さんの就労に対して個別相談事業を行い、企業等に対しての紹介事業を行っております、これはまさしく自治体、ハローワークでございますが、そのような中で熊本県の緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金などを財源とした雇用の創出に積極的に取り組んでまいりました。雇用創出という観点から一定の成果を上げつつあると考えておりますが、失業中の方がすべて雇用されるものではないことから、根本的な雇用拡充のための社会整備等が必要であることも認識を深めてまいっております。今後は、国が打ち出した雇用戦略基本方針2011の具体化、あるいは実施を注視しながら、より一層の雇用拡充に企業や事業所等にご協力をいただくように町としても雇用促進に努めている所存でございます。現状については担当部長の方から説明させますけれども、議員おっしゃるようなやはり雇用できる事業所もあるし、そうでないところもありますけれども、3年間の間雇用されて、地域住民の皆さんのそれぞれのところでサービス関係が行き届いておるといふふうに思っております。もちろん、我々町としてもそういう事業が今後ずっと続けていただければなという思いをしておりますけれども、なかなか厳しい状況であるのは確かでございますけれども、新たな事業というか、いろんな形で今やらせていただいております中でも、福祉関係とかそういう関係については継続的に雇用する人材を派遣されておりますので、見込みがあるんじゃないかなと。またそういうつもりで役場も入りましてお話、交渉しておりますので、行っていく方向じゃないかなと思います。しかし、商工会の方にもお願いする、あるいは道路パトロール関連等の防犯隊とか、いろんな形でやっておりますけれども、こういう形を継続できるような施策が我々町としても考えていかなきゃならないんじゃないかなと思っております。商工会の方ともご相談してはおりますけれども、今後つくる場所、交流センターをはじめとする駅前の、そういう起点についての新たな組織の中でそういう方々の経験を生かしながら継続して雇用できるかどうかというのをそういう方向で進めていけばなというような雇用の創出についても、今後関係機関の皆さんとご相談をしながらやっていかなくちやならないというふうには考えております。

詳しい内容については、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。

議員の質問の緊急雇用創出事業並びにふるさと雇用再生特別基金事業を行った事業効果につきまして、各課が実施しました結果をそれぞれまとめたものを把握しているところでございます。緊急雇用

創出事業の効果は、直営で実施しました事業につきまして、全体的には住民サービスの向上を目指した点では評価できるものと思っております。ただ議員のご承知のとおり、緊急雇用創出事業は、離職を余儀なくされて失業された方が希望する仕事に就くための就職あるいは求職活動が行えるように短時間の勤務形態を取るつなぎの仕事と位置づけて実施してまいりました。町が直接雇用する委託事業として実施するなど仕事に従事していただきました人数は、平成22年度は35名となっております。緊急雇用は、中高年齢層の就職を促すことが目的とされたものですが、昨今の求人には若年層においても厳しいものがあり、緊急雇用で雇用した人の中には20代の方もおられます。ふるさと雇用再生特別基金事業では、平成21年度から平成23年度までの3年間で町が事業委託を行った事業所に雇用された方が平成24年度からは受託者が職員として引き続き雇用するという制度のものです。事業開始時点で受託者との協議が整い、事業実施を行っているところと認識しております。この事業に従事している方は16名となっております。

特にふるさと雇用再生特別基金事業のそれぞれの事業について成果の一部を紹介します。町内の3つの福祉施設でそれぞれに事業展開が行われており、その1つとしまして知的障害者施設の通勤支援及び地域交流支援事業の取り組みでございます。生活支援を配置し、利用者の安全確保と地域団体との交流を活発に行ない、相互理解を深め、そのコーディネーターを実施することにより知的障害者の地域における社会参加を支援することを目的として実施されております。生活支援に配置したことにより、施設内でのイベント、ボランティア活動、住民や他団体との交流などを進められており、利用者の地域への社会参加が積極的に進められております。

続きまして、3年間の期限付き交付事業である国の動向として継続される可能性はあるのか。ふるさと雇用の場合、交付の条件として3年経過後も引き続き雇用することになっていりましたが、企業法人以外の団体の場合、引き続き雇用が困難なケースが考えられると思います。町として支援する考えはあるのかの質問に関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。緊急雇用創出事業につきましては、平成23年度に終了します。ふるさと雇用再生特別基金事業は、事業開始時点で受託者の協議が整い、事業実施を行っているところと認識しておりますので、特別な支援等はこれまで協議検討を行っておりません。ただ議員ご承知のとおり、国は2011年度における主要政策として雇用をつなぐ、つくる、守るの三本柱による政策を展開することとしております。

次に、雇用をつくる政策としまして、地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造事業を活用して、地域の実勢及び創意工夫を生かした雇用創造の推進、また地域社会雇用創造事業の着実な実施を通じ、NPO法人や社会企業化といった社会的企業における雇用・人材育成の推進に取り組みたいと考えています。もしこの事業が厚生労働省から認定されますと、可能性としては大きなものが期待できると考えます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会におきましても、緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生特例交付金事業に取り組んでおります。緊急雇用創出基金事業につきましては、町立幼稚園・小中学校環境整備事業としまし

て、それぞれの園・学校の除草、校庭・園庭の樹木等の剪定を行うほか、校舎内外の環境整備を図るために6名雇用しております。また、教育支援事業としまして、通常学級に在籍している子が個別に支援、見守りを要する児童生徒を支援するために、生活支援補助員を小中学校へ9名配置しています。さらに学校ICT等環境整備事業としまして、学校ICT等環境整備に伴うパソコンや電子黒板等の情報機器の整備事業等を行います補助員を1名雇用しています。そして、機器・ソフトウェアの設定やウェブ教材の紹介等を行ない、教職員のICT活用事業の支援を行っているところでございます。いずれも現場では大変好評であり、それぞれの目的が達成されたと受け止めています。特に教育環境が整い、落ち着いて学校生活を送っている児童生徒の姿から、この事業の成果を実感しているところでございます。

次に、ふるさと雇用再生特例交付金事業につきましては、幼児教育向上支援事業として私立幼稚園で特別に配慮が必要な幼児に対して個別の支援をするため、新たに職員を雇用するものです。現在、私立幼稚園2園に各1名ずつ雇用してもらっています。いずれの園からも集団生活の中で個人の能力にあった支援・指導を行うことができたという成果をいただいているところでございます。交付金事業終了後も、引き続き雇用していただくようお願いは整っておりますので、今後も個別の幼児支援に努めていただくものと思います。

緊急雇用創出基金事業につきましては、平成23年度で終了となりますので、学校環境整備事業については、保護者の協力、地域ボランティアの方々の協力をいただけるような啓発を行ってまいりたいと思っております。

また、教育支援事業の生活支援補助員につきましては、現在各学校に配置しております学習支援指導員や特別支援補助員の配置基準を含め、各学校の実態を確実に把握し、どのように対応すべきかを平成23年度中に検討し、平成24年度からの具体的支援を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 今、お話を聞いたわけですがけれども、緊急雇用、話によると40歳から60歳についてがほぼ対象であるというふうに最初お伺いしていたところですがけれども、今の話によると20代の人もありますというご説明がありました。今の雇用の実態を象徴的に表しているのではないかとこのように感じたところです。全般的に見て緊急雇用についても、ふるさと雇用についても、かなりの効果が上がっているというふうに感じました。とりわけ福祉関係については、今後も町長のお話では支援していくと。また、国の予算の可能性を秘めているというようなこともお伺いして、ぜひ継続してできればなど思っているところです。とりわけふるさと雇用における事業におきましては、町の基本計画とマッチしている事業がほとんどであると思っているところです。ゆくゆくは雇用のための委託ということではなく、例えば南杉水における地域福祉の活動は、将来的には資金面でも自立していきたいという考えをお持ちのようです。そのために、社協との連携、社協の活動拠点を地域に置いていく、そして今の協議会とともに地域の福祉を担う、いわゆる地域社協などの考えも出てくるのではないかと思います。ほかにも大津町まちづくり推進協議会やスポーツタウン推進事業においても、

自立という面で町がコーディネートしていくことは大変重要であると思うわけですが、再度その辺の展望、そのお考えをお聞きしたいと思います。今、住民ができること、住民ができることは住民でという考えが徐々にできつつあると思います。そのために、町が的確な支援、お金であったり、物であったり、知恵であったり、その都度必要な援助をしていく必要があると思いますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のこれからの支援状況を確認しておられるようでございますけれども、もちろん大津町における地域福祉関連で申しますと、やはり9つの地域福祉の地域がございまして、それぞれ地域での目配りというか、そういうものでしっかりとやっておられる、それをしっかりと広げていきたいなというふうに思っております。まだまだ人材育成の関係で、その地域において大変苦勞をされておるのは確かでございます。しかし、素晴らしいのは南杉水地区の人権協議会の皆さんがそれぞれの団体と手を結びながらしっかりと地域を支えながら、いろんな面について頑張っておられることについては、本当に感謝を申し上げ、そしてそういう地域の活動、これが大津町全体に広がっていきけるように今後地域での皆さんの活動が大津町全体に発信できる、そのようなチャンスもやはりつくってやらなくちゃいけないというふうに思っておりますし、また協議会の方もしっかりと相談しながら、今後についてその力をますます伸ばしていただきたいというふうに思っております。そういう地域づくりが本当の、先ほど申した我々の基本構想というか、自治体のあり方ではないかというふうに思っております。そういう意味におきまして、お互い自治体あるいは地域、そして地域住民の皆さんと一緒にまちづくり、そういうものをしっかりとやっていきたいなというふうに思っておりますので、今後については議員心配されますように、そういう人たちの法人組織というか、そういうような方向に持っていくながら、今、町が管理をしておる、そういうものをしっかりと、指定管理関連等でもやっていただけるような形になっていければ、ますます我々のまちづくりに元気が出てくるというふうに思っておりますので、今後についてはその目標に向かった歩きをお互い話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 地域の福祉の担い手として地域を大事にしていくということだろうと思います。南杉水地域には、当初から人権をテーマにして日常的に闘っておられる解放同盟があります。そういった意見も聞きながら話を進めていくべきだということを申し上げたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次の障害者の社会参加、就労支援について質問を行いたいと思います。私は、現在養豚業を営む会社で仕事をさせてもらっています。仕事を通じて就労を目指す障害者の皆さんを応援するNPO法人就労支援センタースマイルという法人とつながりを持つことができました。堆肥を利用した循環型農業でニンニクを作付けする際にスマイルの利用者に種をほぐす作業を依頼し、その後の植え付けもお願いしたところです。就労移行支援事業の実践的訓練期間ということで、多い人でわずか数千円という報酬だったのですが、法人を運営する理事長からは利用者の皆さんは生き生きと作業していましたし、ニンニクをほぐしたときのお金はいつ出るのでですかと期待感あ

ふれる表情で言われたと聞いております。改めて障害者の皆さんの働く意欲や思いということについて接することができました。また、作付けの際は昼に弁当を用意したところですが、法人では1食100円で提供しているということを後で知り、弁当の分を報酬に回したほうがよかったとお互いに話をすることができました。制度の内容、あるいは法人の運営について、私自身が無知であったことが悔やまれてなりません。そこでお尋ねしますが、予算上でも訓練等給付や社会参加促進事業などで対応されておりますが、具体的に社会参加や就労の実績はどのように上がっているのか。それから、障害に応じたきめ細かな対応、あるいは就労支援を行っている学校、施設、NPO法人との連携はどのようになされているのか。それから、企業に対する啓発PRなどどのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の今言われました会社については、大変素晴らしい雇用をされておると感心し、企業としては就労の場を確保するような内容が盛り込んであります。障害者自立支援法については。現実には本当に厳しいものがありまして、障害者の病気というか、その程度にもよりますが、自立していくにはそれなりの課題がありまして、障害のある人が働くことに喜びを持ち、社会で活動に参加することが社会的に求められている中において、企業の果たす適切な就労の場を確保する社会的責任があるというふうに思っておりますけれども、大きい会社、トヨタやホンダさんはその雇用、障害者の雇用を新たな健常者とともに別会社をつくりながらやっておられますけれども、中小企業につきましては大変会社経営のための雇用を雇うということは非常に厳しい状況であるのは確かでございます。そういう厳しい中でも、障害者、身体障害者のな方、あるいは自閉症的な障害者、こういうようなそれぞれの障害者の病気というか、そういう状況によってなかなか就労の方向は厳しいものがあるようでございます。しかし、やはり我々としては障害者が求める働きたい、そして健常者とともに同じ生活をしたいというふうな世の中を我々はつくっていく責任があるというふうに思っております。そういう中でそれぞれの大津町にある自閉的な施設をはじめとする皆さんともご相談をしたり、いろいろやっておりますけれども、今まで例えば障害施設における就労、議員おっしゃるように、そこで働いてよくできる子どもは1万円以上とか、あるいはそうでない人は5、6千円というようなことで支払いのできるような仕事があればいいんですけども、このような景気の悪いときにはなかなか厳しい状況にあります。いろんな形で企業の方ともそういう形のお話を聞いておりますので、障害者にできる仕事をしっかりとつくっていただきたいというふうにお願いはしておるところでございます。現在のそういうような厳しい中におきましてのやはり障害者自立支援法に基づきましての障害のある方の就労等により自立した地域生活と社会参加の促進ができるように、福祉制度等を活用しながら町におきましても取り組みを進めております。障害のある方の雇用につきましては、今申し上げましたように、一定の基準により企業や国、地方公共団体等は法的雇用率により障害者の方を雇用しなければならないとされております。我々の地方公共団体は2.1%以上ということで、大津町においては2.4%を雇用しているところです。特に働く意欲のある障害者の方が、その能力や適性に応じた力を発揮できるように就労のための環境整備が重要であると考えております。就労に向けての就労

移行に伴う措置費や雇用の定着化を図るための事業所支援のための国の制度等があり、これらの活用とともに関係機関や事業所と連携しまして、さらに障害者の方の社会参加と自立がより一層進みますよう力を入れていきたいと考えておりますが、現状につきましては担当部長の方からご説明をさせていただきますと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。金田議員のご質問の中で、現状につきましてご説明申し上げます。

まずはじめの一番目の予算上でも訓練等給付や社会参加促進事業などで対応されているが、具体的に社会参加や就労の実績はどのように上がっているかについてでございますが、現在、障害者に対しましての就労等につきましては厳しい状況でございますが、障害者自立支援法に基づきまして、福祉サービスを大津町でも実施しております。また、菊池管内におきましても、平成19年度から菊池圏域地域自立支援協議会を立ち上げまして、関係市町の障害福祉に関するシステムづくりの協議などに取り組んでいるところでございます。大津町での予算で実施している障害福祉サービスといたしましては、自立した日常生活、または社会生活ができるよう一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等給付事業といたしまして、毎月50名前後の方が年間約580件の利用をされております。その中で実際に雇用契約をされ、就労されている方は9名の方です。また、福祉施設等で通所で作業されている方が20名程度です。そのほか福祉施設やNPO法人等で今後の就労に向けた就労移行支援事業を利用されている方が8名です。

次に、地域生活支援事業の中の社会参加促進事業を利用し、車の改造をされた方が1名でございます。

次に、2番目の障害に応じたきめ細かな対応、あるいは就労支援を行っている学校、施設、NPO法人との連携はどのようにされているかにつきましてでございますが、大津町障害者相談支援センターや健康福祉課、福祉係に就労等の相談があった場合には、障害の状況、健康状態、家庭の状況等を把握し、相談者に合った就労事業所、福祉サービスを検討し、相談員がハローワークや福祉施設、町の担当者と協議を行いながら対応しております。大津町障害者相談支援センターの平成21年度の実績といたしましては、15名の登録者に対し41回の支援を行い、授産施設に3名、就労移行支援事業所に11名をつないでおります。また平成23年の大津養護学校の卒業生の進路状況は、27名の卒業生の中で5名が就職され、6名の方が就労移行支援事業を利用される予定でございます。町等への相談者や養護学校の在校生はハローワーク、事業所、福祉施設等の関係機関と連携が取れておりますが、相談をされていない方についても町の広報誌、ホームページをお知らせするとともに、町の保健師、関係医療機関、福祉施設等と連携を取り、今後も就労支援に向けての情報の提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

そのほかの対応といたしまして、町と社会福祉協議会、障害者福祉施設4園では毎年交流を行ない、情報交換の場を設けております。またNPO法人設立等の準備時にも意見の交換を行っておりますが、今後は交流会等への参加をしていただき、意見交換、情報の共有化を行ない、法人等のスキルアップ

を図っていきたいと考えております。

最後に、3番目の企業に対する啓発、PRなどをどのように行っているかについてでございますが、企業に対する啓発PRにつきましては、現在町の企業連絡協議会等で障害者の方の雇用や就労支援事業所との連携をお願いしているところでございます。今後もハローワーク、障害者支援拠点事業所等と連携を取り、町としても障害者雇用制度等の情報提供、支援、PR方法等を関係部署と協議しながら、障害者の方が住み慣れた地域や社会参加並びに就労により安心して過ごしていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 日本では高齢者も障害者も失業者等も福祉を受けることより働くことを希望する人が多いというふうに私は受け止めています。福祉が何となく使いづらい、気が引ける、そういった部分もあるかと思えます。そしてそのことで、国等は自立支援という形で行われている。国民に自立を求めるのであれば、国が働いたら普通に暮らせる社会を用意することが前提にならなければならないと思うわけですが、現実にはそうになっておりません。その中であって、今回のNPO法人スマイルも、それから施設も、自立支援法に基づいて、その枠内でひたむきな努力をされているというふうに感じました。町としてはそれに応えるべきだと考えます。私は岩尾部長とこの一般質問の中で話を、打ち合わせ等も行ってきたわけですが、決して町の対応として満足しているわけではないという言葉いただきました。企業連絡協議会等に雇用の促進をお願いしているというふうな話もされましたけれども、スマイルが就労の実施を受け入れている企業、商店などの一覧表には企業連絡協議会の構成会社、企業はほとんどない、全くないと言っても差し支えないかと思えます。もっともっとその辺のところもやっていく必要があるだろうと思えます。今回の議案の中でも、学校教育の現場でスマイルプロデューサーによる児童生徒訪問支援事業が提案されております。町のいわゆる待つ姿勢からどんどん外に向かって活動していく姿勢が映し出されております。福祉の分野でもっと施設やNPO法人、そして企業と積極的に話をし、情報の交換をし、障害者のニーズの把握などに努める必要があるかと思えます。地域福祉の会議の中で、コーディネートされている先生、確かお名前は佐伯先生とおっしゃったと思えますけれども、参加した勉強会の中で、ワークショップの中で、参加した住民の皆さんに対して、今は住民参加、参画と言われておりますけれども、一方では行政参加が今一番重要なときだと思いませんかという訴えをされました。まさに外に向かって町自身がそういうニーズを掘り下げていくという、そういうことは大事な時期ではないかと思えます。そこで、町には相談員であったり、担当職員であったり、保健師等が配置されておりますけれども、そういったきめ細かな対応をという面で、人的な配置、増員等についてお考えがあるのかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員関係等については、もう保健婦関係についてしっかりと地域を回り、そして議員心配されておる企業連に入っていない地域、既存の企業やあるいはそういう福祉関係の施設の関係については入っておられませんので、そういうところに保健婦なり社協の関係の皆さんがしっ

かりと連携を取っていかなくちゃならないというふうに思っております。保健婦については、今のところ大津町としては人員をしっかりと対応しなくちゃならないというふうに自覚はしておりますけれども、今後については行革関連等についてしっかりと地域福祉、そういう意味において保健婦のさらなる確保をやったりやっていかなくちゃならない。しかしその前に、やはり民生員をはじめ区長さん、それぞれのボランティア的な方々の活動支援をしっかりとやりながら、そういう障害者の自立関連等についても行っていけるようなこと、そういうシステムとかいろんなものがまだまだ一般的に広がっていないというようなところも自覚しておりますので、そういうPRをしっかりと取りながら、すべての町民が幸せに暮らせるような社会になっていくために、住民の皆さんの力をしっかりとまたお借りできればなというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 何度かスマイルの方にお邪魔してお伺いしたんですけれども、大津町でも5社ほど、うちの養豚業も含めてインテリア関係、それから廃棄物関係、グループホーム関係、それからホテル、ビジネスホテル関係、実習を受ける企業があります。これも理事長以下職員の皆さんが自分の足で開拓されたというような状況です。町が率先してそういった企業の連携や施設との連携、そういったものを立ち上げて障害者の皆さんの意向に従ったまちづくりができるようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より開会いたします。

午前10時56分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして3項目について質問を行いたいと思います。

1項目は耐震の予防と対策について、防災対策について、それから2項目は県営迫井手区圃場整備事業における農用地の処理について、3項目が旧若草学園跡地の運動公園化について行いたいと思います。

まず質問を行う前に、先刻ニュージーランド地震で富山外国語専門学校の生徒が被災に遭われ、多数の方が亡くなりました。3月11日に発生しました国内観測史最大の地震でありますマグニチュード9強の巨大な地震が発生しました。津波の直撃を受けられまして、多数の死傷者と、また同時に東京電力の福島原子力発電所の爆発など、被害の拡大に伴い、避難を余儀なくされた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。亡くなられた方々に対しても、衷心より哀悼の意を表したいと思います。

さて、第1項目の入りますが、耐震予防と防災対策についてでございます。ご承知かと思いますが、地球表面の地盤はいくつかのプレートに分かれておりまして、地震はプレート同士がぶつかる境界で

多く発生すると言われております。特に日本列島は4つのプレートがぶつかる境界線にあり、日本国土の面積は世界陸地の約0.25%にあたりますが、この上でマグニチュード4以上の地震だけでも世界の地震の10%以上、マグニチュード6以上の地震では20%以上が日本国その周辺で発生しているとのこと。世界一の地震発生国と言われております。近年では、阪神淡路大震災、それから以降新潟県の中越地震、それから能登半島地震など、今回は東北地方、太平洋沖を震源とする巨大地震マグニチュード9という激震によりまして、大津波が発生し、岩手・宮城は破壊的な被害を受け、他の県も広域的に被害を受けたわけでございます。身近な我が町はどのようになっているかと申しますと、既にご承知のとおり、大津町を中心とした活断層が走っていることはご承知のとおりかと思えます。防災対策の一環として、地震防災のマップ、それから交通マップ等が配付されていますが、それぞれのマップの中では避難箇所、体制づくりは表示されておりますけれども、自主防災組織並びに危機管理意識というのはまだまだ乏しい実態と思えます。地震は30年周期でやってくると言われておりますが、既存の建物の過半数は終戦前後に建築され、既に老朽化しているもの、現建築基準に適合したものが数多く見受けられます。地震発生にあたっていかに人命を救うかが大事であります、依然予防体制が実施されている今日でもございます。いかに全壊から人命を守るかと考えますと、本町内の建築物には全壊に耐えることができるのかということも懸念しているところでもございます。また、有事の際は避難場所は公共施設に殺到する。日ごろ不特定多数の来訪者がある中で、安心・安全と言えるのか、行政の責任は大きいと思えます。先般、議員全員協議会でも公的な施設については強度の実態を表明されました。耐震補強か、それとも解除すべきを検討されましたけれども、その後どのように進められているのか、今後の見通しについて伺いたいと思えます。

それから2点目が個人住宅の耐震は、既存建物の倒壊危機を防ぐためにも人命を救うということが優先されますので、耐震の補強が急務でもあります。行政情報、実態調査の把握は十分できているのか。あくまでも実態調査でございますので、本人の了解も必要でございますが、そういうことによって専門業者による委託調査を町の助成に基づいて耐震対策をしていく必要がありやせんかなというふうに思いますし、今後の振興管理、事業推進も示されるものと思われま。今後、布田川断層、それから日奈久断層との動きによっては大きな影響の数字が持続されますので、町全体の予防対策などをどうされるのかということも伺いたいと思えます。

3点目が道の駅防火拠点としての体制を構築し、連携を進めていかれる考えはあるのかということでございます。これは、道の駅防災拠点化に向けてはですね、他の自治体も活発に動きがありまして、現在全国でも約43カ所も設定されているというふうに聞きます。これも中越地震から生かされた避難所や情報発信、ライフラインの確保などの被災地周辺の道の駅が有効に機能していたことによって、国も設備用備品などを防火の拠点化を進めるということの方向で動いているようでございます。今後、も拡大していられるのではないかなと思えます。防火拠点化は、道の駅には避難施設や情報提供、それから施設に対する緊急時の備品備蓄倉庫、それから非常用のトイレ、自家発電機、それから非常用の電源装置、貯水槽、井戸、水などが整備されているということでもございます。また、各自治体も災害時に管内の道の駅と災害拠点協力協定、これを結ぶところも増えているということでもございます。

いざというときに店舗や倉庫から食料、水、野菜など救援物資を提供し、利用客や周辺の住民への災害情報等を発信する役目を持っているなど、協力体制が構築されていると聞きます。日本列島の活動は、動きを見ても大規模地震はいつ発生してもおかしくないような状況でございますし、今後発生が予測されるわけですが、やはり地震に「備えあれば憂いなし」ということわざもございますように、平常の構えが大事でもあります。よって、今後行政の事前予防体制の構築、被害拡大を防止するためにも、唯一の防災対策、危機管理として耐震対策の振興管理ができるように対処すべきと思います。特に本町の道の駅も主要道路も交差点に、身近な場所にある道の駅ですので、連携強化を図りながら、今後協定あたりできればいいんじゃないかなと思うわけでございますが、その点について町長、3点についての所見を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のご質問の公共施設の耐震対策についてでございますけれども、災害の折に指定している避難場所である学校施設や社会教育施設などについては、国の基準に基づき建築年次や耐震診断等の調査を進めて、補強工事などを計画的に実施してきたところであります。ただ、役場庁舎の耐震化の取り組みについては、議会も説明をしてきましたが、現段階では震度6ぐらいでだめだというふうな結果が出ております。今後につきましては、どのような形を取るかと、大変世界各国、あるいは国内における地震災害等が出ておりますので、住民の生活を守る防災本部としての機能を果たすためには、庁舎のあり方については今後検討をしていかなくちやならないというふうに考えております。状況については、また後ほど部長の方から説明させますけれども、2番目の私的な住宅関連等についての指導についてでございますけれども、平成21年度に100%の国庫補助事業により大津町建築物耐震改修促進計画を策定いたしました。大津町の耐震化の状況は、昭和56年の建築基準法の改正を踏まえて昭和56年6月1日以降に建設された建築物を新耐震基準建築物、これ以前に建築された建築物を旧耐震基準建築物に分類され、平成21年度現在で本町の住宅総数は9千73棟で、耐震性を有する住宅は5千947棟であり、耐震化率は65.5%となっており、国が求めている基準、平成27年度で90%となっており、当町もこれに準ずるものとしております。当町の目標に向けるには年246棟の耐震化が必要となっております。このことを踏まえまして、この耐震化促進計画により耐震化マップを作成し、全戸に配布を行って啓発に努めております。内容等については、また担当部長の方から説明をさせます。

あと道の駅でございますけれども、道の駅の本来の3つの機能の情報や休息地域の連携施設として大津の道の駅との協定関連等には今のところ結んでおりませんが、大津町防災協議会の会員の中で頑張っておられますので、今後につきまして議員ご指摘のように道の駅とも十分相談をしながら、その対策の中でご協力できるように指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 手嶋議員の質問の中で公共施設関係のご質問がございましたので、その状況等について答弁させていただきたいと思っております。

町の防災関係という形で振興計画の中にもいろいろたっておりますけれども、各議員さん、委員さんの中でこの震災対策等についてのいろんな議論があっているのは承知いたしております。まず公共施設の状況でございますけれども、建築年次などの調査を実施しまして、耐震診断等の調査を進めて整備を実施してきたところでございます。役場本庁舎につきましては、昭和44年10月に完成いたしましたして、平成8年3月に庁舎の東側部分を増築しております。防災の拠点施設となっているような状況でございます。現行の耐震基準につきましては、昭和56年に法律が改正されまして、改正以前の建物でございます。平成18年度におきまして耐震診断を実施させていただきました結果については、議会の方の全員協議会にも報告をさせていただいているような状況でございます。言われる耐震性の問題ですけれども、気象庁の耐震会という形で震度5弱、大地震に対策を震度6強への補強案が報告されております。現庁舎の補強及び改修の場合は、費用といたしまして約6億5千万円、現庁舎の東側の部分を残しまして旧庁舎部分を改築した場合は約9億円、新たに現庁舎以上の規模を有します庁舎を建設するとしますと約12億円の経費が必要と報告いたしております。新築の場合につきましては用地の関係もありますが、建設費用だけでも約20億円程度の予算が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の個人住宅に対する行政指導関係についてご説明申し上げます。

国においては、平成18年1月に法が改正されまして、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、住宅や多数のものが利用する一定規模以上の建築物の耐震化を目標として耐震化率を現状の約75%から平成27年度までに90%にすることを示しております。町も先ほど町長の方からありましたように平成22年3月に大津町建築物耐震改修促進計画を策定するとともに、防災マップを作成し民間への耐震化の呼びかけ、耐震診断、耐震改修について町民への周知を図ったところです。民間住宅等に関しては国の補助制度がありまして、耐震改修費用に対する補助率は県が緊急輸送道路として指定している国道57号、国道325号沿線については国、市町村で合計3分の2が補助されますが、町においては該当する建物はほとんどありません。またそれ以外の地域については、改修費用の約23%を国・市町村で補助する制度になっておりますが、補助率が少ないのが現状です。さらにこの補助制度は、新築建物に対しては該当しませんので、耐震診断、改修に取り組んでもらえるかどうか疑問があります。しかし、住民の安全を守ることに关しては行政の責務となっておりますので、今後も継続して耐震に対する周知などを図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま町長それから所管の部長から詳細に説明を受けたわけですが、やはり一番心配されますのは、どうしてもこういう天災時には公共施設にやっぱりよりどころとして殺到するんじゃないかなと思います。そういう中で、そこが拠点地にならなければ何なりませんので、その辺を十分考慮していただくということが大事だろうと思います。役場に行けば大丈夫だというよ

うなそういう施設もつくり上げていく必要があると思います。先般、協議会でも数値を出されましたが、耐震といたしますか、安心できる数値じゃないわけなんですね。2階が一番悪いということで0.15ですか、それと0.18の数字が出ておりましたけれども、到底これは耐震には耐えられない状況でもありますので、やはり今後、もちろん補助等がありませんので何ですけれども、一般財源の持ち込み、それから基金等にたよることになると思いますけれども、今後そういう計画を立てていかれるのかですね、建設のための基金を積み立てていこうじゃないかというようなことのひとつの指標はないかなということをお伺いしたいと思います。

それから、住宅関係ですけれども、これは先般の総合審議会の中で上西川原さん、この委員の方が、これはもう当然地震に精通された方なんですが、その方が言われておりましたけれども、震度6発生した場合には上井手から南の方は5千戸ほどは全半壊する可能性は十分あるというようなことも言われておりました。確かに地震構造的にはそういう形にもなりますので、できるだけ早くその体制を構築するようお願いしたいというふうに思います。

そこで、どういうふうに今後この庁舎をつくるために計画があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員ご心配のように、庁舎は先ほど言いました防災本部であるし、そして大津町への町民の皆さんが日ごろから役場においでいただいておりますので、生命を守るため、そしてまたその後の防災関連等の町の復旧についても大切な場所であるが庁舎であるというふうに認識はしております。ただいまの、今後どうするかというような形になりますと、やはり財源的な問題もありますし、場所の問題もありますし、いろんな問題が絡んでまいりますけれども、今後については財政的に今学校の分離関連等をやる、あれがいろんな形でやっておりますけれども、公共施設関連等の基金を積み立てるような方向で財源を確保しながら、あるいは住民の皆さんの意見を十分聞き、そしてまたもし急ぐというような形になれば、大津町の今の住民の窓口、あるいは防災関係の総務課、そういう関係のところについては新たな南にあるセンターの改修関係も考えられるんじゃないかなというような思いをしておりますけれども、いろんな案があると思いますけれども、まだその辺については十分議会の方ともご相談しながら、そして住民の皆さんの意見をしっかり取り入れながら検討していく重大な案件であるというふうに思っておりますので、今後についてはまずは公共施設の基金を積み立てていけるような財政運営をやっぴりしっかりやっていかなくちやならないというふうに思っておりますので、今後については十分議会、住民の皆さんとご相談しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） もう質疑はありませんけれども、やはり長期計画でも構わないんですけれども、やはりぴしゃっとした位置づけといたしますか、町民の方にも示す必要があるんじゃないかなと思います。やはり安心安全ということを確認するためには、やはり大津の庁舎がちゃんとかうその整備をしていかないと、全体的な整備もできませんのでよろしく願いしておきたいと思います。

1問目の質問を終わります。

2問目に入ります。県営迫井手の圃場整備場に係る非農地の処理についてということでございます。今回は、圃場整備についてはですね、賛否両論がかなりあったかと思いますが、もう1950年代になると思いますけれども、当時白川の大水害がありましたときに、もうその沿線であります岩坂、中島一体が水害で水没といいますか、一瞬にして砂地になってしまったわけでございます。その当時、私も学生でありましたので、その排土作業、住宅の排土作業、それから圃場整備の作業等も従事した経緯がございます。排土につきましても、当時は10アール区画ということで圃場整備がされたわけですが、その砂地にペナントを多いながら漏水を防ぐという方法でやられたと思います。岩坂の高台の畑から全部トラックで土を下ろして、それも赤土、土手の土でしたけれども、下ろして、そして所有農家が個々に努力されたことで肥沃化されまして、美田ができたわけでございます。その後も白川の増水等もかなりありまして心配されましたけれども、井手区の農家の努力によりまして今日に至ったようなわけでございます。その後、用排水路がもう50年以上なりますので補修ということが当然出てまいっておりましたので、それと米麦の耕作の中でいかに生産コストを下げるかということが課題にもなっておったわけでございます。機械化も大型化してまいりましたし、道路等も狭くなったということで、また圃場内の効率的な農作業ということを考えまして、農道の拡幅、用排水路等の整備を余儀なくされたということで今回の再度の圃場整備のきっかけになったんじゃないかと思います。既に就農者の高齢化が進んでおりましたので、当初も計画では造成費負担が国・県・町、補助以外は全部受益者負担で実施するということが計画されておりました。今後、特に米麦の下落等も予想される中で、負担支出というのは難しいんじゃないかなということでございましたので、そのときは私も一般質問等で見直しをということでお願いしたわけですが、その後、計画変更されまして非農地を造成しようと、そして個人負担の軽減に努めようということで変更されたところでございます。そういうことで、順調に同意も整備されまして、今日に至っております。今、第1回の整備として岩坂地区が非農用地も造成も大体県道側に拡幅されまして、近年中、第2の工区、中島区は造成中でもあります。現在の経済の低迷の続く中で、今後非農用地の処分料が難しい環境にあるんじゃないかなというふうに思います。その圃場整備を完了すると同時に、処分造成と精算というのが待っておりますので、やはり事前に準備することが必要ではなからうかと考えます。事前の企業の誘致をやったり今から推進していかなければ、また町がいつまでも持ち込むというふうな形になるんじゃないかなと思いました。

そういうことで、圃場整備の進捗に従いまして、非農用地の処分、要件についての基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、そこに提示しておりますようにですね、3項目について出しておりますが、土地利用の条件ですね、これは誘致企業等の業種的に制限はないのかということと非農用地の売却の条件と、それから2点目としましては給排水の適正な条件、特に排水の条件等はあるのかということ。それから3点目は隣接地との合意は可能かということをですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 県営の迫井手土地地区画整理事業の状況等についてのご質問とともに、非農用

地等の今後の取扱いについての手嶋議員のご心配の質問でございますけれども、平成20年度から県営の圃場整備事業として事業着手がされております。埋蔵文化財の調査や工事関係の現在のところ、地元のご理解を得て概ね計画どおりの進歩を見ているところでもあります。圃場整備地区内に受益者の皆さんからの減歩という形で非農用地を造成する計画でございますが、この非農用地は圃場整備事業の地元負担軽減を目的に企業用地として売却をしようとする計画とともに、地域のミニ体育館的なものの公共施設用地というものをお願いしながら、南部地区の地域振興につなげたいと思っております。企業誘致の状況でございますが、昨今の国内経済状況や東北地方太平洋沖地震等をかんがみますと大変厳しいという認識は持っておりますが、必ず誘致を実現しなくてはならない、そういう約束をしておりますので、我々としては今後企業誘致に力を入れながら軽減負担をやっていききたいというふうに思っております。あと、排水とかいろんな条件等も内部的にはいろんな問題の状況報告は、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の企業誘致に伴う土地利用条件及び売却条件についてですが、圃場整備によりまして新たに創設された用地でございますが、通常創設非農用地と言われておりまして、迫井手土地改良区がまず所有することになります。お尋ねの条件でございますが、どのような誘致企業が適当であるか、近くに集落がございますので、その辺の配慮は必要かと思えます。ただ非農用地とされますけれども、農振法や農地法の許可手続きなどは必要とされております。また県から土地改良法の運用上、土地改良区から一旦町が用地を買い上げ、それから企業さんに売却するということの指導も受けております。いずれにしても、農地法人等の企業が立地できないとかいうことではございますが、雇用促進につながる企業誘致に期待しているところでございます。

2番目の給排水の適正条件についてでございますが、まず上水道は大津菊陽水道企業団からの給水になると考えております。排水につきましては、公共下水道への接続を予定しているところです。下水道への接続には、進出される企業さんによりまして、生活排水以外に工場排水などがある場合は、特定施設としての一定の除外施設などの設置をお願いしなくてはならない場合があります。基本的には、全国で行われております規制とほとんど変わりはありませんので、企業さんにもご理解は得られるものと思えます。

3番目の隣接地との合意の件でございますが、周辺地域のほとんどは農地でございますが、事前換地の段階で農家の方には説明をしておりますし、また土地改良区の総会時にも同様の説明をしております。今後、企業さんとか工場とかがある程度具体化しましたら、早急に地元の説明会などを行いましてご協力をいただくことにしております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 詳細に説明いただきまして、ありがとうございます。大体内容等はわかりましたけれども確認のためにお尋ねしたいと思います。3ヘクタールの非農地は一括処分するのか、それとも分割処分ができるのか、これをひとつお尋ねをしたい。

それから、売却要件ということを出しておりましたがけれども、これはあくまでも地元負担の軽減のための目的ですから、最低限負担相当分は確保しなきゃならないということでもよろしいでしょうか。

それと、圃場整備事業の換地を含めてですね、完了するのはいつになるのか。

この3点をちょっとお尋ねしたい。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 最初の3ヘクタールについて、分割しての売却をされるのかというか、そこら辺の質問だったと思いますが、通常はもうそのまま3ヘクタールのままの方が、これは企業のどいうところが来られるかわかりませんが、一括の方がいいんじゃないかなというふうに担当課としては思っているところでございます。だから絶対ということではありませんが、好ましいのではないかなというふうに思っております。

それから、負担金というか、農家の方の軽減関係の負担でございますが、それ相応の事業費の割り出し等がございますので、ある程度の金額等は、これは10アール当たりいくならいくらかとか、そういうことは逆算して出てくるのではないかと思いますけれども、今の段階ではどうのこうのというのはわかりません。

3番目、すみません、何だったですかね。面工事の完成は、あくまでも平成23年度中に終わりますが、外溝の排水路関係等の完了整備、あるいは清算事務、換地登記事務は、平成25年度を目標としているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 大体この圃場整備事業の内容等はわかってまいりました。やはり日ごろですね、そういう非農地についての売却については、将来やはり町が買い込んでですね、いつまでも売れないような状態になると財務負担もかさみますので、できるだけやはり全員でですね、情報を収集しながら早急に売却できるように努力をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いました。

以上、これで終わります。

次に、3項目目であります旧若草学園跡地ですね、遊休地とありますが、それを運動公園化できないかということでございます。この旧若草学園の跡地の利用につきましては、先般再度質問もしてまいりましたが、その必要性についてはですね、ご承知のように本町の公園も数多くありますけれども、その憩いの場としてはありますけれども、身近な利用させるだけといいますか、新興住宅地も増加してまいっておりますし、地域住民が安心してですね、安全に使える公園には乏しいというふうに思います。最近特に児童が道路にボール遊びというのが頻りにやっておりますし、飛び出し、車輛としても通行の際に危険を強いられているというふうな状況でもあろうと思います。特に引水区でございますので、元引水というのは準農村地帯でございましたし、86戸の形成でした。しかし、今は引水区の南だけでも460戸ですか、それから南区を含めると500近くになると思います。900近くのやはり戸数に増えてまいっております。これは、引水区の地積がちょっと広いということもありましてそういう数字になっておるとは思いますが、そういうこともありまして、住民の今後の健康増進、

それから区民の交流の場、児童のスポーツ、親しみやすい場所という形でございますし、それから自然災害等の避難場所としての防災機能を含めた多目的な活用、それと防犯を考慮した開放的な住民参加の簡易の運動公園も設置していただく町長の考えはないかを伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の若草学園跡地の運動公園化ということでございますけれども、もう再三質問をされております。これにつきましては、やはり引水地区の皆さんや老人会のグラウンドゴルフの練習あるいは大会、地域の子どもたちの遊び場としてのご利用をされていますが、管理面においても草刈りなどの除草作業等をボランティア的に実施していただいておりますことは、感謝を申し上げたいというふうに思っております。平成22年10月に阿蘇地域を含めた熊本地方法務局阿蘇大津出張所が用地の一部に移転新築されましたので、議員に再びご質問をいただいておりますのではないかと思います。現在の残りの用地付近も道路や排水なども整備をしております。平成20年12月議会の一般質問でもお答えしましたが、法務局の整備も済み、民間活用なども含めて利用価値も変化しておりますが、現時点での整備は難しいところでございます。そういう状況をご理解いただきながら、現在地域の皆さんの手づくりにより頑張っておられますので、健康づくりなどの地域コミュニティの活動等に有効に活用していただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま町長の方から答弁がありましたけれども、再三このことは出しております。というのが、当初は大津小学校の校庭をお借りしてグラウンドゴルフあたりもしておったんですけれども、野球とかなんかがですね、やっぱり祭日、日曜あたりありますので、でも何度か交差して危ないと、意見ということもあまして、ちょうど学園跡地があるということで、そっちの方が安全だろうということですね、まずグラウンドゴルフ化ということであそこを跡地ですから、もうコンクリートの破片ですね、それあたりでほとんど運動する場でもなかったわけですが、みんなが協力してあそこを除草しながら、ダンプ7台ぐらい入れたと思います。山砂を敷きまして、そして整地して今日に至っておりますが、何とか運動できるような状態になっておりますし、年に2回除草剤を振りながら管理しておるところでもございます。できれば、やはりあれだけの面積を今近くに運動公園をつくってくれというような状態であれば、これはもう当然財政的に無理ですけれども、今空いておりますので、やはりみんながそこで運動するにしても、まずトイレがないわけですね。ですから、ちょっとやっぱり敬遠されることもございますし、2段に分かれておりますし、下の方は砂利が入っていますので駐車場に使っておるわけですが、せめてトイレ、それから木立ですね、木陰、それからベンチぐらいは設定していただくなり使いやすいんじゃないかなというふうに思いました。特に今、天災等の避難場所としても大事な空白地帯でありますので、十分活用できる、ヘリポートが着陸もできるというふうな場所でございます。これを今後十分熟慮いただきまして、再度これについてはやはり一つの検討資料としてですね、今後とも考えていただくなりと思います。そうしないと、後でまた陳情等が上がる可能性も十分ありますので、その点は率先してですね、町の方から方向付けを今後はしていただくということが肝要だと思いますので、よろしく願い申し上げます、質問を終わります。

たいと思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○2番（府内隆博君） こんにちは。2番議員、府内隆博が一般質問をいたします。今日は2問質問させていただきます。その前に、東日本大震災で被害に遭われた皆さん方に対して、心からお見舞いを申し上げます。被害で亡くなられた方、お悔やみを申し上げます。その中で、災害が起きたとき、自衛隊、機動隊の方々、そしてレスキュー隊の方々、熊本からも日赤病院の医師であります方々が23名出動されたと聞いております。中で現地で救護活動にあられた熊本日赤病院の医師の方が声を掛けるだけで涙ぐむ人もいて、心のつながりの大切さを感じたと語られたことに感銘を受けたわけでございます。今後の心のケアが大事になってくると思います。私たちに何ができるか、国民一人一人が考え、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

それから、この3月定例議会を最後に退職されます農業委員会の事務局長、服部局長さんが最後の議会でございます。私と同僚議員の月尾副議長は同級生ということで、最後のはなむけに質問をさせていただきます。

農業委員会の役員改選について問う。大津町農業委員会の役員23名、男性22名、女性1名と役員構成の中に頑張っておられます。政府は2010年3月策定に新食料農業農村基本計画に女性農業委員の登用目標設定と実現のための普及啓発などの実施を掲げた。農水省も女性委員が1人もいない農業委員会の解消と、2015年までに1委員会当たり2人以上の選出を求めている。そこで、大津町は男女共同参画宣言都市にふさわしく、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして参画できる町をつくることを宣言している。菊池管内でも女性の農業委員の数は菊池市4名、合志市2名、菊陽町2名と、大津町も複数の女性委員の選出を期待するものであります。農業委員の存在は、食育など食と農の連携や婚活を通じた後継者確保、グリーンツーリズムによる消費者との交流など、女性の得意分野の活動を促し、地域の活性化に役立つと思われ、違った目線からの発想も地域農業の振興を図っていくためにも期待されると思います。今や農業も2009年12月に施行された改正農地法により、借り貸し規制の大幅な緩和、農村基本制度後10年間だけでも我が国の農業施策はめまぐるしく動き、担い手対策、品目横断的経営安定対策、水田畑作経営所得安定対策は、認定農業者数を全国で24万8千557人、大津町では161人、集落営農数も全国で1万3千577戸に、大津町では17戸に増大している。農地関係でも農地法改正が法人形態に参加を後押しし、法人経営体数は2010年2月現在2万2千となり、5年間で17%も増えている。農業経営の6次産業も進み、農産物の加工に取り組む農業経営体数が5年間で42.9%増加、こうした一つの動きが農業改革の道筋である一方で、農業者数も減少や高齢化の振興など、我が国の農業が依然深刻な状況にあることは変わらない。その

攻めにこそ、これまでの農政や農業ばかり合わせるのではなく、近年では景気の低迷により食の低価格志向など、消費者の食に対する意識の変化も大きく影響していると思う。食料農業問題は国家的問題で、国民一人一人が身近に感じ、真剣に考えてほしい。また、工業生産と違って農業の体質強化を短期間で実現することは容易ではないことも十分理解してほしい。これから遊休農地解消や農業に新規参入する企業への支援体制など、新規就農、担い手対策等、新しい農業へのパートナーと地域の農地利用の促進と農業再生を図るために、今後農業委員会の果たす役割は大きいと思いますし、そのためにも女性の視点を生かした政策提言や女性登用の環境づくりも大切と考えます。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

1 問目、終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 府内議員の農業委員会の役員選任についての女性の登用についてのご質問でございますけれども、町では男女共同参画の推進のために住民と行政が連携し、男女参画の視点に立ち、まちづくり、子育て支援、防災や観光、環境などの様々な分野で男女が共に対等な立場で参画し、協働による元気なまちづくりを推進しております。女性の農業委員会委員選挙への立候補も可能ですので、大いに立候補者として名乗りを上げていただきたいと思います。また、選任委員につきましては、各関係団体や議会に対してもお願いをしていきたいと思っております。特に議会推薦の学識経験者関係もありますので、議会のご理解とご協力をお願いしたいと思います。農業委員会関係の詳しい内容については、女性職員のリーダーでもあって頑張ってこられた局長から説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長服部次子さん。

○農業委員会事務局長（服部次子さん） こんにちは。府内議員さんの質問にお答えします。

農業委員会は、農地等の利用者の調整、自作農の創設維持、その他農業全般にわたる問題を農業者の総意と自主努力によって総合的に解決していくことを目的とした農業及び農業者に一般的利益を代表する機関として、農業委員会等に関する法律に基づき原則として市町村ごとに設置されている行政委員会です。農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、市町村議会がそれぞれ推薦し、市長村長が選任する委員からなっている合議体です。大津町の農業委員は23名で、選挙による委員の数は条例により17名、委員は全員男性のみです。選任による委員の数は、農業団体ごとに推薦した理事または組合員ということで、菊池地域農業協同組合より1名、農業共済組合より1名、土地改良区より1名の3名で、いずれも男性です。また、市町村の議会が推薦する学識経験者3名ということで男性2名と女性1名の選任より成り立っております。熊本県内の農業委員は1千29人です。女性農業委員77名、そのうち10名が選挙による委員です。あと67名の方が選任による農業委員です。この67名のうち農業団体よりの推薦が2名いらっしゃいます。あとは皆さん、議会の推選による委員さんです。65名です。大津町においても、平成11年7月20日から平成14年7月19日までの議会の推薦による女性農業委員は2名です。また、平成14年7月20日から平成17年7月19日までの議会の推薦による女性農業委員さんも2名で、この1名は農業委員会の会長をされておりました。平成17年7月20日から平成2

0年7月19日までと、現在の農業委員であります平成20年7月20日からは1名の女性農業委員となっております。現在の農業委員の任期が平成23年7月19日、今年3年間の任期満了になります。7月上旬には選挙が実施される予定です。平成23年1月31日現在の農業委員会の選挙人名簿登録者数は2千569名となっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 2011年3月9日、全国女性農業委員ネットワークが発足し、女性が農業委員会にチャレンジしようとする積極性が不可欠であり、また選挙人としての選出拡大については、女性が立候補しやすい環境づくりと女性自身が農業委員に立候補する熱意がこれまた欠かせないと思います。いずれにせよ、女性農業委員を増やすためには、地域と周囲の理解と協力、そして女性のやる気が必要であると思います。そういったことで、一人でも多くの女性の農業委員さんが誕生されますことを希望して、第2問目に入りたいと思います。

地下水保全について問う。熊本は水の都、緑の清らかな地下水に恵まれた自然豊かな森の都として大きく成長してきた。水は生命の源であり、私たち人間がもとより、地球上のあらゆる生物にとって欠かすことのできない宝である。大津町も地下水湧水に恵まれた町で、毎日の生活や産業活動、農業生産などを支える重要な資源でもあり、上水道をはじめ工業、農業などに地下水が利用されている。工業では豊かな地下水のお陰で本田技研や多くの企業が進出し、用途に地下水が利用されて恩恵を受けている。熊本地域の地下水の豊富な要因として、阿蘇外輪山西側の山麓台地から白川中流域、菊池大地、託麻台地、江津湖へと地下水が形成されると思われる。この地下水を守っていくために、水田涵養事業や植林事業など、多くの企業や団体が参加し、地下水保全対策が進められている。そんな中、地下水資源も限界があり、守り続けていくためにも地下水保全条例だったり、地下水摂取届などを義務づける制度を法制化を含めて検討する必要があると思うが、町としての考えを聞きたい。

それと、今、全国で水資源林買収の様々な憶測や疑心暗鬼を呼び起こしている。林野庁が昨年12月9日、外国資本による森林買収の全国調査結果をはじめて発表した。国土交通省と連帯し、都道府県を通じての調査だが、それによると2006年から2009年間で北海道で29件、神戸市で1件の30件、計574ヘクタールが確認された。国の67%を占める森林面積約2千500万ヘクタールに比べれば極めてわずかだが、この数字は実態を表していない向きも多い。林野庁の調査で海外の企業、個人による森林買収、2010年11月末現在、全国30件のうち29件を占める北海道、その中でも外資による土地取得が多く、北海道ニセコ町は資源林の保全などに危機感を募らせている。森林買収の届け出基準の厳格化や水質、水資源の開発規制など、独自の条例制定を目指している。世界的な水源不足を見越して外資系によるビジネスチャンスとして水源を買収しようという計画の中、大津町も地下水湧水に恵まれた町で、こうしたことにならないためにも関係課と連携し、早く地下水保全条例や地下水治水届けの義務づけを町として検討する考えはないか問う。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地下水保全についてお尋ねでございますけれども、議員のご指摘どおり地下

水は熊本地域100万人にとって最も重要で、かつ貴重な資源で、この地下水を将来にわたり豊かで良質な状態で守っていくために、地域住民や地下水利用者、行政機関との連携で広域的・総合的に効率的な保全対策を講じる必要があると認識しております。さらに、議員ご指摘のように、外資系の資源地、あるいは回収の情報については、大変危惧しているところでもあります。また、地下水管理関係の法制定の情報もあり、期待しているところでもあります。

さて、地下水保全条例等での最終規制の件でございますが、熊本県では地下水の適切な採取及び合理的な使用の確保を目的として、昭和53年に熊本県地下水条例を制定され、平成2年に地下水の汚染防止を目的とした熊本県地下水水質保全条例も制定されております。平成12年にこの2つの条例は熊本県地下水保全条例として統合され、地下水の保全対策を推進されております。地下水採取などの規制となりますと、地下水の所有権の問題がありまして、現行の法制度では地下水の管理に関する法制度は、民法上、地下水は土地所有者に所属し、土地所有者がその土地の上下にある水の所有権を有しているとの解釈が一般的であります。そこで条例等での規則は難しいところもありますが、現行の法制度では不十分でありますので、今後は国の法制度に向けた情報収集や熊本県の地下水保全条例の改正内容、熊本市などの地下水保全条例を参考にしながら検討していきたいと思っております。

また、熊本地域の11市町村では、共有している地下水が水量低下と水質悪化の問題が顕著化していますので、広域的な地下水保全対策の充実強化としまして、熊本地下水管理機構を新組織として設立する計画を今検討しております。自治体が地下水流域のどの位置にあるかで地下水管理に関する対応方針が異なり、自治体の利害関係が一致しない可能性もありますが、同じ地下水を共有している観点から、地下水管理に整合性を持たせ、協力体制を構築することが重要であると思っております。そういう意味で、今後の11関係の町村で、県の指導で今後進めてまいりたいと思っております。県の地下水保全条例の見直し内容と地下水管理機構につきまして、担当部長の方から詳しく説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の質問にお答えいたします。

まず、熊本県の地下水保全条例の見直しの内容について説明いたします。県では近年の地下水低下や硝酸性窒素等による水質汚濁等も増加傾向にあることを受けて、さらなる取り組みの強化を図るために、平成24年4月施行の予定で地下水保全条例の改正を検討されております。この概要としましては、地下水採取の適正管理として、大津町を含む熊本地域11市町村を重点地域として指定し、現在でも届け出義務のある揚水設備の突出抗が口径2.8センチを超えるものについては、新たに水量測定機設置の義務化を予定されております。さらに揚水設備の突出抗が直径5センチを超えるものについては、許可制度の導入を検討されております。

次に、設立予定の仮称熊本地域地下水管理機構の概要について説明いたします。熊本地域の地下水保全対策につきましては、平成20年8月に大津町を含む11市町村で地下水総合保全管理計画を策定して、平成36年度までに地下水料の確保や水質の改善を図る計画を立てております。その計画に基づき、新たな推進組織として現在ある熊本地域地下水保全対策会議などの3つの組織を統合し、財団法人熊本地下水基金を母体に、公益財団法人を設立し、より広域、重点的な効果が期待できる対策

を推進するように、平成24年度を目標に設立準備されております。財団職員としては、当面、県と熊本市から専門職員を派遣予定であり、財団運営費は市町村からの負担金により賄われる予定となっております。

次に、この財団の取り組む予定の事業ですが、地下水の保全及び利用に係る現状把握や評価、硝酸性窒素対策の推進、地下水の涵養対策、地下水採取料の適正化対策などになっております。財源としては、水道事業者が負担金として採取料の1トン当たり0.3円を基準単価として負担し、また民間企業等の採取者にも寄附金の納入も要請することになっており、大津町も平成24年度に必要な予算を予定する必要があります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） これは、熊本の南阿蘇で阿蘇の湧水を買取ろうとする動きということで、今年の6月14日提供されたところですが、平成22年5月に長崎の業者が南阿蘇村を訪問し、次のような趣旨を述べたと。中国向けに大量の阿蘇の水を輸出したい。ついては、水源を買取り、隣接地に工場を建設したい。地元の雇用は110人程度見込んでおり、物件になりそうな水源をおしえてもらえないか。なお、水のくみ上げは24時間体制でしたい。南阿蘇村は訪問者の趣旨を聞くだけにとどめた。南阿蘇村に豊かな湧水があるが、大量に汲み上げた場合、枯渇する恐れがある。南阿蘇村では、合併前の白水村のときから地下水保全条例を制定し、このような事例が出ないような事前の許可制を取っている。今回、南阿蘇村で水源を見つけるようなことができなければ、ほかの市町村に求める可能性もあるということで、そういったことが大津町ではなかったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の質問にお答えいたします。

今のところ、大津町でそういう情報は入っておりません。議員が言われましたように、南阿蘇村の件に関しては、一応うちの方の環境保全課の方に情報としては伝わっております。南阿蘇村は、以前から、白水村のときからという形で、それがそのまま南阿蘇村に引き継がれているということで理解しているところです。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） とにかくいろんな外資系の不動産会社がこういったことで日本を回っているという情報の得ながら、自民党は外国による水資源林の購入問題に対して、昨年11月に法案を2つ議員立法として衆議院に提出しています。対策法案は否決されましたけれども、まだ議論はされていないということでございますけれども、その法案に対して、水源涵養林などの保安林の所有者の届け出を義務づける森林法改正と所有者だけと言って勝手に地下水を無制限に取水できないような規制を特別立法として提出したそうです。そういうことで、いろんなことがあっても早いうちに国・県・市町村が一体となって法案に対しても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時40分より開会いたします。

午後1時29分 休憩

△

午後1時41分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。5番議員、鈴木ムツヨが町民の皆様を代表して一般質問を3問行います。

1問目、大津町振興総合計画について、2問目、消防団員減少について、3問目、ウェブ図書館導入の取り組みについてを行います。

3月11日に発生しました東日本大震災は、誰もが予想できない災害が次々に起こりました。まだ福島第一原発事故は、安全性が回復したとは言い切れないと本日の新聞にありました。死者、行方不明者は約2万3千人で、日本では関東大震災に次ぐ2番目の被害規模となりました。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に1日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。大津町は、いち早く救援物資を届けられましたことに、少しほっとしているところです。

それでは、1問目の質問、大津町振興総合計画について。前期5年間の計画はどのような検証であったのか。この質問は昨年3月にしましたので2回目になります。そのときの国の予算で、土地改良事業費マイナス63.1%とあり、迫井手地区整備補助が心配されていました。また、答弁で上井手、下井手等の整備関係が大きく響いてくると思うとあり、財政については基金等を出しても約7億円程度不足で、一般財源を充当しなければいけないと言われていました。同僚議員の質問の中で、迫井手地区圃場整備は、面工事が平成23年度で完了し、付帯工事が平成25年に完了すると答弁されていました。前期振興総合計画と成果と結果はどのようなになったのでしょうか。また、財政運営の見直しについてもどうなっているのか、町長にお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の振興総合計画の検証でございますけれども、議員の言われるような形については、十分関係機関ともご相談しながら事業を推進しておるところでありまして、評価関連等にいたしまして、担当職員はじめ審査委員会の評価につきましては、大体70%というような評価をいただいているところであります。その辺の詳しい内容については、担当部長の方からご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

前期5カ年の計画はどのような検証であったのかということでございますが、第1段階といたしまして担当課による自己評価を行っております。その内容は、前期基本計画に記載されました主要な事

業505の事業につきまして自己評価の結果、十分な成果またはある程度成果があったものが404事業、成果が不十分であったものが50事業、未着手の事業が51事業でした。また、進捗状況につきましては、計画どおりを100%、概ね計画どおりを75%、遅れているものを50%、着手のみを25%、未着手を0%として加重平均して進捗率を計算しましたところ、全体として70%程度の進捗率でありました。もちろん自己評価でありますので、評価が甘い分もあるかと思いますが、以上のような結果となっております。第2段階といたしまして、振興総合計画策定審議会に自己評価したものを施策体系ごとに32に分けて各課長の説明を行っております。その後、審議会委員さんに評価をしていただいております。評価の結果につきましては、進捗率につきましては70%程度、今後の方向性として今後とも積極的に拡大して推進するとしたものが36%、前期計画と同様の内容で継続としたものが56%、内容を見直すとしたものが7%という結果でありました。さらに、この評価を通じて委員さんから各分野におけるご意見をちょうだいし、前期基本計画に対する意見として中間答申としてまとめ、町長にご報告いただいております。それらを踏まえて、後期基本計画策定作業に入ったという経緯でございます。また、前期基本計画の32の施策を満足度と重要度についてお尋ねしました住民アンケートも実施いたしております。その結果は、今後とも現在の水準を維持するため着実に取り組みを推進していく必要がある分野は、児童福祉と次世代育成支援の充実や町民の健康づくりと地域医療の充実などでした。また、従来の施策の取り組み、方向の改善を検討する必要がある分野は、商業の振興や観光の振興、土地利用と都市計画などの推進でありました。一方、施策の重要性についてさらに認識してもらえ取り組みを進める必要がある分野は、スポーツレクリエーションの振興や生涯学習の振興等でした。さらに従来の施策の取り組み方向について改善を検討する必要がある分野としては、公共交通の維持や道路網の整備でした。

このように、前期基本計画では自己評価を実現するとともに、審議会を通じた外部評価や住民アンケートを実施しながら検証したところです。また、今後の財政状況についてお尋ねではありますが、現在の厳しい財政の危機を乗り越えていくことは容易なことではないというふうに認識しております。あらゆる角度から現在の財政構造を見直すこと、すなわち行財政改革に真正面から取り組んでいくよりほかはないものと考えております。同時に、このようなときだからこそ金を使わなければまちづくりはできないという発想も乗り越えていかなければならないと考えております。また、踏み込んだ改革を行っていく際にしましては、多くの町民の方々のご理解とご協力をいただくことが不可欠でありまして、こういった意味でも町民総力戦でこの財政危機に立ち向かっていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） ただいまの答弁の中で、未着手が51、継続が56というふうなことでしたので、それが同じものなのかどうかということと、遅れというものの50という部分では、今年平成23年度の継続の中に入っているものかどうか。

それと、財政が整わないと何も土台がないとぐらつくわけです。平成23年度で7億円が不足するのではないかと昨年の3月の質問の中で言われていました。かなり基金が減ってきていますし、分離

校も立てていますので、一般会計がちょっと増えてきているかなというふうな思いもしています。今言われました行財政改革を行っていきたいというふうなことで言われましたが、具体的にはどういうことに取り組みられるのかということとですね、指定管理者制度が今なされて、その部分では平成23年度のすぎなみ園がマイナス1億5千万円ぐらいありましたね。そういうことを言われているのかどうかですよね。それと、福祉はやっぱり皆さんが大事にさせていただきたいというふうなアンケートの中で出てきたのかなという思いもしていますが、値上げをするという部分は、保険料値上げをするという部分では総合計画の中に折り込んであったのかどうかですね。健康保険は平成18年に上げられて、また5年して今年上げるというようなことになっています。介護保険は国の施策の中で3年して見直して上がるというようなことで、それは致し方がないところなのかもしれませんが、国民健康保険は町の方でまたいろいろ変えられる分もあると思いますので、振興総合計画がそういうことも盛り込んだものであったのかどうかということと、今後もそれが引き続いていくのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

振興総合計画につきましては、方向性を示したものというふうにご理解いただきたいと思います。当然、目標値等も定めておまして、それに極力向かうべき、努力するべきものとは理解いたしておりますが、方向性を示しておると。先ほどお尋ねになりました現在0という数値がどのようなものかということに関しましては、ここに資料を持ち合わせておりませんので申しわけございません。行革に伴う取り組み等について、今後どのようにしていくのかというようなことだと思いますが、住民の視点で見たときに税金の使い道が適正であるか、あるいは優先度によって必要な事業に税金が使われ、それぞれによって十分な行政サービスができていくかということが課題でありますので、それを行革によって点検していくものであります。そのような形で今後進めてまいりますので、また個別にその例えば国民健康保険料の見直し等が発生するのかというようなものは、それぞれの事業の中で随時精査をしていくべきものというふうにご考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 検証をされたということでは、きちんと一つ一つが検証されていったのだろうというふうに思いましたので質問させていただいたのですが、方向性の中にですね、やはり見込まれたものがあるわけですから、例えば福祉であれば人数も増えていっているし、健康保険であれば子ども医療費が小学校6年生まではただになったというようなことも、無料になったということによって上がっているということではありますが、パーセントということではきちんとそれは検証されていっているというふうな思いがしています。そういう中では、きちんとした方向性をそこで出していただいとかなんとかないかなというふうな、何のための振興総合計画なのかなというふうな思いもします。行き当たりばったりですね、お金がなくなったよと、だから上げなくちゃいけませんよということになるのかどうかという部分では、それは違うんじゃないかなという思いはしていますが、それはどのような形で検証なされたのかどうか。それと、また国民健康保険は今度上げられ

たにしても法定外繰入が1億1千万円でしたかね、全く値上げをした部分で賄いきれてないので、そういう部分ではまた不安が、また来年もというふうな不安も私たちも思いますし、きちんと説明責任をとということでは書いてありました。説明をしていく、きちんと住民に説明をしていくということでは書いてありましたので、どういうふうな形で値上げ等になった場合にご説明をされていくのかを検証された中で方向性は出されたのではないかというふうに思いますので、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

国民健康保険税につきましては、これまでご説明申し上げましたように、昨年度におきましても所得関係の、経済関係の影響で税収の減少とか、そういった面でかなりこの国民健康保険運営につきましても影響がございまして、年度途中におきましても補正等をお願いしております。今後23年度におきましても、そういった経過の中でいろいろ検証いたしました結果、やはり税率の改正も今回お願いしております。また、一気に値上げということにつきまして、やはり被保険者の方に大きな負担になりますこともございまして、やはり法定外繰入等も合わせまして財源的には手当てをお願いしているところがございます。それ以後につきましては、現状ではやはりそういった税収の確保に努めながら、また医療費抑制につきましてはいろいろな保健指導、特定保健指導、そういった面でのいろいろな生活習慣病を含めまして町民の皆様方の健康に対します取り組みをより進めながら医療費抑制に努めてまいりたいと思いますし、保健医療関係全般につきましても、いろいろな取り組みをしてまいりたいと思います。特に住民の方々にそういった面でのいろいろなデータを下に地域でのご説明やいろいろなことをしながら、ご理解いただきながら、そういった健康づくりに努めてまいりたいと思います。そういったことにつきまして、今回の計画の中にも福祉保健医療の充実ということで项目的に記載をしておりますので、それに従って来年度につきましても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） なかなか保険料等はですね、上がるというのがかなりの負担になるところもございますので、しっかり慎重にということであるかと、値上げに対してはですね。それと説明責任はきちんとしていかないと、やっぱり不信感が募るのではないかというふうな思いをしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2問目の質問に移ります。消防団員減少について。機能別消防団員制度への取り組みを。戦後、地域防災力の主たる役割を担ってきた消防団は、地域住民の安全安心づくりに、また地域づくりに貢献してこられました。地域住民により構成された公共機関として活動し、地域防災体制の中核的存在です。しかし、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化により、地域コミュニティの衰退が指摘され、その影響により消防団もその構成員たる消防団員の確保が困難となりました。全国に3千を超える消防団は、1952年の209万人をピークに、近年は団員の高齢化による退団と若い世代、新しい住民層からの入団者減少による現在では89万人程度に低迷していると言われております。また、団員の高齢化が拍車を掛けていると言われております。そこで、総務省消防庁が2005年1月、消防

団員の活動環境整備についてという通知を出し、減少している消防団員の現状を100万人規模に回復されるとともに、サラリーマン増加により消防団活動に参加しにくい住民層にも個々人の事情に対し、より配慮した参加の機会を広げるため、特定の活動にのみ参加することとされる機能別消防団員制度を設置することを新たな団員獲得に向けた施策として打ち出しました。機能別消防団員制度は、より多くの団員獲得を図るとともに、様々な職業上の技術をもって消防団活動に貢献できる。職種の 신설により既存の消防団制度をより臨機応変な対応力を付与する制度とすることを目的として判定される。特に、近年水害や大地震などの災害の大規模化は、社会の職業構成に占めるサラリーマン層、いわゆるサラリーマン団員の増加、または地方分権の推進により新たな地域協働の可能性が広がってきた中で、こうした地域の環境変化に対応することが期待されています。こうした状況の中、先進的な事例として、愛媛県松山市消防団では、日ごろ地域への郵便物配達の仕事により、地域の状況に長けた郵便局員との連携を図り、郵便局員が消防団員を兼任する郵政消防団員という部隊を創設している。さらに、市内に在住、通学する大学生を対象として大学生消防団員の制度を設け、消火活動はしないが、主に負傷者への応急処置や外国人への通訳を担う要因として任用する道を開いている。これにより、消防団活動に多様な参加の機会と方法を拡大し、これまで獲得困難とされた若い世代の参加の機会を開くこととなった。機能別消防団員の類型。機能別消防団員、消防団危機管理アドバイザー、これは消防機関だけでは対応困難な災害などに対して、専門技術を有する事業所や大学等の知識と経験を取り入れるため、これらの教員ないし職員を消防団員に迎える制度。指導者団員。これは、訓練指導者に適したものを団員の指導を担当する団員として採用する制度。職団員OB団員。これは、消防士、消防団員のOBを採用し、特定の災害任務だけに従事させる制度。サラリーマン団員の増加により、昼・夜活動できないケースが多くなり、災害時の要員確保が難しい消防団員も増えていることから、引退した人を対象として採用する制度。大規模災害団員。大規模災害のみに任務を特定した団員を採用する制度。大規模災害時に現有団員だけでは十分でない消防団員において期待されている。大規模災害対応団員。大規模災害時に際し、防災関連民間ストックである事業所の重機及び特殊車両の活用により、倒壊家屋、土砂崩れに伴う生き埋め被災者の救出に対応する。勤務地団員。一定の危険物を取り扱う事業所にあつては、消防法において自衛消防組織の設置を義務づけている。こうした企業を中心に、一般の事業所まで波及し、勤務者を対象とした制度。ほかに、情報収集団員や予防広報団員の制度があります。大津町の消防団の現状はどうなっていますか。また、地域における自主防災組織の整備が振興総合計画にうたわれていますが、現在はどうなっていますか。東日本大震災の死者不明者は、先ほど言いました2万3千人と報道されています。想定を超える津波で防災の拠点となるはずの市町村役場が岩手、宮城両県で10カ所大きな被害を受けました。なくなったところもあります。防災に対する見直しも必要かもしれません。機能別消防団制度への取り組みを町長にお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町消防団の機能別消防団制度への取り組みについてのご質問でございますけれども、消防団関係についてのご質問につきましては、後ほど詳しく部長の方から説明させていただきます。

けれども、消防団においては町には住民の生命財産を守り、安心・安全なまちづくりを支援する組織として、伝統・歴史ある630人の消防団員が活動をされています。消防団員は、ご承知のように、日ごろは自分の仕事に従事しながら、いざ緊急災害が発生した場合には、業務を離れて消防団活動に勤務していただいております。また地域でのリーダーとなる活動もやられて、常々感謝をしているところでもあります。内容について、部長の方から説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの一般質問の中で、機能別消防団員という形ですけれども、まず大津町消防団の現状について答弁をさせていただいた後、質問に答えさせていただきたいと思えます。

まず、大津町消防団の条例定員はご存じのように630人となっております。実団員数も同数でございます。今、消防団長を中心に町内に8分団及び役場の本部で組織されているような状況でございます。団員の年齢別の状況でございますけれども、20歳以下につきましては8名、21歳から25歳まで87人、26歳から30歳までが162人、31歳から35歳までが154人、36歳から40歳までが120人、41歳から45歳までが89人、46歳以上で10人で、平均年齢は32.8歳となっております。なお、職業別につきましては、会社員の方々437名、自営業者ほかの方が102名、公務員92名などとなっております。会社等に勤務されている方が全体の割合の84%となっているような状況でございます。なお、近隣の消防団の状況でございますけれども、菊陽町が315人、平均年齢が31.8歳となります。合志市が632人、平均年齢は31.5歳です。菊池市は1千384人、平均年齢が31.9歳となっております。地域住民の安全安心のために日夜活動をされているような状況でございます。昨年につきましては、火災、台風等の災害待機、飛行機事故、行方不明者の捜索、火災予防活動、町防災訓練など様々な面で活躍していただいております。また、熊本県消防操法大会においては、ポンプ車の部で準優勝、小型ポンプの部で3位入賞と、大津町消防団の素晴らしい活躍を県下一円に示すことができました。町では地域防災の観点から、住民と一体となった防災の取り組みが必要と感じまして、毎年防災訓練を実施させていただいております。また、地域の自主防災組織の充実、研修会等の実施や防災士の養成などを図るとともに、女性消防団員の募集につきまして、本年の3月大津町広報誌に募集広告を行わせて参加していただくように強化を図っていきたいという形で思っております。

また、町には自主防災組織が現在51地区ほど結成されておるような状況でございます。この組織については、消防団OBや地域の役員などで組織されておまして、地域での防災訓練、防災活動などを消防団と連携して活動され、緊急時にも対応されております。そして、嘱託員や民生委員・児童委員さんとの連携など、高齢者の安否確認などの災害時に対応する情報の共有化なども進められております。質問の中で議員が言われました機能別消防団員制度ですけれども、中身についてちょっと重複するところがあるかもしれませんけれどもご容赦願いたいと思えます。機能別消防団員制度につきましては、議員が言われましたように地域の消防力の主たる役割を担ってきた消防団の活動の中で、都市化やサラリーマン化、核家族化により地域コミュニティの衰退が指摘されまして、その影響で消

防団員の年齢の高齢化や人員確保が厳しい状況で、新しい住民の入団者も減少しまして、団員数が全国的に減少しているような状況でございます。そこで、議員言われましたように、消防庁より消防団員の活動、環境整備を図るため能力や事情に応じた特定の活動のみに参加することができる消防団員である機能別消防団員制度を設置することを打ち出してきました。その職務につきましては、昼夜を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し、消防団活動を補完する役割を期待されています。その類型につきましては、地域性や住民の特性、事情、能力にかんがみまして、各消防団がその地域に適した機能別分団及び機能団員制度の設置が必要であります。任命する対象としまして、役割、階級、被服、任用の要件、処遇等については、各消防団が設定することになっております。なお、身分につきましては、現消防団員と変わらず非常勤の特別職地方公務員となっております。機能別消防団の必要性という形で今現在630名の定員を有しております。その中にも職を持って待遇的に職部別することは可能と思えますけれども、新しく制度という形ですので、現段階では多くの活動を消防団に630名していただいておりますし、女性消防団も新たな試みでやっております。これに消防団として安否確認という形で認知症のサポーター研修も行わせて、地域と一体となった消防団活動をするという取り組みをされておりますので、機能別消防団のあり方等については、今後消防団とも十分協議させていただきたいなと現時点では感じております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 消防団員の方とやっぱり話し合いはしておかなければならないという思いもしております。それと、平均が32.8歳で大津町は若いなというような思いもしていますが、なかなか45歳以上になった場合にですね、まだお若いと思うんですが、なかなか止めるに止められないというような意見もちょっとお聞きしたりもしていますので、そういう部分では機能別にですね、そちらの方に回っていただくような形ができれば、OBもあるということですので、そういうのもありかなというような思いもしているところです。

それと、企業という部分では、松山が取り組まれている郵便局員さんという部分ではですね、地域をすべて知り尽くしている人たちの集まりですので、とてもこれはいいなというような思いもしたところです。それとまた学生が声掛けを、先ほど同僚議員が声掛けるだけでも涙ぐまれたというようなところで言われていましたが、そういう人たちもいるのではないかというふうな思いもしたところです。皆さん、宮城も岩手も今回の災害のところは自分たちのところはこういうふうな形で亡くなるという思いは誰もなさってなかっただろうというふうな思いがしています。大津町でもこの耐震化、建物がですね、どうなるかまだわからないというような、あまり危機感ばかり持ってもいけないんですが、それは常に少しは考えとかないといかん。今回の事件をもってですね、そう思ったところでした。消防団員さんとの今、定員割れをしているわけではありませんので、早急という部分ではないとは思いますが、45歳以上でなかなか止められないという話も聞きましたので、そういうところでは少し考えていただいてもいいのかなという思いもしていますので、前向きに検討していただきますようお願いいたします。

では、3問目に移ります。ウェブ図書館導入の取り組みについて。多忙な住民のためにインターネットを介していつでも貸し出し、返却ができる取り組みを。現在、大津町の図書館の蔵書数は15万冊で、一人当たりの貸し出し冊数は約7.3冊、町内利用者への貸し出しは22万冊とありました。町内の登録者は1万4千人で、利用者は5千800人、人口の19%となっています。図書館大好きな人がいる割には足を運んでいない人が大勢おられることに驚きです。多忙も原因の一つになっていると思われま。ウェブ図書館は、インターネット上で電子書籍を提供するサービスです。現代人の活字離れが指摘される中、電子書籍の普及が大変注目されています。電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたものです。iPadやガラパゴス等の登場を受けて、今後国民のニーズが飛躍的に高まると予想されています。現在、紙媒体での書籍は約80万タイトル出版されているのに対して、電子書籍はおおよそ15万タイトルがインターネット上に配信されていると言われてい。そうした中で、東京都千代田区の区立図書館がいち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、インターネットを使って電子図書を貸し出し、ウェブ図書館をスタートさせました。その数約4千700タイトル、平成22年10月現在で、政治、経済、文学、語学などで様々なジャンルの電子図書を提供しています。利用者はインターネットを介して24時間、365日いつでも貸し出し、返却ができるため、わざわざ図書館に出向いていく必要がありません。千代田区立図書館の利用者の登録と利用ログインのパスワード設定さえ行えば、千代田区の在住者、または在勤者、在学者なら誰でも利用が可能です。ウェブ図書館の大きな利点は、オンライン図書を収納するはずの箱物やスペースを確保する必要がなく、従来の図書館よりも比較的小規模のスペースで設置が可能です。現在の図書館にウェブ図書館を導入すれば、利便性が向上いたします。しかも図書の盗難、破損、未返却等の損害額も0に抑えられます。導入効果として、利用者の方にとっては病気やけが、障害を持っておられるため外出困難な方たちや高齢者の方々、なかなか来館時間が取れず多忙な方でも気軽に利用できるのではないのでしょうか。電子図書は、文字の拡大、縮小機能や児童読み上げ機能、児童めくり機能、音声動画再生機能等を搭載しているために、視覚障害者の方でも利用できます。図書館側としては、図書の収納が不要なので、書籍スペースを大幅に節約できますし、図書の貸し出し、返却等、人の手を借りなくても済みます。ウェブ図書館の導入推進について、町長にお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津図書館にウェブ図書を活用してはということで、議員おっしゃるようないろいろと担当の方からお話聞きますと、本当に経費的にも、利用についても素晴らしいシステムであるというふうに聞いております。しかし、この図書の始まりが、今、議員言われます千代田区が始まっておりますけれども、まだまだ全国的には広がっておりませんが、将来的にはそのように広がっていくんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この取り組みに対しましての自治体によるシステムの違いがありまして、諸問題が山積みしているようなもので、今後の普及状況を見ながら考えたいと思います。現状のところについては、担当部長の方からご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、インターネット等で電子書籍が出版社、書店等により多く販売されております。電子書籍は、主に従来の冊子本をデジタル化したもので、パソコンや、対応しておれば i P a d、i P h o n e など閲覧することができます。アメリカではほとんどすべての公共図書館で電子書籍のダウンロード貸し出しサービスが提供されております。先ほど議員の方から詳しく千代田区の話とかありましたので、その辺の内容については省きますけれども、確かにメリット、デメリットがあるようでございます。鎌倉市ではですね、総務省の平成22年度新ICT利活用サービス創出支援事業でモニター登録制により試行している段階ということで、ほかにも数市においてサービスの提供を行っておりますが、提供しているコンテンツは少数であるというふうに聞いております。なお、国立国会図書館では、所蔵する明治・大正・昭和前期、刊行図書のデジタル画像を収録する近代デジタルライブラリーを提供しており、現在の収録数は約39万冊で、そのうち約17万冊を提供されております。電子書籍ダウンロード貸し出しサービスを取り込むにあたっては、販売されている電子書籍のコンテンツが少数、利用者が限定される、ウェブ図書館の取り組みが初期の段階であること、費用効果の推測や解決しなければならない諸問題が山積していると専門家の中では言われております。現在の大津図書館は9時に開館し、土曜日も平日と同じ開館時間、水曜日は午後8時までの夜間開館、夏休み期間中は休館日を設けず、町民誰もが自由に利用できる図書館を目指しております。また、年間の開館日数、それから週当たりの開館時間は、県下でも単独施設としてはトップでございます。当分の間は、この既存のサービスの充実に努めていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 今、図書館の役割を言われましたが、今本当に図書館のあり方といい部分では、とても頑張っていらっしゃいますし、ボランティアさんも養成していただいています。そういう部分では、大津町の図書館、私たちの図書館になったなというような思いがしているところです。ただ、利用者が19%という部分ではですね、まだまだ図書館が自分の物になってない人が多いなという思いがしているところです。それと、あまり新しいのにはですね、それなりのいろんなものが附帯してくるかなというような思いもするんですが、視覚障害者の方もですね、これは使えるなというようなこともありますので、そういう部分では取り組みが前向きになされてもいいのかなというような思いもします。

それと、インターネットでひらきましたので根拠がはっきりはわかりませんが、初期が500万円ぐらいで年間が190万円ぐらい、その千代田区の図書館の部分の費用ですね。それがそういうふうな金額が出ていました。高いか、安いという部分ではですね、利用がどれぐらい今後見込めるかどうかという部分で随分変わってくるかというような思いもしていますし、若い人たちが i P h o n e、i P a d、そういうので結構携帯本ですかね、それで結構読まれているという部分も聞いていますので、大津町がこれをすれば、若い人たちがまた利用が多くなるのではないかなというふうな思いもしています。本当に図書館はとてもいいところだというふうな思いもしていますが、まだお年寄りがですね、あそこは図書館はお金がいるのかというようなこともたまに言われる人たちがおられるという

ふうなことも聞いていますので、足を向けたことがないというようなことであるならですね、何か招待をですね、何かおかしいんですが、お年寄りのサロンとかいうのがありますが、そういう人たちを図書館にご案内するというような取り組みもされてですね、してみるのもいいのではないかなというふうな思いもしているところです。本当にいろんなものが図書館には置いてありますので、15万冊というのはとても私たちが生きている間では見てしまいきらんなと思ってしまうところがありますが、ぜひ視覚障害者の方がこれが使えるということで、ぜひ考えていただければなというふうな思いもしているところですので、多分だめと言われるかどうかという部分では、少しでも考える余地があるかどうか。例えば、今言いましたように初期が500万円で年間が190万円という部分ですね、金額に対して今いろんな懸念が考えられるにしても、今、千代田区がはじめてですね、ほかにそこが問題を抱えていることではないと思いますし、ほかのところも徐々にではありますが取り組まれていますし、国会図書館も始めたということであればですね、最初から懸念を心配することはないのではないかなというふうな思いもしますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

図書館ができてから15万冊と、目標の冊数に達したわけです。今後につきましては、先ほどから議員さんも言っていられる、たくさんの方に利用していただく図書館を目指さなければいけないということで、いろんなことを今考えております。その中で、まず来館できない人への対応として、移動図書館車やボランティア等を利用した読書活動や学校図書館との連携が非常に重要ということで考えております。それから、町内のイベント、先ほど言った地域、会社、学校、施設などへ移動図書館を運行して広報活動をしていきたいというふうなことも考えております。いろんな事業として、図書館がどこにあるか知らない方もいらっしゃるかもしれません。そのような住民への広報活動、それから各種講座等の開催であるとか、いろんな図書館というのを利用しながらたくさん方に来ていただけるようなことを催していきたい。ボランティアの育成をしながらお話し会等の開催をするとか、そういった家庭読書の推進もやっていきたいというふうなことを、仕掛けを今担当の方では考えているようでございます。このようなことをいたしまして利用率を上げていきたいというのが今最大限の課題でございます。当然、ウェブ図書館というのも魅力的なことというのは十分認識しております。必ず近い将来検討する時期が来るとお思いますので、その間、少し勉強させていただいてですね、将来に備えたいというふうにご検討しております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 将来に向けて考えていただけるということで、ちょっとほっとしたかなという思いをしております。ぜひ検討は少しずつやっていただければいいなというふうな思いはしております。

これで終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時33分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 22 年第 4 回大津町議会臨時会会議録
- 平成 22 年第 5 回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会会議録

平成23年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成23年3月24日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部 次子 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

平成23年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 11月25日 請 願 第 4 号	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願	取 り 下 げ	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 5 号	中小業者への仕事確保を求める陳情書	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月25日 陳 情 第 6 号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情書	継 続 審 議	総 務 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第29号	平成22年度大津町一般会計補正予算（第6号）について
--------	----------------------------

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 3 年 3 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 2 年第 4 回大津町議会臨時会、平成 2 2 年第 5 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 3 号関連、議案第 1 9 号、議案第 2 1 号関連、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 6 号、議案第 2 8 号、継続審議の陳情第 5 号の 8 件です。

当委員会は、審議に先立って 1 4 日と 1 5 日に関係する 3 0 カ所の現地調査を行ない、1 6 日と 1 7 日に委員会 B 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第 1 3 号関連は、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

農業委員会関係では質疑ありませんでした。

経済部農政課関係では、委員より、エコファーマーの内容はどのようなものかとの質疑に対し、執行部より化学肥料、農薬を 5 0 % 提言する営農に対し、町経由で県が認定する制度である。安全安心

なものづくりに寄与している証となるとの答弁がありました。委員より、甘藷の生産面積を増やすようにしているが、見通しはどうかとの質疑に対して、執行部より、昨年度完成した甘藷貯蔵施設により、冷蔵長期保管が可能になり、併せてフォークリフトなどの機械利用による省力化が図られるため、早や掘り甘藷の生産量を増やす方向でJ Aや生産者部会と打ち合わせをしながら営農計画を立てていきたいとの答弁がありました。

商業観光課関係では、委員より、旅行パックの優遇とは具体的にはどのようなものかとの質疑に対して、執行部より、唐芋フェスティバルで滞在型のイベントとしてホテルや旅館に宿泊し、唐芋掘り体験を行うパックを考えている。飲食店でのクーポン券利用等も考えている。また、ビジネス客に対してもクーポン券、宿泊パックとするとの答弁がありました。

土木環境保全課関係では、委員より、4の2の1自然環境の保全と活用で、生活指標としている太陽光発電システム設置率が10%となっている。太陽光発電システムは、これからもっと大切になってくるので、補助率を上げてでも取り組むべきとの質疑に対して、執行部より、国は10年で設置率が20%という目標を定めているので、町は5年で10%という成果指標にしている。来年度は国の補助が下がるという情報もあるので、国の動向を見ながら検討するとの答弁がありました。

都市計画課関係では、委員より社会資本整備総合交付金とはどういうものかとの質疑に対して、執行部より、まち交、下水道、道路、住宅の整備を一つにまとめ一本化した補助事業となる。具体的なことはこれからとなるとの答弁がありました。委員より、平成23年度でまち交事業が終わる。それに代わって社会資本整備総合交付金になったと認識しているが、まち交区域外でも道路整備は可能なものかとの質疑に対して、執行部より、可能だとの答弁がありました。

採決の結果、議案第13号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号は、大津菊陽水道企業団規約の一部変更についてであります。委員より、矢護川簡易水道の大津菊陽水道企業団への経営統合後は、水道料金は一緒かとの質疑に対して、執行部より、企業団と同じだとの答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号関連は、平成23年度一般会計予算についてであります。

農業委員会関係では質疑ありませんでした。

経済部農政課関係では、委員より、法人化して採算は採れているのかとの質疑に対して、執行部より、陣内ランドホルダーは黒字になっている。新規作物の取り組み、飼料用米の取り組み、パン加工などの経営の多角化も挑戦されている。あぐり大津については、17の集落営農組織の経営事務のバックアップや大型機械による防除耕耘作業などを支援されているとの答弁がありました。

商業観光課関係では、委員より、里山保全事業の委託先のNPOはどのような事業を行っているのかとの質疑に対し、執行部より、荒廃した竹林の伐採、その竹を利用して竹炭、竹酢液の生産をしている。ふるさと雇用再生特別基金事業で2人分の人件費を支出しているが、平成23年度で事業が終わるので事業拡大して収益を上げ、継続して雇用できるよう話をしているとの答弁がありました。

土木部環境保全課関係では、委員より、グリーンリサイクルの粉碎処理手数料の内容は何かとの質

疑に対して、執行部より、樹木等を粉砕する施設に支払う手数料である。町の施設や環境美化の日に出る樹木等の処理の手数料であるとの答弁がありました。委員より、粉砕車で粉砕した後の処理はどうしているかとの質疑に対して、執行部より、粉砕車で処理後、そのままリサイクルセンターに運んでいるとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、グラウンド東通りは難航していると聞いているが、工事するのかとの質疑に対して、執行部より、北側の3名の地権者との契約が終わっているので、本年度工事すると答弁がありました。

都市計画課関係では、委員より、ビジターセンターへの人の配置はどうするのかとの質疑に対して、執行部より、観光案内人として臨時職員を配置予定。駅員配置については、現在JR九州と協議中であるとの答弁がありました。委員より、調整池はどこにつくるのかとの質疑に対して、執行部より、年禰神社を移転させ調整池をつくる予定である。年禰神社の内子さんたちには口頭で話をしているとの答弁がありました。委員より、壊してつくりなおすのか、補償金では建たないだろうとの質疑に対して、執行部より、町としては解体すれば補償金を支払う。補償金で足りない分は、氏子からの寄附と思うとの答弁がありました。委員より、平川天神団地はいつ建設されたか。シロアリ駆除はしているのかとの質疑に対して、執行部より、平川天神団地は、昭和60年から昭和63年に建設した木造建て住宅である。シロアリ駆除はしていない。大津町には公営住宅は832戸あり、すべてを予防駆除するのは財政的に難しいとの答弁がありました。

下水道課関係では、委員より、都市下水路費の委託料の前年度比80万円増の理由は何かとの質疑に対して、執行部より、昨年は調整池3.1ヘクタールの半分を除草したが、平成23年度は適正な維持管理を行うため全体の除草を実施するものだと答弁がありました。

採決の結果、議案第21号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務委託特別会計予算についてであります。質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成23年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。委員より、使用料の徴収はどのようにしているか。また徴収率はどれぐらいかとの質疑に対して、執行部より、直接徴収は下水道課職員が徴収し100%である。その他は大津菊陽水道企業団に委託しているのが97%ぐらいの徴収率であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。委員より、矢護川錦野地区は供用開始しているが、接続率はどの程度か。また、接続促進はどうしているかとの質疑に対して、執行部より、矢護川地区は92%、錦野地区は66%、また下水道課職員が各家庭を訪問し、使用料や排水設備工事の説明をしながら接続のお願いをしているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成23年度大津町工業用水事業会計予算についてであります。

採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審議となっております陳情第5号、中小業者への仕事確保を求める陳情書についてであります。委員より、町内の中小企業者に対してはこういった制度をつくっていただいて、町民のためにもなるということで中小企業の育成をお願いしたい。委員より、中小業者には仕事がない状況で、この制度によって仕事も増えて住民にも企業にもよい制度と思われる。委員より、需要もあると思う。山鹿市みたいに大津町の林業育成、地元材を使つての助成制度も検討してよいのではないかと。委員より、地元の業者の仕事確保の拡大と町民にも喜ばれ、わずかな予算で大きな経済効果が得られると思われる。少なくとも10倍の効果が得られるなどの意見があり、採決の結果、陳情第5号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。文教厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号関連、議案第15号、議案第16号、議案第21号関連、議案第22号、議案第25号、議案第27号の7件です。当委員会は、審議に先立ち、3月14日午前10より11カ所の現地調査を行ない、3月15日から3月17日までの3日間、委員会C室において執行部の説明を求めながら審議を行いました。その経過と結果について主なものを要約してご報告申し上げます。

まず、議案第13号関連は、大津町振興総合計画基本計画の策定についてです。

健康福祉課関係。委員より、民生委員は国からの委任ということで無報酬だが、町として何らかの報酬を検討したらどうですかという質疑に対し、執行部より、1人当たり県から5万8千200円の活動助成があり、町からは約9万3千円の活動費を助成しています。民生委員は無報酬を基本としていますと答弁がありました。

保険医療課関係。委員より、高齢者の生きがいと健康づくりについてですが、この充実は介護予防につながると考えます。高齢者が日常生活を楽しむことが人を元気にするので、このような施策をしていただきたいとの質疑に対し、執行部よりご承知のようにたくさん的高齢者の方がグラウンドゴルフなどを楽しんでおられますので、今後も高齢者の皆さんの生きがいづくりを支援するために全庁的な取り組みが必要だと考えていますと答弁がありました。委員より、こども医療について、現在小学6年生まで無料化ですが、中学3年生まで拡大することは検討していますか。また、中学3年生まで拡大した場合、扶助費はどれくらい増えるのですかとこの質疑に対して、執行部より、菊陽町と菊池市が入院2千円です。財政的な面もあり、今後検討してまいります。仮に中学3年生まで拡大した場合、約1千400円程度増える見込みですとの答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、前期の子育て支援をした結果、成果はどうか。また、保護者の

責任や役割について問題意識の検証はできていますか。目標値を達成した形が公表できるようなプログラムの検討はできないものでしょうかという質疑があり、執行部より、前期においての子育て支援の施策の展開が人口増にも寄与し、子育てに関する不安や負担解消などの効果もあり、成果と認めます。毎年、次世代育成支援行動計画委員会には課題解決に向けて進捗状況を報告しています。今後も継続した進行管理については十分に行っていきたいと思っておりますと答弁がありました。(委員より、保育サービスの充実について、待機児童対策は潜在的待機児童を含めた解消となっていますかと質疑があり、執行部より、保育所の整備に伴い定員が増えることにより、保育所を限定しなければ入所可能な状況にあります。ただし、今後の転入者等による増加者については検討していきたいと答弁がありました。)

学校教育課関係。委員より、教育費、教育総務費、事務局費の学校等環境整備作業員と学校生活補助金の仕事と中学校費の特色ある学校づくり補助金について説明をお願いしますと質疑があり、執行部より環境整備作業員と生活支援補助金は、緊急雇用事業により雇用するもので、環境整備作業員は4月から9月の6カ月未満の期間に6人予定しています。仕事は、学校と町立幼稚園の除草や剪定、校舎内の美化作業を行ってもらっています。生活支援補助員は、学校の普通学級に在籍し、生活の支援を必要とする児童生徒の補助をお願いするもので、9月から2月の6カ月未満の期間に9人を予定しています。特色ある学校づくりの補助金については、中学校が独自のテーマを打ち出し、それに基づいた研究推進を行うための補助金で、平成23年度は大津北中学校を予定していますと答弁がありました。

生涯学習課関係。委員より、文化財の指導者はどのようになっているのか。また、文化関係団体との連携についてお尋ねしますとの質疑があり、執行部より、指導者養成については講座開催等により徐々に行っていますが、文化関係団体との連携はこれから取り組む課題と考えていますと答弁がありました。委員より、スポーツ基盤の整備の中でスポーツの連携で高校生の技術を小中学校で活用することはできないでしょうかと質疑があり、執行部より、現在町内スポーツ団体と学校部活動の先生と話し合いを行っていると答弁がありました。

図書館関係。委員より、図書館の開館時間と住民の利用希望に添った扱いになっていますか。図書館の有効活用と充実とは、多くの方々の利便性が上がることではないでしょうか。図書館の役割を考えるならば、住民ニーズに沿った開館時間を検討してもよいと思われそうですがいかがでしょうかと質疑があり、執行部より、開館時間に伴う時間帯など統計によれば土曜、日曜、水曜の利用が多く、水曜日の夜間の開館時間も多く利用いただいています。大津図書館の開館時間については、単独施設においては県内一位であります。また、9時には並んで開館を待っておられますので、9時の開館は続けていく必要があります。なお、蔵書数、利用者数の増加に伴い、利用者のモラルの低下が目立つようになり、汚れ、破れ、紛失など見られます。検索してもあるべきところに資料がないということも多く、月に1回館内整理を設けることとし、4月に周知し、5月の第1金曜日から実施します。返す場所がわからない方にはコーナーを3カ所設けていますので、その場所に返却していただくようにしています。また、図書の配置等を知っていただくためにボランティアを対象に勉強会を行いました。

一般向けも開催する予定ですと答弁がありました。

議案第13号関連は、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号は、特別の職員等で非常勤のものへの報償及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第16号は、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計予算についてです。

委員より、財政安定化支援事業繰入金の内容はどんなものですかと質疑があり、執行部より、所得水準の低い世帯が多いことや病床数関係、高齢者割合関係などを算定し、法定内で一般会計から繰り入れを行うものと答弁がありました。委員より、予算総額で平成22年度から8.1%の増額となっており、法定外繰入が1億1千万円となっていますが、将来どうなるか推計はされていますか。来年度も国保税率の改正はあるのでしょうかとの質疑に対し、執行部より、国保特別会計は原則独立採算であり、厚生労働省によれば法定外繰入は行うべきではないとされています。しかし、全国的に赤字市町村が半数を超えております。平成23年度は1億1千万円の法定外繰入を行ない、医療費の抑制を図りながら税収の増を目指していきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第22号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成23年度大津町介護保険特別会計について。委員より、なぜ介護保険料が前年と比べて下がるのですか。今後このように保険料が下がり給付が増えれば、将来は危ないのではないのですかと質疑に対して、執行部より、介護保険料は所得段階で違います。段階の高い方の人数が減り、低い方の人数が増えていることによるものです。介護保険は、3年ごとに介護保険計画を立て、サービスの給付と保険料を見ていきます。今後の介護予防の展開で給付をいかに抑えるかが課題です。また、医療にも言えることですが、終末期医療などこれからの医療のあり方などの国民のコンセンサスが必要だと思いますと答弁がありました。委員より、虐待相談について現状の説明をお願いしますとの質疑に対し、執行部より、本年度は延べ相談件数38件で、そのうち身体的虐待相談26件、心理的虐待相談8件、経済的虐待相談1件、その他の相談3件です。同居家族からの虐待ということで、認知症や経済的な問題での年金使用などが原因とする事例が多くあります。家族関係の改善が困難な場合は、老人ホームに入所保護になるケースがありましたとの答弁がありました。

採決の結果、議案第25号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について、委員より、後期高齢者医療制度は、今後どうなるのでしょうかとの質疑に対し、執行部より、平成24年度末で終了する予定ですが、1年延長になる可能性もありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号関連。平成23年度大津町一般会計予算について。健康福祉課関係。委員より、障害者福祉費の障害程度認定区分調査について委託したものは効率がいいとか、知識が豊富等の優位性がありますかと質疑に対して、執行部より、これまでは担当職員と臨時看護師が訪問して作成してい

ました。担当職員は3年ごとに異動し、臨時看護師は1日5時間30分の勤務と厳しい面がありました。金額面ではあまり変わりませんが、社会福祉法人に委託することにより、資格を持った専門の職員が調査を行うことで対象者の状況を詳しく確認できることとなります。相談支援事業も委託することで事業効果が出てきましたと答弁がありました。委員より、社会福祉総務費のふるさと雇用対策事業委託の説明をしてください。また予防費、予防接種自己救済措置事業負担金は事例がありますかとの質疑に対し、執行部より、ふるさと雇用対策事業は、現在3施設で平成21年度から23年での3年間、6名の雇用をお願いしております。地域交流や新事業の実施等の効果が出ていると思います。終了後にも継続して雇用をお願いしていきます。また、予防の接種事故救済処置事業については、実際事故が発生しており、国・県・町で当事者へ負担金を支払っています。対象者は現在高校生で大津町に一時期住んでおられたとき、日本脳炎の予防接種を受けられ、それが原因で急性散在性脳脊髄炎と判断され、下肢が麻痺し車いすを利用していますと答弁がありました。委員より、子宮頸がん予防ワクチン接種について詳しく説明してくださいという質疑に対して、執行部より、対象者は中学1年生から高校1年生までの女子で、3回接種します。1回当たり接種費用1万5千900円、自己負担金3千円、接種率は60%で計上しています。このワクチンで予防できる割合は60%から70%ですので、二十歳からの子宮がん検診が重要となりますと答弁がありました。

保健医療課関係。委員より、国民健康保険特別会計繰出金について、法定外繰入金を1億1千万円計上されていますが、その根拠と町民への説明はどうするのですかとの質疑があり、執行部より、平成23年度の単年度収支が2億円赤字になりますので、前年度繰越金を5千万円、保険税税率改正による増額4千万円と法定外繰入金1億1千万円を見込んでいます。また、町民への説明については、社会保険から国保に加入する人が年間約1千500人ほどおられます。誰でも国保に加入する可能性があり、国民皆保険制度を維持するため医療費の抑制対策や歳入面の確保に努めること等によりご理解を得たいと考えておりますと答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、放課後保育児童の要望が強くなっているようだが、どのような予算と今後の計画はどのように考えていますかとの質疑に対して、執行部より、人数、開所日数、長期休みの開所時間、障害児童の受け入れ状況により補助金を算定しています。現時点での大規模クラブを将来的には1クラブ40人程度の分割をしていく方向で計画しています。分離校には学童を2クラブ予定していますと答弁がありました。

大津保育園関係。委員より、保育園の増設する園舎は何年間の支払いになりますか。1年にどのくらいの金額ですか。空調関係整備はありますかとの質疑に対して、執行部より、5年の60回払いで計画しています。年に680万円ぐらいの支払いになると思います。完成したら、すぐに入所できるように空調、給排水、電気の設備に加えて備品関係も一緒に工事に入れていますとの答弁がありました。

学校教育課関係。委員より、教育委員の報酬についてですが、職責の重さからすると安くありませんかとの質疑に対して、執行部より、教育委員報酬については年額で支払い、会議や行事への出席には費用弁償を1人年40回程度分支払っています。それ以外にも出席いただく場合もありますので、

ボランティアでやってもらっていることもたくさんあります。報酬枠については、近隣ほぼ同程度との答弁がありました。委員より、子どもたちの携帯電話の普及はどうなっていますか。いじめ等につながるようなことはあっていないかとの質疑に対して、執行部より、携帯電話については、情報教育の一環として教育しています。中学校においては、両校とも原則持ち込み禁止です。危険が及ぶサイトにアクセスした場合は、県から情報が入ってくるようになっていきますとの答弁がありました。

大津幼稚園。委員より、陣内幼稚園は南側だけでなくどこからも出入りができるので、車等で連れていかれたらわからないのではありませんかとの質疑に対して、執行部より、南側は鎖をしています。小学生、町民の通行があるので常時占めておくのは厳しいと思います。職員を配置して安全を見守っていくようにしますとの答弁がありました。

給食センター関係。委員より、日本の歴史的な代表の食事はおにぎりや漬け物だと思いますが、食の教育についてどう考えられますとの質疑に対して、執行部より、食の教育に力を入れています。伝統ある食文化の継承や食の流通生産者とのつながりを学習に取り入れ、学校給食が生きる教材として活用されるよう取り組んでいます。給食センターでは、毎月給食だよりや毎週の配膳表を学校に配付しています。配付されたものを学校教育だけでなく家庭教育でも役立てることが大切だと思っていますとの答弁がありました。

生涯学習課関係。委員より、文化振興費の中で委託料及び文化遺産育成補助金を比較した場合、それぞれの金額が適正なのかお尋ねします。特に梅の造花については、小中学校への指導等も増え、自己負担で材料費を用意し、伝統を継承していくための経費等も増えてきていますので検討をお願いしますとの質疑に対して、執行部より、委託料は清掃管理について地元自治会に保存協力という形で安価にてお願いし、ご理解をいただいております。補助金は講座等の開催により講師謝金を充てる等を含めて、今後団体と相談しながら検討をさせていただきたいと考えますと答弁がありました。委員、生涯学習の充実の中で、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室の内容についてお尋ねしますとの質疑に対して、執行部より、現在学校支援は護川、室、大津北小、放課後は大津南小、東小で実施しています。今後は、大津小、大津中、大津北中まで広げていく予定です。事業目的は、コーディネーターが学校の要望に応じて地域ボランティアと取り決めますので、学校の授業との重複はないと思います。また、講師等については謝金を支払っていますと答弁がありました。

公民館関係。委員より、公民館講座で住民ニーズをどのような方法で収集するかを尋ねますとの質疑に対して、執行部より、講座実績と目標設定の中で費用対効果を含めて何らかの方法を模索していきたいと考えています。来館者、生涯学習シート等のアンケートにより開催講座を決定していきたいと思っておりますと答弁がありました。委員より、公民館活動の推進の中で公民館利用状況についてお尋ねしますの質疑に対して、執行部より、大きく分けて地区以外の利用者があり、収入があるのは杉水と陣内公民館分館と地域住民のみ利用、瀬田、錦野、平川分館となっております。今後は、払い下げや管理委託も含めて地元との話し合いを進めていきますとの答弁がありました。

議案第21号関連は、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の委員会報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号関連、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第21号関連の6件並びに請願第4号継続審査、陳情第6号継続審査であります。

当委員会は、審議に先立ち3月14日に現地調査を行ない、15日及び16日に委員会室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第13号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定について。

総務課関係。委員より、男女共同参画の成果指標に女性の区長が3人とあるが、目標は達成できるのですかとこの質疑があり、執行部より今回男女共同参画都市宣言を行ない推進をしていく中で、各審議会委員の女性登用率や女性区長数を成果目標にしました。行政区の区長さんの改選がありますが、その中で美咲野区から女性区長が誕生する予定ですが、そこからスタートし、その輪を広げたいとの答弁がありました。委員より、現在役場の女性管理職は何人いますか。まずは役場から、女性管理職の登用を進めて成果目標に掲げるぐらいになっていただきたいとの質疑に対して、執行部より部長、課長、審議員の中で2人です。依然として女性管理職や役職の登用は職員の実務経験、年数、能力などが検討されますが、町の人材育成基本方針、職員の人事評価に基づいて進めていくべきだと考えていますとの答弁でありました。委員より、住宅用火災警報機の設置率はどのくらいですかとの質疑に対し、執行部より、大津町の現状は40%ぐらいと認識している。設置期限が6月1日ですので、行事等でPRし、設置の推進をやっていくとの答弁でありました。

人権推進課関係。委員より、南杉水オレンジ隊の参加者の偏りはないかとの質疑に対して、執行部より、地域の区長、民生員、PTA及び地区住民などのボランティアの方々の参加をいただき、現在35人で活動しています。参加にあたっては、偏りがないう事務局の南杉水人権のまちづくり協議会が調整をしています。住民の皆さんや地域と協働して地域福祉を推進し、明るく住みよいまちづくりを目指して取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

住民課関係。委員より、暴力団関係について入居者はいませんか。また、準構成員はわかりますかとの質疑に対し、執行部より現在暴力団員の入居者はいません。町では暴力団員の排除に係る条例を設置しています。また、申込時などに県警に名簿を依頼し、該当者がいないかどうかを回答いただいております。準構成員についての確認までは記載がありませんので、今後警察に確認するとの答弁でございました。

福祉課関係。委員より、収納組合設立の考えはないのかの質疑に対し、執行部より、来年度から菊池地域では4市町で併任事例を発令し、共に連携し徴収に取り組むことを検討しています。また、県職員の町への派遣もお願いしており、連携した取り組みをしていきたいとの答弁でございました。

企画課関係。委員より、電子自治体の推進について大津町ホームページのアクセス件数が成果指標

の一つになっているが、これには携帯電話版サイトへのアクセス件数も含まれているのかとの質疑に対し、執行部より、含まれていますとの答弁があり、委員より、それではそのうち携帯電話版へのアクセス件数はどのくらいですかとの質疑に対し、執行部より、携帯電話とパソコンを分けてカウントできるシステムを導入していませんので、今のところ内訳は把握できませんとの答弁でございました。

企業誘致課関係。委員より、工業団地の残地はあるのか。今後の企業誘致を図るためにはどうするかとの質疑に対し、執行部より、工業団地はありません。民間の工業適地などの情報をもらい、企業の要望に対応している。室工業団地や一定の地域を指定して企業誘致を進めていきたいとの答弁でした。

採決の結果、議案第13号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について、総務課より説明の後、委員より、防災無線放送の聞こえ方がよくなっていますかとの質疑に対して、執行部より、防災無線のデジタル化が12月末に完了しました。デジタルに変わり全体的に放送は聞き取りやすくなったと聞いていますとの答弁がありました。採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課より説明の後、委員より、老人ホームの民営化に伴い不都合はありますかとの質疑に対し、執行部より、老人ホームは4月から社会福祉法人に移譲され、当面は現在の施設で運営され、平成24年度からは新しい施設で運営される予定です。職員については、現在の非常勤職員を雇用していただくようお願いしております。もし運営等に関して不都合が生じた場合は、町が対応することになりますとの答弁がございました。

採決の結果、第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、総務課より説明後、委員より、国保は独立会計である。今回1億1千万円を一般会計から繰り入れることになるが、他の健康保険加入者にとっては二重の支払いとなるのではないかとの質疑に対して、執行部より、確かに国保は特別会計であり、独立した経理管理ですが、今回すべてを税で補うとなれば1人当たり2万円以上の大幅な増額となってしまいます。国民皆保険制度であります。構造的に構成年齢が高く、医療費が高額になるなどの問題も抱えており、国全体で考えなくてはならないと思います。医療費の伸びを抑え、町全体で健康づくりに取り組んでいきたいと考えていますとの答弁でありました。

採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、菊池広域連合規約の一部変更について。総務課より説明後、委員より規約の一部を変更することにより、どのくらい負担金額が変わりますかとの質疑に対し、執行部より、大津町が111万6千円、菊陽町が205万5千円、合志市が134万円の増額となり、菊池市が451万1千円の減額となっています。なお、合志市と菊池市は、旧市町村を合計した基準財政需要額で積算されていますとの答弁でございました。委員より、基準財政需要額割を負担金の算定根拠にするのはなぜですかとの質疑に対し、執行部より、基準財政需要額は各地方公共団体の財政需要額を合理的に測定

するために、当該団体について地方交付税法の規定に基づき算定されます。その算定の基準は、国勢調査人口測定単位としています。国勢調査人口は5年間変化がなく、財政計画が立てやすい点や人口面積など総合的に反映されていると考えますとの答弁がございました。委員より、負担金決定で平成22年度の見直し経過と23年度見直し経過を説明してくださいとの質疑に対し、執行部より、平成17年に広域連合消防本部に統合するとき、人口1人当たりの負担格差について負担金を5年後に見直すようになっており、平成22年度に負担金を見直しました。そのとき8回の会議を開催し、均等割、人口割、面積割、基準財政需要額割など構成した様々な7案に基づき検討会議を重ね、菊池広域連合のその他の負担金に均等割10%があり、県内の広域連合が基準財政需要額割が主であることなどから、均等割10%と基準財政需要額割9%と決定されました。ただ、負担金は毎年見直すこととされました。今回、毎年度見直すことに基づき8回の検討会議を重ね、どうしても人口割を導入し、1人当たりの負担額を調整し、均等割10%、人口割10%、基準財政需要額割80%と決定され、同文議決をお願いしたところですよとの答弁がありました。

採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案を否決すべきものと決しました。

議案第21号、平成23年度大津町一般会計予算について、総務課関係では委員より、行政区の再編についてどのように考えているのかとの質疑に対して、執行部より、区長会の意見を十分聞きながら、再編にあたっては分割や統合を考えているが、行政区嘱託員の業務内容についても整理しながら検討を進めていきたいとの答弁でありました。委員より、職員共済組合負担金が全体で前年度より増額となっているが、その詳細について説明をしてほしいとの質疑に対し、執行部より、共済負担金については負担率の改定により前年度比で増額となっております。保険給付部分である短期経理については、医療費や職員数などの増減により変動しますが、今年度の改定で負担率が上がるため増額となりました。また、年金部分である長期経理についても、5年ごとに負担率が策定されて負担率が上がっており、積算の結果、全体予算が増額となっております。共済組合の資金運用について、特に大きな問題は聞いておりませんが、資金運用の状況についての確認も今後必要かと思われますとの答弁がございました。

税務課関係では、委員より、過誤納償還金として500万円計上してあるが、内容についての質疑に対し、執行部より、市町民税の法人税です。企業の全事業年度の法人税額の半分を予定納税されますが、1年後に企業の業績が確定したときに、その年度の法人税が決まります。企業によっては、思ったほど業績が上がらず、予定納付していた税金を払い過ぎていた場合、還付という形で出てきますとの答弁がございました。

住民課関係では、委員より、住宅使用料歳入予算の50万円の減額の理由についての質疑に対し、執行部より、入居者の所得により変動します。入居状況、所得状況を見ますと、4件に1件は高齢者世帯となっております。高額な所得者の退去、または年間収入減や低所得層入居などにより家賃調定見込み額の減により50万円減額で計上しているとの答弁がございました。

人権推進課関係では、委員より、団体活動助成金の活動内容と団体の自主財源についての質疑に対し、執行部より、団体活動助成金の交付団体部落解放同盟大津支部の主な活動としては、部落差別

をはじめとする様々な差別の解消のため、地域住民の人権意識及び地域福祉の向上を目指した人権ふれあいフェスティバル、解放文化祭などの開催による人権のまちづくり運動の推進及び各種大会、研修会等への参加が主な活動です。また、団体の自主財源としては、平成22年度の団体予算に支部費24万8千400円、1人年額3千600円が計上されていますとの答弁でございました。

企画課関係では、委員より、電子計算費で修繕費が計上されているが、機器は電子計算機借上料としてリース代で計上されているので、これはリース機器以外のものがあるということですかとの質疑に対して、執行部より、機器の中にはリース期限が切れて無償譲渡を受けて使用しているものがあります。新たに備品として購入する職員用のパソコンなどもありますので、これらの機器の修繕料を計上しているものですとの答弁がございました。

企業誘致課関係では、委員より、企業誘致に該当する面積はどのくらいありますかとの質疑に対し、執行部より希望される面積は1千平方メートルから1ヘクタールあるぐらいですとの紹介が多く、しかしリーマンショック以降は紹介の数も少なく、内容も具体的なものは少ない。面積については用途次第の問い合わせがありますとの答弁でございました。

会計課関係では、委員より、基金の預金先の配分はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、借入起債額との相殺を基準にしているので、起債借入金残高の割合に従い預金している。残高の肥後銀行が40%で起債43.4%、第一信用金庫23.2%で起債31.2%、JAで21.6%で起債22.7%、熊本ファミリー銀行11.5%で起債2.1%、信用組合3.8%で起債0.6%です。信用組合は起債0.6%だが基金の預金は信用組合3.6%と上回っておりますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第21号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第4号、公共交通機関への支援を含む交通体系の構築を求める意見書に関する請願については、12月議会において継続審議となっておりますが、平成23年2月18日に提出者より取り下げ申請が出されており、当委員会で審議し、採決の結果、全員賛成で取り下げすべきものと決しました。

陳情第6号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する陳情書については、12月議会において継続審議となっておりますが、引き続き国の執行を見ながら内容の審議を慎重に審議して行ふべきだということで、採決の結果、全員賛成で継続審議をすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。2時10分から開会します。

午後1時57分 休憩

△

午後2時12分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、委員長報告の中で文教厚生常任委員長の報告の中で、振興計画と今年度の当初予算のあれがごっちゃになった部分がありましたので、後日修正いたしたいと思っております。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで、各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、いくつかの議案につきまして反対の立場から討論を行います。

まず、議案第13号の振興総合計画基本計画の策定についてであります。今回の基本計画は大まかな方針ということもあって、全体的によくできておると思いますので、その中でも大震災のちょうど最中ということでもありましたが、町の公共施設の耐震計画などに、あるいは福祉・介護、これらの分野の充実施策について具体的な前進目標が見えないということで反対を表明しておきたいと思えます。

次に、議案第16号と17号であります。こちらはいわゆる町立の老人ホームを民間に移譲することを前提とした議案ということで、反対をいたします。

次に、議案第18号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回、一般会計から法定外の財政を投入することを前提とした条例改正となっております。この点は大いに評価できると思いますが、しかしながら今でも国保税が高すぎて払いきれないという状況であります。元を正せば、国が負担すべき財源をどんどん削りに削ってきたという結果であることは十分承知しております。一般的な社会保険、あるいは公務員の皆さんが加入されている保険、こちらは事業主側から半分、50%の負担がなされているわけですが、国保は当初50%国庫負担があったわけですが、途中から医療費7割分の50%に、約35%に国庫負担が減額をされ、その後、小泉構造改革の中で毎年財源が削られ、現在では国庫が負担する医療費全体に占める割合は25%まで、当初の半分まで低下をしていると、これが最大の原因であるとは思っております。そうではあります。住民の命と健康を守る地方自治体としては、可能な限りですね、町の財政を総動員してでもこれ以上国保税が上がることはないように行うべきである。そのことが、国を動かす力にもなると思います。例えば、年収300万円の4人世帯で値上げ後の国保税は38万6千400円にもなります。年収300万円です。収入に占める割合は約13%で、1.5カ月分が収入がすっ飛んでしまうという、本当に過酷な状況だと思うわけです。そういう意味で、こうした値上げには反対をするものであります。

次に、議案第21号、平成23年度一般会計予算についてであります。今回の大震災でもありましたが、地方自治体、役場、行政が果たすべき仕事の大切さが改めて全国的に反省させてられたんではなかろうかなと思います。そういう中であってですね、地方自治体が果たすべき役割は一体何なんだということ、そこに住んでおられる住民の皆さんの命と健康、安心して生きていける、そういう環境をつくるために、さらなる努力が、またこの原点に返って努力が求められていると思います。そういう観点から、一般会計を見ますと、国民健康保険への法定外繰入1億1千万円、まさに歴史的なことで、これは本当に評価しますが、全国の7割自治体では既に法定外の繰入金を行ってまいり

ました。遅きに失したとはいえ、これは前進面であります。しかしながら、その他の予算の中で毎年言っておりますが、人権対策関係の予算、人権を守ることは、まさに人間の命と健康を守ることに匹敵することぐらい大切なことであるのは重々承知しておりますが、その予算が個々の個人に支払われるような、そういう予算であってはならないと思います。具体的には、解放同盟に対する295万円の団体助成金、この中から自分たちが主催をする集会に参加すれば活動費が個人に支払われる、こういうものは一刻も早く返上をするべきだと思います。また、保育料の引き下げを求めてまいりましたが、保育料を下げるという予算にはなっておりません。こういったことから、平成23年度の一般会計予算について反対をするものであります。

次に、22号の国民健康保険特別会計予算については、先ほど税条例の改定に反対をしたものと重複しますので割愛をいたします。

25号の介護保険特別会計予算であります。こちらもこれから団塊の世代がどんどん高齢者になってまいります。高齢者が増えれば増えるほど、あるいはサービスを利用すればするほど介護保険料が自動的に引き上がっていくという、この基本的な欠陥のあるシステムだと私は思います。国全体で本来支えるべきものだと思いますので、この介護保険特別会計に反対をいたします。

最後に、第27号、後期高齢者医療特別会計予算であります。現在75歳以上の高齢者が別枠の医療保健としてつくられました。現代の姥捨て山制度だと言われたわけですが、誰もが必ず私どもも含めて75歳、高齢者になっていくわけでありまして、そういう75歳以上の人たちだけを集めたこうした制度をつくれれば、当然医療費は高齢になれば上がります。しかしながら、一方で高齢者の収入は減る一方、年金が下がっております。年金から天引きされる税金も増税されております。百歩譲ってもですね、お年寄りだけを別枠にした健康保険制度というのは、まさに姥捨て山制度と言われても致し方ないことだと思います。一刻も早くこの姥捨て山制度を解消して、少なくとも国民全体で高齢者を支える、そういう制度に改善を図るべきだと思います。

以上をもちまして、反対討論といたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 私は、国民保険税条例の一部を改正する条例について、議案第18号について賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

私どもの委員会でも賛否両論の中で、一部先ほど反対討論の中で理解できるところもはあるわけですが、ただやはりこの特別会計というのは独立会計であるわけですね。独立会計の中で、やはり各保険を別途払っていらっしゃる方にとっては一般会計への繰り出しというのは、やはり二重の負担をしているというふうに考えられるわけでございます。その中で、今回でも繰入金も、1億1千万円繰り入れをしているわけですが、これについてはやはり苦肉の策ではないでしょうか。そういう中で、この国民健康保険特別会計条例につきましては、やはり当然あるべきであるというふうに思っております。そういう中で、この件については賛成の立場を表明するものであります。

それからもう1点、先ほど人権啓発の方で団体助成金についてでございますけれども、今、団体助

成金の中で、先ほどありました解放同盟の話がありましたけれども、この団体におきましても、今、いろんな立場から人権啓発等も行っておりまして、同和問題に限らず独居老人の、あるいは今はオレンジ隊の結成についてもそういうサポートをしたりとか、いろんな形でそういう取り組みをやっております。そしてまた、団体助成金に限らず、自主財源として個人負担をしながらそういう対応もやっておられるようですので、やはりもっと人権啓発の中に団体の方でも取り組んでいただくと、そういう面においても私は妥当であるというふうに思っておりますので、賛成の立場を表明するものであります。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、議案第13号について、賛成の立場を表明いたします。13号につきましては、大まかな後期基本計画であります。今回、東日本で起こりました大震災、そういったものというのがこの計画段階では想定外の大災害だったために、やはりこの中には組み込まれていなかったところや、いろんな見直し点というのは基本は作りながらも、その時々によってある程度は手を加えなければならないものとなると考えられます。ですから、これはあくまでも基本的にこういった姿勢で町政を運営していこうよというこの町長と執行部が努力されてつくった計画でありますから、これは職員の方々の力も伸ばすためにも、こういったことを基本にしっかりやってくれということでぶれてはいけないということで、この13号は賛成すべきものと考えます。

また、16号、17号につきまして賛成の立場を表明いたします。これにつきましても、この町政の中で大きく、その時代とともに老人ホームの運営のあり方、そういったものというのも考えざるを得ないところに来たのかなど。民間の活力を利用して福祉が充実されれば、これに越したことはないわけでありまして、そういった改革の一環であるということが考えられます。ですから、16号、17号に対しても賛成の立場を表明するものであります。

18号は、22号とリンクしておりますが、これについても賛成の立場であります。

22号、25号、27号というのが特別会計でありますので、この3議案についても賛成の立場を表明するものであります。これにつきましてただいま賛成の立場の討論もありました。実際、私は所管委員会でありますので、この22号について審議をいたしました。そもそも特別会計というものは独立採算制、先ほど言われました。まさにそのとおりでありまして、この独立採算というものは何で出てくるのかと考えますれば、受益者が、これによる受益者が特定できるということです。国民健康保険に加入している被保険者の方々がその受益者であります。介護保険にしても、受益者の方々がその中で介護保険は1割負担であります。そういったものをきちんと把握しながら運営されていくものだと私は考えます。特に国民健康保険につきましては、この経済不況を考えますれば、非常に加入者も増えてきておりますが、いかんせん審議の中では医療給付の費用が年々増大しております。これを止めるにはなかなか難しいものがありまして、その加入者皆様方が努力されて、そういったけがや病気にかかるのを防ぐことができるならばこれが一番いいことであります。それもなかなか難しいということで、将来的には3割負担が4割になるかもしれません。そういった可能性も否定できな

いわけであります。そしてまた、低く抑えるためには、政府が逆に規制を掛けて、医療費やそういった薬価に対して値上げを抑えるとか、そういった規制は国からする。そして、この審議の中で、22号の審議の中で出てきました執行部の一つの例でありますという形で聞いたものですね、ある国では、もうこれ以上医療行為を行っても助かる見込みがないという判断をされた場合は、もう医療行為は行わないと、延命治療を行わないと。それによって、かなり医療費が抑制できるというような、そういった尊厳死の問題さえ取り沙汰される国もあるそうであります。こういったことを考えますれば、確かに値上げというものは喜ばしいものではありませんが、この制度、皆保険を運営していく上では、何かを変えていかなければこの維持できないということが考えられます。実際、介護保険も1割負担ということで、この高齢化社会を迎えましたからには、とてもこれから先を考えたときに、まだまだ料金は上がるか、それとも負担率が変わるか、そういったことが考えられます。ちなみに、アメリカあたりを見てみますれば、この保険制度が充実しておりませんので、中には家族が病気やけがの場合、医療費が払えないということで、そこの長兄あたりが軍隊に入隊して一時金でその医療費を支払うといったような、そういったことも聞き及びます。ですから、この国民健康保険税といったときには、払う義務を負います。そして、法治国家でありますから、法律に則ってきちんと執行していくべきだと考えられるものと思いますので、この議案第22号、25号、27号、そして関連します18号も賛成の立場を表すものであります。

そして、1つだけ反対の26号、農業集落排水特別会計、これについては反対の立場を表明するものであります。委員長の報告を聞きましたが、この運営、採算性、そういったものがどうも審議されているようには思えなかったということです。我が議会は、委員会主義をとっておりますので、委員会において効率的に、より深く議論をしていただきたいと思っております。実際、この農業集落排水は、今後の見通しというものをきちんと立てておかないと、非常にのちのち大きな負担が町民の方々にかかってくるものと考えられます。実際、先ほど普及率、いろんなものを言われましたけれども、その地域というものの人口の動態を考えますれば、減少しております。ということは、そういった社会資本がこの後負担する人というものが少なくなって、しかしながら借金は残ってきます。そうしたならば、一般会計を出さなくてはならない。借りたお金は返さなくてはならないということでもあります。実際、この審議をされました、統括されておられます委員長が一般質問でも人口問題というものを取り上げられて、人口が減少したならば既存の公共施設は余ることになるというふうな指摘をされておりましたが、まさにこのことを私は言っておられるのではないかなと思って聞きましたけれども、委員会では審議されていないと。一般質問とそういった審議、全町民に関わるかもしれないものには結びつかないというふうにしかならぬので、私はこの26号については反対の立場を表明するものであります。

議案各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第26号の平成23年度農業集落排水特別会計予算について、私は賛成

の立場から討論を行います。

農集排は、農村地域に下水道を敷設するというので、確かにご指摘のような懸念が全く心配されないわけではないと思います。さらに人口がどんどん減って過疎化が進めばという心配もございます。しかしながら、この中心市街地については一般公共下水道で対応いたしております。農村地域は、いわゆる合併浄化槽で対応している、全国でそういう事例もあるようですが、ものすごく家が点在をしているようなところは合併浄化槽の方がうんと安上がりだということは我々も研修で学んできたところでもあります。しかし、現在進められております農集排は、ある程度まとまった集落、ここに配管をやっていけば管の設備がどのくらい使えるかというのを尋ねましたが、現在では80年、あるいは100年は使えるということです。ですから、一旦布設をしてしまえば、そういう50年、100年単位で考えれば、合併浄化槽に比べても決してひけをとらないと、そういう観点から我々もこの農集排に賛成をしてきたところでもあります。もとより、この町内でも農集排の計画外のところもあります。点在しているところは、本当は引っ張ってあげたいけど、それこそ費用対効果の面でとても合わないということで区域外のところもあります。そういうところは合併浄化槽で対応をして、ある程度まとまったところは農集排で対応をします。それとも料金面についても同じ町民でありますから、公共下水道とあまり差のない形で徴収するのは当然であると思うわけです。

以上のような観点から、私たちはこの農業集落排水特別会計について賛成をするものであります。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第13号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町防災行政無線通信施設の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津菊陽水道企業団規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、菊池広域連合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり否決されました。

次に、議案第21号、平成23年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第21号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成23年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成23年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。こ

の採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成23年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は自席に配付のとおりです。

請願第4号、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願の取り下げについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は取り下げです。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、請願第4号、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願の取り下げについては委員長の報告のとおり取り下げることに決定いたしました。

陳情第5号、中小業者の仕事確保を求める陳情書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第5号、中小業者の仕事確保を求める陳情書については委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 議案第29号 平成22年度大津町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、議案第29号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） こんにちは。ただいま今回提案いたしました28件の議案につきまして1件だけ残念ながら持ち越しというか、否決されましたことになっておりますけれども、後の案件につきまして審議させていただきまして本当にありがとうございました。

追加提案のご説明を申し上げます。議案第29号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を申し上げます。

去る11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。報道によりますと、亡くなった方、行方不明の方が合わせまして2万3千人以上を超え、世界最大級の大災害となり、また福島原子力発電所では、核燃料が露出し、懸命な復旧作業をされておりますが、危険な状態は回避できず、依然として予断を許さない状態であり、周辺住民の方は避難生活を余儀なくされ、大変不安定な生活をされております。さらに、今回の震災が我が国の社会や経済に及ぼす影響は図り知れず、戦後最大の危機にあるといっても過言ではあまりせん。今こそ国民が団結し、この難局に立ち向かうことが大切であると考えております。

大津町といたしましても、被災地の一刻も早い復興支援のため、役場の非常用備蓄用品や住民の皆さんから提供いただいた毛布、タオルなどの物資的支援を行い、またご協力いただきました義援金3月23日までに285万8千676円とともに町としての災害見舞金として1千万円の補正予算をお

願いするつもりです。今回の補正は、財源につきまして予備費で対応することとしており、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9千734万8千円とするものです。議案第29号につきましては、平成22年度一般会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明資料は、大津町一般会計補正予算（第6号）の5ページから6ページに記載しております。よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成23年第1回大津町議会定例会を閉会します。

午後2時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年3月24日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 永 田 和 彦

大津町議会議員 松 永 幸 久